

早稲田大学審査学位論文

博士（スポーツ科学）

全国高等学校総合体育大会の成立過程に関する研究
－1948年から1965年までを対象時期として－

A study on the establishment of Inter-High School
Championships:
Focus on the period from 1948 to 1965

2019年7月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

金 暉

JIN, HUI

研究指導教員： 友添 秀則 教授

目次

序章	1
第 1 節 問題の所在と研究の目的	2
第 1 項 問題の所在	2
第 2 項 研究の目的	4
第 2 節 先行研究の検討	5
第 1 項 日本近代のスポーツ史・学校体育史に関する研究	5
第 2 項 対外競技基準に関する研究	6
第 3 項 運動部活動の歴史に関する研究	7
第 4 項 先行研究の批判的検討	8
第 3 節 本研究の課題・方法・意義	10
第 1 項 本研究の課題	10
第 2 項 本研究の方法	11
第 4 節 本研究の限界	23
第 5 節 本研究の構成	24
第 1 章 全国高等学校体育連盟の設立と競技会主催権の確立（第 I 期：1948—1952）	31
第 1 節 全国高等学校体育連盟の設立	32
第 1 項 社会背景と対外競技基準の通達	32
第 2 項 都道府県高等学校体育連盟の設立	34
第 3 項 全国高等学校体育連盟の設立	37
第 2 節 全国高等学校陸上競技対校選手権大会の開催と全国高等学校体育連盟の組織化	42
第 1 項 全国（旧制）中等学校陸上競技対校選手権大会の開催状況	42
第 2 項 第 1 回全国高等学校陸上競技対校選手権大会の開催	45
第 3 項 全国高等学校体育連盟陸上競技専門部の設置	46
第 3 節 高等学校体育連盟の設立後の活動実態と社会的位置づけ	53
第 1 項 高等学校体育連盟の経費と役員	53

第2項	高等学校体育連盟と関係団体の関係	55
第3項	高等学校体育連盟の事業	56
第4項	高等学校体育連盟の社会的位置づけ	59
第4節	全国高等学校体育連盟と全国高等学校野球連盟の対立	61
第1項	全国高等学校野球連盟の成立と全国高等学校野球選手権大会の開催	61
第2項	全国高等学校体育連盟と全国高等学校野球連盟との折衝	64
第3項	東京都高等学校野球連盟の結成	68
第5節	全国高等学校体育連盟の競技会主催権の確立	72
第1項	体育振興委員会の答申からの検討	72
第2項	全国高等学校体育連盟と日本体育協会との交渉	74
第3項	学徒スポーツ審議委員会の結成	77
第4項	「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定	79
第6節	本章のまとめ	83
第2章	全国高等学校体育連盟の活動変遷と性質の変容（第II期：1953—1961）	94
第1節	1954年の対外競技基準の改訂と全国高等学校体育連盟「全国大会開催基準要項」の制定	95
第1項	1954年の対外競技基準の改訂	95
第2項	1954年の対外競技基準改訂に対する全国高等学校体育連盟の対応	98
第2節	1957年の対外競技基準の改訂と高等学校スポーツ中央審議会の発足	104
第1項	1957年の対外競技基準の改訂	104
第2項	高等学校スポーツ中央審議会の発足	107
第3項	毎日新聞社の競技会共催に対する全国高等学校体育連盟の対応	111
第3節	オリンピック体制の確立	114
第1項	スポーツ振興審議会の設置と答申	114
第2項	「スポーツ振興法」の制定	117
第3項	東京オリンピック選手強化対策本部の設置	120
第4節	全国高等学校体育連盟の組織の性質の変容	123
第1項	全国高等学校体育連盟に対する国庫補助金の交付	123
第2項	全国高等学校体育連盟による「国際競技参加基準」の制定	127

第3項	1961年の対外競技基準の改訂	129
第4項	競技団体の選手強化策と全国高等学校体育連盟競技専門部の対応	132
第5項	全国高等学校体育連盟の組織の性質の変容	138
第5節	本章のまとめ	142
第3章	全国高等学校総合体育大会の成立（第III期：1962—1965）	161
第1節	全国高等学校総合体育大会の始動	162
第1項	全国高等学校総合体育大会の開催に対する日本放送協会の後援	162
第2項	全国高等学校総合体育大会趣意書の制定	165
第3項	開催地新潟県での全国高等学校総合体育大会への準備	170
第2節	1963年全国高等学校体育大会の開催	175
第1項	全国高等学校総合体育大会の開催に対する各方面の反響	175
第2項	全国高等学校体育連盟と日本体育協会との交渉	178
第3項	1963年全国高等学校体育大会の開催と競技団体からの批判	184
第3節	1964年全国高等学校体育大会の開催	190
第1項	全国高等学校体育連盟と日本陸上競技連盟との交渉	190
第2項	1964年全国高等学校体育大会の開催をめぐる交渉	193
第4節	全国高等学校総合体育大会の成立とその社会的位置づけ	200
第5節	本章のまとめ	204
結章	本研究の総括と今後の課題	216
第1節	本研究の総括	217
第2節	結論	222
第3節	今後の課題	226

図・表一覧

図序-1	本研究の分析視角	13
図 1-1	全国高等学校体育連盟組織構成及び日本体育協会との関係図	52
表序-1	本研究の時期区分	11
表序-2	都道府県高等学校体育連盟の刊行物発行状況	14
表序-3	各競技専門部の刊行物の発行状況	17
表 1-1	各都道府県高等学校体育連盟設立年表	35
表 1-2	各都道府県高等学校体育連盟初代会長の勤務先と役職	36
表 1-3	全国高等学校長協会会長と全国高等学校体育連盟会長と東京都高等学校体育連盟会長対照表	39
表 1-4	1951 年度静岡県高等学校体育連盟収支予算書	40
表 1-5	全国（旧制）中等学校陸上競技選手権大会開催年代と主催者一覧表	44
表 1-6	1953 年度全国高等学校体育連盟陸上競技部決算表	50
表 1-7	1954 年第 7 回全国高等学校陸上競技対校選手権大会歳入歳出予算書	50
表 1-8	静岡県高等学校体育連盟 1952 年度スケジュール（陸上競技）	54
表 1-9	1953 年度高等学校体育連盟各種目別大会開催予定数	56
表 1-10	体育振興委員会関係者名簿	93
表 2-1	1957 年高等学校スポーツ中央審議会委員名簿	109
表 2-2	第 9 回全国高等学校駅伝競走大会会計	110
表 2-3	スポーツ振興審議会委員一覧	115
表 2-4	1958 年文部省体育局体育課及び運動競技課役員表	117
表 2-5	1959 年度文部省体育局予算表（体育振興特別助成金一部抜粋）	124
表 2-6	1958 年度全国高等学校体育連盟収支予算表	125
表 2-7	1959 年高等学校スポーツ中央審議会委員名簿	128
表 2-8	（日本陸上競技連盟）オリンピック東京大会強化指導本部委員一覧表	135
表 2-9	1961 年度全国高等学校体育連盟陸上競技部歳入歳出決算書	137
表 3-1	第 1 回から第 20 回までの国民体育大会参加人員一覧表	166
表 3-2	「全国高等学校総合体育大会趣意書」	168

表 3-3	1963 年全国高等学校体育連盟による総合大会（夏季大会）実施の概要	172
表 3-4	1963 年度全国高等学校体育大会経費と NHK 補助金種目別分配表	173
表 3-5	1963 年度全国高等学校体育大会決算報告	188
表 3-6	1964 年度全国高等学校体育大会開催日程と場所一覧表	197
表 3-7	1964 年度全国高等学校体育大会「陸上競技」収支決算報告	198
表 3-8	1965 年度全国高等学校総合体育大会開催日程と場所一覧表	202
表結-1	本研究のまとめ	223

序章

全国高等学校総合体育大会の成立過程に関する研究を始めるにあたって、問題の所在、研究の目的・課題・方法等を示す必要がある。そこで、序章では、第 1 節において問題の所在と本研究の目的を述べる。第 2 節では、本研究に関わる先行研究の検討を行い、第 3 節で本研究の課題・方法・意義を明示する。第 4 節では、本研究の限界、第 5 節で本研究の構成を示す。以上によって、本章では、本研究全体の方向性を示していく。

第1節 問題の所在と研究の目的

第1項 問題の所在

運動部活動とは、中学校や高等学校（以下「高校」と略す）でスポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的・自発的な参加により、顧問教員の指導の下で行うような日本で独自の発展を遂げたスポーツ活動である（文部科学省，2013）。学校教育の一環として位置づけられた運動部活動に期待される教育的役割は大きい。

しかし、運動部活動は、教育と競技の葛藤、地域への移譲、体罰や暴力的指導等、多くの問題を抱えている（友添，2016）。近年、生徒の運動部活動での練習時間が長いことや、指導教員の長時間勤務の問題が大きな社会問題として取り上げられている（朝日新聞，2017；内田，2017）。このように、生徒も教員も疲弊する状況が指摘される中、運動部活動は従前と同様の運営体制では、維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。これに対して、文部科学省（以下「文科省」と略す）^{（注1）}は2018（平成30）年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」と略す）を作成し、運動部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備等について規定した。

ガイドラインの制定において、競技会の見直しも1つのキーワードとなっていた。ガイドラインの作成会議では、競技会の運営等について、日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」と略す）^{（注2）}、全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」と略す）^{（注3）}の試合の枠組み、あるいは組織の在り方の再構築等が提言された（文部科学省，2018a）。そして、ガイドラインでは、競技会参加資格の在り方、規模もしくは日程等の在り方や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し、そして、生徒や運動部顧問の過度の負担とならないよう、学校の運動部が参加する競技会の統廃合と数の上限の設定等が要請された（文部科学省，2018b）。

このように、競技会の在り方は運動部活動の問題改善の1つの大きな影響要因となっており、運動部活動の運営体制の再構築を考える上で、看過することのできない重要課題であると考えられる。

高校段階においては、全国高等学校総合体育大会（以下「高校総体」と略す）^{（注4）}とその主催者である全国高体連は高校の運動部活動に大きな影響を与えている。高校は生徒の基礎運動能力の発達が完了する時期とされており（マイネル・K，1981；三木，1988），競技選手育成の重要な時期ともいえるだろう。一部の競技種目においては、高校生でオリンピック大会に出場することも珍しくない。実際には、1964（昭和39）年の東京オリンピック大会では、日本選手団355人の中、高校生が14人含まれていた（中澤，2014）。

高校総体は、高校の運動部に所属する生徒を対象とした、全国規模の各種競技の総合体育大会であり、1960年代半ばから開催され、今に至っている。高校の運動部活動も高校総体の開催期日に合わせて練習のスケジュールが組まれている。2017（平成29）年度の高校

総体は、夏季大会を 30 競技で、冬季大会を 4 競技で開催され、全国から 28,739 名の高校生が予選大会を突破し、高校総体に出場している（全国高等学校体育連盟，2018a）。高校総体は高校生が出場できる競技会の中で、参加者数が最も多い総合的な競技会である^(注5)。このように、高校の運動部活動にとって、高校総体は重要なイベントとなっている。

そして、全国高体連は、高校生の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動^(注6)の普及と発展を図ることを目的とする団体であり、2017（平成 29）年では、高校総体を開催するほか、全国高等学校定時制通信制体育大会の開催、35 競技の選抜大会の共催、さらにジュニア・ユース陸上競技選手権大会等の 14 の競技会を後援していた（全国高等学校体育連盟，2018b）。このように、競技会の開催が全国高体連の中心的な事業として位置づけられている。さらに 2016（平成 28）年の統計によると、高校生の運動部加入率は 41.9%であり（スポーツ庁，2017），そのうち全国高体連に登録している高校生徒数は全国高校生徒総数の 36.2%を占めていた^(注7)。以上のことから、全国高体連は高校の運動部活動と競技会を統轄する組織といえよう。

一方で、全国高体連は高校の体育・スポーツの健全な発達を促すことを目的とする団体であるにもかかわらず、その主な事業は、競技会の開催、そして競技普及、技能向上、トップアスリートの養成を含めた選手強化等であった（全国高等学校体育連盟，2015）。そのため、体育・スポーツ活動の競技性に偏っているように見える。

また、全国高体連は生徒のニーズに応じた運動部管理と競技会運営をしているのか。ガイドラインに示されるように、「単一の学校からの複数チームの参加，複数校合同チームの全国大会への参加，学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方」（文部科学省，2018b，p. 8）の見直しが要請されたのは、全国高体連がまだ複数校合同チームの全国大会への参加を認めていないという、生徒のニーズに応じていない運動部管理をしているからではないだろうか。競技会の統廃合と数の上限の設定が要請されるのも、全国高体連が数多くの競技会を開催・後援し、毎年同じような大会を繰り返している組織になっているからではないだろうか。

そして、高校総体も、少子化が進展する中、各高校が受験生集めのため、全国的知名度を獲得するために利用されたり、大学入試の多様化により、高校生にとって有名大学に進学するための手段と化し、大学入試センター試験や大学入試に取って代わるようになった（友添，2016）。はたして高校の競技会はこれでよいのだろうか。

高校総体は戦後^(注8)すぐに開催されたわけではなく、1964（昭和 39）年の東京オリンピック大会が開催された頃に総合大会として開催された。それまでは各競技の選手権大会として開催されていた。その時期では、東京オリンピック大会に向けての選手強化が行われ、運動部活動の競技性が高まり、その反動として学校と教師の主体性確立が求められた（中澤，2011b）。この時期に開催をはたした高校総体は、成立当時からすでに選手の強化・育成や選手中心主義を内包していたのか。高校総体の開催は、学校と教師の主体性確立とどう関係していたのか。

以上のように、全国高体連と高校総体は、高校の運動部活動にとって重要な存在であると同時に、運動部活動と競技会の在り方をめぐって、いくつかの問題を抱えており、解明すべき問いが存在するといえよう。したがって、全国高体連と高校総体は、高校の運動部活動と競技会の在り方を考えるにあたって、重要な研究対象といえる。

しかし、それにも関わらず、これまでの先行研究では、全国高体連や高校総体を対象とした研究がほとんど見受けられなかった。スポーツ史研究や学校体育史研究の中に、全国高体連に言及したものが散見されたほか、戦後文部省が1948（昭和23）年に出した「学徒の対外試合について」（以下「対外競技基準（S23）」と略す）^{（注9）}の通達に関連して、全国高体連を記述したものが見られる。そして、運動部活動に関する研究において、神谷（2015）や中澤（2014）は戦後の運動部活動の競技熱の高まり、文部省政策の変遷や日本教職員組合の活動や実践等について記述してきたが、全国高体連と高校総体といった運動部活動の統括組織や運動部が参加する競技会について触れていない。日本の高校の運動部活動を統轄する団体である全国高体連がなぜ、どのように設立され、どのような活動展開を見せたのか、高校総体がどのように開催されたのか、といった基礎的な実態把握が十分に検討できておらず、その歴史は明らかにされていない。

これほどに高校の運動部活動において重要な位置を占めている全国高体連と高校総体の検討をなくして、戦後日本における高校の運動部活動の実態の詳細を十分に把握することはできないといえるだろう。したがって、全国高体連と高校総体をめぐる諸相を明らかにすることには、十分な意義があると考えられる。

本研究は上述した問題関心から、全国高体連の活動展開と高校総体の成立をめぐる諸相へのアプローチを試みる。それにより、現代の高校の運動部活動の諸問題を歴史的・社会的に位置づけ、転換期を迎える高校の運動部活動と競技会を考える上での基礎研究にしたがい。

第2項 研究の目的

本研究の目的は、全国高等学校体育連盟の設立と活動変遷を明らかにし、さらに全国高等学校総合体育大会の成立過程を明らかにすることである。

第2節 先行研究の検討

本節では、先行研究の検討を通して、先行研究の課題と本研究の位置づけについて明確にしていく。

全国高体連と高校総体に関する先行研究はほとんど見受けられない。日本近代のスポーツ史研究や学校体育史研究の中に、全国高体連に言及したものが散見される。高校総体は高校の運動部が参加する競技会であり、また、戦後の学徒^(注10)の参加する競技会は学校体育の一環として位置づけられていた。したがって、全国高体連と高校総体を検討する際に、まず日本近代のスポーツ史・学校体育史研究(第1項)を概観する必要がある。次に、戦後の学徒の競技会に直接関係している対外競技基準に関する先行研究(第2項)や、運動部活動の歴史に関する先行研究(第3項)も検討する必要がある。最後に、先行研究に対して批判的検討を加えていく(第4項)。

第1項 日本近代のスポーツ史・学校体育史に関する研究

日本近代のスポーツ史や学校体育史領域では、これまで数多くの研究がなされていたものの、全国高体連について論じたものは少ない。全国高体連に関する言及が見られる先行研究として、弘中(1973)、宮畑・梅本(1959)、関(1997)、竹之下・岸野(1983)が挙げられる。

まず、弘中(1973)は戦後の学校体育が再出発する過程の中で、競技会の氾濫から生徒を守るため、対外競技基準(S23)が通達され、高体連が「対外競技基準において示されている学徒の大会は『教育関係団体が主催する』という規定にバックアップされて成立し」

(弘中, 1973, p. 32)と指摘している。また、競技会の主催に関しては「戦前から日本体育協会や種目別スポーツ団体、あるいは上級学校や新聞社などの主催のもとに大会が開かれており、新たにつくられた高等学校体育連盟が、その主体性を確保することは非常にむずかしかった。大会運営(主催)をめぐる、日本体育協会やスポーツ団体との調整をはかる点が、大きな課題であったのである」(弘中, 1973, p. 32)と指摘している。

次に、竹之下・岸野(1983)は戦前の学校スポーツに関して学校関係者の発言力が弱く、新聞社や民間スポーツ団体が実績と発言力を持っていたことに言及し、そして戦後にスポーツが急速に拡がって過熱化し、放置すれば学校に危機を招くことが予想され、文部省が対外競技基準(S23)の通達を出したが、民主化改革の中、スポーツ奨励が強調され、全国高体連は「高等学校スポーツの自主的管理を主たる機能として生まれた」(竹之下・岸野, 1983, pp. 251-252)と指摘している。

また、宮畑・梅本(1959)は学校スポーツの歴史を概観し、運動部活動と対外競技の現状を分析する中、全国高体連について言及している。宮畑・梅本(1959)は全国高体連には種目別の競技専門部がおかれ、これらの競技専門部がそれぞれ担当する競技の全国大会を各競技団体と協力して企画運営しているが、野球に関しては、全国高等学校野球連盟(以下「全国高野連」と略す)^(注11)が、硬式野球と軟式野球を統轄し、これらの全国大会の開

催運営にあたっていると指摘している。

そして、関(1997)は戦後の日本のスポーツ政策の構造と展開を歴史的に解明する中で、1950(昭和25)年に日本体育協会内に設立された学徒スポーツ審議委員会に全国高体連の代表が加わっていたこと、そして1960(昭和35)年に発足した東京オリンピック選手強化対策本部(以下「選強本部」と略す)に全国高体連の代表もその役員となっていたことに言及していた。

以上の先行研究は、戦後文部省が出した対外競技基準(S23)と関連して全国高体連に言及し、対外競技基準(S23)のバックアップを得て、高校の体育・スポーツ活動を管理運営するため全国高体連が設立されたことを指摘している。また、全国高体連はすべての競技種目を統轄していないことや、その活動に日本体育協会(以下「日体協」と略す)^(注12)の影響を受けていることが示唆される。しかし、これらの研究は全国高体連について概説的な指摘に留まっており、全国高体連設立の詳細や活動変遷については、あまり触れられていない。

第2項 対外競技基準に関する研究

前項において、全国高体連の設立には対外競技基準と関連していたことは確認できた。以下では、対外競技基準に関する先行研究の中で、全国高体連がどのように言及されていたのかについて概観していく。

まず、草深(1992)は「野球統制令」の廃止過程と対外競技基準(S23)の制定過程を明らかにする中で、全国高体連について言及している。草深は、対外競技基準(S23)が制定される前、当時の文部省体育課長が民間情報教育局に提出した「学徒の対外試合についての私案」の中に全国高体連を設けることが提案されていたこと、そして、全国高体連規約の「本連盟加盟校は本連盟が承認した大会以外には出場することはできない」(草深, 1992, p. 122)という規定から、全国高体連が対外競技基準の履行を統制する団体として設立されたと指摘している。

次に、梅本(1969)は1969(昭和44)年までの対外競技基準の3回にわたる改正の変遷を明らかにしている。梅本は、1961(昭和36)年の第3回の改正において、教育関係以外の団体が競技会主催者に加わることの可否について審議する「高等学校スポーツ中央審議会」の存在に言及し、そしてその構成メンバーに全国高体連が入っていることを記述している。

また、丹下(1959)は、対外競技と高校体育について検討する中で、学校教育の一環としての運動部活動の指導ができる体制を確立するには、「高体連の自主性の確立がまず必要」(丹下, 1959, p. 32)と述べている。そして、「高体連の中心的な仕事は対外試合の企画運営にあるようで、スポーツ団体と同じような印象を受けている」、「高体連の性格をいっそう明確にする必要がある。高体連は日本体育協会やその加盟団体と違ってスポー

ツの振興に主眼があるのではなくて、体育の振興に主眼があるべきである」(丹下, 1959, p. 32) と指摘している。

そして、竹田 (1965) は教育外部からの干渉と学校側の責任に焦点を当て、1954 (昭和 29) 年・1957 (昭和 32) 年・1961 (昭和 36) 年に三度改正された対外競技基準について、それぞれの改正に至った誘因と改正の要点を明らかにしている。竹田は対外競技基準 (S23) が出された後、学校体育指導者の組織が結成され、学徒のスポーツの問題に関する審議や競技会開催などの事業を教育者の手で行うべきと主張し、日体協と対立したが、全国高体連と日体協が会談し「『高体連および各種スポーツ統轄団体は、ともに教育関係団体として、学徒の競技会を協力態勢で開催する』方針を申合わせたことによって一応落ち着いたが、その後も両者は『積極的な歩みよりの誠実さを示さなかった』」(竹田, 1965, p. 67) と指摘している。

以上の先行研究から得られるものとして、全国高体連が対外競技基準を履行するために設立されたこと、そして対外競技基準の改正により、全国高体連が競技会主催者に教育関係以外の団体を加えるかを審議する側になっていたことがわかる。また、全国高体連の性格が不明確で、主体性が確立していない状況が窺える。しかし、いずれの研究も全国高体連について断片的に言及しているだけであり、対外競技基準の制定や改正をめぐる諸相のうち的一端として取り上げられたにすぎない。

第 3 項 運動部活動の歴史に関する研究

高校の運動部活動と競技会を統轄する団体として、全国高体連を検討する際に、運動部活動の歴史に関する先行研究も当たる必要がある。

まず、内海 (1998) は戦後の運動部活動の各時代ごとの特徴についてまとめ、部活動行政の構造と施策について記述するとき、日本中体連の組織と運営について検討したが、全国高体連に関しては触れていない。

また、神谷 (2015) は戦後の運動部活動の歴史を、文部省の政策の変遷と教育制度の歴史と関連つけながら記述し、各時代の運動部活動の位置づけや教育内容を、教育論の問題と結びつけて検討している。教員手当や対外試合の体制等の観点だけでなく、教員評価や教員採用試験といった観点からも運動部活動の歴史を振り返った。

そして、中澤 (2011a, 2011b) は戦後の運動部活動の歴史を 10 年ごとに区分し、その実態、政策、そして議論の変遷を明らかにしている。中澤は、終戦直後から 1950 年代前半の政策の特徴は生徒による自治と文部省による統制の二重性であり、1950 年代後半から 1960 年代までの政策の特徴は、東京オリンピック大会の開催による文部省統制の緩和と競技性の高まりにあると指摘している。そして終戦直後から 1950 年代の議論の特徴は学校と教師のかかわりの必要性が叫ばれた点にあり、1960 年代の議論の特徴は選手中心主義への批判と学校・教師の主体性確立の必要性が叫ばれた点にあることを明らかにしている。

このように、運動部活動の歴史に関する先行研究では、主に運動部活動の時代的特徴や文部省の政策や制度を中心に展開されていたが、全国高体連と高校総体といった運動部活動の統括組織や運動部活動が参加する競技会の視点からの検討はなされていなかった。

第4項 先行研究の批判的検討

前項において先行研究を概観してきたが、全国高体連に関しては、いくつかの指摘が見られる。しかし、それらの研究は全国高体連や高校総体に焦点を当てた研究ではない。そのため、全国高体連については、断片的な言及や概説的な指摘に留まっている。全国高体連の変遷や高校総体の成立の歴史については、まだ明らかにされていない点が多く残っている。以下では先行研究の批判的検討を行っていく。

先行研究を具体的に検討したとき、以下のような疑問に突き当たる。

1つ目に、「全国高体連の設立の詳細と競技会主催権の確立はどのようなものなのか」という点である。

まず、全国高体連の設立に関して、対外競技基準（S23）の制定と関連していること、そして、対外競技基準（S23）の規定にバックアップされて設立したことが確認できる。しかし、全国高体連の設立の経緯等の詳細な状況は十分に明らかにされていない。例えば、全国高体連がどのように設立され、どのような組織形態だったのか、活動実態はどうなっているのか等については、先行研究では明らかにされていない。

次に、全国高体連に種目別の競技専門部がおかれていることは明らかにされていたが、これらの競技専門部が具体的にどのように設置され、どのような活動をしていたのかが十分に検討されていない。また、野球の競技会が全国高体連の傘下に入っておらず、全国高野連が管理運営していることも言及されているが、その原因についても十分な分析がなされていない。

そして、戦前から新聞社や日本体育協会、種目別競技団体が競技会を主催しており、学校関係者の発言力が弱かったことが指摘されている。戦後新たに設立した全国高体連が容易に競技会主催権を得ることは考え難い。しかし、先行研究では全国高体連の競技会主催権の確立についてはほとんど触れていない。

2つ目に、「全国高体連の組織と活動はどのように変容したのか」という点である。

先行研究では、全国高体連の主体性が確立していない状況と、対外競技基準の改正が全国高体連の活動に影響を及ぼしていることが確認できる。しかし、具体的に全国高体連の活動や性質がどのように変容していたのかが検討されていない。また、対外競技基準の改正と関係して設立した「高等学校スポーツ中央審議会」に全国高体連が関与していたことに言及していたが、この審議会の設立や実際の活動内容、そして全国高体連がどのように関わって、どのような役割をはたしていたのかが明らかになっていない。

そして、東京オリンピック大会の開催に向けて、対外競技基準の緩和と運動部活動の競

技性が高まる中、全国高体連は東京オリンピック選手強化対策本部の一員として組み込まれる。その反動として、学校・教師の主体性確立の必要性が叫ばれたが、全国高体連の主体性確立への動きに関する記述は確認できていない。したがって、高校の運動部活動を統轄する団体である全国高体連が、そのような社会情勢の中でどのように動いたのか、その組織と活動がどのように変容したのかについて明らかにする必要がある。

3つ目に、各競技の高校選手権大会は、「なぜ、どのように1つの総合体育大会としてまとめられて開催されたのか」という点である。

高校総体の開催が、1960年代の全国高体連の活動の中心といえる。戦後から各競技で別々の高校選手権大会が開催されていたが、1960年代半ばにそれらがまとめられ、1つの総合体育大会として、高校総体の名で開催されるようになった。高校総体に関する研究は、佐藤（1979）の「全国高等学校総合体育大会についての意識分析」に見られるのみである。佐藤は1978（昭和53）年に福島県を中心に開催された全国高等学校総合体育大会について、地元の福島県民の大会に対する関心の持ち方や受け止め方を質問紙法で調査した。しかし、高校総体がいつ、なぜ、どのような経緯を経て開催に至ったのか、何も明らかになっていない。高校総体は高校の運動部活動にとっての重要なイベントとして、運動部活動と競技会の在り方に大きな影響を与えるものであり、現在における運動部活動問題の理解と把握にも、その設立の経緯と歴史背景の解明は不可欠の視点である。このことから、高校総体の成立過程について明らかにする必要がある。

以上までの先行研究の批判的検討を踏まえ、次節では、本研究の具体的な検討課題を提示する。

第3節 本研究の課題・方法・意義

本節では、本研究の課題・方法・意義について記述していく。

第1項 本研究の課題

先行研究の検討結果から、本研究では以下の3点を本研究の課題とする。

課題①＝第1章（研究1）

本研究の1つ目の課題は、全国高体連の設立経緯や活動実態などの詳細状況と、競技会主催権の確立について明らかにすることである。これを明らかにするために、課題①では以下の5点を検討する。

まず、都道府県高体連の設立と全国高体連の設立について検討する。次に、全国高体連の種目別競技専門部の設置による組織化について検討する。つづいて、全国高体連設立後の活動実態と社会的位置づけについて検討する。そして、全国高体連と全国高野連との関係について検討する。最後に、競技会主催権の確立に当たって、全国高体連と日体協との交渉について検討する。

以上に示した一連の課題を明らかにする作業を、本研究における「研究1」とする。

課題②＝第2章（研究2）

本研究における2つ目の課題は、対外競技基準の改訂や東京オリンピック大会の開催などの状況下で、全国高体連の組織と活動の変容と主体性確立^(注13)への動きについて明らかにすることである。具体的に課題②では、以下の3点を検討する。

まず、対外競技基準の改訂と関連して設立した「高等学校スポーツ中央審議会」の検討を通して、全国高体連の活動変容を明らかにする。次に、スポーツ振興審議会の設置、スポーツ振興法の制定や東京オリンピック選手強化対策本部の設置等によるオリンピック体制の確立を明らかにする。最後に、オリンピック体制が確立する社会情勢の中で、全国高体連が競技団体の選手強化に巻き込まれた状況の検討を通して、その性質の変容を明らかにする。

以上に示した一連の課題を明らかにする作業を、本研究における「研究2」とする。

課題③＝第3章（研究3）

本研究における3つ目の課題は、戦後各競技種目毎に開催された高校選手権大会が1つの総合大会とまとめられた経緯の検討を通して、高校総体の成立過程を明らかにすることである。これを明らかにするためには、課題③では、以下の3点を検討する。

まず、各競技の高校選手権大会を1つにまとめ、総合大会として高校総体を開催する計画はどのように提出され、そしてどのような反響を受けたのかについて明らかにする。次に、高校総体の開催をめぐる、全国高体連と日体協や各競技団体とどのような交渉をし

たのかについて明らかにする。最後に、高校総体の成立とその社会的位置づけについて明らかにする。

以上に示した一連の課題を明らかにする作業を、本研究における「研究 3」とする。

第 2 項 本研究の方法

1) 本研究の時期区分

本研究の時期区分に関しては、先行研究の検討と前項における本研究の課題から、以下の時期区分を設定した上で分析を行っていく（表序-1 参照）。

表序-1 本研究の時期区分

時期区分	第 I 期 (1948-1952)	第 II 期 (1953-1961)	第 III 期 (1962-1965)
	創設期 (第 1 章=研究 1)	変容期 (第 2 章=研究 2)	成立期 (第 3 章=研究 3)
主な分析対象	全国高体連の設立 ↓ 全国高体連の組織化 ↓ 競技会主催権の確立	対外競技基準の緩和 ↓ 高校スポーツ中央審議会 ↓ 全国高体連の変容	高校総体計画の提出 ↓ 日体協との折衝 ↓ 高校総体の成立

第 I 期（1948-1952）は、全国高体連の設立から、競技専門部の設置による組織化を経て、日体協との交渉を通して競技会主催権を確立するまでの時期を創設期に設定する。

第 II 期（1953-1961）は全国高体連が競技会主催権を確立してから、対外競技基準が 3 度目の改正をむかえ、同時にスポーツ振興法が公布される年でもある 1961（昭和 36）年までの時期を変容期に設定する。

第 III 期（1962-1965）は高校総体の計画が提出されてから、全国高体連が日体協や種目競技団体との折衝を通して、大会を全国高等学校総合体育大会の名称で、総合大会として開催した 1965（昭和 40）年までの時期を成立期に設定する。

本研究が高校総体の成立までの時期を研究対象とする理由は、以下の通りである。

戦後 1948（昭和 23）年から 1965（昭和 40）年までの高校の全国大会は、各競技種目で別々に開催されていきたが、1960 年代初め、全国高体連が別々で開催されて来た各競技種目の全国大会を同じ期日、同じ地域で 1 つの総合大会としての高校総体を開催しようとしていた。本文で詳細に検討するが、全国高体連は 1963（昭和 38）年と 1964（昭和 39）年のに高校総体の開催を実現しようとして、大会の名称や主催者について、日体協や各競技団体と折衝を重ねたが、実現できなかった。そして 1965（昭和 40）年に全国高体連と各関

係団体全員が納得した形で高校総体が開催され、高校の全国大会の在り方が大きく変わった。このように、高校総体の実現にはいくつかの屈折があった。

そして、1965（昭和40）年以降に開催された高校総体を見てみると、大会の開催形式として、各競技種目別の全国大会の名称の上に、「XX年度全国高等学校総合体育大会」が冠せられていたこと、高校総体の主催者は全国高体連、開催都道府県同教育委員会、各競技団体となっていたこと、開催経費の多くを全国高体連が負担していたことから、現在まで続けられてきた高校総体は1965（昭和40）年の高校総体が成立した時の開催形式とほとんど変わっていない（昭和41年度全国高等学校総合体育大会青森県実行委員会事務局，1967；昭和44年度全国高等学校総合体育大会群馬県実行委員会事務局，1969；昭和55年度全国高等学校総合体育大会愛媛県実行委員会，1981；平成元年度全国高等学校総合体育大会高知県実行委員会，1990；全国高等学校体育連盟，1998；全国高等学校体育連盟，2018c）。このように、1965（昭和40）年以降の高校総体の開催に大きな変化がなかったと考えられる。

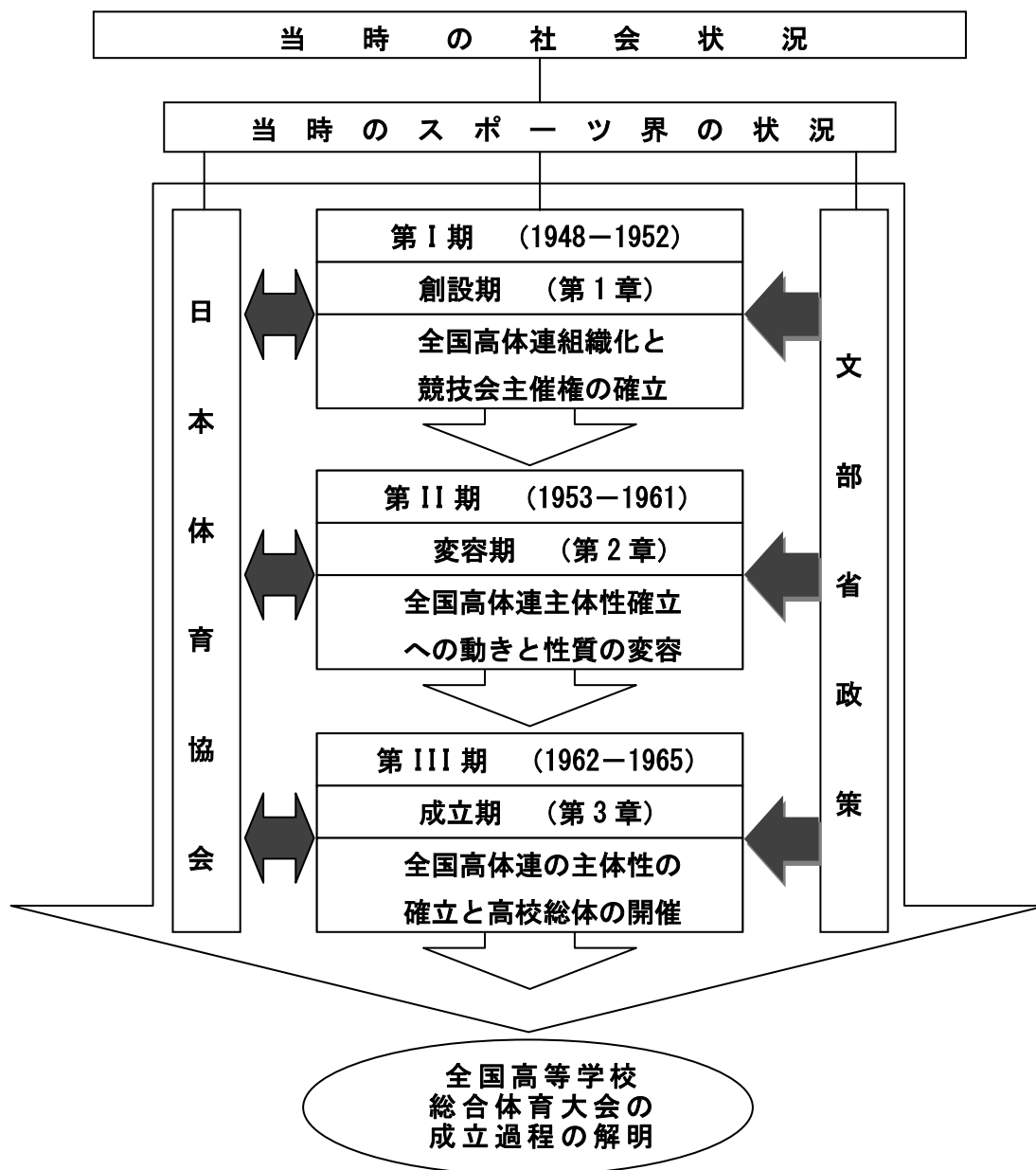
こうした高校総体の開催をめぐる状況、さらには、先述したように、全国高体連と高校総体に関する研究がほとんど行われていないという状況に鑑みれば、まずは高校総体の確立までの時期に焦点を当て、全国高体連の活動変遷と高校総体の成立とその社会的位置づけを明らかにすることが、研究を進展させていく上で必要な作業と考える。したがって、本研究は、1965（昭和40）年の高校総体の成立までの時期を研究対象とする。

2) 本研究の分析視角

日本の近代体育・スポーツ史研究において、体育・スポーツの発展は常に国の政治・軍事・教育などの状況と絡めながら語られてきた（今村，1970；入江，1991；木下，1970；高津，1994；竹之下・岸野，1983）。また、戦後の体育・スポーツに関する研究も、政策や法律、経済状況などとの関連からその展開を語っている（井上，1970；前川編，1973；関，1997；内海，1993）。つまり、体育・スポーツの歴史と展開を語るには、体育・スポーツ界内部の状況だけでなく、それを取り巻く社会全体の状況はもちろん、その社会状況が体育・スポーツ界に与える影響や変化、あるいは相互間の関係構造をも分析しなければならない。

本研究が対象とする全国高体連と全国高体連が主催する高校総体もまた、戦後改革期と東京オリンピック大会の開催期という特殊な時期に成立されていた。そのため、本研究においても、全国高体連内部の検討だけでなく、当時の社会状況の検討を踏まえ、全国高体連の設立と高校総体の開催と関連する体育・スポーツ界内外の状況やその相互間の関係構造をも分析の視野に入れなければならない。より具体的にいえば、社会状況の把握を前提に、当時国の体育・スポーツ政策の制定を担う行政機関である文部省、当時の日本のスポーツを統轄する組織ともいえる日本体育協会、そして本研究の研究対象である全国高体連と高校総体の三者間相互関係を検討しながら、文部省の政策と日体協の活動が全国高体連

の活動と高校総体の成立に与える変化と影響を分析する枠組みである。
したがって、本研究の分析視角は、図序-1のように図式化される。



図序-1 本研究の分析視角

3) 本研究で用いる史・資料

上記の分析視角に沿って、本研究では、全国高等学校総合体育大会の成立過程を明らかにしていく上で、高体連の史・資料を主資料として使い、日体協の史・資料と文部省の史・資料なども用いていく。

①高体連の史・資料

・都道府県高体連の機関誌

都道府県高体連の刊行物発行状況は表序-2のようにまとめられる。本研究の主資料として、静岡県高体連，群馬県高体連，埼玉県高体連，神奈川県高体連，そして新潟県高体連の5県の高体連機関誌を収集した。

表序-2 都道府県高等学校体育連盟の刊行物発行状況

都道府県	刊行物発行状況	都道府県	刊行物発行状況
北海道	1952年から機関誌発行	滋賀県	1961年に15年史を発行
青森県	1958年から機関誌発行	京都府	1961年から機関誌発行
岩手県	1959年に10年史を発行	大阪府	1977年に30年史を発行
宮城県	1951年から機関誌発行	兵庫県	1978年に30年史を発行
秋田県	1950年から機関誌発行	奈良県	1958年から機関誌発行
山形県	1957年から機関誌発行	和歌山県	1954年から機関誌発行
福島県	1952年から機関誌発行	鳥取県	1960年から機関誌発行
茨城県	1958年に10年史を発行	島根県	1963年から機関誌発行
栃木県	1976年から機関誌発行	岡山県	1952年から機関誌発行
群馬県	1951年から機関誌発行	広島県	1969年から機関誌発行
埼玉県	1957年から機関誌発行	山口県	1952年から機関誌発行
千葉県	1956年から機関誌発行	徳島県	1958年に10年史を発行
東京都	1958年に10年史を発行	香川県	無し
神奈川県	1955年から機関誌発行	愛媛県	1953年から機関誌発行
山梨県	1957年から機関誌発行	高知県	1981年に30年史を発行
新潟県	1955年から機関誌発行	福岡県	1976年から機関誌発行
富山県	1978年に30年史を発行	佐賀県	1977年から機関誌発行
石川県	1964年から機関誌発行	長崎県	1984年から機関誌発行
福井県	1964年から機関誌発行	熊本県	1997年に50年史を発行
長野県	1972年から機関誌発行	大分県	1997年に50年史を発行
岐阜県	1957年から機関誌発行	宮崎県	1969年に20年史を発行
静岡県	1952年から機関誌発行	鹿児島県	1987年に20年史を発行
愛知県	1992年から機関誌発行	沖縄県	1968年から機関誌発行
三重県	2002年から機関誌発行		

（『全国高体連40年史』（全国高等学校体育連盟，1988），『全国高体連50年史』（全国高等学校体育連盟，1998）を参考に筆者作成

※一部の刊行状況は筆者が電話で高体連事務所に確認）

静岡県高体連機関誌『高校の体育』は1952（昭和27）年4月に創刊され、現在まで発行され続けている。静岡県高体連の設立後間もない時期に発行され、その内容としては、県高体連役員、県教育委員会や県体協の役員の論説、各種懇談会の内容、各競技専門部の年間活動報告と競技会の結果等が記述され、高体連の活動状況のほか、県教育委員会や県体協の高体連に対する考えなどを窺うことが出来る。

群馬県高体連機関誌『高校の体育』（第20号から「高体連」に改名）も同様に、群馬県高体連設立3年後の1951（昭和26）年に創刊され、現在も発行され続けている。その内容は、県高体連会長、理事長、県教育長や県体協会長の言説、各競技専門部の活動状況や県内高校の教員と生徒の言説が記されており、また、創刊号には、県内高校の運動部活動に関する実態調査や各都道府県高体連の実態調査などの貴重な資料が収録されている。

埼玉県高体連機関誌『高体連』は1957（昭和32）年に創刊され、その内容は、県高体連役員の話と各競技専門部の活動状況が主要となっているが、全国高体連理事会報告や高校スポーツ中央審議会規約、高校総体開催基準要項などの資料が各号に収録されている。また、全国高体連陸上競技部初代部長にして、後に全国高体連理事長となる高田通の言説がしばしば埼玉県高体連機関誌に載せられていることから、埼玉県高体連機関誌『高体連』は、全国高体連の動向を追う際に参考価値が高いと考えられる。

神奈川県高体連機関誌『会報』は、1955（昭和30）年に発行され、各競技専門部報告と競技会記録が主な内容となっているが、当時の全国高体連副会長をも務め、神奈川県高体連二代目会長でもある佐藤秀三郎の言説が『会報』の各号に載せられており、本研究を遂行するにあたって重要な資料になると考えられる。

新潟県高体連機関誌『高体連年報』を収集した理由として、1963（昭和38）年に全国高体連は高校総体を開催しようとして、新潟県を主会場として大会を総合大会形式で開催した。新潟県高体連機関誌『高体連年報』は、1963年の大会開催に向けての全国高体連の動向や大会開催の反響などが記されていることから、高校総体の成立を解明する上での重要な資料になると考えられる。

以上の理由から、この5県の高体連機関誌を本研究の主要な資料として位置づけられると判断した。また、本研究の遂行にあたって、最初に東京都高体連の機関誌の収集を行ったが、1965（昭和40）年以前の機関誌は現存するものとして、1958（昭和33）年に発行された『東京高体連10周年記念誌』、1960（昭和35）年に発行された『東京都高体連国体記念号』と1961（昭和36）年に発行された『東京高体連年鑑』の3冊のみであった。この3冊では、全国高体連の役員の話や全国高体連理事会の状況、そして東京オリンピック大会の開催をめぐる、選強本部と東京都高体連との座談会記録が記されていた。当時の社会情勢下で全国高体連の変容について窺えることが出来ると考えられる。したがってこの3冊の東京都高体連機関誌も用いることとする。

- ・全国高体連の年史『全国高体連四十年史』，『全国高体連五十年史』

全国高体連の公的な刊行物として，『全国高体連四十年史』，『全国高体連五十年史』，『全国高体連ジャーナル』が挙げられる．しかし，『全国高体連ジャーナル』は2001（平成13）年から全国高体連の機関誌として年2冊発行されているが，内容としては2001年以降の全国高体連活動報告，高校総体の報告，スポーツ知識や高校運動部員と指導者の声など，全国高体連や高校総体の歴史についての記述が確認できていないため，本研究の資料として用いることが出来ない．

『全国高体連ジャーナル』以前の刊行物として，1988（昭和63）年に発行された『全国高体連四十年史』と1998（平成10）年に発行された『全国高体連五十年史』は，各都道府県高体連と各競技専門部の歴史変遷が記述されており，全国高体連の歴代会長や役員の変遷，高校の運動部活動数と部員数の推移と各種規程集が収録されている．当該資料は，全国高体連の全体的な歴史変遷を把握する上で重要であると判断した．

- ・全国高体連陸上競技専門部機関誌『高校陸上年鑑』

表序-3に示したように，機関誌を発行している数少ない各競技専門部の中，全国高体連陸上競技部の機関誌の発行時期が最も早く，かつ毎年発行を続けている．筆者は1954（昭和29）年から発行され全国高体連陸上競技部機関誌『高校陸上年鑑』第1号（1954）～第14号（1967）を収集した．

『高校陸上年鑑』では，全国高体連役員の言説と陸上競技関係者の言論の他，陸上競技部の事業報告と大会報告や，全国高体連の動向と理事会の概要，そして日本陸上競技連盟（以下「陸連」と略す）の動きなどの貴重な資料が収録されていた．また，第1号では，全国高体連陸上競技部の沿革や高校の陸上全国大会の歴史などの内容が記されており，全国高体連の設立や組織化の経緯を解明するにあたって重要な資料になると判断した．

- ・大阪高体連陸上競技部機関誌『葦音』

大阪高体連は機関誌を発行されなかったが，大阪高体連陸上競技部は1951（昭和26）年から，機関誌『葦音』を毎年2冊発行していた．筆者は1951（昭和26）年の創刊号から1965（昭和40）年の第29号まで収集した．

『葦音』では，大阪高体連と大阪高体連陸上競技部の役員の言説や高校の陸上部の監督と選手の言論の他，スポーツに関する指導と研究，陸上競技会の記録や事業報告，そして当時のスポーツ界の状況などの貴重な資料が収録されていた．特に，編集者である大田博邦は，全国高体連陸上競技部の副部長であり，全国高体連の初仕事である第1回全国高等学校陸上競技選手権大会の開催に大きな役割をはたし，全国高体連陸上競技部の結成を促した重要人物である．彼の言説は，全国高体連陸上競技部の設立の経緯を解明するために必要であると考えた．

表序-3 各競技専門部の刊行物の発行状況

競技専門部	刊行物発行状況
陸上競技部	1954年から機関誌「高校陸上年鑑」発行
体操部	1990年に40年史発行
水泳部	無し
バスケットボール部	無し
バレーボール部	1998年に50年史発行
卓球部	1983年に50年史発行
ソフトテニス部	1979年に30年史発行
ハンドボール部	1959年に10年史発行
サッカー部	1978年から機関誌発行
ラグビー部	1977年に25年史発行
バドミントン部	1979年に30年史発行
ソフトボール部	無し
相撲部	1957年から記録集発行
柔道部	1961年に10年史発行
スキー部	1955年から機関誌発行
スケート部	1964年～1975年の間発行
漕艇部	1960年会報創刊
剣道部	1983年に30年史発行
レスリング部	無し
弓道部	1970年に20年史発行
テニス部	2011年に「高校テニス100年史」発行
登山部	1957年度から「登山部報」創刊
自転車競技部	1965年年鑑発行
ボクシング部	1987年に機関誌「こぶし」創刊
ホッケー部	2008年に50年史発行
ウエイトリフティング部	1978年に20年史発行
ヨット部	無し
フェンシング部	1979年部報創刊
空手道部	1994年に20年史発行
アーチェリー部	1986年会報創刊
なぎなた部	無し

(『全国高体連40年史』(全国高等学校体育連盟, 1988), 『全国高体連50年史』(全国高等学校体育連盟, 1998)を参考に筆者作成 ※一部の発行状況は筆者が事務局に確認)

②日体協の史・資料

・日体協理事会・評議員会議事録

日体協の活動を明らかにするために、筆者は1946（昭和21）年から1966（昭和41）年の日体協の理事会・評議員会議事録を収集した。会議の概要と結果、参会した理事、議事録によっては各理事の発言まで記録されている。したがって、日体協の理事会・評議員会議事録を精査することにより、日体協の動向と態度の内実について明らかにすることが出来ると考える。

・日体協機関誌『体協時報』

『体協時報』は1951（昭和26）年から発行された日体協の機関誌であり、国際大会の選手派遣や国民体育大会（以下「国体」と略す）の準備と開催などの事業の問題、各種スポーツ審議委員会の組織と活動の問題など、日体協が携わっているスポーツ界の諸問題について詳細に記している。

上述した日体協の理事会・評議員会議事録は日体協内の会議を記録しているが、日体協と各競技団体との会議や、文部省、全国高体連などの外部団体との会議については網羅されていない。実際、理事会・評議員会議事録に記録されていない日体協と全国高体連の懇談会の内容や学徒スポーツ審議委員会の結成経緯と会議内容の詳細が『体協時報』に掲載されていた。したがって、本研究では、『体協時報』も参照していく。

・陸連機関誌『陸連時報』

本論で詳述するように、高校総体は総合大会として開催される以前は、各種目毎の高校選手権大会として、全国高体連の各種目競技専門部と各種目競技団体が連携をとり共催されていた。そのため、高校の競技会の変遷を捉える上で、各競技団体の存在を無視することは出来ない。

特に、陸連は、1963（昭和38）年に全国高体連の高校総体計画の遂行に難色を示し、大会の後も全国高体連のやり方を批判し、翌1964（昭和39）年も全国高体連と大会の在り方について交渉を続けていた。つまり、高校総体の成立の動向を把握していく際に、陸連の存在は重要な位置を占めていると考える。以上より、陸連機関誌『陸連時報』は本研究を遂行する上で重要な資料になると判断した。

③文部省の史・資料

日本の教育行政に関する動向を把握する史・資料として、文部省の公的刊行物である『文部時報』、『教育委員会月報』、『中等教育資料』を用いる。

『文部時報』は1920（大正9）年5月の創刊から、2000（平成12）年12月まで（2001年から「文部科学時報」に改題）、80年間にわたって発行された。文部省が編集し、発行

する行政に関する情報誌として、日本と海外の教育事情の紹介や文部省の政策と施策、各種教育に関する問題が記録されている。当該資料は、当時の教育状況や文部省の動向を把握するにあたって参考価値が高いと判断した。

・『教育委員会月報』

本論で詳述することになるが、高体連の役員のほとんどが高校の校長や教員であり、高体連の活動は教育委員会の指導・監督を仰ぐのが一般的である。『教育委員会月報』は文部省の実施する施策や各都道府県教育委員会の組織と運営状況などの教育行政と関係する情報が掲載されており、教育委員会の動向や態度を検討する際の重要資料になると判断した。

・『中等教育資料』

『中等教育資料』は中学校・高校の教育事情、学習指導要領上のねらいや授業の実践、教育委員会と文部省中等教育課の動向などが紹介されており、学校体育と運動部活動の実態調査や指導管理に関する論説も多数収録されている。本研究の遂行にあたって、当該資料は有益な情報を提供できると判断した。

④その他の雑誌と新聞

・雑誌『新体育』、『体育科教育』、『学校体育』、『体育の科学』

『新体育』は日本体育指導者連盟の機関誌として、1946（昭和 21）年から 1980（昭和 55）年まで発行されていた。『体育科教育』も日本体育指導者連盟が編集し、1953（昭和 28）年から発行され、現在まで発行し続けている。『学校体育』は東京高等師範学校・学校体育研究会により編集され、1948（昭和 23）年から 2002（平成 14）年まで発行されている。この 3 つの雑誌は学校体育の指導と管理の諸問題について、文部省役員や学校体育関係者の論説を中心に掲載している、学校体育関係者の意見を代表する雑誌といえよう。

また、『体育の科学』は 1950（昭和 25）年に設立された日本体育学会の機関誌として、学校体育のほかに、保健、スポーツ医学、競技指導、日本と海外スポーツ界の紹介など、学校体育関係者のみならず、スポーツ関係者の論説も数多く掲載されている。

以上により、この四つの雑誌は当時日本の体育・スポーツ事情を把握する上で、重要な資料になると判断した。

・『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』、『アサヒスポーツ』の新聞記事

本論で詳述するように、高校総体の開催をめぐる、全国高体連は日体協と幾度の折衝をしていた。しかし、高体連の史・資料では高体連自身の活動報告が中心となることが多く、日体協の理事会・評議員会議事録と機関誌『体協時報』にも、全国高体連とのすべての会議の記録が収録されているわけではない。実際、『体協時報』に掲載されてい

ない議事録や、日体協理事会議事録より詳細な会議結果が新聞紙上に掲載される場合もあった。したがって、本研究では、新聞紙上に掲載された全国高体連と高校総体に関する新聞記事も参照する。

また、研究 1 において、全国高体連と全国高野連の関係を検討する際に、週刊『アサヒスポーツ』の新聞記事が重要な資料となる。戦前の中等学校の野球大会は朝日新聞社が主催していたが、戦後対外競技基準（S23）により新聞社が後援となり、全国高野連が主催するようになったが、実質的には朝日新聞社なしには、大会の開催が叶わない状況であった。全国高体連の設立後、野球をも傘下に収めようとした際の、全国高野連との折衝の経緯や、東京都高体連野球部が独立し、東京都高野連となることが『アサヒスポーツ』に掲載されている。したがって、全国高体連と全国高野連の関係の内実を明らかにするために、『アサヒスポーツ』の新聞記事を用いることにする。

なお、史・資料の引用に際しては、内容を変更することなく、修正しても差し支えないと思われる部分については、引用者の判断でカタカナをひらがなに改め、漢数字をアラビア数字に改め、必要に応じて濁点や句読点を加えるなどの修正を行った。また、漢字はできるだけ常用漢字を用いるように改めた。

4) 本研究の意義

①戦後日本における高校の体育・スポーツ活動の実態と社会的位置づけの検討

先述したように、運動部活動の歴史に関する先行研究では、10年ごとに年代を区切って、運動部活動の時代的特徴と文部省の政策・制度を中心に展開している。しかし、全国高体連等の運動部活動を統轄管理する団体にまなざしを向けた研究は管見の限り、ほとんどなされていない。

一方、本研究では、高校の運動部活動と競技会を管理・運営する全国高体連と全国高体連が主催する高校総体に着目し、日体協や文部省との関係を検討しつつ考察を進めていく。これにより、先行研究において、十分に注目されてこなかった人物や団体にまなざしを向けることで、戦後日本の高校の運動部活動と競技会、ひいては日本の高校の体育・スポーツ活動の実態をより詳細に明らかにすることができると考える。

また、対外競技基準により、高校の全国大会が年一回に制限され、当時の高校生にとって、高校総体は、国体を除いて年に一度しか参加できない全国大会として、極めて重要な意義を持つであろう。これほどに日本の高校の体育・スポーツに重要な位置を占めている全国高体連と高校総体の検討を抜きにして、日本におけるこれまでの高校の体育・スポーツの実態を明らかにすることはできないのではないだろうか。全国高体連と高校総体がどのように成立、変容したのか、歴史的な変化のなかでどのように位置づけられるのか、こうした疑問に答えずして、この時期の高校の体育・スポーツ状況は十分に把握することはできないといえるだろう。

したがって、高校の運動部活動と競技会の統括団体である全国高体連に着目した上で、その組織の設立と変容、そして当時の高校生にとって重要な意義を持つ高校総体の成立と社会的位置づけを考察する本研究は、戦後日本における高校の体育・スポーツ活動の実態と社会的位置づけを明らかにしていく上で、幾許かの貢献をし得る点において意義が認められよう。

②高校の体育・スポーツにおける「教育と競技」に関する考察

体育・スポーツ活動における「教育と競技」をめぐる問題に対して、戦後日本の高校体育・スポーツがどのように変容していたのか、という点について検討していく作業は、現代的意義を持つものと考えられる。なぜなら、周知のように、戦後対外競技基準により制限された学徒の体育・スポーツ活動は、教育活動と考える文部省・教育委員会・学校側の「教育の論理」と、対外競技基準の緩和を要請し、運動部を選手養成の場と捉える日体協と各競技団体の「競技の論理」が対立し、そして、競技の論理が教育の論理を押し切った一途をたどってきた（友添，2013）。それにより、現在の高校の運動部活動に体罰問題や学業との両立の問題といった種々の問題が生じているからである。

また、1964（昭和39）年の東京オリンピック大会の開催を契機として、日本では、選手強化対策は国レベルで進められ、スポーツ界における勝利至上主義が形成し、高校のスポーツ活動にも影響を及ぼし、高体連も選手強化に協力し、本来教育の場であるはずの高校の運動部活動を選手養成の場へと変質させた（関，1997；権，2006；中澤，2014）。

そして今、2020（令和2）年にオリンピック大会が再び東京で開催されることが決定され、日本では、戦略本部の設置や国立スポーツ科学センターを利用した体制強化、ナショナルトレーニングセンターの拡充整備、そして中体連・高体連を含む諸学校と連携したアスリートの発掘などが推進されている（鈴木，2016）。このように、中高生をも巻き込む競技力向上の取り組みが進められているといえよう。しかし、近年運動部活動における体罰問題、学業との両立、生徒も教員も疲弊する長時間練習といった問題が生じている。先述のように、文科省では再び運動部活動の在り方を巡る議論がなされ、全国高体連の組織の再構築や競技会の数、規模、日程等在り方が見直されている。したがって、現在においても、高校スポーツの「教育と競技」について、再考する必要があるだろう。

以上により、現在の高校スポーツにおける「教育と競技」をめぐる問題の解決が求められていると考えられる。そのためには、まずこれまでに、高校スポーツの「教育と競技」がどのように考えられてきたのか、どのように変容してきたのか、という点について明らかにしておく必要があるだろう。

したがって、本研究は、戦後改革期から高度経済成長期における日本社会の変容の中で、高校の運動部活動と競技会を統轄する全国高体連と全国高体連が主催する高校総体の成立過程を明らかにすることで、その過程に含まれた問題点を検証し、そして全国高体連と日

【序章】

本体育協会や各競技団体との関係についての検討を通して、高校スポーツにおける「教育と競技」に関する歴史の一端を解明していく点において、意義が認められると考える。

第4節 本研究の限界

先述したように、本研究は全国高等学校体育連盟の設立とその後の活動変遷、そして全国高等学校総合体育大会の成立過程を明らかにすることを目的としている。この目的に即して、本研究の分析視角を、「日体協」－「全国高体連」－「文部省」の3者間の関係の検討に設定した。しかし、日体協には数多くの競技団体と各都道府県体育協会が加盟しており、全国高体連にも複数の競技専門部と各都道府県高体連が加盟している。

本論の中では、高体連の活動実態の検討に静岡県高体連を事例に、そして、競技種目においては陸上を例に、全国高体連陸上競技専門部と陸連を事例にとって検討を行っている。静岡県高体連を事例にとった理由はとりわけ機関誌の発行時期が早く、そして、機関誌の内容は収集したほかの都道府県高体連機関誌に比べて、設立時の活動実態などがより詳細に記されていたことにある。また、陸上競技を例にした理由は、まず全国高体連の最初の仕事为全国高等学校陸上競技選手権大会の開催であったことが挙げられる。次に、表序-3に示したように、全国高体連の各競技専門部の中でも、陸上競技部の機関誌の発行時期が最も早く、かつ毎年発行を続けており、その内容も充実していること、そして、陸連の資料も、ある程度収集できたことの3点の理由により、静岡県高体連と陸上競技を例にすることは十分代表的であると考えられる。

一方、他の都道府県高体連や競技専門部の活動状況の確認も確かに必要な作業ではあるが、それには、より多くの都道府県高体連と競技専門部を対象とした膨大な作業が必要である。それは本研究の目的に即しても、その範囲をはるかに超えている。加えて、機関誌の発行状況から見ても、機関誌を発行してない競技専門部や、機関誌の発行時間が遅い都道府県高体連が多数存在しており、都道府県高体連や各競技専門部の活動状況の一般化は難しいと考えられる。

したがって、本研究ではこうした分析視角と資料の限界の関係から、都道府県高体連や各競技専門部の活動状況の一般化の検討は行わないものとする。

第 5 節 本研究の構成

各章の目的と構成について、以下のとおりに示す。

第 1 章「全国高等学校体育連盟の設立と競技会主催権の確立（第 I 期：1948－1952）」では、全国高体連の設立と組織化，設立後の活動実態と社会的位置づけを検討し，さらに全国高体連と全国高野連との対立と，全国高体連競技会主催権の確立について明らかにすることを目的とする。

そのために，まず，都道府県高体連と全国高体連の設立状況について検討し（第 1 節），次に，全国高体連の最初の事業である全国高等学校陸上競技選手権大会の開催と競技専門部の設置による組織化について検討する（第 2 節）。つづいて，静岡県高体連を例に，高体連設立後の活動状況と社会的位置づけについて検討する（第 3 節）。そして，全国高体連と全国高野連との対立について検討する（第 4 節）。最後に，全国高体連の競技会主催権確立について検討する（第 5 節）。

第 2 章「全国高等学校体育連盟の活動変遷と性質の変容（第 II 期：1953－1961）」では，対外競技基準の度重なる改正や，東京オリンピック大会の開催などの社会情勢の中，全国高体連の活動変遷の検討を通して，全国高体連が主体性を確立するための動きと性質の変容について明らかにすることを目的とする。

そのために，まず，1954（昭和 29）年の対外競技基準の緩和と全国高体連の対応について検討する（第 1 節）。次に，1957（昭和 32）年の対外競技基準の緩和と高等学校スポーツ中央審議会の発会について検討する（第 2 節）。そして，スポーツ振興審議会の設置，スポーツ振興法の制定と東京オリンピック選手強化対策本部の設置によるオリンピック体制の確立について検討する（第 3 節）。最後に，東京オリンピック大会の開催に向けての競技団体の選手強化と全国高体連の性質の変容について検討する（第 4 節）。

第 3 章「全国高等学校総合体育大会の成立（第 III 期：1962－1965）」では，日本放送協会（以下「NHK」と略す）の後援を得て，高校総体を開催しようとした全国高体連と日体協や各競技団体との折衝の検討を通して，高校総体の成立過程と全国高体連の主体性の確立について明らかにすることを目的とする。

そのために，まず，NHK からの補助金支出による全国高等学校総合体育大会の始動について検討する（第 1 節）。次に，1963（昭和 38）年に大会開催をめぐる，全国高体連と日体協との折衝及び，大会開催の状況とそれに対する批判について検討する（第 2 節）。そして，1964（昭和 39）年に大会開催において，陸上競技の位置づけについての全国高体連と陸連との交渉及び，大会主催者についての全国高体連と日体協との交渉を検討する（第 3 節）。最後に，1965（昭和 40）年の高校総体の成立とその社会的位置づけについて検討する（第 4 節）。

結章では，本研究を総括し，結論を述べる。

序章 注釈

注 1) 文部科学省は、日本の教育、科学技術、学術、文化、およびスポーツの振興に関する事項をつかさどる行政機関の 1 つである。2001（平成 13）年 1 月 6 日、中央省庁の再編に伴い、学術・教育・学校等に関する事項を担当する行政機関だった旧文部省と、科学技術行政を総合的に推進する行政機関であった旧科学技術庁とが統合され、文部科学省となった。本研究では、研究時期の関係上、2001（平成 13）年以後は文部科学省、2001（平成 13）年以前は文部省と称する。

注 2) 日本中学校体育連盟は、1955（昭和 30）年に全国中学校体育連盟として発足し、1989（平成元）年 2 月に財団法人化に伴い、日本中学校体育連盟へと改名した。本研究において、1989（平成元）年に改名する以前の全国中学校体育連盟を「全国中体連」と略す。

注 3) 本研究では、全国高等学校体育連盟を「全国高体連」と略し、都道府県レベルでは「XX 県高体連」と略す。なお、全国高体連と各都道府県高体連を含む場合は、「高体連」とする。

注 4) 全国高等学校総合体育大会は、全国高等学校体育連盟が主催する全日制高校生のスポーツ競技大会である。通称、インターハイ（Inter-High School Championships より）。しかし、この名称は種目関係なく、高校生の大会であれば皆インターハイと呼ぶことができる。また、戦前の旧制高等学校の競技会もインターハイと呼ばれていた（蛭川、1958；朝日新聞、1937）。本研究において、インターハイという名称は用いず、「高校総体」という略称を用いる。また、高校総体が成立以前の、高校の各競技種目ごとの全国大会は、その正式名称である「全国高等学校 XX 競技選手権大会」を用いる。また、第 3 章で詳細に検討するが、1963（昭和 38）年と 1964（昭和 39）年に全国高体連が高校総体を開催しようとして、日体協と交渉した結果、「総合」の文字が外され、大会は「全国高等学校体育大会」の名称で開催された。本研究では、1963（昭和 38）年と 1964（昭和 39）の全国高等学校体育大会を「体育大会」と略す。

注 5) 高校生が出場できる競技会は数多く存在する。日本国内においては、高校総体に匹敵する総合競技会は、国民体育大会が挙げられるが、2017（平成 29）年に愛媛県で開催された第 72 回国民体育大会の参加者数が 22,991 名（公開競技を除く）であった（日本スポーツ協会、2017）。それに対し、2017（平成 29）年度の高校総体の参加者数は 28,739 名であった。

注 6) 都道府県高体連の機関誌の中で、「体育」と「スポーツ」という用語が混在し、その多くが区別されずに用いられている。本論で詳述するが、実際の全国高体連の主な活動は運動部活動の管理と競技会の開催であったが、指導者の研修会・講習会等の学校体育に関する事業も行っていた。また、全国高体連設立時の規約では「本連盟は高等学校における体育の健全な発達を図るを以て目的とする」（全国高等学校体育連盟，1949，p. 308）と記載されていたが、現在の全国高体連の定款では「高等学校等生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発展を図ることを目的とする」（全国高等学校体育連盟，2015，p. 1）と記載されている。したがって、本研究では「体育・スポーツ」ないし「体育・スポーツ活動」という表現を用いる。しかし、ここでいう「体育」は学校体育の一環として位置づけられた運動部活動と競技会を指し、体育の授業は含まないこととする。

注 7) 2016（平成 28）年度の全国高体連加盟登録状況（全国高等学校体育連盟，2017）と文部科学統計要覧（平成 29 年版）（文部科学省，2017）により算出。また、スポーツ庁の高校生運動部加入率の計算は全国高体連と日本高等学校野球連盟の調査によるものである。

注 8) 本研究における戦後は、第二次世界大戦が終結する 1945（昭和 20）年 8 月 15 日以降のことを指す。

注 9) 「学徒の対外試合について」の文部省通達は、1954（昭和 29）、1957（昭和 32）、1961（昭和 36）、1969（昭和 44）、1979（昭和 54）年に、5 回改正されていた。本研究において、特に注記がない場合は「対外競技基準」と略し、各年代特定の通達を具体的に指す場合は「対外競技基準（XX）」（括弧の中は年代を示す）と略す。

注 10) ここでいう「学徒」は主に文部省の「学徒の対外試合について」の通達からきている。本研究においては、「学徒」という名称を使用する場合は、学生と生徒の略称として用いる。

注 11) 全国高等学校野球連盟は 1946（昭和 21）年に全国（旧制）中等学校野球連盟として創設され、1948（昭和 23）年に学制改革に伴い全国高等学校野球連盟に改称し、さらに 1963（昭和 38）年に財団法人化に伴い日本高等学校野球連盟へと名称変更した。本研究においては、当時の名称である「全国高等学校野球連盟」を「全国高野連」と略して用いる。

注 12) 日本体育協会は 1911（明治 44）年に大日本体育協会として創設され、1948（昭和

23) 年に日本体育協会に改称し、さらに 2018 (平成 30) 年に日本スポーツ協会へと名称変更した。本研究においては当時の名称である「日本体育協会」を使う。

注 13) 本文で検討することになるが、競技会の開催が高体連の一番の事業となっており、その後の全国高体連の活動変遷も主に競技会の開催をめぐって展開されていた。本研究においては、全国高体連の主体性は競技会開催に対する主体性を指す。戦前から学徒の競技会は新聞社や日体協、各競技団体が主催されてきた。戦後新たに設立された全国高体連は最初から競技会の主催権を確立していたわけではなかった。また、本文で検討することになるが、高校の競技会の開催費用は主に開催県、市の補助金によって賄われており、全国高体連は競技会の開催に補助金を出していたものの、自身の財政的基盤が弱いことにより、その金額は少なかった。したがって、本研究においては、全国高体連の主体性確立について、上記の 2 点、1 つは競技会主催権の確立、もう 1 つは競技会開催の自主財源の獲得、財政的基盤の確立、この 2 点の達成をもって、全国高体連の主体性確立と定義する。

序章 引用・参考文献

- 朝日新聞（1937）7月17付 東京朝刊.
- 朝日新聞（2017）3月8日付 東京夕刊.
- 権学俊（2006）国民体育大会の研究：ナショナルリズムとスポーツ・イベント. 青木書店.
- 平成元年度全国高等学校総合体育大会報告書編集委員会（1990）平成元年度全国高等学校総合体育大会報告書. 平成元年度全国高等学校総合体育大会高知県実行委員会.
- 弘中栄子（1973）新体育の出発. 前川峯雄編, 戦後学校体育の研究. 不昧堂出版, pp.22-77.
- 蛭川幸茂（1958）陸上競技インターハイ廿三年史. アルペン倶楽部.
- 今村嘉雄（1970）日本体育史. 不昧堂出版.
- 井上一男（1970）学校体育制度史 増補版. 大修館書店.
- 入江克己（1991）昭和スポーツ史論：明治神宮競技大会と国民精神総動員運動. 不昧堂出版.
- 神谷拓（2015）運動部活動の教育学入門：歴史とのダイアログ. 大修館書店.
- 木下秀明（1970）スポーツの近代日本史. 杏林書院.
- 高津勝（1994）日本近代スポーツ史の底流. 創文企画.
- 草深直臣（1992）「野球統制令」の廃止と「対外競技基準」の制定過程の研究. 立命館教育科学研究, 2 : 111-126.
- 前川峯雄編（1973）戦後学校体育の研究. 不昧堂出版.
- マイネル・K : 金子明友訳（1981）マイネル・スポーツ運動学. 大修館書店.
- 三木四郎（1988）学習する子どもたちと運動発達について. 島崎仁・松岡弘編, 体育・保健科教育論. 東信堂, pp.67-80.
- 宮畑虎彦・梅本二郎（1959）対外競技. ベースボール・マガジン社.
- 文部科学省（2013）運動部活動の在り方に関する調査報告書：一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して, 文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2013/05/27/1335529_1.pdf, (参照日 2019年7月1日).
- 文部科学省（2017）文部科学統計要覧(平成29年版), 文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1383900.htm, (参照日 2019年7月1日).
- 文部科学省（2018a）運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議（第7回） 配付資料, 文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/attach/1401849.htm, (参照日 2019年7月1日).
- 文部科学省（2018b）運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン, 文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf, (参照日 2019年7月1日).
- 中澤篤史（2011a）学校運動部活動の戦後史（上）実態と政策の変遷. 一橋社会科学, 3 : 25-46.

- 中澤篤史 (2011b) 学校運動部活動の戦後史 (下) 議論の変遷及び実態・政策・議論の関係. 一橋社会科学, 3 : 47-73.
- 中澤篤史 (2014) 運動部活動の戦後と現在 : なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか. 青弓社.
- 日本スポーツ協会 (2017) 国民体育大会 第 72 回大会 大会概要, 日本スポーツ協会ホームページ, <https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid1129.html>, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .
- 佐藤勲 (1979) 全国高等学校総合体育大会についての意識分析. 日本大学工学部紀要 B, 20 : 55-61.
- 関春南 (1997) 戦後日本のスポーツ政策 : その構造と展開. 大修館書店.
- スポーツ庁 (2017) 運動部活動の現状について, 文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/08/17/1386194_02.pdf, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .
- 鈴木大地 (2016) 競技力強化のための今後の支援方針 (鈴木プラン) : 2020 年以降を見通した強力で持続可能な支援体制の構築. 文部科学省ホームページ, http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop07/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/10/07/1377938_001.pdf, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .
- 昭和 41 年度全国高等学校総合体育大会青森県実行委員会事務局 (1967) 昭和 41 年度全国高等学校総合体育大会報告書. 昭和 41 年度全国高等学校総合体育大会青森県実行委員会.
- 昭和 44 年度全国高等学校総合体育大会群馬県実行委員会事務局 (1969) 昭和 44 年度全国高等学校総合体育大会報告書. 昭和 44 年度全国高等学校総合体育大会群馬県実行委員会.
- 昭和 55 年度全国高等学校総合体育大会愛媛県実行委員会 (1981) 昭和 55 年度全国高等学校総合体育大会報告書. 昭和 55 年度全国高等学校総合体育大会愛媛県実行委員会.
- 竹田清彦 (1965) 学徒の対外運動競技基準に関する考察 (I) : 基準の改正とその背景. 東京教育大学教育学研究集録, 4 : 65-72.
- 竹之下休蔵・岸野雄三 (1983) 近代日本学校体育史. 日本図書センター.
- 丹下保夫 (1959) 対外試合と高校体育. 文部時報, 980 : 28-33.
- 友添秀則 (2013) 学校運動部の課題とは何か : 混迷する学校運動部をめぐって. 友添秀則編, 現代スポーツ評論. 創文企画, 28 : 8-18.
- 友添秀則 (2016) これから求められる運動部活動とは. 友添秀則編著, 運動部活動の理論と実践. 大修館書店, pp.2-15.
- 内田良 (2017) ブラック部活動 : 子どもと先生の苦しみに向き合う. 東洋館出版社.
- 内海和雄 (1993) 戦後スポーツ体制の確立. 不昧堂出版.
- 内海和雄 (1998) 部活動改革 : 生徒主体への道. 不昧堂出版.
- 梅本二郎 (1969) 学徒の対外競技の基準の変遷について. 体育の科学, 19 (7) : 431-434.
- 全国高等学校体育連盟 (1949) 全国高等学校体育連盟規約. 学校体育研究同好会編, 学校

体育関係法令並びに通牒集. 体育評論社, pp. 308-309

全国高等学校体育連盟 (1988) 全国高体連四十年史. 全国高等学校体育連盟創立 40 周年記念事業実行委員会.

全国高等学校体育連盟 (1998) 全国高体連五十年史. 全国高等学校体育連盟創立 50 周年記念事業実行委員会.

全国高等学校体育連盟 (2015) 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 定款, 全国高等学校体育連盟ホームページ, https://www.zen-koutairen.com/pdf/h27_teikan.pdf, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .

全国高等学校体育連盟 (2017) 平成 29 年度 (公財) 全国高等学校体育連盟 加盟・登録状況, 全国高等学校体育連盟ホームページ, https://www.zen-koutairen.com/f_report.html, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .

全国高等学校体育連盟 (2018a) 平成 29 年度全国高等学校総合体育大会「はばたけ世界へ南東北総体 2017」競技種目別大会 参加者数・参加校数・観客数一覧, 全国高等学校体育連盟ホームページ, https://www.zen-koutairen.com/pdf/reg-tnop_h29_re.pdf, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .

全国高等学校体育連盟 (2018b) 平成 29 年度公益財団法人全国高等学校体育連盟事業報告, 全国高等学校体育連盟ホームページ, https://www.zen-koutairen.com/f_report.html, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .

全国高等学校体育連盟 (2018c) 活動内容: 全国高等学校総合体育大会, 全国高等学校体育連盟ホームページ, https://www.zen-koutairen.com/f_inhigh.html, (参照日 2019 年 7 月 1 日) .

第1章 全国高等学校体育連盟の設立と競技会主催権の確立（第1期：1948—1952）

第1章では、全国高体連の設立と社会的位置づけを検討し、さらに高校の野球競技会の主催をめぐる全国高野連との対立と、全国高体連が競技会主催権を確立する過程について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、都道府県高体連と全国高体連の設立状況について検討し（第1節）、次に、全国高体連の最初の事業である全国高等学校陸上競技選手権大会の開催と競技専門部の設置による組織化について検討する（第2節）。つづいて、静岡県高体連を例に、高体連設立後の活動状況と社会的位置づけについて検討する（第3節）。そして、全国高体連と全国高野連との対立について検討する（第4節）。最後に、全国高体連の競技会主催権を確立する過程について検討する（第5節）。

第1節 全国高等学校体育連盟の設立

本節では、まず戦後の社会状況を概観し、全国高体連の設立と深く関わっている対外競技基準（S23）の通達について検討する。次に全国高体連と都道府県高体連の設立の経緯と組織状況を検討する。これらの作業によって、全国高体連の組織としての特徴が把握できると考える。

第1項 社会背景と対外競技基準の通達

戦後の日本では、民主化改革が行われる中、民主主義を基調とする学校教育の改革も行われた。学校の体育・スポーツ活動では、1945（昭和20）年9月15日に公布された「新日本建設の教育方針」では、「明朗闊達なる精神を涵養する為め大いに運動競技を奨励し純正なスポーツの復活に努め」（文部省，1972，p. 53）ることが求められていた。そして、1946（昭和21）年3月の「米国教育使節団報告書」では、体育について「身体的の技術を教授する外に、スポーツマンシップと協力の精神とが有する固有の価値を、学校は認識すべき」、「身体の調整価値を持つ運動競技を極力発達せしむべきである」（米国教育使節団，1946，p. 25）ことが記され、さらに、1947（昭和22）年8月に発表された「学校体育指導要綱」とそれ以降の「学習指導要領」では、スポーツが主要教材として位置づけられていた。以上のことから戦後日本のスポーツ奨励の基調が定められたといえよう。

そして、戦前からスポーツの受け皿となっていた校友会運動部も次第に復活する。1946（昭和21）年6月の「学校校友会運動部の組織運営に関する件」では、「課外体育としての校友会運動部の適正な組織運営は民主主義の体育振興の原動力であって、今後の学校体育振興上極めて重要な意義をもつものである」（文部省，1949a，p. 104）として、校友会運動部の組織と運営に指針を与えた。さらに、1947（昭和22）年5月21日に文部省は、1932（昭和7）年の文部省訓令第四号「野球の統制並びに施行に関する件」（以下「野球統制令」と略す）を廃止し、翌日の5月22日に「学生野球の施行について」の通牒を出し、学生の野球競技会等の行事の施行を新たに組織された日本学生野球協会に一任することにした。

このように、スポーツが奨励され、校友会運動部が復活する社会背景の中で、学徒の対外試合は過熱の一途を辿った。それにより選手の暴行事件、競技会の氾濫、選手への特権的待遇など、勝利至上主義にとらわれた様々な弊害が生じていた（弘中，1973；木村，1969）。これらの弊害は「放置すれば学校スポーツに危機を招くことが予想され」（竹之下・岸野，1983，p. 251）ることにより、文部省に学徒の対外試合を統制する必要性を感じさせた。さらに、1947（昭和22）年3月には、全国選抜中等学校野球大会のシーズン制違反と毎日新聞社による主催が問題となり、対外競技基準（S23）の制定を促した（草深，1992）。

対外競技基準（S23）の制定に関して言及しなければならないのは、当時の文部省体育課長平野出見が作成した「学徒の対外試合についての私案」である。この私案の中で全国高体連と都道府県高体連の設立が提言されていた。1947（昭和22）年11月、平野出見は、

のちに対外競技基準（S23）の骨格となる「学徒の対外試合についての私案」を作成し、民間情報教育局^{（注1）}に提出した。この私案の備考の部分で、以下の内容が記されていた。

「学徒の体育連盟の組織については、審議機関と事業機関とを兼ねるものとして

- 1, 新制中学校については都道府県単位以下の組織（都道府県中学校体育連盟及びその支部となる郡市町村中学校体育連盟）とする。
- 2, 新制高等学校については、全国的組織（全国高等学校体育連盟）と地方的組織（全国高等学校体育連盟の支部となる都道府県高等学校体育連盟）とを設ける。」

（GHQ/SCAP Records, 1947）

以上のように、この私案では、全国高体連と都道府県高体連を設けることが提言され、そして全国高体連と都道府県高体連は、高校の体育・スポーツに関する事項を審議する審議機関だけでなく、競技会を実施し、開催する事業機関としても想定されていた。また、都道府県中体連についても言及していたが、全国的組織、つまり全国中体連に言及していない理由は、中学校の対外試合は「宿泊を要しない程度の地域的なものにとどめる」（GHQ/SCAP Records, 1947）とし、全国大会が行われないからであったと考えられる。

そして、1948（昭和23）年3月に、文部省が対外競技基準（S23）を通達し、学徒の対外試合が学校教育の一環として位置づけられた（章末資料①参照）。対外競技基準（S23）では、高校の全国大会が年1回程度に制限され、主催者も教育関係団体が主催することとなり、上級学校と学生競技団体が下級学校の競技会を主催できなくなった。対外競技基準（S23）では、全国高体連と都道府県高体連について言及されていないが、「学徒の参加する競技会は教育関係団体がこれを主催」という表現に改められていた。

それでは、教育関係団体とはどのような団体なのだろうか。その解釈について、「文部省では各種学校体育連盟、日本体育協会及びその加盟競技団体とその下部組織団体、各都道府県体育会又は体育協会とその下部組織の他、社会的に権威ある団体と認められるもの」（文部省, 1949c, p. 152）との説明があった。各種学校体育連盟はまさに、平野出見が彼の私案の中で提言した全国高体連と都道府県高体連、そして都道府県中体連のことである。全国高体連と都道府県高体連は単なる審議機関だけでなく、競技会を主催する事業機関として位置づけられていた。このように、全国高体連と都道府県高体連の設立には、対外競技基準（S23）がその設立のもととなっているといえよう。

また、戦前から競技会は新聞社、上級学校、日体協や各種目競技団体によって主催されてきた。例えば、戦前の中等学校の野球大会は朝日新聞社の主催で、陸上の中等学校全国大会は日本学生陸上競技連合（以下「学連」と略す）が主催していた^{（注2）}。このように、戦前では新聞社や民間スポーツ団体が学徒のスポーツに対して実績と発言力を持っており、学校関係者の発言力は弱かった。

そして、戦後の民主化改革により、学徒のスポーツは「教育的観点から、学校側の発言

権を重視した」（竹之下・岸野，1983，p. 251），学校と教師が学徒スポーツに関与することが必要とされた（江尻，1949；今村，1949；西田，1954；高田，1948）．例えば，学徒の競技会について，東京高等師範学校教授の今村嘉雄は「なるべく教師が中心となって運営される方がよい…（中略）…その理由は体育に関する限りは一般競技者よりも，体育指導者の方が研究もしており，生徒に対する理解も深いからである．…（中略）…学徒の競技会の主体性はあくまでも学校に在り，教師にある」（今村，1949，p. 21）と述べていた．また，戦前から文部省で体育官を務め，戦後埼玉県体育課長となった高田通も「学生のスポーツは学生自体のものであって，教師や観覧者のものではない．ただ教師はこれを善導する責任がある」（高田，1948，p. 17）と教師のかかわりの必要性を説いていた．

このように，学校関係者の発言権が重視され，教師のかかわりが求められる中，対外競技基準（S23）の公布は，学徒のスポーツが「非教育的な動機によって教育の自主性が損なわれ」，「教育上望ましくない結果を招来する」（文部省，1949c，p. 146）ことを恐れて，教育的観点から学校関係者の発言権を保障しようとした配慮もあったのであろう．

そして，対外競技基準（S23）をもとに設立された全国高体連と都道府県高体連は，学校関係者の発言権を保障するために具体化したものといえよう．全国高体連の設立は戦後学校関係者が学徒のスポーツに関わり始めた象徴であるといえよう．それでは，各都道府県高体連と全国高体連はいかにして設立されたのだろうか．

第2項 都道府県高等学校体育連盟の設立

全国高体連の設立に先立ち，一部の都道府県では，既に都道府県レベルの高体連，あるいはその前身となる組織が設立されていた．表1-1に示すように，ほとんどの都道府県の高体連は，学制改革^(注3)にともない，新制高等学校が発足する1948（昭和23）年に設立していた．

例えば，筆者が資料を収集した5県の中で，埼玉県では，戦後1947（昭和22）年4月23日に戦前から存在していた（旧制）中等学校体育連盟が復活し，翌1948（昭和23）年に，学制改革とともに埼玉県高等学校体育連盟と改称した（中村，1957）．神奈川県では，1947（昭和22）年に（旧制）中等学校体育指導者連盟が結成され，学制改革を経て，1949（昭和24）年に神奈川県高体連となった（保坂，1955；佐藤，1955）．また，静岡県高体連は，県の教職員組合の協力の下，1年の準備期間を経て，1948（昭和23）年1月21日に設立された（藤田，1952；山本，1963）．そして，群馬県では，1948（昭和23）年2月初旬に，県体育会館に各学校代表1名が集まって，高体連結成に向けて第1回の会議を開催し，4月に群馬県高体連が正式に発足した（茂木，1951）．最後に新潟県では，戦前から（旧制）中等学校体育連盟が存在し，会長は県の学務部長で，事務所も学務部にあったが，戦後は体育団体が自主的に運営することとなり，組織を改め，1948（昭和23）年4月に新潟県高体連が発足した（磯，1958）．

表1-1 各都道府県高等学校体育連盟設立年表

設立年	都道府県
1946	栃木, 広島
1947	埼玉, 岐阜
1948	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 福島, 茨城, 群馬, 千葉, 東京, 山梨, 新潟, 富山, 石川, 福井, 静岡, 愛知, 三重, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 鳥取, 徳島, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎
1949	神奈川, 長野, 滋賀, 島根, 岡山, 山口, 長崎
1950	山形
1951	愛媛
1953	沖縄
1959	香川
1968	鹿児島

(『全国高体連四十年史』(全国高等学校体育連盟, 1988), 『全国高体連五十年史』(全国高等学校体育連盟, 1998) を参考に筆者作成)

収集した5県の高体連機関誌の分析から、都道府県高体連の設立には以下の3つの共通点が見られる。

まず1点目は、民主化改革の下に、自主的に組織された点である。埼玉県高体連初代理事長である原田隣造は、埼玉県高体連の設立は教育改革により、文部省や県体育課が命令するのではなく、指導と助言をするようになり、「そこで、学校としては自覚的に盛り上がる力を基礎として、自主的団体を組織して、民主的原理に基づいた学校体育の推進をしていかなければならないということになって、ここに当然、高等学校体育連盟発足の必然性があった」(原田, 1957, p. 6)と述べていた。また、神奈川県高体連2代目会長である佐藤秀三郎は、体育団体の「組織運営上の自主性が強調され、この線に沿って改組が行われて生まれたものの1つが、高等学校体育連盟」(佐藤, 1955, p. 2)であると述べていた。つまり、戦後民主化改革が行われる中、民間団体の自主的運営が強調され、高体連は学校体育を推進するために自主的に組織された。

次に2点目は、学校関係者によって組織された点である。例えば、埼玉県高体連の設立は県内各高校の校長たちによって組織の基盤がつくられていた(島村, 1957)。静岡県高体連の設立は県内高校の代表が集まり、静岡県教職員組合の協力も得て、静岡県教職員組合の委員長を中心に高体連規約がつくられていた(山本, 1963)。そして、群馬県高体連設立のための第1回の会議も、県内各学校の代表が集まって開催されていた(茂木, 1951)。このように、高体連は学校関係者たちが集まり、組織されていたといえる。

また、埼玉県、静岡県、群馬県、神奈川県、新潟県の5県の高体連の初代会長の勤務先

と役職を比較してみると、表1-2に示すように、とりわけ、県内で歴史の古い高校の校長が高体連の会長を務めるのが特徴的であった。また、理事長やほかの役員も高校の校長や教員が務めていた。

表1-2 各都道府県高等学校体育連盟初代会長の勤務先と役職

都道府県	初代会長	勤務先と役職
埼玉県高体連	五十里秋三	埼玉県立浦和高等学校校長 (旧制埼玉県第一中学校) (注4)
静岡県高体連	間処 武夫	静岡県立静岡第一高等学校校長 (旧制静岡県静岡中学校) (注5)
群馬県高体連	中村 武雄	群馬県立前橋高等学校校長 (旧制群馬県中学校) (注6)
神奈川県高体連	保坂周助	神奈川県保健体育課長
新潟県高体連	磯 幸次郎	新潟県立新潟高等学校校長 (旧制新潟県立新潟中学校) (注7)

(埼玉県高等学校体育連盟機関誌『高体連』，神奈川県高等学校体育連盟機関誌『会報』，静岡県高等学校体育連盟機関誌『高校の体育』，新潟県高等学校体育連盟機関誌『高体連年報』，群馬県高等学校体育連盟機関誌『高校の体育』を参考に筆者が作成)

最後に3点目は、高校生の競技会を教育的に企画運営するという点である。高体連の運営について、埼玉県高体連3代目理事長である島村政光は「高体連が教育的見地から大会を主催し、責任ある運営をして行こうとする事は、大部分理解と協力を得て円滑に運んでいます」(島村, 1957, p. 8)と述べていた。また、佐藤秀三郎は、「スポーツに熱心な余り学業がおろそかになったりする事のない様、高校教育のバランスとスケジュールを充分考慮し主体性をもった高体連としての運営を図らねばならない」(佐藤, 1956, p. 2)と述べていた。そして、静岡県高体連の設立に尽力し、後に静岡県教育委員会体育課長となった浦辺秀夫の話によると、「高等学校における対外試合の占める位置は、学校体育の一環として非常に重要なものであるが、その企画運営をあやまると、教育上望ましくない結果をきたすことは周知の事実である。これが故に学徒の参加する競技会の企画運営は教育関係団体が自主的に実施しようとした。この目的で結成されたのが高体連である」(浦辺, 1952, p. 18)。このように高体連の運営は、スポーツ活動と学業のバランスがとれるように、教育的見地から、対外試合の企画運営を自主的に行うことにある。対外競技基準と深く関連していることも窺えよう。

以上のように、都道府県高体連は、教育の民主化改革が行われる中で、学校体育を民主

主義に沿って推進するため、学校関係者によって自主的に組織された。学校教育の一環としての体育・スポーツ活動が学業に支障をきたさないように、高校生の競技会を教育的見地から主催し、運営・管理することが高体連設立の主な目的であった。これらのことから、高体連の教育的性質が窺える。

そして、都道府県高体連の組織形態と財政状況は、次項で、全国高体連の設立と合わせて検討する。

第3項 全国高等学校体育連盟の設立

都道府県高体連が設立する中、全国的に高校の体育・スポーツの統轄組織を結成しようとする気運が醸成された。1948（昭和23）年7月13日午前10時から、東京都御茶ノ水岸記念体育会館で全国高体連結成の会合が開かれた。会合では、規約が制定され、会長に東京都の麻布高等学校長の細川潤一郎を推し、副会長は近畿、東海両地区から推薦することを決定し、活動を開始した（アサヒスポーツ、1948年7月24日付東京週刊）。ここでは、全国高体連の組織形態について明らかにしていきたい。

まず、全国高体連の目的は高等学校における体育の健全な発達を図ることである。その主な事業は以下の通りである。

- 「一、高等学校体育に関する審議会の開催。
- 二、高等学校生徒の諸体育大会の開催。
- 三、高等学校体育に関する調査研究。
- 四、体育諸団体との連絡。
- 五、体育用具の配給斡旋。
- 六、其他本連盟の目的達成に必要な事項」（全国高等学校体育連盟、1949, p. 308）

これらの事業からは、全国高体連は審議会を開催する審議機関、そして諸体育大会を開催する事業実施機関、両方の性格を持つことが確認できる。

次に、全国高体連の組織について、「本連盟は高等学校体育団体の地域統合体を以て組織する」（全国高等学校体育連盟、1949, p. 308）と規定していた。また、都道府県高体連は県内高校の加盟によって組織される（群馬県高等学校体育連盟、1951a；静岡県高等学校体育連盟、1952a）。全国高体連と都道府県高体連の下に種目別の競技専門部を置く（全国高等学校体育連盟、1951）。全国高体連の各競技専門部は「都道府県高体連の各専門部会を以て組織する」、「高校生徒の競技に関する審議会の開催、全国大会の開催に関する事項の審議、日本体育協会内各種目別団体との連絡、用具の斡旋」（全国高等学校体育連盟、1951, p. 91）を事業として行う。このように、都道府県高体連が全国高体連の下部組織であり、都道府県高体連の下部組織である各競技専門部が全国高体連の各競技専門部の

下部組織でもある。そして、競技専門部の事業は主に競技会の審議と開催、日体協や各競技団体との連絡であり、高体連の事業実施部門として位置づけることが出来る。競技専門部については、次節で詳細に検討する。

つづいて、都道府県高体連の会長について、その多くが高校の校長が務めることとなっていた。1950（昭和25）年度の各都道府県高体連実態調査では、沖縄を除いた46都道府県高体連の会長のうち、36人が高校の校長であった（群馬県高等学校体育連盟，1951b）。高校の校長が高体連の会長を務める理由として、「体育管理が学校管理の一部分である以上、その最後の責任者は当然学校長である。これは単なる理論ではなくて、事実学校長の関心と努力がなくては体育の完全な発展は到底望めない」（宮畑，1952，p. 1）ところにある。つまり、学校管理の最終責任者である学校長が、体育の管理も責任をとらなければならない。しかし、前述のように、都道府県高体連の会長のほとんどが県内の歴史の古い県立高校の校長が務めることとなっているが、全国高体連の初代会長はなぜ私立学校である麻布学園の校長が務めることになったのだろうか。

本章の第4節で詳述することになるが、全国高体連は設立後に、野球の競技会を主催し、全国高野連を傘下におさめようとしていた。麻布学園は1895（明治28）年に東洋英和学校内の尋常中学部として設立し、1899（明治32）年に（旧制）麻布中学校と改称し、戦後学制改革を経て、新制麻布中学校と麻布高等学校が発足し、1949（昭和24）年に学校法人麻布学園となった。そして、1910（明治43）年に「東京で最初の中学野球大会」（東京都高等学校野球連盟，1968）に参加した8校^{（注8）}のうちの1つが（旧制）麻布中学校であった。

また、全国高体連初代会長の細川潤一郎は1909（明治42）年に麻布中学卒業後、第一高等学校、東京帝国大学（以下「東京帝大」と略す）法学部へ進学し、1918（大正7）年に東京地方裁判所で判事を務め、1926（大正15）年に弁護士へ転職した。その後法政大学で教鞭をとり、法政大学法学部長の任に在って、その間、法政大学野球部の部長と東京六大学野球連盟理事長を務めた。そして、1943（昭和18）年には麻布中学校3代目校長に就任した（麻布学園，1966）。戦後の日本学生野球協会の前身である学生野球指導委員会の常任指導委員にも選ばれ、東京都高体連会長（野球部部長も兼任）と全国高野連の副会長をも務めていた。細川潤一郎が全国高体連の会長に選ばれた理由は、彼が麻布学園という野球と関係深い学校の校長、加えて彼自身の野球経歴からして、全国高野連を全国高体連の傘下に収めるための便宜上の考慮にあると考えられる。

そして、表1-3からわかるように、全国高体連の会長と東京都高体連の会長を同じ人物が務めており、全国高等学校長協会（以下「全国高校長協会」と略す）の2代目から5代目までの会長が全国高体連の会長をも兼任していた。全国高体連の活動には全国高校長協会の関与が窺える。しかし、一方でそれは全国高体連に主体性がまだ確立していないとも解釈できよう。

表1-3 全国高等学校長協会会長と全国高等学校体育連盟会長と東京都高等学校体育連盟
会長対照表 (括弧内勤務先高校名)

昭和	西暦	全国高校長協会会長	全国高体連会長	東京都高体連会長
23	1948	菊地竜道 (日比谷)	細川潤一郎 (麻布)	細川潤一郎 (麻布)
24	1949	〃	〃	〃
25	1950	〃	星一雄 (九段)	星一雄 (九段)
26	1951	〃	〃	〃
27	1952	〃	〃	〃
28	1953	〃	〃	〃
29	1954	〃	〃	〃
30	1955	星一雄 (九段)	〃	〃
31	1956	小松直之 (白鷗)	小松直之 (白鷗)	小松直之 (白鷗)
32	1957	〃	〃	〃
33	1958	両角英運 (白鷗)	両角英運 (白鷗)	両角英運 (白鷗)
34	1959	〃	〃	〃
35	1960	〃	〃	〃
36	1961	岩下富蔵 (日比谷)	〃	〃
37	1962	〃	岩下富蔵 (日比谷)	岩下富蔵 (日比谷)
38	1963	石田荘吉 (都立三商)	〃	〃
39	1964	〃	尾崎剛毅 (駒場)	尾崎剛毅 (駒場)
40	1965	成田喜英 (都立新宿)	田中喜一郎 (日比谷)	田中喜一郎 (日比谷)

(『全国高等学校長協会三十年史：年表・資料編』(全国高等学校長協会，1980)，『全国高体連四十年史』(全国高等学校体育連盟，1988)を参考に筆者が作成)

最後に、財政状況について検討する。全国高体連の経費は各都道府県高体連の負担金、寄付金とその他の収入によって賄っている。そして全国高体連の各競技専門部の経費は「連盟の予算、寄付金を以て充つ(各都道府県の専門部または生徒よりの負担金等は徴集せざるものとする)」(全国高等学校体育連盟，1951，p. 91)とされていた。また、都道府県高体連の経費は「加盟校の分担金及びその他の収入による」(静岡県高等学校体育連盟，1952a，p. 36)とされていた。1950(昭和25)年度の各都道府県高体連実態調査によると、各都道府県高体連の加盟金徴収の方法も金額も異なる。例えば、ほとんどの都道府県では、運動部員を単位に加盟金を集めるが、北海道、島根県、香川県のように学校単位で加盟金を集めているところもある。徴収金額も異なり、青森県、長野県、鳥取県のように運動部員一人5円(現在の41円に相当^(注9))を徴収するところもあれば、佐賀県、熊本

県のように一人 40 円（現在の 330 円に相当）を徴収するところもある（群馬県高等学校体育連盟，1951c）。それでは，都道府県高体連の財政状況は具体的にどうなっているのだろうか。

都道府県高体連の決算状況は，1956（昭和 31）年度以前のものが確認されていないため，史料の限界があるものの，ここでは，静岡県高体連機関誌創刊号に掲載された，1951（昭和 26）年度の予算報告を手がかりにして，検討してみたい。表 1-4 は，静岡県高体連の 1951（昭和 26）年度の予算案をまとめたものである。表中の「百分率」は，配分の状況が明確になるよう，筆者が便宜的に加筆したものである。

表 1-4 1951 年度静岡県高等学校体育連盟収支予算書

収入の部	支出の部
繰越金 50,000 円 (5%)	事務費 150,000 円 (16%)
分担金 860,000 円 (93%) (全日制生徒一人 25 円)	(俸給手当 66,000 円, 需要 40,000 円, 旅費 40,000 円, 謝礼 4,000 円)
利子 5,000 円 (0.5%)	会議費 15,000 円 (2%)
雑収入 15,000 円 (1.5%)	事業費 502,500 円 (54%) (大会開催費(県下, 地区) 297,500 円 (32%), 派遣補助費(全国, 東海) 160,000 円 (17%), 講習会費 30,000 円, 年鑑費 15,000 円)
	交通費 50,000 円 (5%)
	備品費 10,000 円 (1%)
	表彰費 30,000 円 (3%)
	分担金 125,000 円 (14%) (全国高体連 15,000 円 (1%), 東海高体連 40,000 円 (4%), 県体協 90,000 円 (9%))
	予備費 47,500 円 (5%)
合計 930,000 円	合計 930,000 円

（『高校の体育』第 1 号（静岡県高等学校体育連盟，1952b, p. 39）より作成）

表 1-4 に示すように，収入の部では，運動部員から一人 25 円（現在の 174 円に相当）を徴収し，86 万円（現在の 600 万 2083 円に相当）の分担金が徴収されると予定されていた。生徒から徴収した分担金が総収入の 9 割以上を占めていた。支出の部では，大会開催費や派遣補助費などからなる事業費は 50 万 2500 円（現在の 350 万 7031 円に相当）が計上され，年間総支出予算の 54%を占めている。講習会費と年鑑費を除いても，約半分の予算が競技会開催費と県外大会や全国大会の派遣費用につぎ込まれていた。この点からは，

都道府県高体連は競技会の開催を一番の事業とし、対外試合への力の入れようが窺い知れる。

静岡県高体連から全国高体連に拠出する分担金が1万5000円（現在の10万4687円に相当）であり、総支出予算に占める割合は僅か1%であった。この点から、都道府県高体連の活動にはかなりの自主性を有していると考えられる。東海高体連と静岡県体協に全国高体連より多くの分担金を拠出している。そして、県下、地区大会の開催費用が全国大会や県外大会の派遣費用を上回るところから、都道府県高体連の活動は地方を中心に行われていることがわかる。これは、対外競技基準（S23）の「新制高校では地方的大会に重点をおき」（文部省，1949c, p. 146）という規定に合致する。

また、全国高体連への分担金は年々増額していた。1950（昭和25）年度では1万円（現在の8万2377円に相当）で、1951（昭和26）年度では1万5000円（現在の10万4687円に相当）に増え、1952（昭和27）年度では2万円（現在の13万3112円に相当）へと増額し、1959（昭和34）年では3万円（現在の17万1306円に相当）、そして1961（昭和36）年には4万円（現在の20万8290円に相当）を徴収することが確認できた。全国高体連は1950（昭和25）年の時に11の競技専門部を設置し、1962（昭和37）年では28の競技専門部に増えた。また消費者物価指数も1950（昭和25）年の12.2から1962（昭和37）年の20.5に上がっていた（公益財団法人統計情報研究開発センター，2017）。分担金が増額した原因は、組織の整備と物価の上昇であることと推測できよう。

上述のように、各競技専門部は全国高体連の事業実施部門として位置づく。しかし、全国高体連が設立された時はまだ競技専門部を設置していなかった。そして、全国高体連最初の事業である第1回全国高等学校陸上競技対校選手権大会（以下「全国高校陸上大会」と略す）は、全国高体連が事業実施部門としての競技専門部を設置していなかった状況下で開催された。次に全国高校陸上大会の開催と全国高体連陸上競技専門部の設置について検討する。

第2節 全国高等学校陸上競技対校選手権大会の開催と全国高等学校体育連盟の組織化

本節では、陸上競技を例に、戦後における新制高校の全国高等学校陸上競技対校選手権大会第1回大会の開催状況と全国高体連陸上競技専門部（以下「陸上競技部」と略す）の設置について検討を試みる。

第1項 全国（旧制）中等学校陸上競技対校選手権大会の開催状況

本項では、予備的考察として、全国高等学校陸上競技対校選手権大会の前身である全国（旧制）中等学校陸上競技対校選手権大会（以下「インターミドル」と略す）の主催者と開催状況について概観する。

戦前のインターミドルは2段階に分けて開催されていた。1928（昭和3）年に日本学生陸上競技連合が結成される以前の（旧制）中等学校の陸上競技大会は、関東と関西に分けて開催されていた。両方の大会が「全国」を冠していたが、実質東日本と西日本の大会であった。

関東では、1919（大正8）年に「加盟校相互の便利を図り広く学生界の『アマチュア』陸上競技を奨励進歩せしむる」（全国学生陸上競技連合，1923，p. 1）ことを目的とする全国学生陸上競技連合が、東京帝大の宮下誠一郎を中心に、東京高等師範学校（以下「東京高師」と略す）の野口源三郎，東口真平，金栗四三，早稲田大学（以下「早大」と略す）の鈴木良雄（旧姓金成）等の諸氏によって結成され（北沢，1951），毎年2回の（旧制）中等学校の陸上競技大会を主催していた。1923（大正12）年から毎年1回の開催となり，1927（昭和2）年まで計13回開催していた。

関西では、官立神戸高等商業学校（以下「神戸高商」と略す）が，1918（大正7）年から（旧制）中等学校の陸上競技大会を毎年1回主催して，1927（昭和2）年まで計10回開催していた。なぜ官立神戸高等商業学校が主催者なのかというと，「当時関西学生陸上競技会をリードしていたのは神戸高商，関西学院，同志社大学のトリオで」，「神戸高商は関東における東京帝大とともにわが国の陸上競技に古い歴史を持っていた」（北沢，1951，p. 21）とされていたからである。1921（大正10）年に関西学生陸上競技連盟（以下「関西学連」と略す）が結成されても，官立神戸高等商業学校は主催を譲らず，関西学連が後援にまわっていた。

そして，1927（昭和2）年10月31日に関西学連の鈴木武（京都帝国大学，以下「京都帝大」と略す），山成源太郎（神戸高商），小森竜（関西大学）の諸氏が代表として上京し，関東の方では北沢清（東京農業大学），小川良三（法政大学），沖田芳夫（早大），高田通（東京高師），織田幹夫（早大），福井行雄（東京高師）が代表として関西側と交渉し日本学生陸上競技連合規約を起草した（日本学生陸上競技連合，1998）。全国学生陸上競技連合が関東学生陸上競技連盟へと改名して，関西学連と合併して，1928（昭和3）年1月19日に京都帝大楽友会館で組織実行員会を開催し，早大教授の山本忠興を初代会長とし，東口真平を顧問とし，北沢清を秘書として，日本学生陸上競技連合が発足した。以

降，1941（昭和16）年までのインターミドルは学連の主催となり，回数は全国学生陸上競技連合が主催した13回から通算して，1940（昭和15）年で計26回開催されていた。

1941（昭和16）年には，政府の命令により，日本国内の全国的競技会が中止され，その年の12月に太平洋戦争が勃発した。そして翌1942（昭和17）年の学徒の競技会は，文部省とその外郭団体である大日本学徒体育振興会の主催の下で開催され，学連も大日本学徒体育振興会に呑み込まれる形で，10月26日に解散式を余儀なくされた。以後，戦争の激化により，終戦まで学徒の競技会は開催されることはなかった。

終戦後，戦時下で政府の外郭団体となった大日本体育会は元の民間団体へと復帰し，解消されていた各加盟団体も復帰することとなった。陸連は，戦後早い段階で復活をはじめた。1945（昭和20）年11月6日，平沼亮三が東京銀座の交詢社に在京陸上人55人を招待し，再建懇談会を開いたことを口火に，再建準備会が数回にわたって開かれ，再建具体案が提出され，12月9日の再建総会で，1945（昭和20）年度の事業計画案，会計予算案と仮規約が了承され，その日の午後に陸連復活陸上競技会が行われ，陸連は復活した（日本体育協会編，1958）。

そして，学生の各種競技会も活発に再開される中，学連再結成の動きも高まっていた。戦後再建した学連の初代秘書である高橋豊によれば，1947（昭和22）年1月4日，5日の両日で，関東学生陸上競技連盟は東京箱根間往復駅伝を復活し，関西学生連盟と連絡を取り，学連の再建をうながした。その後，在京の元学連の幹事とOB役員の協力によって，1947（昭和22）年5月18日，19日の両日で東京上野の富士ホテルにおいて学連の再結成を決定し，21日に結成式を挙げた（高橋，1948）。5月21日の出席者は以下の通りである。

「OB役員：鈴木武（京大出），白瀬五郎（中大出），井沼清七（早大出），大木正幹（法大出），西貞一（同大出），加藤慎蔵（青学大出），浅川正一（文理大出），吉田泰作（立大出），佐藤昇（中大出），佐久間秀明（学習院大出），坪井玄剛（東大出）の諸氏。

関東学生：矢野（明大），世良（文理大），船田（文理大），小野（早大），柏倉（立大），古木（法大），中島（法大），南部（慶大），高橋（立大），遠藤（東商大）。

関西学生：森（京大），川坂（関学大），太田（立命大），中村（同大），西田（同大），衛藤（京大），赤井（京大），高橋（名大）。

中国四国学生：吉本，藤井（広工）。

東北学生：荒垣，稻田（東北大）。

九州学連は委任状を提出。」（高橋，1948，p. 21）

戦後再建した学連の会長は，戦前から学連会長代行を務めた鈴木武とした，再建の過程においても戦前の学連幹事やOB役員が大きな働きをしていた。また，陸連の再建も戦前

の会長である平沼亮三がきっかけとなっており、戦後も長きにわたり陸連の会長を務めていた。このように、第二次世界大戦を挟んで、スポーツ団体の組織こそ断絶していたが、役員等の人的なつながりがあることが窺える。

その後 1947 (昭和 22) 年 7 月 16 日、17 日の両日、秩父宮殿下名誉総裁推戴式を兼ねて、初の天皇賜杯日本学生陸上競技対校選手権大会を挙行し、学連結成大会とした。そして、戦前から学連によって主催されていたインターミドルも、この年に復活され、8 月に戦禍から免れた京都市西京極競技場で開催された。しかし、翌 1948 (昭和 43) 年に新しい学制制度が始まり、新制中学校と新制高校が発足し、1947 (昭和 22) 年の大会が最後のインターミドルとなり、大正 8 年から続いた (旧制) 中等学校の陸上競技大会もこの年をもって終了した。以上を以て、1947 (昭和 22) 年までの全国 (旧制) 中等学校陸上競技選手権大会開催年代と主催者を表 1-5 のようにまとめることが出来た。

表 1-5 全国 (旧制) 中等学校陸上競技選手権大会開催年代と主催者一覧表

回	年代	主催者
1~13	1919 (大正 8) ~1927 (昭和 2)	全国学生陸上競技連合 (現関東学生陸上競技連盟)
14~26	1928 (昭和 3) ~1940 (昭和 15)	日本学生陸上競技連合
27	1941 (昭和 16)	中止
28	1942 (昭和 17)	大日本学徒体育振興会、文部省
29	1947 (昭和 22)	日本学生陸上競技連合

(『日本陸上競技連盟七十年史』(日本陸上競技連盟, 1995), 「旧制・全国中等学校陸上競技大会の沿革史: 「陸上日本」の黄金期(昭和一桁代)を築いた鳳雛の登竜門」(高塚, 1997), 『日本学生陸上競技 70 年史: 向上と進展』(日本学生陸上競技連合, 1998) を参考に筆者が作成)

以上のように、1928 (昭和 3) 年以前の (旧制) 中等学校の陸上競技大会は関東と関西に分かれ、それぞれ全国学生陸上競技連合 (現関東学連) と官立神戸高等商業学校 (関西学連は後援) が主催していた。いずれも「全国大会」と称していたが、実質的には東日本と西日本の大会であった。1928 (昭和 3) 年に、全国学生陸上競技連合は関東学連と改名、関西学連と合併後、学連を結成し、以降のインターミドルは学連によって主催された。戦時下の統制を経て、戦後再建された学連は 1947 (昭和 22) に再度インターミドルを主催し、これが最後のインターミドルとなる。

1948 (昭和 23) 年に新制高校が発足することにより、新制全国高等学校陸上競技選手権大会が開催されるようになった。次項では第 1 回全国高等学校陸上競技対校選手権大会の

開催について検討する。

第2項 第1回全国高等学校陸上競技対校選手権大会の開催

全国高体連は設立後すぐに、最初の仕事である第1回全国高校陸上大会の開催を迎えた。第1回全国高校陸上大会は、戦前から学連によって主催されていたインターミドルを受け継いで、1948（昭和23）年7月23日に、名古屋市瑞穂陸上競技場で開催されていた。

主催者については、この第1回全国高校陸上大会は全国高体連、陸連、学連の三者共催で開催されていた。しかし対外競技基準（S 23）では、「上級学校及び学生競技団体は下級学校の競技会を主催しない」（文部省、1949c, p. 147）ことが規定され、学生競技団体である学連は下級学校である新制高校の競技会を主催することが禁じられていた。学徒の競技会は教育関係団体が主催することになり、つまり、新制高校の陸上競技会は全国高体連と、日体協の加盟競技団体で陸上競技を統轄する陸連が主催することになるはずであった。なぜ、第1回全国高校陸上大会に学連も主催者に加わり、三者共催となっていたのだろうか。

全国高体連は戦前には存在せず、戦後に新たに設立された団体で、競技会を主催した経験はない。また、先述のように、全国高体連が設立されたのは1948（昭和23）年7月13日で、その10日後の23日に第1回全国高校陸上大会が開催されていた。組織自体がまだ名ばかりで、実体に欠けていた全国高体連は、とても競技会を主催できる状態ではなかった。そこで、全国高体連陸上競技部の発足を促し、その初代副部長である大田博邦は「インターミドルの火を消してはならん。すぐインターハイに引き継ごう。空白をつくってはならない」、「組織は後追いでもかまわない。とにかく大会を開くんだ」（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1988, p. 27）と大会の開催に動き出し、戦前からインターミドルを主催されてきた学連に協力を求めた。学連も異存はなく、協力することを承諾し、第1回全国高校陸上大会は全国高体連、陸連、学連の三者共催の形で、愛知県陸上競技協会と東海学生陸上競技連盟の主管の下で開催された。

戦後の食糧事情、交通事情の劣悪の時世にあり、大会の開催は決まったものの、どのくらいの参加者が集まるのかがわからないため、大田博邦は各地に足を運び、学校や教育委員会を訪ねて主旨を説明し、高校生へ周知させるため活動し、日体協の記者クラブや、東京、名古屋の新聞社、通信社にも宣伝記事を依頼した（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1988）。大会の参加は予選形式ではなく、出たいものは誰でも出ることのできる自由参加形式であった。

そして、1948（昭和23）年7月23日からの3日間、名古屋市瑞穂競技場に2000人を超える参加者が集まっ盛況であった。自由参加のため、愛知県とその近隣県の参加者が多かった。愛知県629人、岐阜県178人、静岡県116人、三重県97人、計1020人を数え、全参加者のうちの半数近くが東海地区からの参加であった（全国高等学校体育連盟陸上競

技部，1988）。しかし，盛況であったにもかかわらず，この第1回大会は全国の都道府県がくまなく参加されていたわけではなく，10県の不参加という結果であった。戦後の荒廃した時世と情報伝達手段の乏しさを考えると，やむを得ない結果であっただろう。

翌1949（昭和24）年の第2回大会からは，県予選とブロック予選の予選制度が採り入れられた。主催に関しては，対外競技基準（S23）に対する質疑応答では，「高体連が確立された今日なお学連が高校競技会の主催権を恋々たる有様は時代錯誤である」（文部省，1949c, p. 155）という文部省の意見から，学連は高校の競技会を主催しないと自主的に決定し，主催者から退けた。全国高校陸上大会は全国高体連と陸連の共催となり，第2回の全国高校陸上大会で全国高体連に陸上競技部を設ける動きが表面化した。次に全国高体連陸上競技専門部の設置について検討する。

第3項 全国高等学校体育連盟陸上競技専門部の設置

1949（昭和24）年7月30日に，第2回全国高校陸上大会は大阪府の中百舌鳥競技場で開催され，初日の競技が終わって，全国から集まった35県70人の教員が全国高体連陸上競技部設立第1回準備委員会を開いた。この会で以下のことが申合された。

- 「1. 高体連に陸上部を至急成立させよう。
2. 日本陸上競技連盟に委員を送り十分密接な連絡を図ろう。
3. 規約の起草を大阪の大田氏（大田博邦）に依頼する。各都道府県の代表者はその参考になるよう9月20日迄に資料，意見等を大田氏に送ること。
4. 準備が整ったら東京で第2回の準備委員会を開催し仮発足をしよう。」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1954，p. 24；括弧内引用者）

このように，第1回全国高校陸上大会の開催に大きな働きをした大田博邦に規約の作成が依頼され，全国高体連陸上競技部発足の第一歩を踏み出した。つづいて同年11月2日，東京都麻布高等学校で第2回の準備委員会が開催され，各都道府県代表60名が参集し，かねて用意した規約原案を審議し，字句の修正を加え，全国高体連の承認を得た後公表することとして，以下のことを決定した。

- 「1. 各都道府県はこの規約に基き，正式の委員を決定し11月20日までにその氏名，学校名，県内の係名等を記して本部に届けること。
2. 役員の正式決定まで世話人として左記3名に事務処理を依頼する。
埼玉の高田通氏，東京の吉住晋策氏，大阪の大田博邦氏。
3. 準備が整い次第，可能ならば12月中旬正式の発会式を行う。
4. 昭和24年12月から翌年3月までの事務費として一都道府県金500円の負担金

を抛出すること。これも11月20日までに本部に送ること。」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1954，p. 24）

このように，設立当時の全国高体連陸上競技部は各都道府県支部から負担金を徴収していたことが確認できる。このようにして，1949（昭和24）年の12月17日，午前10時から東京都の麻布高等学校で第1回の正式委員会を開催し，全国高体連陸上競技部の発会式を挙行了。規約の決定と役員選挙，そして来年度の事業計画と今後の運営等が討議され，役員は以下のように決まった。

「部長：高田通

副部長：大田博邦，吉住晋策

事務局長：原田隣造

常任委員：大谷藤松，色部正長，栗原伝次郎，石川太郎，小川行夫，島掛藤次郎，
二川卯吉，杉江光次，大田博邦，岡寿体，田辺義治，稲田敏夫

（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1954，p. 24）

以上の経緯で，全国高体連陸上競技部が発足することとなった。役員については，全国高体連と同様，高校の関係者によって構成されており，部長に埼玉県立浦和西高等学校長の高田通，副部長に東京都立第三商業高等学校の吉住晋策と大阪府立天王寺高等学校の大田博邦，そして，専務理事には埼玉県立久喜高等学校長で，埼玉県高体連初代理事長でもある原田隣造が選ばれた。部長の高田通は東京高等師範学校の出身で，元陸上の選手，戦前に文部省の体育官を務めていた。

一方，全国高体連陸上競技部設立当初は，「我々は『全国高等学校陸上競技連盟』として一切自立してやって行こう」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1954，p. 25）という意見もあった。最初にこの意見を出したのは全国高体連陸上競技部の規約を起草した大田博邦であった。

第1回準備委員会で規約の起草が依頼された大田博邦は，まず陸上競技に関する全般の問題を統括管理する陸連を思いついた。大田博邦は陸連理事長である浅野均一と会って，浅野均一の「陸連の組織化に学生は学生陸上競技連合として，高校生は全国高校陸上競技連盟として存在することがよい」（大田，1951，p. 65）という意向を窺い，そして規約の作成に際して，「文字を少し変えればすぐに全国高校陸上競技連盟になりうるように全国高体連陸上競技部則を作って，原案として各府県に送付し」（大田，1951，p. 65）たのであった。

そして，1949（昭和24）年11月2日の第2回準備委員会で，この件について討議が行われ，大田博邦は規約の原案作成の意図を，次のように説明していた。

「全国高体連の一専門部として発足すれば、早晚各種目スポーツの専門部会が結成された暁には、全国高体連のとぼしい経費を山分けしてしまうため、経済的に破滅するだろうと思うので、この際むしろ全国高校陸上競技連盟として発足の先鞭をつけ、やがて全国高体連の現在機構を改組して、その言うところの専門部を母胎とする全国高校体育協会（仮称）をつくるのがよいではないかと思う。」（大田，1951，p. 65）

このように、大田博邦は経済的側面から、全国高体連にほかの種目の競技専門部が出来た時、各部に分ける経費が少なくなることを理由に、全国高校陸上競技連盟として独立することを提案し、さらに全国高体連に専門部をメインとした組織改組まで提言していた。しかしこの提案は受け入れられなかった。

第2回の準備委員会で、各都道府県代表が討議した結果、以下のような意見の一致を見せたのであった。

「現在の各府県の高体連の組織は種目別スポーツの連合体ではなくて、高体連一本としてまとめ、各種目スポーツは専門部として存在しているところが殆ど全部であり、この地盤に立つことが最も堅実であること、及びわれわれは全国高体連から専門部の組織をたのまれたのであった、その大義名分の立場ならこそ遠路を参集したのであり、且つ高校陸上競技界の主体性を確立するためにも、はっきりと専門部として出発する必要がある。」（大田，1951，p. 65）

つまり、各都道府県高体連のほとんどが競技専門部を下部組織にして存在していること、陸上競技部の組織は全国高体連から頼まれたこととして、全国高校陸上競技連盟として独立するのが大義名分に反することから全国高体連の一専門部として発足することに意見が一致した。全国高体連陸上競技部が全国高校陸上競技連盟として独立しなかった原因について考察してみよう。

戦時下に学徒のスポーツを統制管理する大日本学徒体育振興会は、戦後の1946（昭和21）年8月7日に解散し、日体協の学生部として編入され、終戦直後の学徒のスポーツは日体協で包括管理することとなったが（日本体育協会編，1958），その後学徒のスポーツの勃興とそれに伴う色々な弊害が問題となり、教師のかかわりと学校関係者の発言権が重視され、対外競技基準（S23）が通達された。そして、学校関係者の発言権を保障するために、全国高体連は高校の教師、校長によって組織された。

もし陸上競技部が全国高校陸上競技連盟として独立したとして、経済的側面からみて、確かに全国高体連の一専門部としてほかの競技専門部と一緒に経費を分けるより、独立した方が経費が多いのであろう、しかし、それでも到底競技会開催の費用には及ばない。また、独立した場合、陸連に吸収される可能性が高い。実際日体協の理事会では、全国高体連の各競技専門部を「競技団体の中にとけこむようにすることが望ましい」（日本体育協

会，1949）という意見もあった。この場合，全国高体連の主体性が弱まり，学校関係者の発言権が保障されなくなるのであろう。

また，全国高体連に競技専門部をメインとした組織改組については，組織形態から見て，都道府県高体連のほとんどが競技専門部を下部組織にして存在している。いきなり全国レベルでその立場を逆転するというのは現実的ではないといえよう。また，組織結成の時期からみても，全国高体連が先に組織され，各競技専門部の結成を頼んだ。後に組織された競技専門部をメインにして，先に組織された全国高体連を改組するというのは考えられないであろう。

全国高体連に頼まれて，各都道府県の高校の教員や校長等の学校関係者が陸上競技部を組織するために参集したわけだが，大田博邦のこの提案は競技団体である陸連からの助言を受けていたものであり，全国高体連の立場から考えて，学校関係者の発言権を保障し，主体性を確立するために，大田博邦の提案は受け入れがたいものであろう。以上のことから，全国高体連の一専門部として発足することが学校関係者にとっての理想的な形であったといえよう。

そして，1949（昭和24）年12月の第1回の正式委員会には，文部省の佐々木吉蔵，陸連理事長の浅野均一と陸連常務理事の大島鎌吉も出席し，全国高体連が自主性を持ちつつ，陸連と提携していくことを話し合った。

つづいて，陸上競技部と陸連の関係について，1950（昭和25）年1月の陸連定時代議委員会で「日本陸上競技連盟は特別連絡機関としてインターハイ部を設置し全国高体連陸上競技部代表二名は，日本陸上競技連盟常務理事会に出席することができる」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1954，p. 25）ことが決議された。以後，陸上競技部では，専務理事の原田隣造と副部長の吉住晋策が陸連の常務理事会に出席するようになり，高校陸上の全国大会も両者連携をとり，共催することとなった。

経費に関して，先述のように，設立当初の全国高体連陸上競技部は各都道府県支部から負担金500円（現在の3806円に相当）を徴収していた。しかし，全国高体連規約専門部会細則では，各競技専門部の経費は「連盟の予算，寄付金を以て充つ（各都道府県の専門部または生徒よりの負担金等は徴集せざるものとする）」（全国高等学校体育連盟，1951，p. 91）と規定されていた。そのため，全国高体連陸上競技部設立後は負担金をとることなく，全部全国高体連から交付されることとなった。しかし，交付金の金額が少なく，都道府県高体連の陸上競技部からは「経済的に独立のないところには自主性が保てない」（大田，1951，p. 65）という意見が述べられるようになった。

全国高校陸上競技連盟として独立すれば，経済的に独立できるが，組織としての主体性が確立できない。一方で，全国高体連の一競技部としても，経済的に主体性が確立できず，実に皮肉な状況であったといえよう。経費の問題はその後の長い間で存在し，全国高体連が主体性を確立できない大きな原因となっている。それでは，全国高体連陸上競技部の経費は具体的にどうなっていたのだろうか。

表 1-6 1953 年度全国高等学校体育連盟陸上競技部決算表

収入		支出	
繰越金	29,083 円	本部旅費	12,290 円
本部交付金	50,000 円	常任委員会費	19,580 円
		全体委員会費	4,020 円
		駅伝大会費	5,000 円
		十傑賞費	8,000 円
		二十傑印刷代	3,000 円
		郵便料	7,729 円
		雑費	3,280 円
合計	79,083 円	合計	62,879 円

(『高校陸上年鑑第 2 号』(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1955, p. 16) より作成)

表 1-6 と表 1-7 に示すように、陸上競技部の収支と全国高校陸上大会の収支は分けて計算されていた。表 1-6 の陸上競技部決算からみると、陸上競技部の収入は、前年度の繰越金以外に、全国高体連から交付された 5 万円(現在の 31 万 2111 円に相当)のみである。支出は主に委員会費と旅費に使われていた。そして、全国高校陸上大会開催の費用は、表 1-7 からわかるように、その 66%が大会の開催県、市の補助費によって賄っている。つまり、競技会の開催には開催県、市に頼るところが大きい。陸上競技部は、主に陸連と全国高体連と連絡をとり、高校の陸上競技の全国大会の開催を審議する。そして、大会は開催県高体連の陸上競技部が開催県、市の補助費をもって、開催を実施した。

表 1-7 1954 年第 7 回全国高等学校陸上競技対校選手権大会歳入歳出予算書

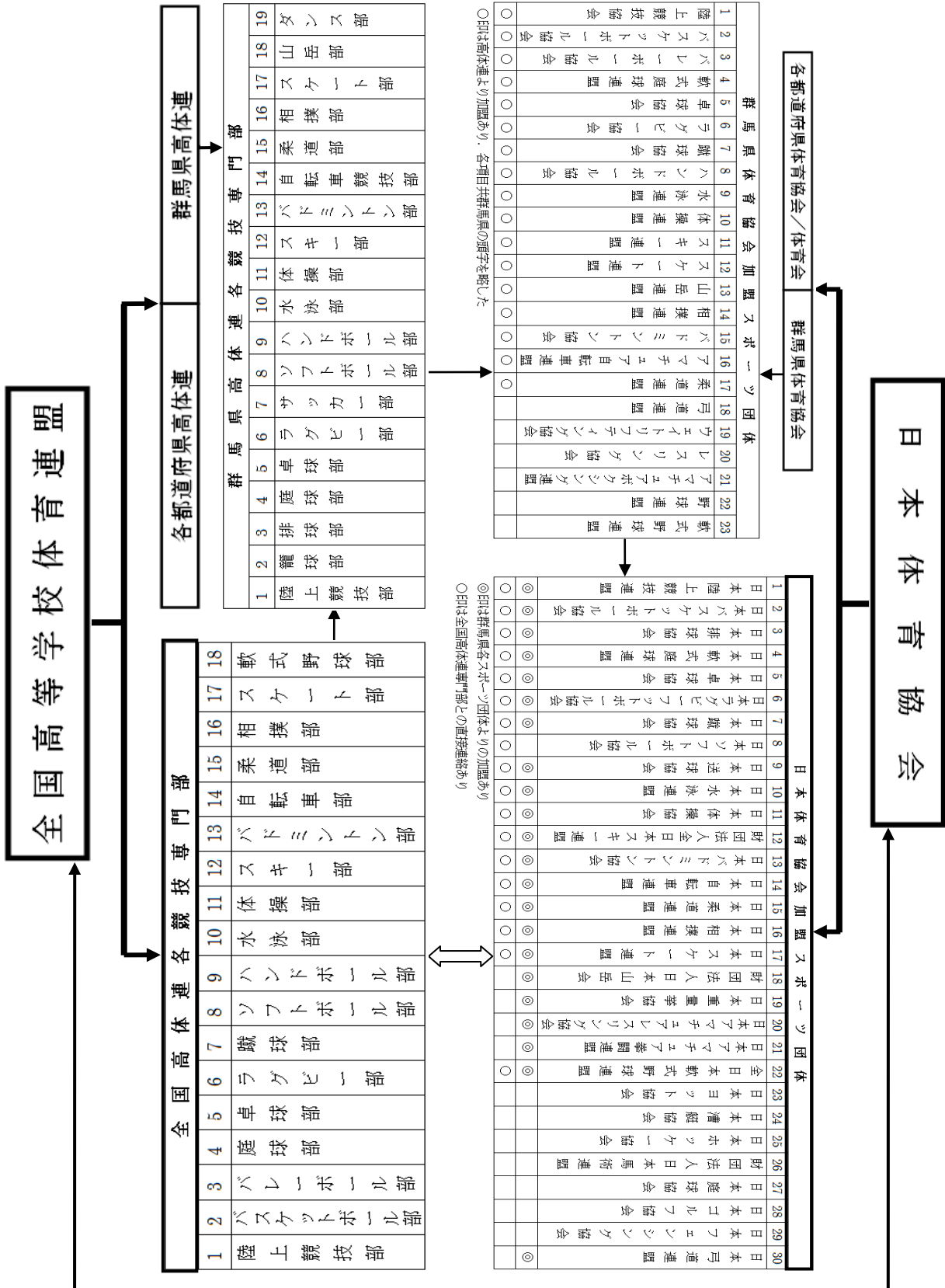
収入の部	支出の部
高体連分担金 250,000 円	事務費 552,000 円
補助金 1,400,000 円 (66%) (県補助 700,000 円, 市補助 700,000 円)	(職員給料 52,500 円, 旅費 75,000 円, 賃金 4,500 円, 需要費 420,000 円)
特別協賛費 250,000 円	大会費 1,393,500 円
入場料 200,000 円	(旅費 390,000 円, 諸手当 65,000 円, 報償費 121,000 円, 人夫賃 10,000 円, 需要費 807,500 円)
雑収入 20,000 円 (プログラム売払代 5,000 円, 広告収入 15,000 円)	予備費 174,500 円
合計 2,120,000 円	合計 2,120,000 円

(『高校陸上年鑑第 2 号』(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1955, pp. 66-68) より作成)

全国高体連と各競技部との関係について、1951（昭和26）年12月5日の全国高体連理事会で、全国高体連2代目会長の星一雄が、「全国高体連は七割が審議機関、三割が執行機関、専門部は三割が審議機関、七割が執行機関」（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1954, p. 31）と発言した。つまり、全国高体連は主に競技会開催に関する審議を行う、審議機関としての性格が強いといえる。そして、各競技専門部は審議機関としての性格もあるが、主に実施機関として競技会の運営を行う。

その後の1950（昭和25）年には、全国高体連に11の競技専門部が設置され、さらに翌年には、5つの競技専門部が設置された。このように、初仕事として第1回全国高校陸上大会を開催したときの名ばかりで、組織の実体に欠けていた全国高体連は、各競技専門部の設置によって、競技会実施機関としての実体を整え、組織化が達成されたといえよう。

1951（昭和26）年時点での全国高体連の組織図、そして日体協との関係図は以下のよう
に示す（都道府県レベルは群馬県を例に）。



(『高校の体育』第1号(群馬県高等学校体育連盟, 1951d, p. 88-89)より作成)

図1-1 全国高等学校体育連盟組織構成及び日本体育協会との関係図

第3節 高等学校体育連盟の設立後の活動実態と社会的位置づけ

本節では、静岡県高体連を具体的事例として、静岡県高体連機関誌『高校の体育』の記事分析から、高体連の活動実態と社会的位置づけについて明らかにする。

静岡県高体連機関誌『高校の体育』は1951（昭和26）年度から発刊され、県高体連役員、県教育委員会や県体協の役員の論説、各種懇談会の内容、各競技部の年間活動報告と競技会の結果等が記されていた。特に当時の静岡県高体連理事長^(注10)である石坂均は機関誌の創刊号、第2号、第3号で、3年連続で静岡県高体連運営の問題点や在り方について記述している。また、1952（昭和27）年の静岡県高体連と静岡県教育委員会との懇談会の内容が記録されており、そこから高体連の活動実態と社会的位置づけを窺うことが出来る。

第1項 高等学校体育連盟の経費と役員

まず、組織について、静岡県高体連は1948（昭和23）年1月に、静岡県立静岡第一高等学校長の間処武夫を会長に、教員の宮林武雄を理事長に、静岡県立静岡第一高等学校内で発足した。同年7月、理事長が代わり、静岡市立高等学校から来た重田一が2代目会長として就任した。静岡県高体連が最初に設立された時、仕事の内容が曖昧で、専任の役員も理事長の重田一ただ一人だった。「事務所も名ばかりで、最初は城内高校の体育教官室に同居」（重田，1952，p. 30）していたという状況であった。

次に、経費の問題について、静岡県高体連は当初、分担金の徴収もうまくいかず、予算が乏しい状況であった。分担金の徴収について、静岡県高体連2代目会長の小宮一夫は以下のように語った。

「高体連に対する認識が非常に浅かったので、当時の理事の人々は如何にして高体連の性格を一般に周知せしめるかが重大問題であった。それに伴って高体連への分担金を集めるために校長会に何度御願ひしたことか。今こそ毎年各学校が夫々予算に組んでいるから心配ないが、創設当初は分担金を出すのは損をするように考えた学校も相当あったのではなかったか。」（小宮，1952，p. 6）

つまり、戦後新たに結成された組織として、静岡県高体連設立後は、組織の性格が周囲に知られていないため、県内各高校は静岡県高体連に対する認識が浅かった。静岡県高体連がどのような組織すらわからないため、分担金を出さなかったのであろう。高校長協会に幾度か懇願した末、やっと分担金を徴収できた。このように、静岡県高体連設立当初の主な収入源である分担金の徴収が難航しており、組織の財政的基盤が確立していなかったことが窺える。

また、分担金の用途も懸念された。静岡県高体連3代目理事長の石坂均は「高校生徒の体育人口の増大と、学生スポーツのピラミッドの底面を極力拡大する方向に高体連の進展がある時に、はじめて生徒全員の納入する分担金が有効に使用されている事になる」（石

坂, 1952, p. 34) と述べていた。つまり, 静岡県高体連の組織的理念は高校の体育人口の増大に在り, 経費もそこに使うべきであるとした。しかし, 表 1-4 から見ると, 静岡県高体連の経費の約半分が, 一部の生徒しか参加できない競技会の開催や選手派遣に使われていた。ここに, 高体連の組織的理念と活動実態にズレが生じていたことが確認できよう。

そして, 役員の間でも問題があった。それは, 静岡県高体連の運営は常に人的に不足であった。当時の静岡県高体連副会長の藤田純男によると, 静岡県高体連は「専任主事(理事長)の存続も許さない傾向にあり, 校務だけでさえ容易でない諸先生が更に多岐にわたる高体連の役員としての仕事にたづさわる身心の負担は並大抵のものではない」(藤田, 1952, p. 11; 括弧内引用者)。高体連の役員は体育の教員だけでなく, 他教科の教員もその事業を行っており, 高体連の役員を引き受けると山のような仕事を担当することになり, その年度の土曜日, 日曜日, 休日は全部行事に取られるようになる(石坂, 1952, 1953, 1954)。例えば, 表 1-8 に示すように, 静岡県高体連の 1952 (昭和 27) 年度のスケジュールにおいて, 陸上競技だけで, 年間 19 回の競技会が予定されており, 開催の日程は土曜日, 日曜日, 夏休みや冬休み等の休日であった。しかし, これに対し, 静岡県高体連陸上競技部の役員は僅か 7 人であった(静岡県高等学校体育連盟, 1953a)。

表 1-8 静岡県高等学校体育連盟 1952 年度スケジュール (陸上競技)

区分	期日	大会名	場所
地区大会	5月中旬	各地区大会(東部, 中部, 西部)	各地区
	10月中旬	各地区大会(東部, 中部, 西部)	各地区
	2月上旬	各地区駅伝大会(東部, 中部, 西部)	各地区
県下大会	5月31日(土), 6月1日(日)	全国高校県予選(兼スポーツ祭)	草薙
	9月27・28日(土, 日)	県下高校対抗選手権大会(兼山静予選)	草薙
	9月6日(土)	第七回国民体育大会県予選	草薙
	12月7日(日)	第三回全国高校駅伝県予選	
	2月中旬	富士・静岡駅伝大会	
県外大会	11月8・9日(土, 日)	山静大会	甲府
	7月6日(日)	全国高校東海ブロック予選	岐阜市
全国大会	8月9・10日(土, 日)	全国高校陸上競技対抗選手権大会	松本市
	12月26日(金)	第三回全国高校駅伝	大阪
	10月19~23日(日~木)	第七回国民体育大会	仙台

(『高校の体育』第2号(静岡県高等学校体育連盟, 1953b, p. 163)より作成)

このように, 静岡県高体連は人員不足により, 役員一人一人が大量の仕事を担当することになり, 休日も休めない状況であった。ここに教員の過重労働の一端が垣間見える。

第2項 高等学校体育連盟と関係団体の関係

高体連は高校の競技会開催を事業にしている以上、従来の競技会主催者である日体協や各種目別競技団体と連携をとることは必要不可欠である。しかし、静岡県高体連は設立した時、静岡県体育協会（以下「県体協」と略す）や県各種目競技団体とは良い関係ではなかった。静岡県高体連 2 代目理事長の重田一は、静岡県高体連発足後、県体協や県各種目競技団体との関係について、以下のように述べていた。

「高体連が最初にぶつかったのは種目別団体との関係であった。お互いにもう少し後の底を打割った話合いが行われていて然るべきであったのに、これが十分でなくて高体連が発足したものだから、両者の間に溝が出来、国体参加資格問題でさらに深くなり、誠に困った事になってしまった。これが徹底して 24 年のスポーツ祭に当協会との意見が合わず、高体連はスポーツ祭に不参加となって表れ、それ以後誠に苦しい立場に在った。」（重田，1952，p. 29）

つまり、静岡県高体連発足の時、県体協や各種目競技団体との間で、十分な話し合いが行われなかったため、両者疎遠になり、さらにその後国体参加資格問題で意見が合わず、1949（昭和 24）年の県スポーツ祭に静岡県高体連は不参加となり、両者対立していた。そして

対立の原因について、当時の静岡県高体連副会長の藤田純男が次のように語っていた。

「県体育協会も、この点（筆者注：高体連の運営）については理解度が低いと思われる。そして、高体連に対する理解度の欠如が個々の具体的な種目別各部の末端において高体連各専門部とトラブルを起こしている大きな原因にさえなっている。」（藤田ほか，1953，p. 150）

このように、藤田は対立の原因が県体協の高体連に対する理解度の低さであると述べていた。後でも詳述するが、この時の高体連はまだ競技会の主催権を確立していなかった。実際日体協側は当初高体連を競技会の実施機関として認識しておらず、高体連を競技団体の中に取り込もうという考えであった（日本体育協会，1949；日本体育協会編，1952）。その後、競技会開催に関しても、経験もない者が競技会を主催することに反対の意見もあった（日本体育協会，1950a）。

本来であれば、対外競技基準（S23）により、各都道府県の高校生が参加する競技会は、都道府県高体連と各都道府県の体育協会や種目別競技団体と連携をとり、共に主催することになるはずだった。しかし、従来競技会を主催してきた各種目別競技団体にとって、戦後新たに設立された高体連に、話合いもせずに、競技会を主催されるのは、競技会の主催

権を奪い取られるように感じたのであろう。両者の間で十分な連絡がとられていなかったことが問題を長引かせたといえよう。その後、静岡県高体連の「役員の方と県体協の話の分かる方々との御努力により、時が経つにつれて溝は次第に浅くなり」（重田，1952，p. 29），両者協力していくようになった。1952（昭和 27）年に、両者の間で懇談会が開かれ、互い密接に連携をとるようになった。

第3項 高等学校体育連盟の事業

高体連は高校の体育・スポーツを扱う団体として、教育に関する事務を管理する教育委員会の指導・監督を仰ぐのが一般的である。また、高体連は「体育の健全な発達」を目的にしている以上、競技会の開催だけでなく、保健体育の分野の調査研究も重要な事業の1つとして行わなければならない。

表 1-9 1953 年度高等学校体育連盟各種目別大会開催予定数

		地区大会数	県下大会数	県外大会数	全国大会数	種目大会数
1	陸上競技部	3	5	3	4	15
2	水上競技部	2	1	2	2	7
3	排球部	3	3	2	2	10
4	籠球部	3	3	2	2	10
5	軟式庭球部	3	3	3	3	12
6	卓球部	3	3	2	2	10
7	蹴球部	3	4	2	2	11
8	送球部	2	4	2	2	10
9	ラグビー部	1	5	2	2	10
10	体操部	1	4	2	2	10
11	相撲部	1	3	2	2	8
12	軟式野球部	1	3	2	1	7
13	バドミントン部	1	4	2	2	9
14	柔道部	2	3	2	2	9
15	ソフトボール部	2	3	2	2	9
16	漕艇部	0	1	0	0	1
17	山岳部	0	0	0	0	0
	総計	31	52	32	33	148

（『高校の体育』第2号（静岡県高等学校体育連盟，1953c，p. 171）より作成）

しかし、静岡県高体連は設立後に、保健体育に関する調査研究の事業が「全く行われな

かった」, 「高体連は単なる体育行事開催機関の観を呈して居る」(石坂, 1952, p. 33) 実態であった。競技会開催の事業も、静岡県教育委員会から、競技会の数が多いと非難され, 「真に必要な大会のみを年間スケジュールとして発表して」, 「大会数の整理を行って欲しい」(浦辺, 1953, p. 10) との要望があった。表 1-9 に示したように, 1953 (昭和 28) 年度の高体連各種目別大会の開催予定数は, 16 競技で, 148 回と予定されていた。競技会の数が多いと非難されるのも理解ができよう。

なぜ, 静岡県高体連が単なる行事開催機関になったのか。石坂はその原因について次のように説明していた。

「各学校の体育科の先生方でさえも高体連に対する理解が余りないように思われる。具体的に体育大会のための大会要項が各学校に配分されて行った時に, 学校運動部を出場させるや否やを校長先生に諮問された場合に, 適当な取捨選択のセレクションが出来兼ねて, 大会要項が来たものには全部参加させてしまうと言ったような例が色々ある…(中略)…体育活動が行きすぎの非難を受ける原因もここに見られるようである。」(藤田ほか, 1953, p. 151)

つまり, 各種の競技会の要項が学校に配分された際には, 体育科の教員が学校運動部を出場させるべきかどうかを校長に聞いた時に, 校長も取捨選択できず, 要項が来た競技会に全部参加させてしまうことが多かったということである。このようなことが起きる原因は, 「学校自体の無方針と具体的処置が適当でなかったことから, 『軌道はずれた』のである」(宮畑, 1953, p. 7) と当時文部省視学官を務めていた宮畑虎彦も指摘していた。

高体連の規約では「本連盟加盟校は本連盟が承認した大会以外には出場することができない」(全国高等学校体育連盟, 1949, p. 309) と規定されており, 高体連の立場を理解しているのであれば, このように, 競技会があれば全部参加させるということにはならないはずであろう。

このように, 校長や体育教員の高体連に対する無理解が, 静岡県高体連を単なる行事開催機関とする原因であると石坂は述べていた。そして静岡県体育課主事の渡辺も「この点は或る程度迄ある」(藤田ほか, 1953, p. 151) と認めていた。しかし, 高体連は高校の校長を会長に, 教員を役員に組織された団体である。校長や体育教員が静岡県高体連に無理解ということは, 静岡県高体連の組織内部に問題があるといえる。実際静岡県体育課長の浦辺秀夫が「高体連自身もまた問題であると思う。内部における理解が未だ徹底していない事が, 高体連運営のための 1 つの大きな障害となっている事が考えられる。…(中略)…高等学校長会議にも, 高体連を出席されて貰うようにして常に緊密な連絡を取りつつ, 高体連の運営を見守って頂き, 協力して頂く事は必要だと思う」(藤田ほか, 1953, p. 151) と述べていた。

静岡県高体連は設立後の分担金徴収で, すでに県内各高校が高体連に対する認識が浅い

という問題があらわれていたにもかかわらず、その後も関係団体との連絡調整や教員への講習会等の事業を行わなかった。これは静岡県高体連自身の組織的未熟さが校長や体育教員の高体連に対する無理解を招いたといえよう。

そして、もう1つの原因は、各競技団体による競技会の過度の開催であった。静岡県においては、県の各競技種目協会による競技会が乱立していた。石坂はこの状況について「過日の東部役員会では高校生徒が高体連のスケジュール以外に地区協会の開催する数多い大会に参加するのは不可能である。それにも拘わらず、参加せざるを得ないような状況にある。これを中央（全国高体連）でなんとか解決して欲しいという要望を出している」（藤田ほか、1953, p. 153；括弧内引用者）と語っていた。

本来ならば、静岡県の高校生が、静岡県高体連が定めたスケジュール以外の競技会には参加できない決まりとなっているはずだが、参加せざるを得ない状況にあった。つまり、静岡県高体連は高校生の競技会参加を制御できていないということである。

これについて浦辺は、「これは相当大きな問題である。各種目に渡る地区協会開催の大会に出場する事は高体連としては規約によって禁じてある事であり、高校自体においてもこれには学校行事の運営上、困っている問題でもある。この点については県体協と十分話し合って何等かの解決案を見出して行くべきである」（藤田ほか、1953, p. 153）と述べていた。このことから、高校の競技会の実質的な主催権は日体協側が握っており、高体連は競技会の開催に対する主体性がないことが窺えよう。

以上のように、各競技団体によって、競技会が過度に開催されていた。そして、高体連自身の組織的未熟さが故に、高校の校長や体育教員は高体連の性格を理解できておらず、競技会があるたびに生徒を参加させていた。しかし、対外競技基準（S23）により、高校の競技会は高体連と体育協会や各競技団体と共に開催することが規定され、高体連の規約では「本連盟加盟校は本連盟が承認した大会以外には出場することができない」（全国高等学校体育連盟、1949, p. 309）と規定されていた。つまり、高校生の参加する競技会は高体連が開催するもの、あるいは高体連が許可したものに限られていた。上述のように、高校生が競技団体主催の競技会に参加している以上、高体連もその競技会に出向かなければならないと推察できよう。結果的に高体連はほかの団体が開催する競技会に追われる形となり、単なる行事開催機関という活動実態を呈していた。

事業の改善に向けて、静岡県高体連は1952（昭和27）年から「スポーツ医学懇談会の開催」、「各学校生徒部予算調査」、「五日制、六日制と対外試合希望曜日調査」、「種目別講習会開催」、「県下大会数縮少と地区大会増加方針」、「高校生徒の県下スポーツ祭参加態度と開催形態討議」、「教育委員会との懇談会」、「県体協懇談会」、「県外大会整理」等の事業を、6回に及ぶ理事会、部長会議によって真剣に討議し、且つ実施した（石坂、1953）。また、1953（昭和28）年に、「スポーツ医学講座」や「県下高等学校体育館調査」などを実施し、さらに、県教育委員会と密接に連携をとり、その協力の下、各種目の県下高校選手権大会を統合し、総合大会として開催することによって、競技会開催の負

担を緩和した（石坂，1954）。

第4項 高等学校体育連盟の社会的位置づけ

競技会の数を整理して欲しいとの県教育委員会の要望に応じて，静岡県高体連は各競技専門部部長と県の各種目別競技団体と十分打ち合わせた上で，年間スケジュールを作成した。県教育委員会との懇談会で，藤田と石坂は高体連の事業に対する非難について，以下のように語った。

「高体連が今まで，体協種目別の無秩序な，無数の大会の混乱をおさえてどうにか，今日に見られるようなスケジュールにまで，セレクションしてきた功績は充分認めて欲しい。現実においての高体連の動きは，大会をいかにセーブし，セレクトして教育的効果を十分に持たせるかがその仕事の大部分である」（藤田ほか，1953，p. 154）。

つまり，県体協より各種目別で数多く開催される競技会を抑え，高校生の参加する競技会を整理，選択するために年間スケジュールが作成された。この年間スケジュールは大きな意味を持っていた。なぜならば，前述のように，高体連の規約では「本連盟加盟校は本連盟が承認した大会以外には出場することができない」と規定され，年間スケジュールの作成は，すなわち，高体連加盟校はこのスケジュール以外の競技会に参加することが出来ないことを意味する。

草深（1992）はこの規定を「罰則規定」と称し，高体連は「『対外競技基準』の履行を統制する団体として設立されたのであり，対外試合の主権と統括団体が確立したと見るべき」（草深，1992，p. 122）と指摘していた。しかし，この規定について石坂は以下のように説明した。

「これは，あらゆる種目において秩序なく増加して行く大会に，一定の秩序を与え，高校生としての独自の意義を考え，教育的な見地よりして対外試合の数を適度に保っていくべしという基本線より来ている訳である」（石坂，1954，p. 17）

戦後の競技会の氾濫状況と合わせて考えると，この規約は高体連が教育的配慮から，増加する一方の競技会に対して，学校教育に支障をきたさないようにその増加を抑え，数を減らすための条文であったといえよう。

草深（1992）は高体連を統制的な性質を持つ団体と論じているが，都道府県高体連の設立で明らかにしたように，高体連は教育的な性質を持ち，高校の競技会を教育的に開催するために，学校関係者によって自主的に結成した民主団体である。高体連のその規定も罰を与えるためのものではなく，教育的見地から競技会の数を抑えるためのものであったと

いえる。そして、前述のように、各競技団体による競技会が乱立し、高体連は競技会主催権が確立しておらず、競技会の開催に対する主体性もなく、高校生の対外試合の参加を制御できておらず、乱立した競技会に追われ、単なる行事開催機関という活動実態を呈していた。つまり、高体連は競技会を統制するのではなく、従来の競技会主催者たちの過度の競技会開催に足枷をかけるといった方が妥当であろう。以上から、高体連は教育的配慮から、高校生の参加する競技会の氾濫を抑えるための、いわば一種の抑制装置として社会的に位置づけられていたといえよう。

一方、全国高体連が設立後、事業の遂行に1つ大きな問題があった、それは、野球競技の主催問題であった。前述のように、全国高体連設立後、野球競技をも傘下に収めようとしていた。しかし、全国高体連より先に設立した全国高野連が、すでに野球の競技会を主催していた。次に、野球競技の主催問題で、全国高体連と全国高野連の関係について検討する。

第4節 全国高等学校体育連盟と全国高等学校野球連盟の対立

本節では、全国高体連が野球の競技を傘下に収めるために、全国高野連とどのような交渉をしたのかについて検討していく。その際に、まずは、全国高野連の設立と戦後の高校野球の開催状況について概観していく。

第1項 全国高等学校野球連盟の成立と全国高等学校野球選手権大会の開催

全国高等学校野球選手権大会（以下「甲子園大会」と略す）は、戦後から始まったものではなく、戦前から全国（旧制）中等学校優勝野球大会として、朝日新聞社によって主催されていた。1915（大正4）年7月1日に、朝日新聞社は全国（旧制）中等学校優勝野球大会を主催するという社告を發し、同年8月18日に大阪府の豊中グラウンドで第1回全国中等学校優勝野球大会を開催した。

1917（大正6）年の第3回大会で会場が兵庫県の鳴尾球場に変更され、さらに1924（大正13）年の第10回大会で阪神甲子園球場に変更された。1940（昭和15）年まで、26回の大会が開催され、1941（昭和16）年の第27回大会は戦争の影響で中止され、以後終戦まで開催されなかった。1942（昭和17）年では文部省と大日本学徒体育振興会の下で全国（旧制）中等学校野球大会が開催されたが、全国高等学校野球選手権大会とは独立した大会とされ、通算記録に数えられていなかった。

終戦直後、大阪野球協会長である佐伯達夫（早大）を中心に、甲子園大会再開への動きが進められた。終戦翌日の1945（昭和20）年8月16日、佐伯達夫が朝日新聞大阪本社を訪ね、野球大会の復活を提言し、さらに9月に朝日新聞社企画部長の西野剛三（早大）と会合し、大会の再開について話したが、朝日新聞社内では早速開催と時期尚早という2つの論に分かれていた（佐伯，1958）。そして11月、戦時下解散された朝日新聞社運動部が復活し、新部長の伊藤寛、同次長で早大野球部OBでもある芥田武夫、そして同企画部長の西野綱三の3人と佐伯達夫は、来阪した当時の文部省体育課長である北沢清と懇談し、その席上で、北沢清は「従来通り朝日新聞社の単独主催で開催されて何等差支えないが、野球の競技団体をつくって、名だけでよいからこれと共催という名目で届けてもらう方が、文部省としては形の上で都合がよいと思う」（佐伯，1958，p. 109-110）と話した。これをきっかけに、全国高野連の前身である全国（旧制）中等学校野球連盟（以下「全国中野連」と略す）結成の動きが進められた。

1946（昭和21）年1月21日に、朝日新聞紙面に「全国中等学校優勝野球大会、今夏から復活開催、社会情勢の許す限り」（朝日新聞，1946年1月21日付大阪朝刊）という見出しの社告を出し、甲子園大会の復活開催を決定した。1月下旬に各地で連盟作りの中心になると考えられる人々に朝日新聞大阪本社に集ってもらい、（旧制）中等学校の野球連盟結成の方針を討議した結果、「地方連盟はまだ組織のメドさえ立てにくいところもあるが、とにかく、まず全国連盟をつくること。地方連盟は準備の整ったところから順次作ってゆく」（財団法人日本高等学校野球連盟，1976，p. 24）ことが決定された。

そして、同年 2 月 25 日に朝日新聞大阪本社会議室で、近畿、東海、北陸、山陰、山陽、九州の各地区の代表 20 余名が参集し、座長に佐伯達夫を推し、全国中野連の創立総会が開かれた。座長の設立経過報告に次いで、会則、役員等を審議し、会長に朝日新聞社社主の上野精一、副会長に佐伯達夫が推薦され、当面の事業として全国（旧制）中等学校優勝野球大会の開催実現に全面協力することを決定し（朝日新聞、1946 年 2 月 26 日付大阪朝刊）、全国中野連が正式に結成された。

また、同年 6 月に全国中野連設立以来初の正式役員会が開かれ、大会の内容と準備状況が審議された。大会は戦前の回数を受け継いで、第 28 回大会として 8 月 15 日より 7 日間京阪神急行電鉄沿線西宮球場で挙行すること、19 地区で第 1 次と第 2 次予選を行うこと、試合は全部トーナメント法により進めること、などの事項が決定された（朝日新聞、1946 年 7 月 2 日付大阪朝刊）。そして、8 月 15 日に、第 28 回全国（旧制）中等学校優勝野球大会は朝日新聞社と全国中野連の共催で西宮球場で開催された。

このように、戦後甲子園大会を再開するため、文部省から競技団体をつくって、朝日新聞社と共催との助言があって、朝日新聞社もそれを受け入れ、組織作りに協力した結果、全国中野連が設立された。しかし、全国中野連の会長が朝日新聞社の社主で、大会の開催も朝日新聞社が運営していて、実質朝日新聞社がすべてを握っており、全国中野連は朝日新聞社の大会を開催するための組織といえよう。佐伯達夫も「戦後第 1 回（第 28 回全国中等学校野球大会）は、名は朝日新聞社と連盟の共催になっておりますが、実は朝日新聞社の主催で、連盟はその協力者であります」（佐伯、1958, p. 110）と述べていた。

一方で、1946（昭和 21）年 8 月 26 日に、「全国学生野球連盟（仮称）の結成を準備しその成立に至るまでの間、学生に関する重要事項の審議並びにその施行を指導監督」（財団法人日本学生野球協会、1984, p. 10）のために、学生野球指導委員会が結成された。全国の（旧制）中等学校、（旧制）専門学校、（旧制）高等学校、（旧制）大学などの野球部長、校長及び卒業生から選ばれた委員 41 名が慎重に審議し、12 月 21 日に「学生野球基準要項」と「日本学生野球協会規約」を制定した。それと同時に、学生野球指導委員会が発展的に解消し、日本学生野球協会が誕生した。

これにより、戦後学徒の野球が「国家統制を離れ、民間の自治で運営される」（中村、2007, p. 30）こととなった。（旧制）中等学校の野球競技について、「学生野球基準要項」では、「中等学校の野球に関しては各都、道、府、県の野球連盟又はこれに準ずるもの（以下野球連盟と称す）において全国中等学校野球連盟を通じて日本学生野球協会の指導も下にこれを監督する者とす」（日本学生野球協会、1947, p. 3）と規定され、（旧制）中等学校の野球チームの参加し得る試合は、以下のように規定されていた。

「イ、全国大会は全国中等学校野球連盟の主催したるもの

ロ、地方大会（近接せる二都道府県又は数都道府県に亘るもの）は関係都道府県野球連盟の主催したるもの

- ハ、都道府県大会は都道府県の野球連盟が主催する
 ニ、都道府県を異にする二校間の試合は各の関係都道府県野球連盟の承認を得て開催すること」（日本学生野球協会，1947，p. 3）

このように、中等学校の野球の試合は野球連盟が主催することが明記されていた。そして、1947（昭和22）年2月、全国中野連は理事会で、日本学生野球協会に加盟することが決まって、その傘下に入ることとなった。

戦前の学生野球の「興行化」，「商業化」などの弊害の発生や拡大を抑制・防止するために1932（昭和7）年に文部省が出した「野球統制令」は、戦後の民主化改革で、事実上空文となった。以上のように、「民間の自治」を旗印に設立した日本学生野球協会と「学生野球基準要項」の制定により、学生野球の自治体制が確立された。1947（昭和22）年5月21日、文部省は「野球統制令」を廃止し、その直後の5月30日に「学生野球の施行について」の通牒を出し、「中等学校旧制度以上の対外的競技会その他これに準ずる対外的行事の施行については主として新たに組織された日本学生野球協会の自主的統制管理に一任する」（文部省，1949b，p. 116）こととした。

このように、文部省は学徒の野球競技会を日本学生野球協会に一任し、また、日本学生野球協会は、（旧制）中等学校の野球競技会を全国中野連に一任していた。これにより、全国中野連は中等学校の野球競技会の主催権を確立したのであった。

ところが、1947（昭和22）年3月に毎日新聞社主催の選抜中等学校野球大会（以下「選抜野球大会」と略す）が、シーズン制に反すると新聞社による主催が問題となっていた（草深，1992；中村，2009）。結局1年限りの開催というところに落ち着いたが、その問題は夏の甲子園大会にも影響を及ぼした。8月に全国中野連が第29回甲子園大会を開催しようとした時、連合国軍最高司令官総司令部（以下「GHQ」と略す）から、朝日新聞社を後援にせよとの意向があったが、最後は、「主催者とか後援者という言葉は一切使用せずに『全国中等学校野球連盟が朝日新聞社の全面的協力によって開催する』という字句を使用して」（佐伯，1958，p. 112）開催することとなった。これが最後の全国中等学校優勝野球大会となった。

そして、翌1948（昭和23）年3月に対外競技基準（S23）が通達され、新聞社は学徒の競技会を主催できなくなり、後援に回った。しかし、後援となったものの、実際のところ、競技会の開催には新聞社の強力な援助なくして成り立たないのが現状であった（財団法人日本高等学校野球連盟，1976；佐伯，1980）。同年4月、学制改革により、新制高等学校が発足し、全国中等学校野球連盟は全国高等学校野球連盟に名称を変更し、新制高校を対象として新発足した。これ以降の甲子園大会も従来回数を通算せず、XX年度全国高校野球選手権大会という名称となった^(注11)。

第2項 全国高等学校体育連盟と全国高等学校野球連盟との折衝

1948（昭和23）年7月、全国高体連が設立した後、各競技を傘下に集めようと動き、全国高野連にも傘下に入れようとした（財団法人日本高等学校野球連盟，1976；佐伯，1980；島岡，1979）。同年秋に、都道府県高体連の野球部が主催する新制高校の野球大会が各地で行われていた。

日本学生野球協会は、これらの大会は「学生野球基準要項」に違反し、高校野球の運営権は学生野球協会の指導・監督の下、全国高野連が持っており、全国高体連にはその権限が与えられていないと主張した（朝日新聞，1948年12月15日付東京朝刊）。そして、12月10日、この問題について、日本学生野球協会では、外岡茂十郎（早大）副会長、藤田信男（法政大学）、伊丹安広（早大）、神田順治（東京帝大）各理事が文部省に東俊郎体育局長、平野出見体育課長を訪ねた。そこでは、日本学生野球協会所属以外の主催団体による大会は認められないこと、高体連への許可届出は「学生野球基準要項」による届出とみなされないことについて、両者の意見が一致した。その後、12月13日に学生野球協会は常務理事会を開催し、その席上で全国高体連会長の細川を招いて、話し合った結果、今後高体連の了解の下に行われる大会は「学生野球基準要項」違反であることを明確にした（アサヒスポーツ，1948年12月18日付東京週刊）。

前項で述べたように、1947（昭和22）年にすでに学徒の野球競技会は日本学生野球協会に一任され、新制高校の野球競技会は全国高野連が主催することとなっていた。1948（昭和23）年に新たに結成された全国高体連が野球大会を主催することは、「学生野球基準要項」に違反していることが確かであった。

そして、高体連が野球の競技会を主催したことに対して、全国高野連は1949（昭和24）年2月15日に定時総会を開き、都道府県の高体連と高野連の連携問題について討議した結果、以下の内容が決まった。

- 「一、いまだ野球連盟も高体連も組織されていないところは野球連盟を組織すること。
- 一、高体連の野球部があって、野球連盟が組織されていないところは高体連野球部の組織のままで、看板だけ高校野球連盟とかけるだけでもよい、ただ府県の野球大会等を主催する時は高体連の主催とせずに野球連盟主催ということで行く。
- 一、野球連盟と高体連と二つ出来ているところは当然野球連盟が主催するが両者は密接に連携協力し合って教育的にかつ高校野球が健全に発達するように行う。」

（アサヒスポーツ，1949年2月26日付東京週刊）

このように、全国高野連は各都道府県の高野連の組織を促し、高野連が組織されていた都道府県の野球競技会は高野連が主催すること、高野連のない都道府県も高体連の主催とせずに野球連盟の名義で主催すること、都道府県の野球競技会はあくまでも高野連の主催で行うことを強気に主張した。これは、全国高野連が高体連の野球競技会を主催する行為

に対する注意喚起であり、警告ともいえよう。それでは、なぜ高体連が「学生野球基準要項」に違反してまで野球の競技会を主催しようとしていたのか。次に組織、経済、そして役員という三つの側面から分析を試みる。

まず、組織的側面から見て、全国高野連の設立は全国高体連より2年早かったが、組織の実体は、両方とも乏しいといえるであろう。都道府県レベルでは、高体連も高野連も設立していない都道府県があれば、片方だけ設立している都道府県もある。群馬県高体連が1951（昭和26）年に行った各都道府県高校野球の管理についての調査によれば、硬式野球では、未報告の県を除いた37県の内、高体連のみが管理していた県が10県、高野連のみが管理していた県が17県、両者共に野球競技を管理する県が10県であった（群馬県高等学校体育連盟，1951e）。全国高野連が2年早く結成していたことを考えれば、当然の結果であろう。しかし、全国高体連が野球の大会を主催できなかったのも単に全国高野連が先に設立されたという理由だけではない。

甲子園大会は戦前から朝日新聞社によって主催されてきた歴史と伝統がある。全国高野連の設立も朝日新聞社と深く関係しており、戦後の甲子園大会の開催も実質朝日新聞社が主催運営していた。加えて、戦後の学生野球の運営・管理は日本学生野球協会に一任され、「学生野球基準要項」により、高校の野球競技会の主催権が全国高野連にあることが示された。全国高野連が高校野球の競技会を主催することは、朝日新聞社と「学生野球憲章」のバックアップにより、主体性が確立されていた。

一方、全国高体連は、対外競技基準（S23）をもとに、学制改革に伴い新たに設立された団体であり、競技会的主権に関しては何の経験もない。対外競技基準（S23）のバックアップがあるとはいったものの、競技会主催権と主体性がまだ確立していないことはすでに前に述べていた。本章の第2節第2項で述べたように、全国高体連は設立後すぐに新制高校の陸上競技の全国大会を主催したが、そこでさらに、戦前から人気を誇った野球競技を傘下に収めることが出来れば、組織が充実され、たちまち主体性が確立できると考えたのであろう。

次に、経済的側面から見て、全国高体連の経費は各都道府県から徴収した負担金で賄われており、そしてその負担金は各競技専門部の事業遂行に使われていた。しかし、表1-6と表1-7でわかるように、全国高体連が各競技専門部に交付した経費は、競技会の開催を賄える金額ではなかった、競技会の開催費用は主に開催県、市の補助費によって賄われていた。

一方、甲子園大会は、朝日新聞社の補助金があるとはいったものの、座席券の収入がほとんどで、それだけで大会開催の費用を賄っていた。例えば、1949（昭和24）年度の甲子園大会では、朝日新聞社から148万5989円70銭（現在の1125万7498円に相当）の補助金があったが、座席券の収入だけで921万6812円50銭（現在の6982万4337円に相当）に上回って、全国大会の会費651万5885円50銭（現在の4936万2769円に相当）を全部賄えただけでなく、地方予選会の補助費151万1160円60銭（現在の1144万8186円に相当）

もカバーした上で、42万615円6銭（現在の318万6478円に相当）の余剰金があった（朝日新聞、1949年12月31日付東京朝刊）。野球競技の人気的一端が窺えるだろう。

このように、野球の競技会を主催することで、かなりの収益を得られることは明白であった。先述したように、都道府県の場合、高野連がまだ結成されていないところや、高体連野球部が野球の競技会を主催してきたところには、いきなり野球連盟の名義で主催を切り替えるというのは、受け入れ難いことであろう。高体連の設立初期の乏しい財政状況を考えると、人気スポーツである野球の競技会を主催することにより、財政的基盤を固め、経済的独立を図り、組織の競技会開催に対する主体性を確立しようとしていたと考えられる。

そして、最後に役員の側面から見て、全国高野連当時の役員は、朝日新聞の関係者や大学野球関係者であった。例えば、全国高野連の初代会長は朝日新聞社の社主である上野精一（東京帝大）、初代副会長の佐伯達夫は大学時代早稲田大学野球部で選手として活躍していた。理事の伊丹安広も大学時代早稲田大学野球部の捕手として活躍、後に早稲田大学野球部の監督をも務めた、他にも町田重信（慶応義塾大学、以下「慶大」と略す）や本田竹蔵（関西大学）、藤田省三（法政大学）など大学時代に野球選手であった人や大学野球関係者が理事を務めることが多かった。

一方、全国高体連の役員は、前述のように、各高校の校長が務めており、その中のほとんどが東京高師の出身者であった。例えば、全国高体連の2代目会長の星一雄、初代陸上競技部部長で後に全国高体連理事長となる高田通。また、都道府県高体連においても、神奈川県の高体連の初代会長の保坂周助や、2代目会長の佐藤秀三郎、埼玉県高体連2代目理事長の栗原伝次郎や大阪府高体連3代目理事長の岩野次郎等も東京高師の出身だった。そして、上述の高田通、保坂周助、佐藤秀三郎や岩野次郎は、それぞれ各都道府県で戦前の体育主管課の主事、あるいは戦後の体育課長を務めたことがあり（森川、2000）、高田通は文部省で体育官を務めた経験もあった。戦前と戦時下の文部省による野球の統制が原因で、「文部省の息のかかった」（財団法人日本高等学校野球連盟、1976, p. 47）全国高体連は全国高野連と朝日新聞社に反感を抱かれていた。

1948（昭和23）年12月15日の朝日新聞では、高体連について「各県の体育事務官が中心となって横に連絡し、高校の一切の運動競技を運営しようとのネライで出来た団体である」（朝日新聞、1948年12月15日付東京朝刊）との記事が載っており、高体連が野球の競技会を主催する件についても、1949（昭和24）年3月26日のアサヒスポーツでは、朝日新聞社と全国高野連の関係者^{（注12）}の「高校野球を“官僚統制”：大会を高体連にやらせるねらい」（アサヒスポーツ、1949年3月26日付東京週刊）と題した懇談会談話録が掲載され、内容としては、文部省が出した対外競技基準（S23）を官僚統制と批判し、高体連が野球の競技会を主催することを「学徒体育振興会の復活」、「高体連にやらせる方が自分（文部省）の勝手になる、高体連も一連の官僚なんだからこれにやらせたいという心じゃないの」（アサヒスポーツ、1949年3月26日付東京週刊；括弧内引用者）というような

言われようであった。このように、全国高野連と朝日新聞社は、文部省と高体連に対する反感をはっきりと表に出していた。

しかし、高体連は本当に「官僚統制」するための団体なのだろうか。高体連の役員の中には、確かにかつて体育課長を務めたことのある人が存在するが、そのほとんどの役員が、前述のように、学校の校長や教員が務めており、決して官僚というわけではない。また文部省とのつながりに関していえば、校長は学校の管理者として、教育を主管する文部省の指示を仰ぐのが一般的であり、戦後は民主化改革が行われ、教育委員会が発足し、文部省も指示命令ではなく、指導・助言する立場に変わったため、学校の管理と運営は教育委員会と学校が自主的に行うこととなっていた。対外競技基準（S23）の通達は、戦後の学徒の競技会の氾濫やそのほかの様々な弊害に鑑みると、官僚統制のためのものではなく、学徒を競技会の弊害から守るためのものであるといえる。対外競技基準（S23）をもとに設立された高体連も、教師のかかわりが叫ばれる中、学校関係者の発言権が重視され、学校長と教師が中心に結成された民主的団体として、高校の競技会が過度に開催されないように、その防波堤として高校の競技会を教育的に主催するためのものであるといえるだろう。

一方で、全国高野連の方では、かつての野球選手や大学野球の関係者がほとんどで、野球競技会の新聞社との共催を固持し、対外競技基準（S23）の制定を促したのも全国高野連と毎日新聞社の主催による選抜野球大会の問題であった。選抜野球大会の問題は結局「全国という名称をはずし、地元チーム中心の招待大会」、「シーズン初めの野球祭」（財団法人日本高等学校野球連盟，1976，p. 39）という位置づけで、北海道と東北地方を除いたとはいえ、全国大会とほぼ同等の大会であった。この面からいうと、全国高野連は甲子園大会と選抜野球大会、実質全国大会を年2回開催したことになり、対外競技基準（S23）を完全に順守していたとは言えないであろう。戦前の統制を脱却し、民間による自治を象徴する日本学生野球協会と「学生野球憲章」により、高校野球の運営を一任された全国高野連だが、はたして教育関係団体として高校野球を適切に、教育的に運営していたといえるのだろうか。

また、東京高師から数多くの文部省官僚を輩出したこと（森川，2000）、高体連の役員が東京高師の出身者が中心となっていたこと、そして、各大学野球関係者が戦前の「野球統制令」と戦時下の官僚統制により文部省に反発し、対外競技基準（S23）をもとに設立された高体連に反感を抱いたことから、東京高師出身者と、東京帝大、早大、慶大や法政大学等各大学間の派閥闘争やヘゲモニー、いわゆる「学閥」の問題もある程度窺えるのではないだろうか。

以上のように、組織、経済、役員の中の三つの側面から分析した結果、全国高体連は組織の実体を充実させ、財政的独立を図り、競技会開催に対する主体性を確立するために、野球競技会を主催しようとした。しかし、全国高体連より2年先に結成された全国高野連と日本学生野球協会に主催権限がないと訴えられ、「学閥」の関係から各大学野球関係者が東京高師出身者に対する反感抱いていたかもしれないが、全国高野連が野球の競技会はあく

までも高野連の主催で行うことを強気に主張し、全国高体連に注意喚起をした。

一方で、1948（昭和23）年の甲子園大会の地方予選は高体連の名義で開催された地方もあり、例えば東京都では、1948（昭和23）年の甲子園大会予選が東京都高体連野球部の名義で開催されていた。そして、翌1949（昭和24）年の甲子園大会予選会で、高体連の名義で開催された予選会は全国高野連に認められない問題が発生した。次に、1949（昭和24）年の甲子園大会東京都予選の開催と東京都高野連の結成について検討する。

第3項 東京都高等学校野球連盟の結成

1949（昭和24）年6月7日、全国高野連は甲子園大会の予選日程に入る前に、2月15日の定時総会の決定に従い、各都道府県高体連に対し、「高体連による地区予選は認めない」、「大会参加資格は全国高校野球連盟加盟校に限る」（財団法人日本高等学校野球連盟、1976, p. 47）等の通告を出した。ところが、東京都では東京都高体連の主催で予選が行われることが予定されていた。同年6月10日、東京都高体連野球部は幹事校を召集し審議会を開いた。席上で細川は全国高野連からの通告を発表し、これまで東京では高体連野球部の名で実行し、支障のなかった大会予選が、今年から変更となり、高野連の名で举行せよとの全国高野連の要求は不当なるものだと説明し、さらに野球の競技会を以下のように批判した。

「高校の野球は高校体育連盟の中の諸競技に比較して行き過ぎている、甲子園への選手の出場は必要以上に選手を英雄化しすぎる傾きがあり、我々教育者の立場としては、むしろこの行き過ぎを是正しなければならないから、他の運動競技の選手の立場と同程度まで後退せしめることが必要であり、東京は今年度の甲子園出場を棄権した方がよい。」（アサヒスポーツ、1949年7月16日付東京週刊）

このように、細川は甲子園大会が選手を英雄化する傾向があり、行き過ぎていたと批判し、東京都の1949（昭和24）年の甲子園大会出場を棄権した方がよいと述べていた。しかし、1949（昭和24）年2月15日の全国高野連の評議委員会に細川は出席しなかったが、東京代表を派遣した。事前に主催権問題に関して、十分な審議の機会を与えられなかったことに対し、各校の代表者は不満を感じ、細川会長の野球指導の理念に対しても矛盾を感じた。当時明治高校野球部監督を務め、後に東京都高野連副会長となった島岡吉郎はこのことについて以下のように述べた。

「細川氏は全国高校体育連盟全体の会長であり、全国高校野球連盟の副会長である、それならば野球の弊害をそのように認識されているならば、なぜ今日までに大改革を提案し、断行されなかったか。自分が会長をされている全国高校体育連盟の名で主催

しているときには何等甲子園出場を批判されないで、むしろこれを讃美していたが、一度主催が全国高校野球連盟に移ることとなれば、甲子園の出場は教育の本旨でないというに至っては実におかしい。」（アサヒスポーツ，1949年7月16日付東京週刊）

このように、細川は全国高体連の会長として、高体連野球部の名義で大会を開催したときは何も問題はないが、高野連の名義で開催するととなると、大会を非教育的と批判することに対し、各校の代表は細川会長の理念に矛盾を感じていた。

東京都の各高校の代表は、このまま東京都高体連野球部に所属していても甲子園出場は望めないと決意し、東京都高体連野球部を脱退して、明治大学の総長である近藤民雄を会長に推し、新たに東京都高野連を結成し、全国高野連に加盟承認を求めた。そして、全国高野連は6月の理事会で、新しく結成された東京都高野連の組織を審議し、加盟を承認し、今後東京都高野連の主催で東京地区の大会を開くことを決定した。

東京都高野連の結成式は7月4日に日本大学第三高等学校で行われ、東京都高体連野球部加盟校121校のうち、108校が参加した（アサヒスポーツ，1949年7月16日付東京週刊）。このように、東京都高野連の結成によって、全国高体連と全国高野連の対立関係が確立したといえよう。

なぜ、東京都高野連が独立しなければならなかったのだろうか。戦前の東京での（旧制）中等学校野球競技会は、東京中等学校野球連盟と東都中等学校野球連盟の二つの連盟が存在し、1931（昭和6）年に両連盟が合同し、東京府中等学校野球連盟が組織されたが、戦時下のスポーツ統制により解散されることとなった（東京都高等学校野球連盟，1968）。そして戦後1946（昭和21）年、東京都の（旧制）中等学校野球競技会は東京都中等学校体育連盟野球部が開催するようになった（朝日新聞，1946年6月23日付東京朝刊）。このように、戦前から開催されてきた甲子園大会は、朝日新聞社がその主催団体であるが原因で、（旧制）中等学校野球の全国連盟が組織されなかった。一方で、地方で野球連盟が組織されたところには、甲子園大会の地方予選が地方連盟によって開催運営された場合も存在していた。しかし、主催者の朝日新聞社も大阪からの発祥で、本社がそこに置かれていて、甲子園大会も関西で開催され、「伝統的に関西が主流」（武田，1979，p. 81）とも言われていた高校野球は、その源流は関西にあることは疑いようがないであろう。甲子園大会の開催に対する主体性は関西にある全国高野連が持っていたことは明白であった。

それにもかかわらず、東京都高体連は地方予選の主催権を簡単に手放すことは出来ないだろう。東京都高体連会長の細川は全国高野連の要求が不当である原因は野球の競技が選手を英雄化しすぎにあるというのも、苦しい言い訳に聞こえる。結局のところ、経済的な問題ではないだろうか。高体連は傘下に入っているすべての種目の競技会を開催しなければならない、人気のない種目の競技会を開催するための経費の調達は一大事であろう。前項でも述べたように、野球の競技会を主催することで、かなりの収益を得られる、その利益で他種目の競技会開催の経費にあてるのが真の目的であろう。東京都高野連の独立を

促し、その初代副部長となった当時の明治高校野球部監督の島岡吉郎は当時のことを振り返って、「野球は一番人気のある競技であり、財政的にも高体連のドル箱である」（島岡，1988，p. 119）と述べていた。

そして、甲子園大会に参加できなくなることが、東京都高野連が独立した決め手となったといえるだろう。先述のように、甲子園大会開催の主体性は全国高野連に在り、そして全国高野連は、高体連の名義で開催された予選大会は認めないと通告していた。加えて、東京都高体連会長から「甲子園出場を棄権」とされたことにより、東京都高体連野球部に所属していても甲子園大会に出場することは絶望的であるといえる。島岡吉郎は甲子園大会に出場できないことについて、次のように語っていた。

「従来甲子園に地方代表選手として出場することは最高の荣誉として、高校選手に鍛錬をさせてきた各高校の当事者として、高校球児が画いた年来の希望で、汗の鍛錬を積み、一生の球史を飾らんとした目標を無残にも一挙に消滅せしめることは、到底忍び得ないことである。」（アサヒスポーツ，1949年7月16日付東京週刊）

このように、甲子園大会に出場できないことは、学校にとっても、監督や選手達にとっても受け入れがたいことであろう。東京都高野連の結成式に108校の参加が何よりの証明である。甲子園大会に出場するために、東京都高体連野球部から脱退して、新たに東京都高野連を結成したといえよう。

しかし、すべての都道府県が高体連と高野連が対立していたわけではなかった。例えば、埼玉県では、県高体連の会長と県高野連の会長を同一人物にして、「県高等学校体育連盟の野球部が即ち県高等学校野球連盟という形で」（原田，1957，p. 6）運営されていた。また、埼玉県高体連内部にも「高体連と高野連がすべての面で、一本になることを望んでる」（岩田ほか，1957，p. 17）意見や、全国高野連の件について「理論的に何等高体連に吸収されて都合の悪い条件を持っていない」（島村，1957，p. 8）という声もあった。さらに、愛知県高体連会長で、東海高体連会長をも兼任していた芝村義邦は「現段階において極力高体連との一本化を計りたいと思い、既に愛知におきましては高体連会長が必ず野球連盟会長を兼ねるといふ申し合わせが出来、高体連野球部の委員そのものが野球連盟の理事になって運営され、事業上完全一体となっており、東海高体連としてもその線にはつきり進めたいものと思っています」（芝村，1953，p. 5）と語っていた。

このように、都道府県レベルでは、高体連と高野連の会長や理事等の役員を同じにする方法で、うまく運営されていたところもあるが、高体連としてはやはり、高体連の野球部と一本化にしようとする意思があったと考えられる。しかし、全国レベルとなると、主催権や主体性の問題が出てくる。全国高体連より2年先に結成され、朝日新聞社による共催の援助もあり、学生野球協会と「学生野球基準要項」のもと、「民間の自治」を旗印にしていた全国高野連と、財政的基盤が弱く、競技会主催経験もない全国高体連、主催権と主

体性がどちらにあるのかは一目瞭然であろう。

東京都高野連の独立により、東京都高体連会長細川潤一郎は全国高野連副会長の辞任を申し出て、全国高野連がそれを承認した。翌1950（昭和25）年、細川潤一郎は全国高体連会長をも辞任することとなった。

以上のように、戦前から甲子園大会を主催してきた歴史と伝統を自負し、戦後すぐに結成された全国高野連は、学生野球協会に加盟し、「学生野球基準要項」をもとに、高校野球の競技会主催権を固く握っていた。全国高体連は全国高野連を傘下に収めることができず、全国高体連と全国高野連が野球の競技会を主催することで財政的基盤を確立しようとする企みも挫折し、主体性確立への第一歩が挫折に終わった。さらに東京都高体連野球部が東京都高野連として独立することにより、全国高体連と全国高野連が対立していた。全国高体連と全国高野連は二つの組織に分かれたまま現在に至っている。

全国高体連と全国高野連との対立からもわかるように、全国高体連は競技会主催権と競技会開催に対する主体性を確立していないことが分かる。その後、全国高体連は、競技会主催権を確立するために日体協と幾度の交渉をした。次に全国高体連と日本体育協会との交渉について検討し、全国高体連が競技会主催権を確立した経緯を明らかにしていく。

第5節 全国高等学校体育連盟の競技会主催権の確立

本節では、全国高体連と日体協との交渉について検討し、学徒スポーツ審議委員会の結成と「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定により、全国高体連が競技会主催権を確立する過程を明らかにしていく。その際、主資料として、『日体協理事会議事録』や『体協時報』を用いる。まず、その予備的考察として、戦後文部省が設置した体育振興委員会の答申案で、全国高体連の競技会主催についての言及を確認しておきたい。

第1項 体育振興委員会の答申からの検討

本章の第1節第1項ではすでに述べたように、対外競技基準（S23）が作成された段階において、既に全国高体連と都道府県高体連を審議機関と事業機関両方の性格を兼ね備えた団体として設立することが提言されていた。そして、対外競技基準（S23）では、学徒の競技会は教育関係団体が主催することが決められ、教育関係団体については、各種学校体育連盟、日本体育協会とその加盟競技団体と解釈されていた。この解釈の根拠は体育振興委員会の答申にあった。

1948（昭和23）年1月26日に、日体協会長東龍太郎、同理事長清瀬三郎、日本水泳連盟会長田畑政治、日本陸上競技連盟理事長浅野均一などの体育関係者をはじめ、学識経験者22名の委員（章末資料②参照）をもって、戦後日本の体育の振興に関する重要事項を調査審議するため、文部省の体育の最高審議機関として、体育振興委員会が設けられた（朝日新聞、1948年2月1日付東京朝刊）。同年2月17日に第1回総会が開かれ、12月末までに計12回の総会と2回の特別小委員会において、次のような事項について審議された。

- 「一、我が国における体育運動の真の在り方について
- 一、体育行政機構の強化に関する方策について
- 一、体育指導者養成機構の拡充強化について
- 一、学徒の競技会が適正に運営されるための組織について
- 一、社会体育の諸問題について
- 一、「スポーツの在り方」及びスポーツ精神の高揚について
- 一、健康教育の諸問題について」（学校体育研究同好会、1949、p. 215；傍点引用者）

そして、1948（昭和23）年12月末の第12回総会で、「体育振興の具体的方策」として、文部大臣の諮問に対する答申案を決定した。答申案では「学徒の競技会の適切な運営」について、以下の内容が決議されていた。

「学徒の競技会はそれが学校教育の一環として重要な位置を占めているばかりでなく、且つその適切な運営は一般に体育運動の本義を理解させる契機となるものであるから、次の諸点についてすみやかに適切な措置が講じられなければならない。

(イ) 学徒の競技会は、学徒心身の発達段階に応ずるとともに勝敗にとらわれたり、非教育的動機によってその自主性が損なわれたり、現下の社会的経済的事情を忘れて練習や試合のために多額の経費があてられたりする等のことがないよう十分考慮を払い、教育的に企画運営されること。

(ロ) 実施母体の整備と充実をはかること。

(ハ) 学校種別の体育連盟と各競技種目別団体とは相互に緊密な連絡を保持して、できうる限り両者一体となって競技会の運営、技術の指導が行われること。」(体育振興委員会, 1949, p. 42; 傍点引用者)

このように、体育振興委員会の答申案では、学徒の競技会が「教育的に企画運営される」ことが強調され、そして、学校関係者の発言権を重視した証として、学校種別の体育連盟、すなわち、中学校には中体連、高校には高体連が、それぞれ各競技種目別団体と連携をとり、共に競技会を開催することが答申された。そして、これがもととなって、1949(昭和24)年2月1日に「学徒の対外試合について」が再通知された。その内容は以下の通りである。

「昭和23年3月20日附発体75号を以て御連絡いたしました標記の件、各位のご指導により着々と教育的に運営されつつありますことは御同慶に堪えません。ついては、昭和23年内に限り例外として認められて来た新聞社の主催は昭和24年1月以降右通知の主旨に基づいて後援となることになっておりますので、関係方面にしかるべく周知願いたく念のためご通知いたします。

なお体育振興委員会から学徒の競技会を適正に運営する方策について左記のような答申があったので参考までにお知らせします。

記

学徒の競技会は学校体育の一環として運営されることが第一条件であるがこれと共に競技の指導が行われて、技術的向上がはかれるよう運営されることが望ましい。従ってこの精神にそって競技会が実施されるためには競技種目別団体と学校種別の体育連盟とは、相互に緊密な連絡を保持してでき得る限り両者一体となって、競技会の運営指導と技術的向上に努力し以て体育運動の健全な普及と発達とに寄与すべきである。」(文部省, 1949c, p. 147-148; 傍点引用者)

学徒の競技会に新聞社は主催ではなく、後援となることが再強調され、体育振興委員会の答申により、学徒の競技会の実施は競技団体と学校種別の体育連盟と協力して行うことが徹底されることとなった。これにより、高校の競技会は教育的に企画運営されるために、高体連と各競技団体と共に運営・開催することが決定され、戦後新たに結成された高体連には学徒の競技会を主催する資格があることが認められたといえよう。

第2項 全国高等学校体育連盟と日本体育協会との交渉

対外競技基準と体育振興委員会の答申により、競技会の主催資格が認められた全国高体連は、日体協に協力を求めたところ、難色を示された。次に、全国高体連が競技会開催をめぐって日体協と交渉した経緯を検討し、日体協の全国高体連に対する認識について確認していく。

1949（昭和24）年5月31日、日体協の清瀬三郎理事長、浅野均一、小川勝次両常務理事が全国高体連会長細川潤一郎と懇談し、全国高体連は地方においても全面的に競技団体と協力して不都合のないようにするとの申し出をしたが、翌日の6月1日の日体協の理事会で、この申し出に対して、「将来は各種目別にこの組織が出来上がって競技団体の中にとけこむようにすることが望ましい」（日本体育協会、1949）との意見が出た。

このように、競技団体は高体連と協調ではなく、競技団体の中にとけこませるという考えだった。これが原因となり、競技団体と高体連は円満に協調できていなかった。例えば、第4節で検討したように、静岡県高体連は設立後、県体協や県の各種目競技団体との関係が悪く、一時的に対立していた。

1950（昭和25）年4月5日の日体協理事会で、西田泰介文部省事務官と全国高体連の役員も出席し、日体協理事と話し合った結果、次の意見が述べられた。

「河島武四郎（全国高体連ハンドボール部長）：高体連は専門部を強化して、各団体と緊密な連絡をとるとともに、高体連として一括して種目別に会費（分担金）を体協に出すようにしたい。

星一雄（全国高体連会長）：体協に積極的にご協力願いたい、各団体の企画担当の部門に高体連からもメンバーを挿入できるようにして頂けば、高体連自体とすれば積極的にやる事ができる。

浅野均一（日体協専務理事）：各団体とすれば、従来行って来た高校関係の歴史ある行事をむしり取られたような気持で居る。全国的総括的なものや都道府県の行事を離れたものについては両者の間に審議機関的な組織を作り、これで連携をとり、各競技団体と高体連の間に於いては陸連のとして居る如く執行機関に高体連代表者を入れる。もしトラブルが起きた場合は前記の審議機関で処理する。

田畑政治（日体協理事、日本水泳連盟会長）：日本の競技をこれ以上発達させるためには高体連に協力して貰う必要がある。然し乍ら経験も知識もない者が牛耳ることは絶対反対である。

清瀬三郎（日体協専務理事）：専門部会が組織化してくれば良い、然し乍らその上に頭のようなものが出来て居ることに問題がある。

川島：各競技団体は少数の選手を強化することは出来るが、下のベースまで世話する

ことは出来ない。それ等を世話するためにも高体連が必要であろう。

田畑政治：そうではない派手なところだけ実施しようとする意図が見える。」（日本体育協会，1950a；括弧内引用者）

全国高体連の方では，各競技団体に全国高体連の役員を入れること，日体協に分担金を出すこと等を提言し，日体協に積極的な協力を求めて，競技会開催の発言権を得ようとしていたことが窺える。

一方で，日体協の方では，専務理事の浅野均一の発言から，競技団体が全国高体連に競技会の主催権を奪われたように感じていたことが分かる。また，日本水泳連盟（以下「日水連」と略す）会長で，日体協理事でもある田畑政治は全国高体連の協力が必要であることを認めていたが，「経験も知識もない」全国高体連に競技会を取られることに反対していた。そして，日体協専務理事の清瀬三郎は，全国高体連に競技専門部さえあればいいと述べていたことから，競技専門部を競技団体の中に吸収するつもりであったと考えられる。

なお，この会議で，全国高体連が競技団体に関与する教員を軽んずるような傾向があるため，これを十分考慮するとの申し合わせがあった（日本体育協会，1950a）。このことから，全国高体連が日体協に対して，対抗的な姿勢を示していたことが読み取れる。当時全国高体連会長を務めていた星一雄は，高体連の運営について「学校内のことをよく考慮すると共に，全国的組織を持つ体育指導者連盟という体育指導者団体，永い伝統と権威を持っている日本体育協会，都道府県の体育関係者と密接な協力によって高校生体育・スポーツを計画すべきであり，小さな我にとらわれて無用のセクト主義に陥らぬことが必要である」（星，1954，p. 18）との反省があった。また，戦後，文部省事務官を経て，東京学芸大学教授となった佐々木吉蔵は「学校体育関係者の民間スポーツ団体関係者に対する対抗的感情は学閥争いが無意味であるのと同じ程度に有害である。むしろ協力関係に入って，それらの（民間スポーツ団体）関係者に学校の立場についての理解を深めさせる着眼が必要」（佐々木，1955，p. 14；括弧内引用者）と述べ，学校関係者とスポーツ団体関係者は協力すべきと考えていた。このように，当時全国高体連の中には，日体協や競技団体に対して，派閥争いがある程度存在していたといえよう。全国高体連が日体協や競技団体と対抗的な関係にある原因には，学閥争いの要素が含まれていたことが窺えるのではないだろうか。

以上のように，全国高体連は日体協に協力を求めて，日体協も全国高体連の協力が必要と認めていたが，結局，全国高体連に競技会を取られることに反対し，競技会開催の主体性は競技団体にあると強く主張した。そのため，競技会の開催に関して両者は協調できなかった。

また，日体協の高体連に対する認識も曖昧であった。日体協において，高体連は事業実施機関ではなく，審議機関だという疑義があった。そのため，1951（昭和26）年11月28日の体協理事会で，両者懇談する必要があると小沢吉太郎体協理事が提案し，12月12日に

全国高体連との懇談会を開催することを決定した（日本体育協会，1951）。そして，12月12日に日体協会議室で，日体協会長，専務理事及び理事と全国高体連会長星一雄及び20数名の競技専門部長と懇談会を開催した。その席上で開陳された主な意見は以下の通りである。

- 「一、現在の高体連は，終戦後，体協改組の時話題になった高校体育の審議機関とは別個の存在である。
- 二、高体連の種目別競技専門部は，本会種目別団体の高校関係部門と密接な連携を保つために設置されたものと諒承している。
- 三、高体連は現在，七、八分は審議機関であり，二、三分が実行機関である
- 四、高校は，スポーツの進展のために，その先輩である競技団体の協力を得ることが必要条件である。
- 五、国民体育大会の種目に高校部を設けられることを希望する。
- 六、各種目別の高校大会を出其得る限り長期休暇中の一定期，一定場所で開催されるように取計られることを希望する。
- 七、国体が隔年等で開催される場合は，その間に全国的高校大会を開催したい。
- 八、高体連の役員は，その組織中から選出されるべきで，役所の関係者が便宜的に役に就いているのは面白くない。
- 九、相互に一層緊密な連絡をとるべきで，特に，種目毎に競技団体と高体連専門部とが連絡の機会を持ちたい。」（日本体育協会編，1952，p. 125）

このように，日体協はこれまで，全国高体連を競技会実施機関ではなく，審議機関として認識していた。また，全国高体連は「七，八分は審議機関であり，二，三分が実行機関である」ことが再確認できる。しかし，対外競技基準（S23）と体育振興委員会の答申により，全国高体連は競技会を主催する資格があることはすでに明らかとなっていた。また，体育振興委員会の委員にも日体協の役員が含まれていた。日体協が全国高体連を競技会実施機関と認識してこなかったことはおかしいと思うところもあるのだろう。第2節第3項でも検討したように，全国高体連は主に競技会開催に関する審議を行い，審議機関としての性格が強く，各競技専門部は主に実施機関として競技会の運営を行う。全国高体連設立の時に，競技専門部が設置されていなかったことによって，競技会実施機関としての機能を備えておらず，審議機関としての性格が強いことが，これまで日体協に競技会実施機関として認識されてこなかった原因であるといえよう。

競技専門部の設置によってはじめて競技会実施機関としての機能を備えた全国高体連には，従来の競技会主催者である日体協や各競技団体と比べて，競技会開催に対する主体性がないことは明白である。

また，この懇談会で，全国高体連の各競技専門部と各競技団体とが密接に連携をとるこ

とを申合わせた。この協力的な進展は学徒スポーツ審議委員会の結成と深く関係していた。次に学徒スポーツ審議委員会の結成について検討する。

第3項 学徒スポーツ審議委員会の結成

戦時下、文部省の外郭団体として設立した学徒スポーツの統制団体である大日本学徒体育振興会が、戦後に解散され、1946（昭和21）年8月に大日本体育会の学生部に編入され、学徒の体育に関する事業が大日本体育会で包括することとなった。寄付行為の改訂で、学徒体育審議会を設置することことが規定されていた（日本体育協会編、1963）。そして1950（昭和25）年にその具体化が図られた。

1950（昭和25）年5月24日に、日体協と文部省、各大学関係者、大学体育研究会、全国高体連等の関係方面と協議し、審議機関を組織することを決議した。そして、6月28日の日体協理事会で、日体協内の専門委員会として、学徒スポーツ審議機関を設立することが承認され、10月18日の日体協評議員会で、学徒スポーツ審議機関の設置が決定された。

関係方面の委員の選定について、日体協が1950（昭和25）年11月22日に、スポーツ医事研究会、全国高体連、各競技団体、文部省、東京近郊の大学関係者を参集し、学徒スポーツ審議委員会の打ち合わせ会が行われた。主催者側として、日体協専務理事の清瀬三郎は、学徒スポーツの問題は学校側と密に連絡を取る必要があり、学徒の競技会の開催参加について一貫した方針を樹立する必要があることを述べ、学校関係者と諸体育団体の意見を徴収し、日体協内の専門委員会として、学徒スポーツ審議委員会を組織する趣旨と経過を説明した。その後、座長に東京教育大学教授の野口源三郎が選ばれ、日体協が作成した委員会規定案が協議された。席上では、新潟大学の斎藤兼吉から「体育協会外の審議機関とされたい」（日本体育協会編、1951a, p. 6）との意見があつて、清瀬三郎は「会の運営面から目下のところ本案がよい」、「本委員会は学校側と日体協側との潤滑油的役割をするものである」（日本体育協会編、1951a, p. 6）と答えた。全国高体連会長の星一雄からは「高体連も現状から見て本案に賛成する。現在では、高体連とスポーツ団体との間は円満に進んでいる」（日本体育協会編、1951a, p. 6）との意見が述べられた。各方面の意見の開陳後、賛否をとった結果、原案による委員会を満場一致で可決した。各方面の委員の数は以下の通りである。

- 「(イ) 文部省 4名
- (ロ) 大学の部 42名（内訳：東京10名、近畿5名、他の八地区各3名、女子3名）
- (ハ) 競技団体 31名（団体1名各宛）
- (二) 体育協会 16名
- (ホ) 高体連（中小を含む） 8名
- (ヘ) スポーツ医事 5名

計 106名」(日本体育協会編, 1951a, p. 6)

このように、学徒スポーツ審議委員会の中に全国高体連から委員 8 名が選出されることとなった。これにより、学徒スポーツそして、以上の委員の中から、さらに常任委員を 22 名選出することとした。

つづいて、同年 11 月 25 日の夕方、学徒スポーツ審議委員会の大学側の委員の選出方法が協議され、委員の選出を終わって、すべての委員が出揃うこととなった。翌 26 日午後 6 時に日体協会議室で委員会総会が開催され、常任委員が選出され、学徒スポーツ審議委員会が正式に結成された。

この審議委員会の結成には、日体協自ら学校体育団体と連携をとり、事業が進むようにするところに意義がある。戦前から学徒スポーツに対して、学校関係者の発言力が弱かった。そして戦後学徒のスポーツに関する事業が日体協で包括することとなったが、対外競技基準の通達により、学校関係者の発言権が重視され、学校体育団体が設立され、日体協に協力を求めたが、両者協調できず、対立すらあった。学徒スポーツ審議委員会の結成によって日体協は、学徒の競技会の開催参加について、学校側と連絡を密にし、一貫した方針を樹立する必要性を感じ、学校関係者の意見を聞き入れ、尊重するようになったといえよう。この審議委員会の結成は学校関係者が学徒のスポーツに対する発言権を持つことを意味する。

翌年の 1951 (昭和 26) 年 1 月 14 日に学徒スポーツ審議委員会の第 1 回常任委員会が開催され、役員を以下の通りに決定した。

「委員長： 東俊郎

常任委員：清瀬三郎，栗本義彦，松澤一島，北島忠治（以上体協）」

竹之下休蔵，西田泰介，佐々木吉蔵（以上文部省）

近藤天，畑龍雄，田中宗夫（以上競技団体）

浅川正一，久松栄一郎，加藤橘夫，森清，塩崎光蔵，森本一徳，青木一三，三井田フミ，鶴田五月，（以上大学）

星一雄，高田通（以上高体連）

野口彰（東中体連）

椎野開蔵（東小体連）

幹事： 加藤橘夫，森清，佐々木吉蔵，畑龍雄，吉田清」

(日本体育協会編, 1951b, p. 14)

このように、全国高体連からは会長の星一雄と陸上競技部部長の高田通の両氏が常任委員に選ばれ、日体協とともに高校の競技会の開催について審議することとなった。これにより、全国高体連は高校の体育・スポーツに対して発言権を持つようになり、日体協と協

力するための下地を整えたといえよう。

しかし、学徒スポーツ審議委員会が日体協の中の専門委員会として発足することは、主体性が日体協にあるということである。その後の「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定過程からも、それが確認できる。

第4項 「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定

1952（昭和27）年2月6日の日体協理事会で、「学徒スポーツ（対外競技）について」の委員会原案の件で、「全国的体育連盟との関係を明確にしておくこと」、「競技団体の自縄自縛にならぬようにありたい」、「競技団体が主導権を握れるようにありたい」（日本体育協会，1952a）などの意見が出された。このように、競技団体は「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定により、自分たちが持っていた主体性を失うことを懸念していた。

つづいて2月13日の日体協理事会では、「運動の実施については、スポーツ団体に主導権があるようにすること」、「対抗競技も運動団体の主導権の中に含めること」、「学生競技会の内容を学校対抗競技と学生生徒の参加する競技（東西対抗，レコード会等）とを明らかにすること。右については、競技団体の善意の解釈に任せてもよい」（日本体育協会，1952b）等の意見が述べられていた。競技団体が競技会の運営・実施の主導権を握っていることを読み取れる。

このように、学徒スポーツ審議委員会が結成され、日体協と競技団体は学校関係者と連携をとることになったとしても、競技会の開催，そして運営実施に対する主体性をなくさないよう、主導権を自分たちが握ることを強調していた。

1952（昭和27）年2月20日に、学徒スポーツ審議委員会と日体協理事会が合同で開催され、審議委員会常任委員と日体協理事が相互に意見の交換を行った。その主な意見は次の通りであった。

「田畑政治（東京帝大卒）：学徒の一切の行動を教育的範囲に考えるのは面白くない。スポーツについてはそのスポーツの専門に任ずべきである。但し学校側の意見は多いに容れ、尊重すべきである。学徒スポーツの正しい生き方については、それが厳になっても差支えないと考える。

栗本義彦（東京高師卒）：学校と競技団体とは相互に相寄って、その発達を図ることが必要であって、主導権の在り方などについて明文化さない（原文ママ）のがよいと考える。

浅野均一（慶大卒）：学校の体育指導者と競技団体とは、相互に交流し意思の疎通を図るようにしなければならない。したがって、本案も競技団体側と学校指導者側と、競技者側との三方面に分けてその在り方を記述した方がよい。

岩野次郎（東京高師卒）：中央と地方との競技団体の活動に一貫性がない。西日本バスケットボール大会が何等学校側と連絡なく長崎市に開かれるなど、学校当事者を迷わすこと甚しい。もっと競技団体側の規正を希望する。

田畑政治：競技団体と学校体育指導者との間に、その考えの上に相当の開きがあるように考える。相互に意思の疎通を計らなければならない。

畑龍雄（東京帝大卒）：高体連が現在に於いて実行団体化しても差し支えないということは、体協理事会でも容認したことと思うが如何。

東俊郎（東京帝大卒）：それは全面的ではないが、ある程度の実行的方面の機能を容認した事は事実である。

加藤橋夫（東京帝大卒）：大学などの地域体連で競技会を開催する気運は大いに進められつつあるが、競技団体との摩擦を避けることは肝要である。普及した種目と普及していない種目とによって、その実情は大いに異なるけれども、一に普及発達を目標として行われることであるから、相互に理解し援助し合う気持ちであれば摩擦は起こらないと思う。」（日本体育協会，1952c；括弧内引用者）

日水連会長の田畑政治は学校関係者の意見が尊重すべきと認めていたが、やはり「スポーツについてはそのスポーツの専門に任ずべき」と競技団体の主体性を強調していた。栗本義彦と岩野次郎の両委員からは、主導権について明文化しないこと、競技団体を規正すること等、学校関係者に有利な意見を出していた。また、陸連理事長の浅野均一と東京大学教授の加藤橋夫は、学校関係者と競技団体の両者が連携をとることの必要性を述べていた。学校関係者と競技団体との間に、意見が分かれていたことが分かる。

栗本義彦は1924（大正13）年に東京高師を卒業し、1934（昭和9）年に文部省衛生官を務め、戦後1946（昭和21）年から文部省体育局振興課長と文部省社会体育局厚生課長を歴任し、1950（昭和25）年から日本体育大学学長を務めた。岩野次郎も東京高師の出身で、1942（昭和17）年に文部省体育官に就任し、1946（昭和21）年に大阪府体育課長を務め、1962（昭和37）年に関西大学の教授に就任した（阿部編，1954）。東京高師出身の二人がはっきりと学校関係者に有利の発言をしていた。ここでも学閥の面影を感じられるのではないだろうか。

競技団体としては、今まで持っていた主体性を手放すわけがなく、学校関係者としては戦後になって競技会の開催に関与できるようになり、競技団体と同等の立場を得ようとしたのであろう。

この会議の最後に日体協専務理事の東俊郎から「学徒の出場する競技会に対し教育の一環としての立場から計画立案に際し学校側の意見を十分尊重されるべきであると同時に、競技会の運営実施は主として体育競技団体が担当すべきことを何処かに明文化すること」（日本体育協会，1952c）等の内容を諮りこれを承認した。

このように、学徒の競技会に関して、競技団体と学校関係者との間に考えの違いがある

ことが窺える。また、学校関係者の意見が尊重され、両者相寄って意思の疎通を図ることで意見が一致したものの、結局、競技会開催の主体性は競技団体にあり、競技会の運営・実施は競技団体が担当することとなった。

全国高体連に関しては、これまで競技会実行団体として認識されてこなかったが、この時では日体協に「ある程度の実行的方面の機能を容認した」として、高体連を競技会実施機関として認めていたことが確認できる。

そして、3月26日の日体協理事会において、学徒スポーツ審議委員会が訂正した「学徒スポーツ（対外競技）について」の草案が審議され、可決された。「学徒スポーツ（対外競技）について」において、高校のスポーツについての内容の全文は以下の通りであった。

「学徒スポーツ対外競技について（昭27・3・27）

…（中略）…

（三）高等学校のスポーツについて

一、競技団体と全国高等学校体育連盟（以下高体連）は相互に密接な連携を保ち、特に競技会の開催参加については左の事項に留意することを要する。

- 1、競技会は学校教育計画に支障を来さない様に行われ、特に全国的・地域的競技会は長期休暇中に行われることを原則とする。
- 2、全国的競技会は国民体育大会を除き、その競技種目につき、年一回の範囲に留むること。
- 3、競技会は競技の統轄団体が主催又は管理するか、高体連が競技の統轄団体と共催するものに限ること。
- 4、数校の対校競技会はその学校長の承認の下に行われること。
- 5、総合競技会は日本体育協会（都道府県を含む）が主催するか、又はこれと高体連との共催によること。尚競技の実施については、その種目別競技団体の管理によるもの。
- 6、競技会の期日、場所、参加資格等について高体連と競技団体との相互間に充分の諒解があること。
- 7、競技会に参加する者は、それが個人の資格であると否とに拘らず、左の項を具備すること。
 - イ、あらかじめ健康診断を受け、その健康証明があること。
 - ロ、学校長の承認があること。

二、競技会を行う者は競技に優秀な故をもって、特に生活上の待遇や便利を受け、または競技会に参加することにより、如何なる金銭的な、または金銭に替えられる報酬を受けてはならない。

三、競技会の応援団は学校当局の監督の下に統制されること。

四、生徒会運動部は学校長の監督の下にあること。

五、学校の種目別運動の経費は、主として校費、生徒会費等によって賄われるべく、特殊の後援会等は避けること。」（日本体育協会編，1963，p. 78-79）

以上からは、高校の競技会の開催は「競技会は競技の統轄団体が主催又は管理するか、高体連が競技の統轄団体と共催するものに限る」，「総合競技会は日本体育協会（都道府県を含む）が主催するか、又はこれと高体連との共催によること」が確認できる。このように、全国高体連は、高校の競技会を競技団体と共催することが規定され、全国高体連の競技会主催権が確立したといえるだろう。

しかし、日体協と競技団体は主催という立場で、全国高体連は共催という立場であること、そして、競技の実施は競技団体の管理によることから、日体協と競技団体の主体性が強調されていることがわかる。

また、高校のスポーツについて、「競技団体と全国高等学校体育連盟は相互に密接な連携を保つこと、そして、競技会は「学校長の承認の下に行われる」ことが規定されたことから、日体協は学校関係者の意見を聞き入れ、尊重するようになり、協力的な姿勢を示したといえるだろう。

他の内容も、「競技会は学校教育計画に支障を来さない様に行われ、特に全国的・地域的競技会は長期休暇中に行われることを原則とする」、「全国的競技会は国民体育大会を除き、その競技種目につき年一回範囲に留むる」等、対外競技基準（S23）を守っていくために、教育的立場に立った内容であった。

以上のように、「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定により、日体協と競技団体の主体性が強調されているものの、全国高体連と連携を保ち、競技会を共催するところから、全国高体連は競技会主催者としての立場を確立され、高校の競技会を競技団体と共催する体制を築き上げたのであった。競技会開催の主体性はこの当時まだ競技団体にあるが、競技会主催権を確立したことで、全国高体連は主体性確立に大きく前進したといえるだろう。

第6節 本章のまとめ

本章では、全国高体連の設立と活動実態、そして社会的位置づけを検討し、さらに野球の競技会の主催をめぐる全国高野連との対立と、全国高体連が競技会主催権を確立する過程を明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、全国高体連と都道府県高体連の設立状況を確認し（第1節）、次に、競技専門部の設置による全国高体連の組織化について検討した（第2節）。つづいて、都道府県高体連の活動実態と社会的位置づけについて検討した（第3節）。そして、全国高体連と全国高野連の折衝と東京都高野連の独立による両者の対立について検討した（第4節）。最後に、全国高体連と日体協との交渉により、競技会主催権を確立する経緯について検討した（第5節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 戦後民主化改革により、スポーツが奨励され、学徒の対外競技も活発に再開する中、競技会の氾濫や学徒が勝利至上主義にとられる等の弊害が発生した。それを防ぐため、文部省は対外競技基準（23）を通達し、それをもとに全国高体連と都道府県高体連は高校の競技会を教育的に企画運営するために、学校関係者によって自主的に組織された。戦後学徒のスポーツに対して学校関係者の発言権が重視され、学校関係者によって組織された全国高体連と都道府県高体連は、学校関係者が戦後学徒のスポーツに関わり始める象徴と考えられた。全国高体連は都道府県高体連と各種目競技専門部の2種類の下部組織が存在するが、全国高体連が設立したとき、まだ競技専門部が設置されていなかった。
- 2) 1948（昭和23）年7月23日に愛知県名古屋市で開催された第1回全国高等学校陸上競技対校選手権大会において全国高体連の名称が初めて社会的に使用された。ただし、全国高体連は競技会主催経験がなく、実体に欠けていたのが原因で、第1回大会は全国高体連、陸連、学連の三者共催で行われた。翌年の第2回大会で全国高体連に陸上競技部を設ける動きが表面化した。1949（昭和24）年12月27日に東京都の麻布高校で埼玉県立浦和西高校校長の高田通を部長に、全国高体連陸上競技部が発足した。組織の性格について、全国高体連は主に競技会開催に関する審議を行うことから、審議機関としての性格が強いのに対し、競技専門部は主に競技会の運営を行い、全国高体連の競技会実施機関として位置づいた。各競技専門部の設置によって、全国高体連は競技会実施機関としての実体を整え、組織化が達成された。
- 3) 静岡県高体連を例に検討した結果、高体連は日体協側の競技会の過度の開催を牽制し、その抑制装置として社会的に位置づけられていた。しかし、高体連設立後に、分担金の徴収が難航し、財政的基盤が確立していなかった。役員も不足しており、役員一人ひと

りが大量の仕事を担当することになっていた。日体協側との関係も悪く、一時対立すらしていた。高体連は組織の未成熟と性格の曖昧さが原因で、競技会実施機関として認識されておらず、競技会主催権が確立しなかった。日体協側の競技会の過度の開催に追われ、高体連は競技会開催だけを事業にしていた活動実態を呈していた。

- 4) 全国高体連は設立後、組織の実体を充実させ、財政的独立を図り、競技会開催に対する主体性を確立するために、野球の競技会を主催しようとしたが、地方で野球の競技会を主催していたところ、日本学生野球協会と全国高野連に、野球の競技会を主催する権限がないと訴えられた。1949（昭和24）年の甲子園大会の東京都予選会で、全国高野連は高体連野球部による主催は認めないとの通知を発した。これを受け、東京都の各高校は東京都高体連野球部を脱退し、新たに東京都高野連を設立して、予選会を行った。これにより、全国高体連と全国高野連は対立した。

- 5) 対外競技基準（S23）と体育振興委員会の答申により、全国高体連の競技会主催資格が認められたが、実質的な主催権は日体協側が握っていた。全国高体連は日体協に協力するように申し出たが、協調できなかった。学徒スポーツ審議委員会の結成によって、全国高体連は高校の体育・スポーツに対して発言権を持つようになり、日体協と協力するための下地を整えた。さらに「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定によって、全国高体連は競技会主催権を確立した。

以上、本章では、全国高体連の設立と活動実態、社会的位置づけ、そして全国高体連と全国高野連と対立した経緯と、全国高体連が競技会主催権を確立した過程を明らかにした。

全国高体連は競技会主催権を確立したものの、競技会の運営・管理の主体性はまだ日体協にあった。次章では、対外競技基準の緩和や東京オリンピック大会の開催という社会情勢の中で、全国高体連が主体性を確立するための動きの検討を通して、全国高体連の活動変遷と性質の変容について明らかにする。

第1章 注釈

注1) 民間情報教育局 (Civil Information and Education Section) は、連合国軍最高司令官総司令部の部局の1つとして、戦後日本の教育全般・各種メディア・芸術・宗教等、教育及び文化に関する諸改革を指導・監督し、その後占領行政の進行に伴う数度の組織改編を経て、占領終了の1952 (昭和27) 年4月28日に廃止された (国立教育研究編, 1984) .

注2) 1928 (昭和3) 年以前の全国中等学校陸上競技大会は関東と関西に分かれ、それぞれ全国学生陸上競技連合 (現関東学連) と官立神戸高等商業学校 (関西学連は後援) が主催していた。いずれも「全国大会」と称していたが、実質的には東日本と西日本の大会であった。1928 (昭和3) 年に、全国学生陸上競技連合は関東学連と改名、関西学連と合併後、日本学連を結成した、以降の全国中等陸上大会は日本学連によって主催された。

注3) 戦後日本の教育制度の改革により、学校制度は「6・3・3制」の学校体系へと変更した。戦前の5年制の旧制中等学校は3年制の新制中学校と3年制の新制高等学校に分けられる。

注4) 埼玉県立浦和高等学校は1895 (明治28) 年、埼玉県第一尋常中学校として創設され、1899 (明治32) 年に埼玉県第一中学校と改称し、1901 (明治34) 年に埼玉県立浦和中学校と改称した。そして戦後1948 (昭和23) 年の学制改革により、埼玉県立浦和高等学校となった。

注5) 静岡県立静岡第一高等学校は現在の静岡県立静岡高等学校である。1878 (明治11) 年に静岡師範学校中等科として開校し、1879 (明治12) 年に静岡師範学校から分離し、静岡中学校となり、幾度の改称を経て、1901 (明治34) 年に静岡県立静岡中学校となる。戦後1948 (昭和23) 年の学制改革により、静岡県立静岡第一高等学校に改称し、1949 (昭和24) 年に静岡県立静岡城内高等学校へ改称、男女共学となる。さらに1953 (昭和28) 年に静岡県立静岡高等学校に改称し、現在に至る。ここでは静岡県高体連が設立する1948 (昭和23) 年の名称である静岡県立静岡第一高等学校を用いる。

注6) 群馬県立前橋高等学校は1879 (明治12年) 6月群馬師範学校内に群馬県中学校として開設、1886 (明治19) 年9月、中学校令発布により群馬県尋常中学校となり、1901 (明治34) 年4月に群馬県立前橋中学校と改名。1948 (昭和23) 年学制改革に伴い、群馬県立前橋高等学校となる。

注7) 新潟県立新潟高等学校は、1892（明治25）年7月1日に新潟県尋常中学校として創設、1901（明治34）年8月に新潟県立新潟中学校へと改称。1948（昭和23）年の学制改革により新潟県立新潟高等学校となる。1939（昭和14）年まで新潟市内の旧制中学校は県立新潟中学校のみ存在する。

注8) 参加校は早稲田中学、慶応普通部、麻布中学、錦城中学、郁文館中学、立教中学、独協中学の8校であった（東京都高等学校野球連盟、1988）。

注9) 当該値を算出するにあたって、戦後の「消費者物価指数」を用いた。消費者物価指数は、日本全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。2015（平成27）年の消費者物価指数を100に設定することにより、1947（昭和22）年から2017（平成29）年までの物価水準を一貫にして比較することができる。総務省統計局では1970（昭和45）年から2015（平成27）年までの消費者物価指数の集計を提供しているが、公益財団法人統計情報研究開発センターでは、総務省統計局では提供されていない過去に不連続な時点のある労働力調査や消費者物価指数等の結果について、その不連続な点を連続できるように推計している。そのため、本研究では、公益財団法人統計情報研究開発センターが推計したデータを用いる。「持家の帰属家賃を除く総合」の項目を基準にして、1950（昭和25）年の消費者物価指数が12.2であり、2017（平成29）年の消費者物価指数が100.5のため（公益財団法人統計情報研究開発センター、2017）、1950（昭和25）年の1円は、8.23（小数点第2位以下切り捨て）円に換算される。本文の中の換算金額は小数点以下切り捨てとする。

なお、本研究では、以後も、戦後の貨幣価値を現在（2017年）の貨幣価値に換算する際には、引き続き公益財団法人統計情報研究開発センターが推計した「消費者物価指数」を用いることにする。

注10) 当時の静岡県高体連の役職名は理事長と主事であった。理事長は現在の会長に該当し、主事は現在の理事長に該当する。以下では、現在の呼称である会長と理事長に統一する。

注11) 1948（昭和23）年から1953（昭和28）年までの甲子園大会は、XX年度全国高校野球選手権大会と称していたが、1954（昭和29）年からは戦前創始以来の回数を通算することとなった。

注12) 懇談会の内容から、朝日新聞社と全国高野連の関係者であると推測できる。

第1章 引用・参考文献

- 阿部三亥編（1954）体育人プロフィール，学校体育 7（8） p. 57.
- 朝日新聞（1946a）1月21日付 大阪朝刊.
- 朝日新聞（1946b）2月26日付 大阪朝刊.
- 朝日新聞（1946c）6月23日付 東京朝刊.
- 朝日新聞（1946d）7月2日付 大阪朝刊.
- 朝日新聞（1948a）2月1日付 東京朝刊.
- 朝日新聞（1948b）12月15日付 東京朝刊.
- 朝日新聞（1949）12月31日付 東京朝刊.
- アサヒスポーツ（1948a）7月24日付 東京週刊.
- アサヒスポーツ（1948b）12月18日付 東京週刊.
- アサヒスポーツ（1949a）2月26日付 東京週刊.
- アサヒスポーツ（1949b）3月26日付 東京週刊.
- アサヒスポーツ（1949c）7月16日付 東京週刊.
- 麻布学園（1966）麻布学園七十年. 麻布学園.
- 米国教育使節団（1946）联合国軍最高司令部に提出されたる米国教育使節団報告書（文部省訳）. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1270203>,（参照日 2019年7月1日）.
- 江尻容（1949）学校体育における管理の問題. 学校体育, 2（5）：8-11.
- 藤田純男（1952）高体連の課題. 静岡県高体連機関誌「高校の体育」, 1：9-11.
- 藤田純男・石坂均・渡辺福太郎・浦辺秀夫（1953）懇談会：高体連の運営を如何にすべきか. 静岡県高体連機関誌「高校の体育」, 2：150-155.
- GHQ/SCAP Records（1947）Interschool Competition. 連合国最高司令官総司令部民間情報教育局文書，ボックス番号 5726，フォルダ番号 9.
- 学校体育研究同好会（1949）学校体育関係法令並びに通牒集. 体育評論社.
- 群馬県高等学校体育連盟（1951a）群馬県高等学校体育連盟規約. 群馬県高体連機関誌「高校の体育」, 1：82-83.
- 群馬県高等学校体育連盟（1951b）昭和 25 年度各都道府県高体連実態調査集計表其の 1：職名に関する調査. 群馬県高体連機関誌「高校の体育」, 1：6.
- 群馬県高等学校体育連盟（1951c）昭和 25 年度各都道府県高体連実態調査集計表其の 2：連盟加盟に関する調査. 群馬県高体連機関誌「高校の体育」, 1：7.
- 群馬県高等学校体育連盟（1951d）本連盟と関係する県内・全国の体育団体との関係一覧表. 群馬県高体連機関誌「高校の体育」, 1：88-89.
- 群馬県高等学校体育連盟（1951e）昭和 25 年度各都道府県高体連実態調査集計表其の 9：野球部の管理についての調査. 群馬県高体連機関誌「高校の体育」, 1：12.
- 原田隣造（1957）高体連発足当時思う. 埼玉県高体連機関誌「高体連」, 1：5-6.

- 弘中栄子 (1973) 新体育の出発. 前川峯雄編, 戦後学校体育の研究. 不昧堂出版, pp. 22-77.
- 星一雄 (1954) 高・中体連の育成と学校体育. 学校体育, 7 (1) : 13-19.
- 保坂周助 (1955) 挨拶. 神奈川県高体連機関誌「会報」, 1 : 4-5.
- 今村嘉雄 (1949) 体育とスポーツ. 体育, 1 (1) : 19-21.
- 石坂均 (1952) 「本県高体連」の在り方. 静岡県高体連機関誌「高校の体育」, 1 : 32-34.
- 石坂均 (1953) 本県高体連一ヶ年のあゆみ. 静岡県高体連機関誌「高校の体育」, 2 : 25-27.
- 石坂均 (1954) 本県高体連一ヶ年のあゆみ. 静岡県高体連機関誌「高校の体育」, 3 : 16-18.
- 磯幸次郎 (1958) 新潟県高体連十年を回顧して. 新潟県高体連機関誌「高体連年報」, 4 : 7-8.
- 岩田己代治・安藤松寿・宇野丁三・福原黎三・島村政光 (1957) 座談会：埼玉県の高校体育と高体連の諸問題. 埼玉県高体連機関誌「高体連」, 1 : 15-18.
- 木村吉次 (1969) 課外体育と体育管理上の諸問題. 岡津守彦編, 教育過程各論：戦後日本の教育改革 7. 東京大学出版会, pp. 470-495.
- 北沢清 (1951) 関東学連四半世紀の歩ゆみ. 関東学生陸上競技連盟編, 創立三十周年記念年鑑. 関東学生陸上競技連盟, pp. 14-27.
- 国立教育研究所編 (1984) 戦後教育改革資料. 国立教育研究所.
- 小宮一夫 (1952) 発刊を祝して. 静岡県高体連機関誌「高校の体育」, 1 : 6-7.
- 公益財団法人統計情報研究開発センター (2017) 長期時系列データ提供サービス：消費者物価指数. [www. sinfonica. or. jp/dataview/timeseries/syohibukka. xls](http://www.sinfonica.or.jp/dataview/timeseries/syohibukka.xls), (参照日 2019年7月1日) .
- 草深直臣 (1992) 「野球統制令」の廃止と「対外競技基準」の制定過程の研究. 立命館教育科学研究, 2 : 111-126.
- 宮畑虎彦 (1952) 体育管理. 不昧堂書店.
- 宮畑虎彦 (1953) 学校体育における管理. 新体育, 23 (8) : 5-10.
- 文部省 (1949a) 学校校友会運動部の組織運営に関する件. 学校体育研究同好会編, 学校体育関係法令並びに通牒集. 体育評論社, pp. 103-106.
- 文部省 (1949b) 学生野球の施行について. 学校体育研究同好会編, 学校体育関係法令並びに通牒集. 体育評論社, pp. 115-117.
- 文部省 (1949c) 学徒の対外試合について. 学校体育研究同好会編, 学校体育関係法令並びに通牒集. 体育評論社, pp. 146-155.
- 文部省 (1972) 新日本建設の教育方針. 文部省編, 学制百年史. 帝国地方行政学会, pp. 52-53.
- 森川貞夫 (2000) 東京高師と日本のスポーツ. スポーツ社会学研究, 8 : 24-49.
- 中村哲也 (2007) 日本学生野球協会の成立と「学生野球基準要綱」の制定：学生スポーツの理念における商業主義と教育. 一橋大学スポーツ研究, 26 : 25-32.
- 中村哲也 (2009) 近代日本の中高等教育と学生野球の自治. 一橋大学博士論文.

- 中村由蔵（1957）十年の成果を讃えて．埼玉県高体連機関誌「高体連」，1：19-20.
- 日本学生陸上競技連合（1998）日本学生陸上競技70年史：向上と進展．日本学生陸上競技連合．
- 日本陸上競技連盟（1995）日本陸上競技連盟七十年史．日本陸上競技連盟．
- 日本学生野球協会（1947）学生野球基準要項．学生野球，1：3.
- 日本体育協会（1949）第七回理事会議事録．6月1日付．
- 日本体育協会（1950a）第一回理事会議事録．4月5日付．
- 日本体育協会（1951）第十回理事会議事録．11月28日付．
- 日本体育協会（1952a）第十六回理事会議事録．2月6日付．
- 日本体育協会（1952b）第十七回理事会議事録．2月13日付．
- 日本体育協会（1952c）第十八回理事会議事録．2月20日付．
- 日本体育協会編（1951a）学徒スポーツ審議委員会組織さる．体協時報，1（1）：6-7.
- 日本体育協会編（1951b）学徒スポーツ審議委員会役員並に運営方針決る．体協時報，1（2）：14-16.
- 日本体育協会編（1952）理事会と高体連との懇談会．体協時報，（12）：125.
- 日本体育協会編（1958）スポーツ八十年史．日本体育協会．
- 日本体育協会編（1963）日本体育協会五十年史．日本体育協会．
- 西田泰介（1954）学徒のスポーツの取扱について．新体育，24（3）：7-10.
- 大田博邦（1951）高校陸上競技のあるべき姿．大阪高体連陸上部機関誌「葦音」，2：64-69.
- 佐伯達夫（1958）大会と連盟．朝日新聞社編，全国高等学校野球選手権大会史．朝日新聞社，pp. 108-113.
- 佐伯達夫（1980）佐伯達夫自伝．ベースボール・マガジン社．
- 佐々木吉蔵（1955）学校体育振興への道．学校体育，8（2）：8-14.
- 佐藤秀三郎（1955）創刊の挨拶．神奈川県高体連機関誌「会報」，1：2-3.
- 芝村義邦（1953）第二号に寄せて．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，2：4-5.
- 茂木正夫（1951）群馬県高等学校体育連盟の歩み．群馬県高体連機関誌「高校の体育」，1：5-7.
- 島村政光（1957）十週年を迎えて．埼玉県高体連機関誌「高体連」，1：7-8.
- 島岡吉郎（1979）熱球三十年：紫紺の旗の下に．講談社．
- 島岡吉郎（1988）都高体連結成のころ．東京都高等学校野球連盟編，白球譜：東京都高校野球のあゆみ．東京都高等学校野球連盟，pp. 119.
- 重田一（1952）「高校の体育」に寄す．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，1：29-32.
- 静岡県高等学校体育連盟（1952a）静岡県高等学校体育連盟規約．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，1：35-36.
- 静岡県高等学校体育連盟（1952b）静岡県高等学校体育昭和26年度予算案．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，1：39.

- 静岡県高等学校体育連盟（1953a）各地区種目別役員一覧表．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，2：161-162.
- 静岡県高等学校体育連盟（1953b）昭和二十七年年度スケジュール予算．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，2：163-167.
- 静岡県高等学校体育連盟（1953c）昭和二十八年度高体連各種目別大会開催予定数．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，2：171.
- 体育振興委員会（1949）体育振興委員会ニュース．新体育，19（3）：41-47.
- 高田通（1948）学校における選手制と対外試合．学校体育，1（4）：13-17.
- 高橋豊（1948）日本学生陸上競技連合の再建．陸上競技，2（5）：20-21.
- 高塚泰次郎（1997）旧制・全国中等学校陸上競技大会の沿革史：「陸上日本」の黄金期（昭和一桁代）を築いた鳳雛の登竜門．大阪体育大学紀要，28：231-278.
- 武田洋平（1979）島岡吉郎：学生野球の首領．恒文社．
- 竹之下休蔵・岸野雄三（1983）近代日本学校体育史．日本図書センター．
- 東京都高等学校野球連盟（1968）東京都高校野球の歩み．東京都高等学校野球連盟．
- 東京都高等学校野球連盟（1988）白球譜：東京都高校野球のあゆみ．東京都高等学校野球連盟．
- 浦辺秀夫（1952）高体連の在り方について．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，1：18-19.
- 浦辺秀夫（1953）高体連に望むもの．静岡県高体連機関誌「高校の体育」，2：9-11.
- 山本武（1963）静岡県高等学校体育連盟の歴史．静岡県体育協会編，静岡県体育史．静岡県体育協会，pp. 263-273.
- 財団法人日本高等学校野球連盟（1976）日本高校野球連盟三十年史．財団法人日本高等学校野球連盟．
- 全国学生陸上競技連合（1923）陸上競技年鑑．全国学生陸上競技連合．
- 全国高等学校長協会（1980）全国高等学校長協会三十年史：年表・資料編．全国高等学校長協会．
- 全国高等学校体育連盟（1949）全国高等学校体育連盟規約．学校体育研究同好会編 学校体育関係法令並びに通牒集．体育評論社，pp. 308-309.
- 全国高等学校体育連盟（1951）全国高等学校体育連盟規約専門部細則．群馬県高体連機関誌「高校の体育」，1：91.
- 全国高等学校体育連盟（1988）全国高体連四十年史．全国高等学校体育連盟創立40周年記念事業実行委員会．
- 全国高等学校体育連盟（1998）全国高体連五十年史．全国高等学校体育連盟創立50周年記念事業実行委員会．
- 全国高等学校体育連盟陸上競技部（1954）高校陸上年鑑第1号．ベースボール・マガジン社．
- 全国高等学校体育連盟陸上競技部（1955）高校陸上年鑑第2号．ベースボール・マガジン社．

社.

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1988）青春の証：インターハイ40年．全国高体連陸上
競技部事務局．

【第1章 章末資料①】

発体七五号

昭和二十三年三月二十日
都道府県知事殿

文部省体育局長

学徒の対外試合について

学徒の対外試合は学校教育の一環として、重要な位置を占めるものであり、それが真に教育的に企画運営されるならば学徒の身体的発達及び社会的性格育成の良い機会としてその教育的効果は極めて大きい。しかしながらその運営の如何によっては、ややもすれば勝敗にとらわれ、身心の正常な発達を阻害し、限られた施設や用具が特定の選手が独占され、非教育的な動機によって教育の自主性がそこなわれ、練習や試合のために不当に多額の経費が充てられたりする等教育上望ましくない結果を招来するおそれがある。

学校体育が真に民主的教育の目的に合致するために従来の対外試合に対しても鋭い反省を加え、一切の惰性或不合理を排除すると共に学徒の身心の発達段階に関する科学的基礎に準拠し、しかもわが国の現実の社会的、経済的客観情勢をも十分考慮した合理的立場において企画運営されなければならない。

以上のような見地から特に必要と考えられる要点を参考までに掲げて指導者の理解と適正な運営を期待する。

一、小学校では校内競技にとどめる。

二、中学校では宿泊を要しない程度の小範囲のものにとどめる。但しこの年齢層では対外試合よりもはるかに重要なものとして校内競技に重点をおく。

三、新制高等学校では地方的大会に重点をおき、全国的大会は年一回程度にとどめる。

四、学徒の参加する競技会は教育関係団体がこれを主催しその責任において適正な運営を期する。なお対校競技は関係学校においてこれを主催する。

五、上級学校及び学生競技団体は下級学校の競技会を主催しない。

六、対外試合参加はその競技会の性格について検討し学校長及び教師の責任においてこれをきめる。

七、対外試合に出場する選手は固定することなく、本人の意志、健康、年齢、操業、学業その他を考慮してきめり。

八、対外試合は放課後又は授業のない日に行うことを原則とする。

九、女子の対外試合については女子の健康を考慮して適正な運営をはかる。

(「学徒の対外試合について」(文部省, 1949c, pp. 146-147)より作成)

【第1章 章末資料②】

表1-10 体育振興委員会関係者名簿

委 員	日 本 体 育 協 会 理 事	浅 野 均 一
	文 部 省 体 育 局 長	東 俊 郎
	日 本 体 育 協 会 長	東 龍 太 郎
	慶 応 義 塾 大 学 教 授	石 丸 重 治
	早 稲 田 大 学 教 授	伊 知 地 純 正
	文 部 省 教 育 施 設 局 長	伊 藤 日 出 登
	日 本 学 校 衛 生 会 理 事 長	岩 原 拓
	東 京 大 学 教 授	内 村 祐 之
	東 京 体 育 専 門 学 校 長	大 谷 武 一
	日 本 学 生 野 球 協 会 理 事	藤 田 信 男
	東 京 大 学 教 授	菊 井 維 大
	日 本 体 育 協 会 理 事 長	清 瀬 三 郎
	日 本 オ リ ン ピ ッ ク 協 会 理 事 長	澤 田 一 郎
	東 京 大 学 教 授	辰 野 隆
	日 本 体 育 協 会 理 事	田 畑 政 治
	東 京 高 等 師 範 学 校 教 授	野 口 源 三 郎
	全 国 体 育 主 事 協 会 理 事 長	濱 田 義 明
	東 京 芝 浦 電 気 株 式 会 社 総 務 部 長	藤 田 重 次 郎
	静 岡 市 立 長 田 南 中 学 校 教 諭	三 浦 ヒ ロ
	東 京 文 理 科 大 学 長	務 台 理 作
文 部 省 嘱 託	村 岡 花 子	
日 本 レ ク リ エ ー シ ョ ン 協 会 副 会 長	吉 坂 俊 藏	
幹 事	体 育 局 体 育 課 長	平 野 出 見
	体 育 局 振 興 課 長	栗 本 義 彦
	体 育 局 学 徒 厚 生 課 長	前 田 充 明
	体 育 局 保 健 課 長	新 井 英 夫
	文 部 事 務 官	原 敏 夫
書 記	文 部 事 務 官 (体 育 課)	野 村 賓 作
	文 部 事 務 官 (体 育 課)	櫻 井 安 二
	文 部 事 務 官 (体 育 課)	佐 原 忠 太
	文 部 事 務 官 (振 興 課)	谷 口 健 一
	文 部 事 務 官 (学 徒 厚 生 課)	及 川 信 次 郎
	文 部 事 務 官 (保 健 課)	佐 藤 孫 二

(「体育振興委員会」(学校体育研究同好会, 1949, pp. 215-222)より作成)

第2章 全国高等学校体育連盟の活動変遷と性質の変容（第II期：1953—1961）

第2章では、対外競技基準の緩和や東京オリンピック大会の開催という社会情勢の中で、全国高体連の活動変遷の検討を通して、全国高体連が主体性を確立するための動きと性質の変容について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、1954（昭和29）年の対外競技基準の緩和と全国高体連の対応について検討する（第1節）。次に、1957（昭和32）年の対外競技基準の緩和と高等学校スポーツ中央審議会の発足について検討する（第2節）。そして、スポーツ振興審議会の設置、スポーツ振興法の制定と東京オリンピック選手強化対策本部の設置によるオリンピック体制の確立について検討する（第3節）。最後に、東京オリンピック大会の開催に向けての競技団体の選手強化と全国高体連の性質の変容について検討する（第4節）。

第1節 1954年の対外競技基準の改訂と全国高等学校体育連盟「全国大会開催基準要項」の制定

全国高体連が主体性を確立するための動きを検討するために、対外競技基準の緩和と、対外競技基準の緩和に対する全国高体連の対応、そして、対外競技基準の緩和によって発足した高等学校中央スポーツ審議会について検討することで、全国高体連の活動変遷が明らかになると考える。しかし、第II期（1953－1961）において、対外競技基準は1954（昭和29）年、1957（昭和32）年、1961（昭和36）年に、三回にわたって緩和されていた。本節ではまず、1954（昭和29）年の対外競技基準の緩和とそれに対する全国高体連の動向について確認する。

第1項 1954年の対外競技基準の改訂

はじめに、本項では、1954（昭和29）年対外競技基準が改訂に至った経緯について検討し、同年に新たに通達された対外競技基準（S29）に改訂された点について確認していく。

1949（昭和24）年8月に、東京少年野球大会が東京防犯協会連合会と東京都教育庁の主催、警視庁と読売新聞社の後援のもと開催された。少年野球が盛んであることに注目した警察関係者は、犯罪防止の目的から全国大会を開催することを計画した。そして、大会主催者から相談を受けた文部省は1950（昭和25）年2月に「夏季、冬季休暇中に個人の資格又は小地域的な任意のグループで各種の競技会に参加することは自由である。学校の代表として参加する場合は従来通りである」（今村，1950，p. 27）との見解を示し、それにより、文部省は「（全国）少年防犯野球大会を結局是認するような結果を生ん」（佐々木ほか，1952，p. 149；括弧内引用者）だ。

1950（昭和25）年3月に、読売新聞社は少年野球大会を全国十大都市対抗で行う記事を発し、5月2日の新聞紙面に全日本少年野球大会を行う社告を出した（読売新聞，1950年3月28日付朝刊；読売新聞，1950年5月2日付朝刊）。そして8月に、東京防犯協会連合会の主催で、第1回全日本少年野球大会が東京都の後樂園球場で行われ、参加資格は16歳以下の少年とされ、参加者のほとんどが中学生であった。これは、非教育団体が主催した中学生の全国大会であり、対外競技基準（S23）に違反していたことは明らかであった。

対外競技基準（S23）は文部省が出した通達ではあるが、文部省だけの解釈ではなく、終戦直後に設置された体育振興委員会や学校体育研究会等の学校関係者とスポーツ関係者たちによって決定された結論である。上記の文部省の見解によって、第1回全日本少年野球大会に教育関係団体が入ることなく、東京防犯協会連合会の主催で開催されたことは、文部省が自ら通達した対外競技基準（S23）を自らの手で破ることになる。当然、学校関係者と日体協側に批判されることとなった。教育委員会、日体協、スポーツ振興会議、日本体育指導者連盟等は、この大会の参加者の大部分が学徒であることから、対外競技基準（S23）に従うべきと文部省に決議や建議をした（宮畑・梅本，1959）。

また、1950（昭和25）年12月20日に、学徒スポーツ審議委員会の常任委員会も、この

問題について審議した。その結果、「現在における年少者の全国大会は、その心身の発達からみて好ましくならず、特にスポーツの大会を防犯協会が主催することは著しい異例で、不良年少者のみならず、善良な少年のスポーツは教育団体の手に委ねるべきである」（日本体育協会編，1951b, p. 14）との意見を明らかにした。

その後、全日本少年野球大会の問題について、1951（昭和26）年1月15日と22日に、文部省と大会関係者との間で2回の打ち合わせ会が行われ、文部省体育課長西田泰介は、少年に肉体的にも精神的にも負担が重いことを理由に、大会の開催に反対の意見を出していた。大会主催者側は、中学生の県外遠征について文部省と交渉解決することを了承したが、1951（昭和26）年の大会の予算が計上済みであったことから、引き続き開催する方針であった（朝日新聞，1951年1月27日付東京朝刊；読売新聞，1951年1月28日付朝刊）。この問題は1950（昭和25）年に文部省内の諮問機関として設置された保健体育審議会でも審議され、1951（昭和26）年3月、「保健体育ならびにレクリエーション振興方策について」の諮問に対する答申で「青少年の身心の発育にかんがみ、青少年を対象として行われる行事は、教育関係団体が主催者となり、教育的意図のもとに行われるようにすること。特に旅行を伴う年少者の競技会については、発体75号（昭和23年3月20日付各都道府県知事宛，文部省体育局長通牒）によること」（文部省体育局，1968a, p. 18-19）と答申された。このように、文部省は全日本少年野球大会も対外競技基準（S23）に遵守すべきことを大会関係者に要望した。その後、この問題は中央青少年問題協議会の斡旋により、両者協議の結果、次のような合意に達した。

- 「①主催者（東京防犯協会連合会と警察関係者側）としては、前記通達（対外競技基準（S23））を尊重し、6管区予選および全国大会出場の都道府県の派遣代表チーム中に中学生がいる場合は、これを他の者と交代する規定を設ける。
- ②文部省としては、教育委員会その他教育関係団体の主催または後援の実現に努力する。
- ③文部省は後援者となり、また中央青少年問題協議会および全日本軟式野球連盟は主催者に加わる。」（宮畑・梅本，1959, p. 26；括弧内引用者）

その後、文部省は全日本少年野球大会の後援となったが、主催者の問題は解決に至らなかった。

一方、戦後に各競技団体が国際競技連盟への復帰をはたし、1951（昭和26）年に日本のオリンピック大会復帰が認められ、1952（昭和27）のヘルシンキオリンピック大会への参加は日本選手団戦後初のオリンピック参加となった。しかしこの大会で、1人の女子中学生が選手として水泳競技に参加していたことが問題となって、再び対外競技基準が議論されることとなった。当時の文部省体育課長を務める西田泰介は「学校体育の立場から見て賛成できないことである」と述べていた（西田，1952, p. 7）。しかし日水連は、1952（昭

和 27) 年のヘルシンキオリンピック大会での水泳競技の成績不振から、中学生の全国大会開催を強く要望し、文部省と協議した結果、1953 (昭和 28) 年から中学生の優秀選手の育成強化のため、全国大会の代わりに「水泳教室」を開催することになった。

しかし、1953 (昭和 28) 年 8 月の全日本水上競技選手権大会に 11 校 25 人の中学生が出場していた。これに対し、文部省は日水連に對外競技基準 (S23) の尊重を要望するとともに、中学生の出場経緯の調査を依頼し、学徒のスポーツ運営の基準を作成するための委員会を設ける予定を立てた (笠井編, 1953a)。

以上のように、少年野球の全国大会の問題と日水連の對外競技基準 (S23) を無視した事態が続発したことをきっかけに、「文部省の通達 (對外競技基準 (S23)) が現実には空文に等しと非難され」 (栗本, 1954, p. 5; 括弧内引用者) ようになり、1953 (昭和 28) 年 10 月、文部省は学徒對外試合基準作成協議会を設け、審議を進めていた。

審議の途中において、1953 (昭和 28) 年末に全国指導主事連絡協議会が文部省主催で開催され、学徒の對外試合の問題も挙げられ協議されていた。中学生の全国大会開催は教育的立場、経済的状況等から考えて無理が伴うとして反対され、競技種目の特例を認めることについても反対意見が圧倒的であり、高校についても、現在の方針でよいが、大規模な競技会が多いので、それらを整理する必要があるとの意見が多かった (阿部編, 1954)。

一方、競技団体側、特に日水連は、「英語・弁論・朱算等、他の分野の全国大会を黙認しながら、独りスポーツのみを囿りに閉じ込めることは、断じて納得できない」、「スポーツの如き実践教育の最たるものは、例え宿泊を要する全国大会でも、正しい指導のもとに実施されれば、何等の弊害はなく、助長育成すべきである」 (藤田, 1954b, p. 16) ことを理由に、全国大会の開催を強く要求していた。しかし、上記のように、学校関係者側の反対意見を知った当時の日水連理事長の藤田明は以下のように語っていた。

「戦後 8 年余を経過し独立日本としての発足した今日の社会的、経済的情勢の著しい進展や、更に中学生の体位の向上等を勘案して、制限の緩和を要望し、しかも現段階において全般的緩和が容れられないならば、一部特例を設けたいと要望している立場は、むしろ謙虚な態度であって、正当に認められてよいと思う。」 (藤田, 1954a, p. 136)

日水連は、全国大会の開催は認められないなら、少なくとも特例を設けることは承認すべきと主張した。このように、学校関係者と競技団体側との見解が対立していたことが確認できる。

その後、全国体育主管課長会議ならびに教育長会議等においても、学徒の對外試合の問題が協議され、その結果が学徒對外試合基準作成協議会に報告されていたが、中学校の對外試合について「宿泊を要しない程度の範囲にとどめる。ただし世界的水準に達する見込みのものが現れたときには特別の処置を講ずることが出来る」 (井上, 1954, p. 25) こと

を原則としていた。このように、全国大会の開催は認められなかったが、競技種目の特殊性による特例が認められる傾向にあったことが確認できる。

そして、1954（昭和24）年3月20日に、学徒対外試合基準作成協議会が審議した結果が文部省に答申され、文部省はその答申に基づいて、「学徒対外競技の基準」（以下「対外競技基準（S29）」と略す）を定め、文部事務次官通達で各方面に連絡した（章末資料①参照）。

それでは、新たに通達した対外競技基準（S29）の内容はどう変わったのだろうか。まず、小学校の対外競技は行わないとしていたが、親睦を目的とする隣接校との連合運動会を行うことが出来るようになった。次に、中学校の対外競技は宿泊を要しないことは再確認されたが、隣県との競技会やブロックの大会に参加できるようになった。また、個人競技では、世界的水準に達しているものおよびその見込みのあるものを、別に定める審議機関の審査を経て、個人として全日本選手権大会や国際競技に参加させることができるようになった。そして、高校の対外競技は従来通り、国体を除いて年1回程度にとどめることが再確認された。また、競技会の主催者に、文部省と教育委員会等学校教育行政に関するものが加わることが出来るようになった。

このように、中学校の対外競技が事の発端であり、議論の中心であり、対外競技基準（S29）で最も改正された箇所でもあった。中学生の対外競技は宿泊を要しないことは再確認され、全国大会は認められなかったものの、世界的水準に達している生徒の全日本選手権大会や国際競技への出場が認められた。しかし、世界的水準について明確な規定はなされなかった。

以上のように、対外競技基準（S23）と比べて、対外競技基準（S29）では、大きな改正には至らなかったが、中学生の対外競技への参加規制が確かに緩和されていたことが確認できよう。

第2項 1954年の対外競技基準改訂に対する全国高等学校体育連盟の対応

前項では、主に1954（昭和29）年に対外競技基準が緩和されていたことを検討した。中学校の対外競技が議論や改正の中心となっていたが、高校の対外競技については、高校生が参加する競技会の規模と数に問題があるとの議論があった。

高校の全国大会は対外競技基準（S23）により年一回に制限されていたが、全国大会に出場するための予選会、そして国体、さらにその他の都道府県内大会や、ブロックの大会、東日本や西日本の大会等、高校生が参加する競技会の数が多いこと、規模が大きいことが指摘されていた（栗本，1954；西田，1953）。そして、全国高体連もこれを問題として認識し、反省と研究する必要があると認めていた（星，1954，1955；野沢，1954；佐藤，1954）。例えば、当時全国高体連体操部部長の野沢要助は高校の競技会の問題について次のように語っていた。

「非常に優秀な記録を持つものや強いチームは全国的のものに何回も連続出場できることになっている。全国的大会に次ぐものに東日本、西日本の選手権大会や二、三県または都府県にわたるブロック大会等がある。これらの大会の中には一種目で三回もの地域大会と称して東北から四国に及ぶものも行われるようになった。これは『地方的大会に重点を置く』という趣旨にそったものかどうかはわからないが、出場者の経費などは殆ど全国的なものと何等変わらないものが多いようである。これらの大会にみんな参加するとなるとその出場回数はまことに多くなるものである。…（中略）…西日本、東日本というようなやや全国的なものであるが、この種の大会は望ましくないものと思われる。」（野沢，1954，p. 26-27）

また、町が招待野球大会を主催し、プロ野球の前座試合として高校生の野球試合を行わせたりしていた問題も発生していた（笠井編，1953b）。このように、高校生の対外試合への参加回数と競技会の規模、そして主催者の問題が、学徒対外試合基準作成協議会で審議されることとなった。そして、1954（昭和29）年3月末に学徒対外試合基準作成協議会が出した答申案では高校の対外競技は「教育関係団体が主催するものに限る」、「府県内で行うことを主とし、地方大会、全国大会への参加は年一回程度にとどめる」（学徒対外試合基準作成協議会，1954，p. 43）ことが答申された。

対外競技基準（S23）では高校生の競技会は「地方的大会に重点をおき」とされていた。地方的大会がどのような規模や範囲については規定していなかったことが、東日本・西日本の大会といった規模と範囲の大きい競技会が活発に開催された原因であろう。上記のように、学徒対外試合基準作成協議会の答申により、高校生は全国大会のみならず、地方大会への出場も年1回に制限され、府県内大会を主とすることが規定され、競技会の出場回数の制限と規模の縮小が図られていたことが確認できる。対外競技基準（S23）と比べて、対外競技基準（S29）では、高校の対外試合に対する制限が厳しくなっていたといえるであろう。

そして、学徒対外試合基準作成協議会が審議を進めている間に、全国高体連もこの問題について討議した。1953（昭和28）年12月2日、3日の両日、全国高体連理事会が東京都の全国都市会館で開かれた。東日本・西日本の大会のような、全国大会に準ずる大会が次第に増加し、年1回開催の規定がやや崩れかかったかのように感じるものが多くなったため、議題の中心が全国大会の在り方にあった。討議の末、全国高体連は高校の全国大会は国体を除き、年1回開催の規定を再確認したが、東日本・西日本のような大会については、競技種目によって相当数多く開かれていたため、これからブロックや都道府県高体連、競技専門部委員、学校長などの会合をもち、審議することとなった（笠井編，1953c）。このように、全国高体連は全国大会を年1回の規定を守り、対外競技基準（S23）を堅持する立場であったことが確認できる。

一方で、学徒の競技会の過度の開催の原因について、全国高体連を批判する声もあった。当時東京学芸大学で教授を務めていた佐々木吉蔵は、学徒の競技会過多の問題について以下のように語っていた。

「問題はむしろ中体連、高体連自体に内在するといわれるのは誠に不可解と言わなければならない。中体連や高体連が、一部の批判を受けているように、スポーツ団体と同じ性格を持ち、同種の行事の開催に汲々としているとしたら、その際潔く解散すべきであろう。もし教育の自主性確立の見地から、体育行事の管理を主眼とするのであれば、一層はっきりした主張を貫くべきであろう。そして、その際行事を整理すればよい。」（佐々木，1955，p. 14）

また、東京教育大学で教授を務めていた浅川正一は、学徒の対外試合について「体育指導者の主体性を確立せよ、そしてスポーツ界に出て積極的な協力活動をせよ」（浅川，1955a，p. 17）と述べ、全国高体連に対しては、対外競技基準を「もっと徹底してもよい」（浅川，1955b，p. 15）と考えていた。東京高師出身で、当時日体協の国内部長を務めていた吉田清も「対外試合に対する指導方針を確立し、その方針を守り通す」（吉田，1954，p. 12）と、体育指導者に対し、指導方針を確立して欲しいと述べていた。実際、全国高体連の全国理事会においても、主体性の確立が常に問題として協議されていた（島村，1958）。このように、学徒の対外試合の管理において、全国高体連の主体性がないことが再確認され、そして、体育教師の主体性や指導方針の確立が求められていたことが確認できる。

1954（昭和29）年4月24日に、全国高体連理事会が、各都道府県高体連の会長、理事、全国高体連の各競技専門部部長、そして日体協関係者の出席を得て、全国都市会館で開かれた。全国高体連会長の星一雄から、全国高体連の各競技専門部が日体協の各競技団体と密接に協力していること、ラグビー、水泳の全国大会に全国高体連が共催するようになったこと、そして、高校の全国大会の開催に際して、全国高体連の各競技専門部部長が全国高体連会長の名と連記の上、開催依頼地の高体連会長と各競技専門部並びに種目別協会会長に連絡を怠らないようにすることが報告されていた（全国高等学校体育連盟，1954）。このように、全国高体連は日体協側とうまく連携していたことが確認できる。全国高体連は主体性の確立に少しずつ前進していたといえよう。

また、この理事会で、高校の全国大会の在り方について、大阪高体連の大田博邦より、全国高校総合体育大会の開催が提案された。これについて、各都道府県では賛否両論が出てため、協議の結果、全国高体連は「高校の全国大会をよりよくするにはどうするかについて、高体連の性格、組織の両面並びに経費及び文部省、体協との協調等を考えた上研究委員を選出して、実現の方向に歩を進める」（笠井編，1954，p. 68）ことに決定した。このように、全国高体連はこの時からすでに全国高等学校の総合体育大会を実現しようとしていたことが確認できる。

しかし、第1章で検討したように、全国高体連の性格は審議機関としての性格が強い。組織形態の面では、競技専門部の設置によってようやく競技会の実施機関としての機能を整えたばかりであり、経費の面でも、高校の全国大会の開催は開催県、市の補助に依存している状態であった。そして何より、競技会開催の主体性は全国高体連ではなく、日体協側が握っていた。総合大会の実現は極めて困難であったことは明白であった。大田博邦は「五年後の実現を目指して」（笠井編，1954，p. 68）と述べていたが、実際の総合大会の実現は、第3章で詳細に検討することになるが、長い屈折と折衝の後に開催できるようになった。

つづいて、1955（昭和30）年2月3日の全国高体連理事会は、各都道府県高体連の会長、理事、全国高体連の各競技専門部部長、約130名の出席を得て、全国都市会館で開かれた。高校の全国大会はほとんど競技団体と共催していたこと、1955（昭和30）年度の各競技の全国大会のスケジュールが報告された。ほかに、全国大会の開催地の決定は「充分教育的立場に立って開催地の選出を願う」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1955，p. 300）こと、そして、全国大会が年1回開催なのか、あるいは年1回しか参加できないのかは、対外競技基準が「取締ではなく、倫理規定である故、教育的な指導を望む」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1955，p. 300）ことが協議され、全国高体連の教育的立場が再確認できる。また、全国大会の開催に関して、開催基準を作成することが協議された。

そして、1955（昭和30）年4月26日、27日の両日に開催された全国高体連理事会において、「全国大会開催基準要項」が決定された（章末資料②参照）。「全国大会開催基準要項」が制定された趣旨は「本連盟の主催する各種の全国競技大会は高等学校生徒の全国的競技会の一層円滑な実施を期するため各種目の全国的統括団体並びに開催地の関係団体及び関係諸機関と緊密な連絡をとり実施する」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1956，p. 363）とされており、共催は「当該競技の全国的統括団体」と「開催地の関係機関及び団体」、主管は「開催地の高等学校体育連盟及び当該競技団体」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1956，p. 363）とされていた。

当時東京都高体連理事長を務めていた高崎米吉は、「全国大会開催基準要項」について、「この基準要項は、文部省の学徒の対外運動競技についての通達を基とし、高等学校の主体性を確立する趣旨の下に全国高等学校体育連盟の全国理事会で決定されたものである」（高崎，1958，p. 133）と説明していた。

1952（昭和27）年に学徒スポーツ審議委員会が制定した「学徒スポーツ（対外競技）について」と比べてみると、「学徒スポーツ（対外競技）について」では、高校の競技会は「競技の統轄団体が主催又は管理するか、高体連が競技の統轄団体と共催する」（日本体育協会編，1963，p. 79）と競技団体の主体性を強調していたことと対照的に、全国高体連の「全国大会開催基準要項」では、高校の全国大会は全国高体連が主催で、競技団体が共催と規定していた。また、全国大会の開催地は全国高体連の会長が決定すること、大会の会長は全国高体連の会長であることが規定されていたところから、この「全国大会開催基

「準要項」は全国高体連の競技会開催に対する主体性を強調するものであったといえよう。

しかし、前述のように、競技会開催に対する主体性は日体協側にあった。全国高体連は1954（昭和29）年まで、全国理事会で組織の性格についての検討が続いていた。この点から、それまでに全国高体連の性格が完全に定まっていなかったことが確認できよう。

また、全国大会の主催に関しては、1955（昭和30）年から1962（昭和37）年までの全国高等学校陸上競技対校選手権大会要項を確認したところ、大会の主催は、陸連、全国高体連、開催県、市及び開催県、市の教育委員会となっていた。主催や共催の区別は明記していないものの、日本陸上競技連盟が常に全国高体連より先に、一番に出ていたことが確認できる。大会の会長については、後述するが、水泳、相撲、ラグビー等、数多くの種目において、全国大会の会長は競技団体の長になっていたことが報告されていた（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1959）。

そして、1956（昭和31）年12月11日に全国都市会館で開かれた全国高体連理事会では、東西対抗競技大会について協議し、「東西対抗といっているが、内容は東日本、西日本大会のことで、将来漸次やめる方向へ」（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1957、p. 334）と決めていた。しかし、全国高等学校体育連盟陸上競技部機関誌『高校陸上年鑑』を確認したところ、高校陸上の東西対抗競技大会は1963（昭和38）年まで行われていたことが確認できる。このように、全国高体連は東西対抗競技大会を漸次やめると協議していたにも関わらず、その後も東西対抗競技大会は続いた。全国高体連の競技会の開催に対する主体性はまだ確立できていなかったことが確認できよう。

一方で、高校の陸上の全国大会の開催に関して、開催地の陸上競技協会と高体連が主管で開催すること、出場者は学校所在地の都道府県高体連加盟校の在学学生であること、申し込みは各都道府県高体連で申し込むこと等、全国高体連は競技団体側と密接に連携し、競技会の管理と運営に携わっていたことが大会要項から確認できる。全国高体連は主体性が確立できなかったものの、「全国大会開催基準要項」の「全国的競技会の一層円滑な実施を期する」という趣旨がはたされたといえよう。

以上からは、「全国大会開催基準要項」では全国高体連の主体性が強調されていたが、実際競技会開催に対する主体性はまだ競技団体側にあり、全国高体連は主体性を確立できていなかったことが窺えよう。「全国大会開催基準要項」の制定は、その趣旨に記した通り、競技団体と円滑に連携するためのものであったといえよう。

以上のように、高校の競技会の数や規模、そして主催者の問題が指摘される中、対外競技基準の改訂により、高校生の全国大会は年1回程度にとどめること、競技会は教育関係団体が主催することが再確認されたものの、一方で、全国高体連や体育指導者の主体性の確立が叫ばれるようになった。全国高体連は教育的見地から、対外競技基準を堅持する立場であったが、競技会の開催に対する主体性が確立していなかった。そして、「全国大会開催基準要項」の制定により、全国高体連は競技団体とより密接に連携をとるようになり、主体性の確立には至らなかったものの、少しずつ前進していたといえよう。

しかし、全国高体連が「全国大会開催基準要項」を制定した2年後に、対外競技基準が再度改訂されることとなった。次節では、1957（昭和32）年の対外競技基準の改訂について検討する。

第2節 1957年の対外競技基準の改訂と高等学校スポーツ中央審議会の発足

本節では、1957（昭和32）年の対外競技基準の緩和と、それによって発足した高等学校スポーツ中央審議会の活動を確認し、全国高体連の主体性確立への動きについて検討する。

第1項 1957年の対外競技基準の改訂

本項では、1957（昭和32）年の対外競技基準が改訂に至った経緯について検討し、その改正点を確認していく。

1957（昭和32）年に対外競技基準が改訂に至った原因は2つあった。まず1つ目は前年の1956（昭和31）年のメルボルンオリンピック大会における日本選手団の成績不振であった。この大会でオーストラリアの年少水泳選手が好成績を収めたことに刺激され、年少の頃よりハードトレーニングを行うべきであると、次期オリンピック対策として、競技団体の強化策が次第に拡大して、日水連、陸連をはじめ、各競技団体が中学生の全国大会の開催を強く要望するようになっていた（宮畑・宮本，1959；高田ほか，1957）。

2つ目の原因は新聞社の競技会共催の問題であった。1956（昭和31）年6月18日に開かれた保健体育審議会で、朝日新聞社の甲子園大会を全国高野連と共催するとの要望について審議が行われた。審議では、新聞社の要望を認める意見と、対外競技基準を遵守し、新聞社の共催を認めない方がよいという意見に分かれた。新聞社との共催を主張する主な理由は「学徒を対象として行われる音楽コンクールや弁論、演劇等の他の文化的活動は新聞社の主催によってどんどんやられているのに、なぜスポーツだけが制約を受けなければならないのか」、「新聞社は後援とは名ばかりで、実質的には共催でやっているし、別に弊害はないではないか。むしろ競技会を立派に運営するために、積極的に協力を求めるべきではないか」（松島，1957a, p. 53-54）等であった。このような意見が、新聞社側からだけでなく、教育関係団体や学校関係者から出てきた。一方で、新聞社の共催を認めない理由は主に、現行の対外競技の基準が新聞社の主催を認めていないこと、例外を認めた場合同じような問題が連続する恐れがあること、地方教育委員会では対外競技基準を守ってほしいとの強い要望があること、スポーツ団体が存在する今然るべき団体の手にまかすべきこと、等の理由が上げられていた（今村，1956, p. 23）。最終的に審議された結果、対外競技基準（S29）が再確認され、朝日新聞社の甲子園大会共催の要望は認められなかった。

しかし、その直後の6月24日に、朝日新聞社は「本年度から朝日新聞社も第30回大会（昭和23）年以前と同様主催者の列に復帰し、責任の所在を明らかにして大会遂行に当たる」（朝日新聞，1956年6月24日付大阪朝刊）との社告を発し、甲子園大会の主催者に復帰することを一方的に宣言した。その後、毎日新聞社も1957（昭和32）年春から選抜高校野球大会を主催すると宣告し、さらに、高校のラグビー大会も日本ラグビーフットボール協会と共催することを発表した（今村，1957）。

このように、中学生の対外競技の範囲拡大と高校の競技会の新聞社共催問題により、1957

(昭和32)年1月に、文部大臣の灘尾弘吉から保健体育審議会に対し、「学校における運動競技の在り方、特に学徒の対外競技の管理について」諮問することになった。そして、保健体育審議会は、学校体育分科審議会を中心として、主に競技会の範囲と主催者について、審議が進められた。

審議では、中学校の競技会の範囲について、全国の少年たちに、「その体力を競わしめ」、「夢と希望をあたえよう」、「水泳競技において、現在世界最高水準者の年齢は17-20歳である。中学時代に鍛えなければその機会を失ってしまう、できれば中学校の全国大会を実施したい」(松島, 1957a, p. 53-54)ということから、中学校の競技会の範囲を全国大会に拡大すべきという意見が出た。しかし、結局「義務教育段階においては、1つの種目のみに専念させることは好ましくない」、「全国大会を行って一発勝負をさせるよりも、むしろ水泳教室のようなものを全国数ブロックで実施し、優秀者を集めて指導した方が効果的」、「水泳の全日本選手権大会に、ジュニア部を設けても、一般選手から切り離して、中学生だけを別に泳がせるのだと解すれば、現行の基準を変更しなくても問題はない」(松島, 1957a, p. 54-55)という意見に押された。

また、競技会主催者について、主に以下のような意見が述べられていた。

- 「①教育の主体性が維持される範囲内において、新聞社の共催は認められるべきであろう。
- ②全国高等学校体育連盟としては、新聞社と共催しないという線を維持している。
- ③新聞社の共催問題についてはあまりはっきり線を引かない方がいいだろう。少なくとも大新聞は良識をもってやっているのであるから支障のある点は、話し合えばわかってくれると思う。
- ④全国高校野球にしても、教育関係者のみではおそらく運営できないであろう。むしろ新聞社と共催した方がプラスになる場合もある。
- ⑤この通達が、少なくとも主催者に関するかぎり、今日既に守られない段階にきているのではないか。現実には守られないで空文になるようなものは改善すべきである。…(中略)…基準に若干の弾力を持たせた方が賢明ではなかろうか。
- ⑥全国的大会と地方大会、中央紙地方紙、新聞社とそれ以外の団体に差別をつけることは困難である。一応門戸を開放しておき、しかるべき機関で共催者としての可否を決定するようにしてはどうであろうか。
- ⑤高校以上の大会については、審議機関で審査の上、その他の団体を協力者として主催者に加えることにしたらどうか。しかし、中学校は義務教育の段階であり、他の力を借りなければならないほどの大会を開催する必要もないし、現行の基準を変更すべきではない。
- ⑥共催者に教育関係団体以外の団体を加える場合にあっても、教育関係団体の責任において大会は運営されるべきであるから、その責任の所在を明確にするため、大会

の最高責任者である大会会長は教育関係団体の長をあて、大会の企画運営のための委員会は、教育関係者に学識経験者を加えたものとする必要がある。」

(松島, 1957b, p. 26)

このように、全国高体連は、新聞社と共催しない立場を堅持していたことが確認できる。審議会では、他の意見として、新聞社の共催を認めるべき意見や、柔軟に対応すべき意見、あるいは審議機関の審査を得て決める等の意見が述べられ、新聞社の共催を認める傾向にあることが窺える。また、教育の関係団体の長が大会会長に当てられるべきという意見は、全国高体連が制定した「全国大会開催基準要項」の規定と一致していた。

最終的に審議した結果、競技会の範囲について、中学校では「宿泊を要しないのでできる隣県およびブロックの大会」の表現が拡大解釈している向きがあるから、その解釈を誤りがないよう、「隣接県にまたがる小範囲の競技会」と表現を改めることに意見が一致した。また、高校では、生徒が国際的競技会に参加する場合、別に定める審議機関の審査を経ることを付加することにとどまり、大きな改訂には至らなかった。一方、競技会の主催者について、「高等学校以上については、別に定められる審議機関の審査を経て、その他の団体を協力者として主催者に加えることができる」ということにまとめられ、別に定められる審議機関については、高校生の問題であるから、その責任の所在を明らかにし、自主的に問題を処理することが望ましいという立場から、全国高校長協会内に審議機関を置き、「文部省があっせん役となり、文部省外に校長協会（全国高校長協会）、（全国）高体連、（全国）高野連、スポーツ団体の代表者、それに学識経験者を加えて、自主的な中央審議会を設け、全国大会及びブロック大会について審査する。各都道府県では、教育委員会があっせん役となって、同様な方法で地方審議機関を設け、府県内の大会について審査する」（松島, 1957a, p. 55-56; 括弧内引用者）ことに意見の一致をみた。

そして、1957（昭和32）年3月20日の保健体育審議会総会で、上記の内容が承認され、30日で文部大臣に答申がなされた。答申を受けた文部省では、関係局課が協議検討の結果、答申の内容を了承し、5月15日に「学徒の対外運動競技について」（以下「対外競技基準（S32）」と略す）の通達を発した（章末資料③参照）。

以上のように、中学校の全国大会開催の要望と朝日新聞社の対外競技基準（S29）違反の競技会主催宣告が発端となり、対外競技基準（S29）の改訂に至った。主に改訂された点は上記で検討したように、まず、競技会の範囲に関して、特に中学校の競技会について、大きな変更がなく、ただ「宿泊を要しないのでできる隣県およびブロックの大会」（文部省, 1954, p. 10）の表現を「隣接県にまたがる小範囲の競技会」（文部省, 1959, p. 193）と表現を改めた。高校については、高校生が国際的競技会に参加する場合、文部省に協議することとした。

また、競技会主催者に関して、「教育関係団体または機関が主催」（文部省, 1959, p. 196）という趣旨は変わらなかったものの、「高等学校以上の生徒の参加する競技会につい

では、教育関係団体が中心となって自主的に構成される審議機関の審査を経て、教育関係団体以外の団体を協力者として主催者に加えることができる」（文部省、1959, p. 196）ことが追記されていた。これにより、新聞社が競技会的主催者になる道が開かれ、高校の競技会の主催者の枠が広げられることとなった。対外競技基準での競技会主催者に対する規制が実質緩和されることになったといえよう。当時全国高体連理事長を務めていた高田通も「主催者の項で教育団体以外の団体を主催の中に加えることのできる特例を認めたことは、事実上その面では基準が緩められたと解するのは当然であり、且つ適用の仕方によっては相当緩和されたことになる」（高田ほか、1957, p. 60-61）と語っていた。

そして、対外競技基準（S32）の通達により、教育関係団体以外の団体を競技会主催者に加えることを審議するための審議機関として、高等学校スポーツ中央審議会が、1957（昭和32）年6月に発足し、活動を開始した。次項では、高等学校スポーツ中央審議会の活動と全国高体連の対応について検討する。

第2項 高等学校スポーツ中央審議会の発足

前項で検討されたように、1957（昭和32）年5月15日に通達された対外競技基準（S32）により、高校の競技会は教育関係団体が中心となって自主的に構成される審議機関の審査を経て、教育関係団体以外の団体を競技会主催者に加えることが出来るようになっていた。そして、その審議機関は「県内の競技会について審議する地方競技会と、全国大会及び地方大会について審議する中央審議会に分かれ、教育関係団体が中心となり、学識経験者を加えて構成されるものである」（文部省、1959, p. 196）と規定された。

これをもとに、保健体育審議会で討議されたように、文部省は幹旋役として、全国高校長協会、全国高体連、全国高野連、日体協、その他の学識経験者に呼び掛けて、高等学校スポーツ中央審議会の準備委員会構成に働きかけた。

全国高体連では、1957（昭和32）年5月11日の理事会で、高等学校スポーツ中央審議会の件について審議したところ、各理事から強い不満があった。この問題に関しての主な意見について、全国高体連陸上競技部副部長の大田博邦は次のように語っていた。

「あるものはこれをもって、高体連の主体性の後退であると難じ、あるものは理想主義が現実主義に一方譲ったものとして悲観的観測が多かったけれども、中には、これは現実的に高校スポーツの成長の必然的運命としてこれを『次善』の道であると傍観する者もあった。」（大田、1957, p. 65）

なぜ全国高体連は高等学校スポーツ中央審議会の結成に不満を持っていたのだろうか。1948（昭和23）年に文部省が対外競技基準（S23）を通達して以来、競技会的主催者は教育関係団体と規定され、高校の競技会は全国高体連と各競技団体で共催で行われていた。

しかし、今回の問題は、朝日新聞社の甲子園大会を共催するとの要望により、対外競技基準が緩和され、高等学校スポーツ中央審議会を設置する運びとなっていた。高等学校スポーツ中央審議会は、いわば新聞社を競技会主催者に加えるために設置されたものであり。ただでさえ主体性を確立していない全国高体連にとって、さらに別のものを競技会主催者に加えることは、「高体連の主体性の後退」という見解も理解ができよう。しかし、第1章で明らかにしたように、高校の競技会の開催は、開催県、市の補助に頼るところが大きい、財政的基盤が弱いことも、全国高体連の主体性が確立できない大きな原因の1つであるといえよう。野球の甲子園大会でさえ、朝日新聞社の援助に頼っているところがある。本来であれば、学校関係者が教育的見地に立って、競技会を教育的に企画運営するのが理想的であるが、新聞社が競技会の主催者に加わり、経済的援助を施せば、競技会開催するための財源確保に大きく役立つであろう。「理想主義が現実主義に一方譲った」という見方や、成長するための「次善の道」とみなすのもそのためであろう。このように、全国高体連内部では、高等学校スポーツ中央審議会の設置を好ましく思わない意見が多かったことが確認できる。当時東京教育大学で教授を務めていた今村嘉雄も、高等学校スポーツ中央審議会の設置は「教育関係団体や機関の責任回避や依存性を助長するだけで、自主性の確立を阻害しかねない」（今村，1957，p. 10）と語っていた。

理事会で議論をふまえて、全国高体連は高等学校スポーツ中央審議会の設置が「止むを得ないものと認め、会長、理事長に一任、理事会の要望を容れて善処すべき」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1958，p. 365）こととして、これを了承した。

一方、日体協の方では、1957（昭和32）年6月5日の理事会で、高等学校スポーツ中央審議会の件について審議し、「これ（高等学校スポーツ中央審議会）を足掛かりとして高体連等が自らの独善的セクト主義に利用するようにも受け取られるので、これをセーブする意味で本会より東（俊郎）、田畑（政治）両専務理事、久富（達夫）、浅野（均一）、竹田（恒徳）理事を委員に選出した」（日本体育協会，1957；括弧内引用者）。このように、日体協は高等学校スポーツ中央審議会の結成が全国高体連に派閥争いとして利用されることを懸念しており、委員の選出にはその牽制の意味が含まれていたことが確認できよう。

そして、1957（昭和32）年6月11日に、第1回高等学校スポーツ中央審議会が開かれ、17名の委員が選ばれ、委員長は全国高校長協会会長の小松直之、副会長は全国高体連理事長の高田通であった。17名の委員は表2-1に示したように、全国高校長協会から4名、全国高体連から4名、全国高野連から1名、日体協から5名、学識経験者3名で構成されていた。学校関係者と学識経験者の数が日体協理事と比べて比較的が多かった、それは「文部省通達（対外競技基準（S32））の主旨に添うためである」（高田ほか，1957；括弧内引用者）と全国高体連理事長の高田通が語っていた。学校関係者の学徒のスポーツに対する発言力が拡大されたといえよう。このように、全国高体連の会長と理事長がそれぞれ高等学校スポーツ中央審議会の会長と理事長を務めていたことから、全国高体連はこの高等学

校スポーツ中央審議会において、比較的優位な立場に立っていたといえよう。

表 2-1 1957 年高等学校スポーツ中央審議会委員名簿

氏名	所属（役職）	役職名
小松直行	全国高校長協会（会長） 全国高体連（会長）	東京都立白鷗高校校
両角英運	全国高校長協会（常務理事）	東京都立九段高校校長
石田壮吉	全国高校長協会（常務理事）	東京都立第五商業高校校長
田中賢	全国高校長協会（常務理事）	宝仙学園高校校長
高田通	全国高体連（理事長）	埼玉県立浦和西高校校長
佐藤秀三郎	全国高体連（常務理事）	神奈川県立平沼高校校長
高崎米吉	全国高体連（常務理事）	保善高校校長
諸川芳雄	全国高体連（理事）	千葉県高体連会長
佐伯達夫	全国高野連（副会長）	大阪府社会教育委員
東俊郎	日本体育協会（専務理事）	国体総務主事
田畑政治	日本体育協会（専務理事）	日本オリンピック委員会総務主事
浅野均一	日本体育協会（理事）	陸連理事長
竹田恒徳	日本体育協会（理事）	日本スケート連盟会長
久富達夫	日本体育協会（理事）	日本柔道連盟常任理事
鶴岡英吉	学識経験者	東京教育大学教授
平野出見	学識経験者	横浜大学事務局長
保坂周助	学識経験者	神奈川教育委員会保健体育課長

（『高体連』第3号（埼玉県高等学校体育連盟，1959），『全国高等学校長協会30年史：年表・資料編』（全国高等学校長協会，1980），『佐伯達夫自伝』（佐伯達夫，1980）を参考に筆者作成）

6月11日の会で高等学校スポーツ中央審議会の規約が制定され、全国高等学校野球選手権大会が全国高野連と朝日新聞社の共催で行われることが承認された（朝日新聞，1957年6月12日付東京朝刊）。第1章で明らかにしたように、甲子園大会は戦前から朝日新聞社の主催で行われ、戦後から1949（昭和24）年まで全国高野連と朝日新聞社の共催であったが、対外競技基準（S23）により朝日新聞社は後援となった。しかし、全国高野連の設立そのものが朝日新聞社と深く関係しており、大会の開催運営は実質朝日新聞社が主となって行われていた（財団法人日本高等学校野球連盟，1976；佐伯，1980）。これは朝日新聞社の長年の援助の実績が認められたといえよう。

つづいて、1957（昭和32）年10月18日の高等学校スポーツ中央審議会では、選抜高等学

校野球大会を全国高野連と毎日新聞社と共催する件、全国高等学校駅伝競走大会、全国高等学校東西対抗陸上競技大会を全国高体連と毎日新聞社と共催する件が全委員一致で可決された（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1958）。選抜高等学校野球大会と全国高等学校東西対抗陸上競技大会は戦前から毎日新聞社によって主催されており、全国高等学校駅伝競走大会も毎日新聞社の提唱によって戦後から全国的規模で行われるようになった（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1954）。いずれの競技会も毎日新聞社の長年の後援を受けてきた。

表 2-2 第 9 回全国高等学校駅伝競走大会会計

収入		支出	
毎日新聞社補助金	999,686 円 (92.4%)	選手役員旅費	457,220 円
全国高体連交付金	80,000 円	接待費	23,300 円
雑収入	2,314 円	参加章・表彰費	97,035 円
		競技用品、雑品費	84,259 円
		コース測量諸費	11,000 円
		会議費	55,954 円
		印刷費	117,920 円
		通信費	18,949 円
		食費	61,503 円
		自動車代	134,360 円
		医務費	5,500 円
		指導者会費	8,000 円
		雑費	7,000 円
合計	1,082,000 円	合計	1,082,000 円

（『高校陸上年鑑第 6 号』（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1959，p. 125）より作成）

表 2-2 で示したように、1958（昭和 33）年 12 月 28 日で行われた第 9 回全国高等学校駅伝競走大会の会計では、大会経費の 108 万 2000 円（現在の 621 万 3771 円に相当）のうち、毎日新聞社がその 92.4%にあたる 99 万 9686 円（現在の 574 万 1054 円に相当）の補助金を拠出していた（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1959）。このように、毎日新聞社が大会の主催者となってから、大会開催の経費の大部分が毎日新聞社の補助金によって賄われていた。ところが、全国高等学校ラグビーフットボール大会、全国高等学校相撲選手権大会を毎日新聞社と共催する件で問題が起こった。

次項では、この二つの大会の毎日新聞社共催をめぐっての全国高体連の主体性について検討する。ただし、第 1 章で検討したように、全国高体連は設立の時に野球競技会の主催

権争いに負けて、野球の競技会は戦後から全国高野連の主催で行われてきた。それに加えて、全国高野連は全国高体連と異なり、当初から対外競技基準（S23）に対して反感を持ち、新聞社との共催を要望する立場であった。したがって、野球の競技会の新聞社との共催は、全国高体連の主催ではないため、検討対象外とする。

第3項 毎日新聞社の競技会共催に対する全国高等学校体育連盟の対応

1957（昭和32）年11月30日の全国高体連理事会で、今後教育関係団体以外の団体を競技会主催者に加えることを高等学校スポーツ中央審議会へ提案する場合は、まず全国高体連の審議を経た後に行うことを決定した（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1958）。そこで、全国高等学校ラグビーフットボール大会、全国高等学校相撲選手権大会を毎日新聞社と共催する件について議論がなされて、陸上競技の東西対抗大会と駅伝大会が承認されたのであるから、この2つの大会も承認されてしかるべしという意見と、慎重に検討すべしという意見に分かれていた（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1958）。そこで、全国高体連陸上競技部は、以下の3つの内容を十分考慮した基準を作り、審議を行うことを提案した。

- 「①協力団体がどのように協力してきたかの実績（5年以上の実績を要する）
 - ②協力内容（例えば財政的運営的の実態如何）
 - ③高体連の自主性が確立しているかということ（大会会長は高体連会長であること）」
- （全国高等学校体育連盟陸上競技部，1958，p. 366）

審議の結果、全国高等学校ラグビーフットボール大会と全国高等学校相撲選手権大会の両大会を、毎日新聞社と共催する件は保留とし、それを審議するための基準を作ることに満場一致で決定した。1957（昭和32）年10月18日の高等学校スポーツ中央審議会で、全国高等学校駅伝競走大会と全国高等学校東西対抗陸上競技大会の毎日新聞社との共催が可決されたこと、そして、同年11月30日の全国高体連理事会で全国高体連陸上競技部が上記の3つの条件を提案したことから、全国高等学校駅伝競走大会と全国高等学校東西対抗陸上競技大会の両大会は、この3つの条件をすべて達成できたものと推測できよう。

つづいて、1958（昭和33）年5月26日に、全国高体連理事会が開催され、教育関係団体以外の団体を競技会主催者に加えるための審議基準が定められ、次の条件を満たしたものを主催者として認定することとした。

- 「①主体性（原則として、大会会長は高体連会長であること）
- ②相当長期にわたる実績
- ③経済援助の具体的内容

④関係種目別団体との話し合い(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1959, p. 323)

このように、1957(昭和32)年11月30日の全国高体連理事会で全国高体連陸上競技部が提案したものとほぼ一致していたが、全国高体連の主体性、つまり競技会の開催・運営の最終責任者である大会会長が全国高体連の会長であることが強調されていた。また、前回と同様、長年競技会を後援あるいは協力してきた実績と経済的援助、さらに競技団体との話し合いが条件として追加された。

そして、高校のラグビー、相撲の全国大会を毎日新聞社と共催する件について、上記審議基準に照らし合わせつつ議論がなされた結果、両大会とも「主体性が不十分だということで、この点を解決すれば、承認するという事になった」(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1959, p. 323)。つまり、全国高等学校ラグビーフットボール大会、全国高等学校相撲選手権大会の両大会の会長は全国高体連会長ではなかったことから、全国高体連の主体性が確立していないため、毎日新聞社の共催を認めず、大会の会長を全国高体連会長にすれば、共催を認めるということとなった。

このように、全国高体連は全国大会の会長を全国高体連会長にすることによって、競技会開催に対する主体性の確立に拘っていたことが確認できる。これは、全国高体連が高校の全国大会の開催に対する主体性を確立していないままの状態では新聞社が競技会の主催者に加われば、さらに競技会開催に対する主体性を喪失することを恐れて設けた対策と考えられよう。全国高体連は新聞社の共催を認めないなら、全国高体連の主体性は失わない、仮に新聞社の共催を認めたとしても、全国高体連の会長が大会の会長となり、主体性が確立できる、まさに一石二鳥の策といえよう。1958(昭和33)年11月30日の全国高体連理事会で、他の団体の共催についてまず全国高体連の審議を経た後に決定することが、主体性の喪失を防ぐことに成功した大きな原因と考えられるであろう。これにより、全国高体連は他の団体を競技会主催者に加えるかどうかの裁量権を確立したといえよう。

しかし、その後、全国高体連は両大会の会長を全国高体連会長にして、主体性確立に努めていたが、実現できなかった。1958(昭和33)年12月2日の全国高体連理事会で、水泳、バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、相撲、ラグビー等の全国大会では、各競技団体の長が会長になっていたことが報告され、これに善処することが協議された(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1959)。このように、数多くの種目において、全国高体連の競技会開催に対する主体性が未だ確立できていないことが確認できよう。

以上の検討から、競技会開催の主体性はまだ競技団体側にあったが、全国高体連は高等学校スポーツ中央審議会でも優位な立場を獲得し、競技会における他団体との共催について、まず全国高体連の審議を経た後に決定することによって、主体性の喪失を防ぐことに成功した。さらに、独自の審議基準の設定によって、他の団体を競技会主催者に加えるかどうかの裁量権を確立したことで、主体性の確立に一步前進したといえよう。

また、1958(昭和33)年12月2日の全国高体連理事会で、文部省が高校の各種目全国

【第2章】

大会に対して、全国高体連に国庫補助金として 220 万円（現在の 1263 万 4285 円に相当）を交付することが確定したことが報告された。しかし、これに先がけ、日体協はすでに、国がスポーツ団体に対して補助するための体制の整備を整えつつあった。文部省の全国高体連に対する国庫補助金交付もそれと関係していた。次節では、国の 1964（昭和 39）年の東京オリンピック大会に向けての選手強化に対する補助の行政整備、そして日体協の選手強化対策によるオリンピック体制の確立について検討する。

第3節 オリンピック体制の確立

本節では、スポーツ振興委員会の設置や「スポーツ振興法」の制定による行政の整備、そして、日体協における東京オリンピック選手強化対策本部の設置による、日本におけるオリンピック体制の確立について検討を試みる。

第1項 スポーツ振興審議会の設置と答申

まず、オリンピック体制の確立に向けての行政上の整備が整えられた経緯について明らかにする。そのために本項では、スポーツ振興審議会の設置について検討する。

1957（昭和32）年1月19日、日体協は「スポーツ振興のために、国家が強力なる方針を確立して日本民族永遠の発展を期せられんことを要望し」（日本体育協会編，1957a，p. 7），内閣総理大臣を始め、政府各省大臣、国会並びに各政党に対し、スポーツ振興意見書を提出した。その意見書では、スポーツ振興審議委員会の設置、文部省内に体育局の設置、国体経費の国庫負担、日体協への経費補助、オリンピック大会の誘致などの意見が出された。

そして、1957（昭和32）年2月7日の衆議院予算委員会の総括質問において、川崎秀二議員からスポーツ振興についての質問に対し、灘尾文部大臣は「国民全般に今後大いにスポーツの振興をやっていこうということになりますと、そこに何らかの機関を必要とするのではないかと、かように考えております。文部省の機構拡充という問題も今後検討して参りたいと存じますが、いろいろな重要な問題を審議していただきますために、私は内閣にスポーツ審議会とでも申しますか、さようなものを1つ作っていただきたい、こういう考え方をいたしております」（衆議院予算委員会，1957）と答弁した。同年2月14日に事務次官会議でスポーツ振興審議会の設置が決められ、翌15日の閣議で、スポーツ振興審議会の設置要綱が正式に決められた（日本体育協会編，1957b，p. 12）。審議会の委員は20名以内とし、表2-3で示した20氏に委嘱発令した。

このスポーツ振興審議会は「内閣総理大臣の諮問に応じ、スポーツ振興に関する緊急重要施策について、調査審議するためのもの」（早川，1957，p. 22）であったが、法令に基づく文部大臣の諮問機関としての保健体育審議会と違って、スポーツ振興審議会は「法令に基づかないもので、閣議決定に基づく事実上の機関」（早川，1957，p. 23）であった。

表2-3で示したように、20名の委員のうち、6名が日体協の専務理事や理事を務めていた。これにより日体協の要望が国レベルで審議され、通すための下地ができたといえよう。関（1997）もこの審議会の設置は「体協の意思が、内閣という国の行政機関に反映されるようになったことを意味していた」（関，1997，p. 132）と指摘していた。

表 2-3 スポーツ振興審議会委員一覧

氏名	役職
東俊郎	日本体育協会専務理事
内村祐之	東京大学教授
大浜信泉	日本私立大学連盟会長
河原春作	大妻女子大学学長
香山蕃	日本ラグビーフットボール協会会長
葛西嘉資	日本赤十字社副社長
川本信正	評論家・読売新聞社嘱託
信夫韓一郎	朝日新聞社代表取締役
田畑政治	日本体育協会専務理事
津田正夫	日本新聞協会顧問
戸倉ハル	お茶の水女子大学教授
永田清	日本放送協会会長
野口源三郎	埼玉大学教育学部長
久富達夫	日本体育協会理事
藤山愛一郎	日本オリンピック後援会会長・日本体育協会理事
水野成夫	国策パルプ株式会社社長・日本体育協会理事
村木武夫	住友石炭鉱業株式会社専務取締役
安井誠一郎	東京都知事・日本体育協会理事
湯浅佑一	湯浅電池株式会社社長
渡瀬亮輔	毎日新聞社常務取締役

（『体協時報 59号』（日本体育協会編，1957b），『新体育 27巻4号』（日本体育指導者連盟編，1957）を参考に筆者作成）

つづいて、1957（昭和32）年3月18日第1回スポーツ振興審議会が開催され、内閣総理大臣より「スポーツの国民一般に対する普及振興並びにその国際交換を促進するための根本方策について」の諮問事項について、総会3回、小委員会4回の審議を経て、同年6月14日に第1回答申がなされた。その主な内容として、スポーツの国民一般に対する普及振興について、①スポーツに関する行政機構の整備充実について文部省に体育局を設置すること、②国民体育大会の開催に積極的助成を図ること、③国民体育デーを設定すること、そして国際交換を促進するための方策について、①オリンピック大会を東京に招致すること、②国際競技会の招致と参加について積極的に助成すること、等の内容が答申された（鈴木編，1957）。この答申の内容から見て、1957（昭和32）年1月に日体協が内閣総理大臣に提出したスポーツ振興意見書の意見はほとんど反映されていたといえよう。

一方、日体協に対する経費補助は1949（昭和24）年に制定された社会教育法の規定により、国及び地方公共団体が社会教育団体と認定された日体協に対して補助金を与えることが禁止されていた。これまで国は「スポーツ団体の独立事業（経常事業に対して云う）のうち、個人または個人の集まりである集団を対象とし、或はスポーツの祭典的の大会等の直接経費を対象として、広義の法解釈上、許される範囲内でそれぞれの事業経費の一部として補助金を支出し、…（中略）…間接的にスポーツ団体を助成し」（今村，1958，p. 61）てきた。

そこで、文部省は「過去において、アマチュア・スポーツのために寄与した業績の大きい我が国唯一のアマチュア・スポーツの総合団体である日本体育協会の運営費の一部を補助し、我が国スポーツの健全なる振興、育成を期する」（今村，1958，p. 61-62）ということ、法制局^(注1)と打ち合わせて、社会教育法改正法律案を国会に提出した。1957（昭和32）年3月22日に日体協も衆議院・参議院の両議院関係議員に社会教育法改正の陳情書を送付して、了解を求めた（日本体育協会編，1957c）。4月17日に、この社会教育法改正法律案は衆議院の審議を通過し、26日に参議院の審議をも通過して、5月2日に公布された。これにより、日体協に国庫補助金が交付される道が開かれ、1957（昭和32）年度では日体協に国庫補助金1000万円（現在の5742万8571円に相当）が交付されることとなった（日本体育協会編，1957d）。

つづいて、1957（昭和32）年10月1日に、スポーツ振興審議会の第2回答申がなされ、スポーツの指導組織の充実と指導者の要請について、体育指導委員の制度化と拡充強化を図ること、体育・スポーツ・レクリエーション関係団体における指導者の養成を充実強化すること、スポーツ選手の強化や専門コーチの設置助成を行うこと等が答申された（文部省体育局，1968b）。このように、スポーツの選手強化を国が助成することが正当化されることとなった。

そして、スポーツ振興審議会の答申の内容に沿って、政府は国体の実施方針や国民体育デーの実施等の施策に着手していた。1957（昭和32）年10月に第18回オリンピック大会の東京招致に関する決議が国会を通過し、1958（昭和33）年1月22日に、国会議員、政府関係職員、国際オリンピック委員会、日体協代表、東京都代表及び財界、報道機関関係者、その他学識経験者、計112名の委員を以て組織する東京オリンピック準備委員会が、岸信介総理大臣を会長にして発足した。この準備委員会で、大会招致のための総合計画、財政、施設・用地その他の事項の具体的検討が進められた。

また、1958（昭和33）年5月1日に文部省に体育局が発足し、体育局に体育課、運動競技課、学校保健課、学校給食課が置かれていた。体育・スポーツに関する事務において、体育課は学校における体育に関する基準の設定と実施に対する指導と助言、国民一般に対する体育の普及、保健体育審議会に関すること等の事務を所管し、運動競技課は、運動競技及びレクリエーション大会の主催またはこれらへの参加、国際的又は全国的競技会に関する連絡と援助、運動競技団体との連絡や、運動競技における事故防止、青少年の野外活

動等の事務を行うこととなっていた（阿部編，1958）。これにより，体育・スポーツの事務は体育局が一括に管理することとなり，「一元的に体育（広義）行政を推進してゆく体制を実現した」（金田，1958a，p. 86）。体育・スポーツ行政の一元化が達成されたといえよう。新たに発足した体育局の体育課及び運動競技課の役員は表2-4のように示される。

表2-4 1958年文部省体育局体育課及び運動競技課役員表

部署	役職	氏名	
体 育 局	局長	清水康平	
	体育官	宮畑虎彦，西田泰介	
	体育課	課長	西田剛
		課長補佐	柏崎敏，金田智成，佐原忠太
		事務官	松島茂善，串田正夫，早川芳太郎 山川岩之助，今村義則，七田基弘
	運動競 技課	課長	佐々木吉蔵
		課長補佐	桜井安二
		事務官	梅本二郎，中島茂，沖正郎，江本好子 小川長治郎，石塚清八，小川克也

（「時の話題：体育局発足」（阿部編，1958，p. 17）より作成）

以上のように，スポーツ振興審議会の設置とその答申により，日体協による国内・国際スポーツ行事とスポーツの選手強化が国庫補助金を受けるようになり，文部省に体育局が設置され，体育・スポーツ行政は一元化をはたし，オリンピック大会を東京に招致するための行政的整備が着々と進み始めた。

一方，従来の国際競技会の招致や参加に対する助成は，「その方法において，またその金額において必ずしも十分なものとはいえなかった」（金田，1958b，p. 45）。スポーツ関係者やスポーツ振興審議会から，助成のための新しい制度を作る必要があると強く要望されていた。国の施策は法律により義務付けられる点に鑑みれば，この段階でのスポーツ振興方策はまだ法的措置に欠けていた。そのため，スポーツ振興審議会は，その存続期間が終わる直前の1958（昭和33）年3月24日に，内閣総理大臣に対し，「スポーツ振興のための法的処置の強化について」の要望を出し，スポーツ振興法の制定を促した。次項では，スポーツ振興法の制定について検討する。

第2項 「スポーツ振興法」の制定

1958（昭和33）年3月24日にスポーツ振興審議会が内閣総理大臣に出した「スポーツ

振興のための法的措置の強化について」の要望の全文は以下のように示された。

「スポーツの国民一般に対する普及振興並びにその国際交換を促進するための根本的方策についての諮問に対し、本審議会は、これまでに第1号及び第2号の答申を行った次第であるが、政府におかれては、これらの答申に沿ってすみやかに適切な措置を講じられるよう要請する。

しかしながら、スポーツの抜本的振興を図るためには、国がスポーツ振興を国策としてこれを採り上げこれに必要な財源の確保、事業の助成、施設の整備等に関し、現行法につき根本的検討を加えるとともに、これらを総括的に規定する法律、例えばスポーツ振興法の如きものを制定するよう要望する。

この場合、とくに緊急を要する措置として、市町村体育指導委員を制度化すること、スポーツ団体に対する補助金交付の途を開くこと、スポーツ振興のために資金を確保するための国の支出金や民間寄付金その他を蓄積する方途を検討すること、及びスポーツ振興のための寄付金に対する免税その他に必要な税法の改正を行うこと等の諸点につき早急に対策を進められたい。」（文部省体育局，1968b，p. 78；傍点引用者）

このように、スポーツ振興審議会がスポーツ振興法の制定を要請し、そしてその主な目的は、体育指導委員の制度化、スポーツ団体に対する補助金の交付とスポーツ振興のための資金確保であったことが窺えよう。

一方、日体協の方では、1958（昭和33）年10月8日の理事会において「東京オリンピック開催などの見通しからしてスポーツ振興審議会での答申に基づきスポーツ振興法制定早期促進をはかる必要があり、同法制定の要望を内閣をはじめ関係方面に申請する」（日本体育協会，1958）ことを決議した。つづいて、同年11月29日に各競技団体代表と各都道府県代表を参集し、早大総長大浜信泉を会長に「スポーツ振興法制定促進全国期成会」を結成し、立法化の実現のために活動を開始した。

また、文部省の方でも、1958（昭和33）年12月18日、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会から、「スポーツ振興のための必要な立法措置及びその内容について」の答申が行われ、スポーツ施設の整備充実、スポーツ団体の育成補助、スポーツ指導者の養成充実等の内容が示され、スポーツ振興法の制定が強く要望された（文部省体育局，1968b）。

1959（昭和34）年5月26日の国際オリンピック委員会総会において、第18回オリンピック大会が東京で開催することが決定され、一層スポーツ振興法の制定を促した。国会議員のスポーツに対する関心も高まり、超党派^(注2)によるスポーツ振興国会議員懇談会が1959（昭和34）年6月26日に結成され、スポーツ振興法の議員による立法が議論されていた。そして、1961（昭和36）年2月28日のスポーツ振興国会議員懇談会において、スポーツ振興法を議員立法として国会において成立を期することが決議され、同年5月、自

由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案のスポーツ振興法案の起草案が提出され、衆議院、参議院審議を経て、同年6月16日に公布された（川口・西田，1961）。

スポーツ振興法の制定は、スポーツの振興に対する国からの補助が法的拘束力を持つことを意味する。スポーツ振興法の第14条では、「国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（日本体育協会編，1961a，p. 4）と定められている、つまり、オリンピック大会で好成績を収めるために、スポーツ選手の技術向上を国が援助し強化することとなった。また、第20条第4項では、「国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる」（日本体育協会編，1961a，p. 5）と定められた。これにより、従来競技力向上に努めている日体協や各競技団体に対する国庫補助は法制化されることとなった。関（1997）はスポーツ振興法が、「体協を中心としたスポーツ団体への国庫補助の途を開き、『オリンピック至上主義』を貫徹させている」（関，1997，p.157）とも指摘していた。

スポーツ振興法の制定は、日体協とスポーツ団体のみならず、学校のスポーツ活動にも影響を及ぼしていた。スポーツ振興法の第20条では、国は地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費の3分の1を補助すること、そして、私立学校にもスポーツ施設の整備に要する経費の一部を補助することが定められていた。これはスポーツ施設の面において「学校はこの法律で大いに利益を受けられる」（西田，1961a，p. 8）とみられていた。また、スポーツ振興法の第7条では、「地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない」（日本体育協会編，1961a，p. 4）と定められていた。つまり、学校の学生や生徒、児童の参加する運動会、競技会、スポーツ教室等も奨励の対象であり、全国高体連や全国中体連、各競技団体が競技会を開催実施することが奨励されるようになった。スポーツ振興とは言ったものの、これは競技団体の選手強化に利用される可能性をも示唆されていたと考えられるのではないだろうか。

また、1960（昭和35）年4月、第34回国会において衆議院・参議院とも全会一致で東京オリンピック大会の完遂について、政府は総合的な準備対策を樹立し、強力な推進を期し、特段の施策を講ずべきことが決議された（参議院本会議，1960；衆議院本会議，1960）。同年10月、関係各省次官を委員とする「オリンピック東京大会準備対策協議会」が総理府に設置され、準備対策を推進することとなった。しかし、東京オリンピック大会の運営や大会に備えた選手強化に必要な経費が不足し、資金調達のために設立された東京オリンピック資金財団が、法律による特別措置を講ずることを関係方面に要望した結果、政府はその要望に応じて、オリンピック東京大会準備対策協議会で立法化を決定した（佐々木，

1961a). そして、1961（昭和36）年6月15日に「オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案」が公布されることとなった。

この法律の趣旨は、第1条で定めたように「オリンピック東京大会の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上に資するため必要な特別措置について定めるもの」（衆議院、1961）であった。その内容は、東京オリンピック大会の準備又は運営に要する経費は国が補助すること、国有財産の無償使用、寄附金つき郵便葉書等の発行、日本専売公社、国有鉄道、電信電話公社は事業の遂行に援助を行うこと等が定められ、「オリンピック東京大会への諸準備、選手の強化等の資金調達に円滑に進められる」（日本体育協会編、1961b, p. 2）こととなった。まさに東京オリンピック大会の資金調達のためだけの法律であった。

以上のように、スポーツ振興審議会の答申により文部省に体育局が設置され、体育・スポーツ行政の一元化が図られた。そして、スポーツ振興法の制定により、日体協と競技団体に対する国庫補助は法制化され、スポーツ選手の技術向上も国が援助することとなっていた。さらにオリンピック大会の東京開催が決定され、東京オリンピック大会という国家イベントを前にして、大会が円滑に開催されるために、国レベルの援助が法律によって定められ、国全体が東京オリンピック大会の開催と選手の競技力向上に便宜を与え、支援する体制が出来上がり、オリンピック体制確立の行政上の整備が整えられたといえよう。次項では、東京オリンピック選手強化対策本部の設置による選手強化体制の確立について検討する。

第3項 東京オリンピック選手強化対策本部の設置

1959（昭和34）年4月、文部省はオリンピック大会の東京開催が実現するか否かに関わらず、スポーツ選手の技術向上のため、日体協に500万円（現在の2855万1136円に相当）の補助金を支出する方針を決めた（日本体育協会編、1959a）。そして、1959（昭和34）年5月6日の日体協理事会において、「世界の情勢から遅れないだけのスポーツ日本の技術向上をはからなければならない」（日本体育協会、1959a）という趣旨の下、日体協と各競技団体によるスポーツ技術研究会の実施が決定された。

また、文部省の選手強化に対する態度は、当時文部省体育局運動競技課長を務めていた佐々木吉蔵の言論から窺えよう。佐々木吉蔵は東京オリンピック大会に向けての選手強化について「手っとり早く効果を上げるためには、全国の中学校、高等学校（女子については小学校五、六年でも間に合う）の体育指導者が、おのおのの手の及ぶ生徒の中から有望な選手を鍛え上げることを引き受けてくれることである」（佐々木吉蔵、1958, p. 9; 傍点引用者）と述べていた。また、スポーツ関係団体に対して「積極的に助成する（運営費または事業費、コーチ設置費、選手強化費等について）。とくに日本体育協会を始め体育関係法人並びに競技団体、高・中体連、指導者連盟、女子体育連盟等社会的に認められている

団体の他、大学体育協議会、学生競技団体等に重点を置く」（佐々木，1959，p. 10；傍点引用者）としていた。このように、日体協と競技団体のみならず、全国高体連や全国中体連、学生競技団体に対する助成、そして、学生・生徒を含めた選手強化が示唆されていた。文部省のスポーツ関係団体に対する積極的な助成と選手強化に対する熱意が窺えるだろう。

そして、1959（昭和34）年5月26日にオリンピック大会の東京開催が決定され、日体協の東京オリンピック大会に向けての選手強化対策が本格的に始動した。同年8月、新しく日体協会長に就任した津島寿一は「オリンピックが日本で開かれる以上組織、運営の面で万遺漏なきを期することは当然のことですが、日本代表選手が立派な成績を収めることが最も大切である」（日本体育協会編，1959b，p. 1）と、選手強化の重要性を表明した。10月21日の日体協理事会で「選手強化を図るため本会内に選手強化委員会（仮称）を置くこと」（日本体育協会，1959b）決定され、12月16日の日体協理事会で、日本オリンピック委員会総務主事である田畑政治を委員長とする選手強化対策委員会が作成した「東京オリンピック選手強化対策本部要綱」が可決された（日本体育協会，1959c）。そして、1960（昭和35）年1月18日、日本オリンピック委員会内の専門委員会として、田畑政治を本部長に、大島鎌吉を副本部長に、東京オリンピック選手強化対策本部（以下「選強本部」と略す）が発足した。

選強本部の組織構成は、日体協と各競技団体だけでなく、学識経験者、文部省、全国中体連、全国高体連、その他関係団体の代表55名で組織されていた。これは、4年後の東京オリンピック大会を見据えて、強化すべき選手は当時の中学生や高校生であることから、優秀選手の発掘のために、全国中体連や全国高体連を選強本部に取り入れるのは至極当然のことであると考えられたと推察される。このように、オリンピック体制が確立する社会背景の中で、全国高体連は東京オリンピック大会に向けての選手強化に呑み込まれていたことが確認できよう。

また、選手強化の事業は、地方団体の協力も必要であった。1960（昭和35）年2月に、選強本部は各都道府県協宛に「東京オリンピック選手強化育成に関する地方組織の拡充促進方依頼について」の依頼文を発送し、同年6月に、各県知事、教育委員会宛に「東京オリンピック選手強化対策について推進ご協力方依頼の件」という協力依頼文を発送した。これは東京オリンピック大会という国家イベントを前にして、選手強化の事業を地方各界での協力を依頼するものであった。

1960（昭和35）年10月に熊本で地方加盟団体長会議が開かれ、各都道府県協から中央の強化策について十分連絡して欲しいとの希望があった（日本体育協会，1960）。そして、1961（昭和36）年3月2日に、各都道府県選手強化担当者と選強本部との懇談会が開催され、選強本部から以下のような要請事項が出された。

- 「①加盟地方団体内に選手強化組織を結成するよう努力願いたい。
- ②都道府県に強化予算を組ませ、強化に役立つよう努力願いたい。

- ③都道府県にトレーニング・センターを建設整備するよう努力願いたい.
- ④中央競技団体の計画する選手強化合宿，講習会などが貴協会管下で行われる場合，その開催実施に協力願いたい.
- ⑤中央競技団体の計画する選手強化合宿，講習会などが貴地方の選手（指導者，コーチも併せて）の参加が容易になるよう配慮願いたい.
- ⑥新人有望選手の発掘とその指導育成に努力願いたい。」

（日本体育協会編，1965，p.144）

協議の結果，「東京オリンピック選手強化全国協議会」を組織することが決定され，1961（昭和36）年3月13日の選強本部総会において，その方針並びに規程が承認され，今後の具体的事業については全国協議会を開催し決定することとなった（日本体育協会，1961a）. これにより，全国的な選手強化組織としての体制が整えられ，選手強化対策が全国的な規模に広がった.

以上のように，スポーツ界を嚆矢に，政界や教育界，中央から地方まで，中学生や高校生をも巻き込む，国全体を挙げての選手強化体制が築き上げられ，選手強化の事業が進められることとなった. スポーツ振興法の制定によるオリンピック体制の行政上の整備と国全体を挙げての選手強化体制の確立により，東京オリンピック大会の開催に向けてのオリンピック体制が確立したといえよう.

一方，選手強化の事業において，対外競技基準がその障害となり，再度の緩和が日体協側から要望されることとなった. また，オリンピック体制が確立する中，全国高体連がどのように活動したのか. そして，各競技団体は選手の強化に乗り出したが，具体的にどのような強化策を出し，それに対して全国高体連がどのような対応をしたのかについて，次節で検討する.

第4節 全国高等学校体育連盟の組織の性質の変容

オリンピック体制が確立した社会背景の中で、スポーツの国際交流が促進され、対外競技基準が再度改訂され、選強本部と各競技団体が選手強化を推し進めた。本節では、このような社会背景の中で、全国高体連の活動実態、対外競技基準が改訂された経緯、競技団体の具体的な選手強化策、そして、全国高体連の競技団体の選手強化への対応について検討していく。

第1項 全国高等学校体育連盟に対する国庫補助金の交付

本項では、オリンピック体制が確立する過程において、スポーツ団体への補助が行われる中、全国高体連への国庫補助金の交付について検討する。

前節の第1項で示したように、スポーツ振興審議会の設置とともに、社会教育法の改正により、日体協に対し1000万円（現在の5742万8571円に相当）の国庫補助金が交付された。そして、1958（昭和33）年12月18日の「スポーツ振興のための必要な立法措置及びその内容について」の保健体育審議会答申では、「全国的及び国際的な運動競技を行う団体のみならず、その他のスポーツ団体に対しても、国や地方公共団体よりの補助ができるよう措置を講ずる必要がある」（文部省体育局，1968b, p. 31）ことが答申され、スポーツ団体に対する補助の途が拓がることとなった。また、スポーツ振興審議会の答申により、1958（昭和33）年5月1日に文部省に体育局が発足し、体育・スポーツ行政機構の一元化が図られ、そこに全国的競技会に関する連絡と援助の事務を所管する運動競技課が新たに置かれていた。このようなスポーツ振興のための措置が施される中、全国高体連も国庫補助金の申請に乗り出した。

1958（昭和33）年5月26日に、全国高体連理事会で、高校の全国大会の開催に対して、国庫補助金を文部省に申請することが決議された（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1959）。新たに発足した文部省体育局の1958（昭和33）年度の予算は、ほとんど従来の社会教育局体育課の予算が中心となっていたが、1959（昭和34）年度の予算は、従来の体育振興費のほか、体育振興特別助成費が大蔵省との予算折衝の最終段階で認められた（桜井，1959）。表2-5に示すように、1959（昭和34）年度から新たに高校の全国大会に220万円（現在の1263万4285円に相当）を助成したことが確認できる。

表 2-5 1959 年度文部省体育局予算表（体育振興特別助成金一部抜粋）

体育振興特別助成金	1959（昭和 34） 年度予算額	1958（昭和 33） 年度予算額	備考
青少年野外活動助成	6,835,000 円	7,195,000 円	野外活動の指導者養成モデルキャンプの全国的実施に対する助成
ライダー指導者講習	1,731,000 円	1,243,000 円	
第 13 回全国レクリエーション大会開催	451,000 円	474,000 円	本年は神奈川県下で 5 月実施する
第 3 回全国青年大会	1,615,000 円	1,700,000 円	従来通り東京で実施
日独スポーツ青少年交歓行事補助金	950,000 円	1,000,000 円	本年はドイツの青少年が来日し、東京をはじめ各地で交歓行事を展開する
アジア地域野外活動指導者協会開催	0 円	500,000 円	
全国高等学校体育大会補助金	2,200,000 円	0 円	全国高体連主催の体育大会に対する助成
スポーツレクリエーション国際交歓行事補助金	2,150,000 円	0 円	アジアレクリエーション大会 135 万円、国際青少年大会 80 万円
競技技術研究費補助金	5,100,000 円	0 円	競技団体選手強化のための経費補助
計	21,032,000 円	1,211,2000 円	

（「文部省ニュース：運動競技課だより」（文部省体育局運動競技課，1959，p. 77）より作成）

高校の全国大会に対する補助について、当時文部省体育局運動競技課課長補佐を務めていた桜井安二は以下のように述べていた。

「わが国第一線スポーツの基礎をなすものは、高校のスポーツであり、同時に各種の国際競技に対して大きな役割を果たしている。

この高校スポーツ最高の競技会である全国高等学校体育大会^{（注 3）}（中央大会^{（注 4）}の参加者約三万名、府県予選会参加者を含め約四十万名）は全国高等学校体育連盟の主催で地元教育委員会の協力を得て毎年行われているが、予算が極めて貧弱なので、各方面の寄付金等を仰いでいる実状である。

このことは、ややもすれば運営その他に健全さを欠くおそれなしとしないので、これら、高校スポーツの健全な発展と、この大会を一層進行させるため、開催地の都道府県教育委員会に対し^(注5)、運営費の一部を補助しようとするものである。」

(桜井, 1959, p. 80)

このように、高校の全国大会に対する220万円(現在の1263万4285円に相当)の補助は、高校のスポーツが日本のトップレベルのスポーツを支える基礎として、国際競技における役割が認められているにも関わらず、高校の全国大会開催のための予算が少ないことに鑑み、その健全な発展と一層の進行のために、運営費の一部に対する補助であった。それでは、この補助金は全国高体連にとってどのようなものであり、そして全国高体連はこの補助金をどのように使ったのだろうか。

まず、全国高体連の決算と比較する。1958(昭和33)年5月26日の全国高体連理事会で、1957(昭和32)年度の全国高体連決算が報告された。1957(昭和32)年度の全国高体連収入は101万7949円(現在の584万5935円に相当)で、支出は101万1669円(現在の580万9870円に相当)であった(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1959)。このように、全国高体連に対する国庫補助金は全国高体連自身の収入の2倍以上の金額であった。

表2-6 1958年度全国高等学校体育連盟収支予算表

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	6,280円	全国高体連運営費	256280円(27%)
加盟分担金	950,000円	23の競技専門部の運営費	345000円(36%) (陸上競技部40,000円, 他不明)
		23競技の全国大会補助費	355000円(37%) (23競技で均等割にした場合: 各競技の全国大会に15,434円)
合計	956,280円	合計	956,280円

(『高校陸上年鑑第6号』(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1959, p. 323)を参考に筆者作成)

また、同理事会で全国高体連の1958(昭和33)年度の予算は、表2-6に示したように、95万6280円(現在の549万1779円に相当)に計上され、そのうち、23の競技専門部に交付する運営費が34万5000円(現在の198万1285円に相当)であり、その23競技の全国大会開催に対する補助費が35万5000円(現在の203万8714円に相当)であった(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1959)。つまり、全国高体連の1958(昭和33)年度の

経費の36%が各競技専門部の運営に支出され、37%が各競技の全国大会の開催に支出される予定であった。

そして、34万5000円（現在の198万1285円に相当）の競技専門部運営費のうち、全国高体連陸上競技部は特別に4万円（現在の22万9714円に相当）が交付された。他の22の競技専門部に交付した金額は不明であったが、仮に残りの30万5000円を均等割にした場合、1競技専門部当たりで1万3800円（現在の7万9251円に相当）程度の運営費しか交付されないことになる。23競技の全国大会開催に対する補助費の35万5000円（現在の203万8714円に相当）の配分は、史料の限界上確認できなかったものの、仮にそれを23競技で均等割にした場合は、各競技の全国大会が1万5434円（現在の8万8635円に相当）の補助費を受けることになる。これらのことから、全国高体連の財政的基盤がいかに脆弱であることが推察される。

1959（昭和34）年度から全国高体連に220万円の国庫補助金が交付されることになったが、しかし、それは全国高体連の組織の運営に対する補助ではなく、あくまでも高校の全国大会の開催に対する補助であった。この220万円（現在の1263万4285円に相当）の配分は、25の競技専門部^{（注6）}で均等割にして、各競技専門部に8万8000円（現在の50万5371円に相当）が配分支給されることとなっており、文部省から全国高体連に一括交付され、全国高体連の各競技専門部部長を経てそれぞれの大会開催地に支給することとなっていた（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1960）。全国高体連から出された各競技の全国大会の開催に対する補助費と比較すると、8万8000円（現在の50万5371円に相当）の国庫補助金はかなり多いといえるだろう。しかし、全国大会開催の全費用と比較すると、陸上競技を例に、第1章の表1-7で示したように、1959（昭和34）年より5年前の1954（昭和29）年度の第7回全国高校陸上大会の経費は212万円（現在の1245万9649円に相当）と予算されていた。5年後の1959（昭和34）年度の第12回全国高校陸上大会の予算書と決算書も確認できないが、8万8000円の国庫補助金は決して十分ではないと推察できよう。全国高体連も「額は少ないが、記念すべきことである」（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1959, p. 324）として、220万円の国庫補助金が少ないと考えていたことが確認できる。

1960（昭和35）年には、国庫補助金が400万円（現在の2196万7213円に相当）に増額し、1962（昭和37）年に500万円（現在の2451万2195円に相当）へと増額していた。全国高体連の財政的基盤が、この国庫補助金の交付により確立しつつあることが窺えよう。

以上のように、スポーツ振興審議会の設置によるスポーツ振興の気運に乗じて、1958（昭和33）年に全国高体連は、体育局の新設によりスポーツ行政の一元化が図られた文部省に国庫補助金申請を出した。翌1959（昭和34）年から、高校の各競技の全国大会に対する国庫補助金が全国高体連に交付されることとなり、全国高体連の財政的基盤が少しずつ確立しはじめた。全国高体連の主体性の確立がまた一步前進したといえよう。

第2項 全国高等学校体育連盟による「国際競技参加基準」の制定

本項では、スポーツの国際交流が促進される中、全国高体連によって制定された「国際競技参加基準」について検討する。

1957（昭和32）年6月14日のスポーツ振興審議会の答申により、オリンピック大会を東京に招致することと国際競技会の招致とこれへの参加に関する促進と助成が答申され、同年10月に第18回オリンピック大会の東京招致に関する決議が国会を通過した。そして、1959（昭和34）年5月にオリンピック大会の東京開催が決定され、さらに、1959（昭和34）年9月に、保健体育審議会の「スポーツ技術の水準向上について」に対し、国際交流事業の促進と援助が答申されたことにより、スポーツの国際交流が促進される社会的基調が定められた。

そこで、全国高体連は文部省から国庫補助金が交付されることと、「今後東京オリンピックをひかえ高等学校生徒の国際的スポーツの交流が盛んになることが期待される」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1960，p. 345）ことにより、「事業内容も充実する必要がある」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1960，p. 345）として、1959（昭和34）年5月10日の全国高体連理事会で、全国高体連の規約の一部を変更し、「第4条第3項に『高等学校スポーツの国際交流』の項を設ける」（東京都高等学校体育連盟編，1960，p. 116）ことが決議された。

つづいて、1959（昭和34）年5月31日、1957（昭和32）年に発足した高等学校スポーツ中央審議会の委員の任期^{（注7）}が満了したため、表2-7に示すように、各団体から新たに16名の委員が推薦された。そして、同年7月27日に東京都立白鷗高校で第1回委員会が開催され、前委員長の小松直行が退職のため、新たに全国高校長協会会長に就任した両角英運を委員長とし、全国高体連理事長の高田通を副委員長とすることが満場一致で決定された。

また、この第1回委員会で、アジアユースサッカー選手権大会に選手を派遣することが決定され、そして、今後このような選手派遣を考慮して、全国高体連に基準を作ってもらうことが決定された。

ところが、1959（昭和34）年12月9日の全国高体連理事会で、アジアユースサッカー選手権大会に選手を派遣することについて、「選手選考の練習大会が事実上、全国大会を2回する結果となる」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1960，p. 346）ことが問題となり、このような国際試合への選手選抜の形態について研究することが決議され、全国高体連に高校生の国際競技への参加基準の作成を促した。

表 2-7 1959 年高等学校スポーツ中央審議会委員名簿

氏名	所属（役職）	役職名
両角英運	全国高校長協会（会長） 全国高体連（会長）	東京都立九段高校校
石田壮吉	全国高校長協会（常務理事）	東京都立第五商業高校校長
田中賢	全国高校長協会（常務理事）	宝仙学園高校校長
石田俊徳	全国高校長協会（監事）	東京都立戸山高校校長
高田通	全国高体連（理事長）	埼玉浦和西高校校長
木村泰夫	全国高校長協会（常務理事） 埼玉県高体連（会長）	埼玉県立浦和高校校長
高崎米吉	全国高体連（常務理事） 東京都高体連（理事長）	保善高校校長
佐伯達夫	全国高野連（副会長）	大阪府社会教育委員
竹田恒徳	日本体育協会（会長代理）	日本スケート連盟会長
東俊郎	日本体育協会（理事）	国体総務主事
田畑政治	日本体育協会（理事）	オリンピック総務主事
大庭哲夫	日本体育協会（理事）	日本航空常務取締役
浅野均一	日本体育協会 （日本オリンピック委員会委員）	陸連理事長
鶴岡英吉	学識経験者	東京教育大学
平野出見	学識経験者	横浜大学事務局長
保坂周助	学識経験者	神奈川教育委員会保健体育課長

（『高校陸上年鑑第7号』（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1960），『全国高等学校長協会三十年史：年表・資料編』（全国高等学校長協会，1980），『佐伯達夫自伝』（佐伯達夫，1980）を参考に筆者作成）

翌1960（昭和34）年12月1日の全国高体連理事会では，東京オリンピック大会に向けての選手強化について，海外遠征を奨励する議論が多く交わされた。そこで，全国高体連が作成した国際競技参加基準原案が検討され，承認された（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1961；東京都高等学校体育連盟編，1961）。「国際競技参加基準」の原文を以下のとおりであった。

「全国高体連規約第4条第3項にもとづき，国際競技参加の基準を次の通りとする。

- (1) 競技参加は長期休暇を利用することを原則とする。
- (2) 生徒の健康管理並びに学業等を十分考慮して計画する。

- (3) 競技参加のため、生徒自身または所属学校及び都道府県高体連に過重な経済的負担がかからないようにする。
- (4) 競技参加のため新たに予選会及び全国大会を開催しない。
- (5) 競技参加者は専門部長が推薦し、所属学校長及び都道府県高体連会長の承認を経て本連盟会長の許可を受けて決める。
- (6) 選手団の役員組織は、会長と種目別団体との協議によって決める。但し団長は本連盟代表者とする。
- (7) 国内における国際競技及び国際競技に伴う強化合宿についても本基準にもとづいて行う。」（全国高等学校体育連盟，1962，p. 89）

このように、高校生の国際競技への参加は、選抜ではなく、全国高体連の各競技専門部長の推薦で決めることが規定された。第3条の「競技参加のため新たに予選会及び全国大会を開催しない」という規定は、1959（昭和34）年にアジアユースサッカー選手権大会に選手を派遣する際に行われた選抜競技会のようなものが現れないように、「全国大会は年1回程度」という対外競技基準（S32）の規定を守るための規定といえよう。他にも、長期休暇中に参加すること、生徒の健康管理や学業への配慮等の規定も、対外競技基準（S32）に沿った内容であったといえよう。また全国高体連の主体性を強調するものとして、第6条で、選手団の団長は全国高体連の代表者として規定されていた。

このように、東京オリンピック大会の開催が決定され、スポーツの国際交流が促進される中、全国高体連はその教育的な性質を堅持し、対外競技基準の規定を守っていく姿勢をとっていた。

しかし、東京オリンピック大会に向けての選手強化体制が確立する中、日体協は、選手強化の障害となる対外競技基準（S32）の緩和ないし撤廃を文部省に要望することとなった。

第3項 1961年の対外競技基準の改訂

1960（昭和35）年1月18日に東京オリンピック選手強化対策本部が発足し、選手強化が押し進められる中、1960（昭和35）年のローマオリンピック大会での日本選手団の成績の不振により、選強本部は文部省に対し、対外競技基準の緩和を要望した。また、閣議において石田博英労働大臣からも対外競技基準の緩和を求める声があった（森田，1961；野沢，1961）。さらに、日水連は選強本部とは別に、1961（昭和36）年3月9日に、中学生の全国大会の開催を文部省に要望していた（朝日新聞，1961年3月10日付東京朝刊）。日体協も4月5日の理事会で、水泳は特例として緩和が必要であるとして、水泳に限り早急に緩和するよう文部省に要望することを決めた（日本体育協会，1961b）。しかし、日体協や競技団体の対外競技基準緩和の要求に対し、緩和に反対する意見も多かった（西田，1961b；吉田，1960，1961；山岡，1959，1961）。

これに対し、荒木万寿夫文部大臣は3月14日に「学徒の対外運動競技の基準は、制定後数度の改訂を行ってきたが、昨今オリンピック東京大会に対処してこれが緩和の要望が強いほか、客観的情勢も変化してきているので、事態に即応して再検討する必要がある」（文部省体育局，1968b，p. 60）として、保健体育審議会に学徒の対外運動競技の基準について諮問することとなった。

保健体育審議会においては、まず総会で総括的な意見を交換した後、学校体育と社会体育の両分科会に審議がかけられ、両分科会では基準の緩和に対して賛否両論であった。まず基準の緩和に賛成する意見として、主に①戦後混乱期の学校スポーツの健全な発達のためのものであり、対外競技基準は使命をはたし、存続する理由はなくなった、②学校や教育委員会の自主的判断に任せるべき、③文化活動にはこのような基準がない、④心身ともに優れた児童生徒に、その能力を伸ばす機会を作るべき、⑤東京オリンピック大会に向けての選手強化対策を進める上で、基準は障害になる、等であった（松島，1961）。そして、基準の緩和に反対する意見は、主に①学業と運動を両立させるために基準は必要、②小、中学校期は基礎体力を養成する時期であり、選手養成に拍車をかけることは適当ではない、③精神的に未熟な青少年に英雄主義の溢れるようなことにならないために基準は必要、④スポーツ中心の現在の社会背景の中で、教育課程を適正に実施するために基準は必要、⑤元来学校や教育委員会の主体的立場で自主的判断に任すべきだが、現状では競技会参加経費と学校経営を維持するための措置として、情勢に応じた修正があっても、基準は維持すべきである、等であった（松島，1961）。

そして、各委員から活発な意見が開陳された後、結論として、「学校や教育委員会の自主的判断に任せるべきものであるが、現状においては諸種の事情から実情に即するよう必要な修正を加えて維持することが適当である」（松島，1961，p. 17）ということで意見が一致した。このように、対外競技基準は撤廃することなく、基本方針は従来通りとし、実情に応じて緩和することとなった。また、本来学校や教育委員会の自主的判断に任せるべきことが、現状として対外競技基準に頼らざるを得ない状況にあることから、学校関係者の競技会に対する主体性が確立していないことが窺えよう。

また、審議の経過の中で、最も議論されたのは日水連が要望した水泳の中学生の全国大会の問題であった。この問題は、水泳の特例を認めるか、認めないか、あるいは各競技とも全国大会を認めるかの3点について議論された。その中で「全種目について枠を拡げるという案に賛成者がほとんどなく、現状のままか、水泳の特例を認めるかに議論が集中し」（西田，1961b，p. 4）ていたが、審議の結果水泳の特例が認められ、全国大会の開催が許されることとなった。

そして、1961（昭和36）年5月11日に、保健体育審議会から「学徒の対外運動競技の基準について」の答申がなされ、同年6月10日に文部省はそれをもとに、「学徒の対外運動競技について」（以下「対外競技基準（S36）」と略す）を通達した（章末資料④参照）。対外競技基準（S32）と比べて、主に改訂された点を以下のように分析する。

小学校について、従来の方針と変わらないが、禁止的表現が改められた。中学校では、対外競技基準（S32）での「宿泊を要しない」（文部省，1959，p. 195）という規制がなくなり、「隣接県にまたがる小範囲の競技会は、当該県の教育委員会の責任において開催される限りさしつかえない」、「経費面での負担が増大しないよう配慮する」（文部省，1970，p. 573）こととなった。また、中学校の水泳競技について、「その特殊性にかんがみ、一定の水準に達したものを選抜して開催される全国中学生選抜水泳大会に参加させることはさしつかえない」（文部省，1970，p. 574）ことになり、中学生の水泳の全国大会の開催が認められることとなった。

また、高校について、全国大会を年1回程度にとどめることは変わっていないが、対外競技基準（S32）での「地方大会，全国大会への参加は生徒一人についてそれぞれ年1回程度とする」（文部省，1959，p. 195）という規定が削除され、競技会への参加回数の制限が緩和されることとなった。対外競技基準（S32）ではすでに高校生の全日本選手権や国際的競技会への参加が認められ、さらに、東京オリンピック大会をひかえ、スポーツの国際交流が促進される当時社会情勢の中で、その規定はもはや高校生の競技参加状況に相応しくないと考えられたと推察される。当時文部省体育局調査官を務めていた松島茂善もこの規定の削除について「競技会の開催回数をおさえておけばあまり意味のないことであるし、高校期ともなれば全日本選手権大会や選抜競技会などに参加する機会もあり、実情に添わない」（松島，1961，p. 19）と語っていた。

そして、主催者については、生徒のみを対象とする競技会についてのみ規定することとした。また、高校生が参加する競技会について「教育関係以外の団体が主催者となることに関しては、高等学校体育連盟において自主的にし得るので、これに関する規定を削除」（文部省，1970，p. 573）することとなった。これは、高等学校スポーツ中央審議会がその役目を終えたことを意味する。本章第1節で検討したように、高等学校スポーツ中央審議会はもともと対外競技基準（S32）の「高等学校以上の生徒の参加する競技会については、教育関係団体が中心となって自主的に構成される審議機関の審査を経て、教育関係団体以外の団体を協力者として主催者に加えることが出来る」（文部省，1959，p. 196）という規定により発足したが、その最初の審議が朝日新聞社の甲子園大会の共催に関してであった。その次に毎日新聞社の選抜高等学校野球大会の共催と、全国高等学校駅伝競走大会、全国高等学校東西対抗陸上競技大会の共催が認められた。その後、他の種目の競技会の新聞社共催問題は全国高体連が独自に制定した基準により審議されるようになったことにより、高等学校スポーツ中央審議会は実質、活動休止の状態であった。さらに、対外競技基準（S36）の通達により、高等学校スポーツ中央審議会はその存在意義を失った。結果的に見れば、高等学校スポーツ中央審議会は、ただ単に新聞社を高校の競技会の主催者として加えるためだけに存在した機関となっていた。

また、全国高体連が競技会開催に対する主体性を失わないために独自に制定した基準が、対外競技基準（S36）の通達により、教育関係団体以外のものを競技会主催者に加えること

の審議が全国高体連に一任され、結果的に全国高体連の主体性を強調するものとなったと考えられる。

以上のように、1960（昭和35）年のローマオリンピック大会での日本選手団の成績不振を契機に、そして東京オリンピック大会に向けての選手強化のため、中学校では競技会範囲が拡大され、水泳の全国大会の開催まで認められ、高校の競技会参加回数の制限がなくなり、選強本部と日水連の対外競技基準緩和の要望が受け入れられる結果となった。

しかし、東京オリンピック大会に向けての選手強化はそれにとどまらず、選強本部は直接全国高体連に選手強化に協力するように働きかけた。次項では、陸上競技を例に、陸連の選手強化対策と全国高体連陸上競技部の対応について検討する。

第4項 競技団体の選手強化策と全国高等学校体育連盟競技専門部の対応

1960（昭和35）年1月18日の東京オリンピック選手強化対策本部の設置により、国全体を挙げての選手強化体制が確立する中、高校生や全国高体連にも選手強化に協力するようとの要望があった。当時日本オリンピック委員会事務総長と選強本部本部長を務めていた田畑政治は、全国高体連に選手強化への協力要望について、以下のように述べていた。

「（東京オリンピック大会に向けて）総力を挙げて選手強化の対策にのりだし始めた。具体策は種々出ている。だがその対象の大半には現在の高校生が占めるであろうことに意見は一致している。高体連は、この期待に応える基盤と活源を備えていることを信じ、一層のご協力を願ってやまない。…（中略）…私は高体連の皆さんには、選手の強化、それに有機的なつながりをもつアマチュアスポーツの普及徹底に、とくに御協力を願ってやまない。これこそ東京オリンピックを成功に導く基礎であろう。」

（田畑，1960，p. 2-3；括弧内引用者）

また、1961（昭和36）年に、選強本部と東京都高体連との間で座談会が開かれ、高校生強化合宿、科学的トレーニング、学校のスポーツ施設や高校選手のスカウト等の問題について懇談が行われた。その席上で、田畑政治選強本部本部長は再度「高体連の先生方の御協力が何よりと思います。まず先生方が東京大会に勝つんだという気で頑張って貰いたい」（田畑ほか，1961，p. 9）として、高体連の協力を要望した。さらに、選強本部委員で、陸連理事長でもある青木半治は「高体連の立場というものは東京大会には重要である。即ちオリンピックをやるのは高体連であるという自負心を持ち三年後の東京大会には立派な選手を高体連から送り出していきたい」（田畑ほか，1961，p. 11）として、高体連と高校選手への大きな期待を語っていた。

一方、文部省と学識関係者の中でも、選手強化における体育指導者の重要性が指摘されていた。例えば、当時文部省体育局オリンピック準備室長を務めていた佐々木吉蔵は、東

京オリンピック大会を成功させるため、選手強化にも、オリンピック精神の普及高揚にも、体育指導者の力が必要と述べていた（佐々木，1961b）。また、当時文部省事務官を務めていた松島茂善は「（選手強化の）第一線に立つ方は中学や高校の先生なんです。今後の選手強化対策としては、優秀な指導者、しかも中学先生の指導力の強化は、重要な問題になる」（織田ほか，1961，p. 20；括弧内引用者）と語っていた。さらに、当時東京教育大学教授の本間茂雄は選手強化について、「幼い卵を発見し育てていくことは、中央の強化委員などのよくするところではない。これに対する最善の立場に在るものは、まず、現場の体育教師である。…（中略）…学校体育指導者の手に期待するのが最善の道である」（本間，1960，p. 8-9）と述べていた。

以上のように、東京オリンピック大会に向けての選手強化は、全国高体連や学校の体育指導者の協力が極めて重要な役割を果たすことは、文部省と選強本部の共通認識であったといえよう。それでは、競技団体の方では具体的にどのように全国高体連と協力していたのだろうか。次に陸上競技を例に、陸連と全国高体連陸上競技部の協力体制について検討する。

オリンピック大会の東京開催が決定される前に、1958（昭和33）年5月に東京で開催された第3回アジア競技大会で、陸上競技における日本選手の成績は予想より後退していた。これは陸連に高校の陸上を強化しなければ、日本の陸上は発展しないと深く認識するところとなった（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1959）。

1959（昭和34）年1月18日、陸連の定時代議員会が開かれ、陸上競技の選手強化策の問題が論議され、「天才は組織から出て来ない」（日本陸上競技連盟編，1959a，p. 7）、「天才を見出すのは素直に言って高校の指導者だ」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1959，p.326）といったような意見があった。また、2月5日の陸連常務理事会で、西田修平陸連理事長を委員長に、浅川正一競技部長を幹事に、野口源三郎、沖田芳夫、織田幹夫等の歴代ヘッドコーチを委員にして、強化委員会を組織することを決定し、また、東京オリンピック大会に向けての恒久的強化策として、学校の指導者の強化に重点を置くことが決議された（日本陸上競技連盟編，1959b）。

全国高体連陸上競技部は、陸連の強化策に対し、「できるだけ協力をすべく」、「高体連自体としても当然の責任である」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1959，p.326）という態度であった。1月の陸連定時代議員会の後、全国高体連陸上競技部は常任委員会を開き、陸連常務理事会と強化企画委員会に委員を送り、都道府県高体連に競技主任を設置した。同年2月5日の陸連常務理事会で、全国高体連陸上競技部は陸連に都道府県高体連の陸上強化組織の確立に対する協力を申し出て、承認された（日本陸上競技連盟編，1959b）。このように、選強本部ができる前に、陸連ではすでに東京オリンピック大会を想定した選手強化策を出しており、そして、全国高体連陸上競技部は陸連の選手強化に協力的な姿勢を示していたことが確認できる。

そして、1959（昭和34）年7月16日の陸連常務理事会では、浅川正一が高校強化合宿のコーチを担当することが決定され、同年8月6日に東京教育大学で高校指導者会議が行われ、浅川は陸連の強化方針について以下のように説明した。

- 「一、陸上競技の指導者の資質向上をはかる.
- 二、優秀選手の発見とその育成.
- 三、直接選手を指導しているコーチと陸連及び陸協の強化委員会とが密接な連絡を取り、優秀選手の強化に対して共同責任を持つ.
- 四、海外に遠征し、また外国選手を招待して選手の競技経験を豊富にする.
- 五、コーチ制度を確立し、選手の指導に当たる。」（浅川，1959，p. 28）

また、浅川は高校選手の強化について、「陸連としては最も重視している1つである。今後三年間における高校の進歩如何が東京大会の運命を決するといっても過言ではない」（浅川，1959，p. 29）と語っていた。このように、陸連では、高校選手の育成と強化を非常に重視している。しかし、上記の陸連強化方針からみれば、この時はコーチと陸連及び地方陸上競技協会（以下「陸協」と略す）との連絡が図られていたが、全国高体連等の関係団体を陸連の強化体制に組み込むことはまだ想定されていなかった。

ところが、西田修平は海外転勤することとなって、陸連理事長と強化委員長を辞任した。これにより、1959（昭和34）年10月29日の陸連第3次臨時代議員会で、織田幹夫が新たに強化委員長に選ばれた。そして、12月6日の第4次臨時代議員会で、織田幹夫は東京オリンピック大会に対する強化方針の構想と世界記録の進行状況についての説明をした。選手強化について、織田幹夫は以下のように説明した。

「選手をもつものが、直接選手を強化する以外に方法がない。陸連強化委員会も、考え方を変えて、選手と直結した上に立たねば駄目である。強化委員会——選手と直結した指導者の集まりの形こそ好ましい形である。今こそ、日本の選手と直結する者は全員協力態勢をとって世界と競いたいと思う。」（日本陸上競技連盟編，1959c，p. 7）

このように、新たに強化委員長に就任した織田幹夫は、強化委員会と選手との直結を主張し、選手強化の方針を現場の指導者に向けた。

その後、1960（昭和35）年1月23日の陸連定時代議員会で、織田幹夫の東京オリンピック大会強化策構想が受け入れられ、強化委員会を解消し、陸連内に新しいオリンピック東京大会選手強化指導本部（以下「強化指導本部」と略す）を発足させることが決定された。席上で全国高体連陸上競技部事務局長の原田鱗造は「高校の選手強化には日数を要するので、今すぐ発足されたい」（日本陸上競技連盟編，1959d，p. 11）と強く要望していた。このことから、全国高体連陸上競技部の協力的な姿勢と選手強化に対する熱意が窺えよう。

これは、1月18日に選強本部が発足したことがその刺激になったと考えられるであろう。そして、1月26日に学連、全国高体連、日本実業団陸上競技連合（以下「陸上実業団」と略す）と陸連が会合し、選手強化について討論した結果、「力強い結びつきのもとに、徹底した方策をたて努力する」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1960，p. 349）こととなった。

表 2-8 (日本陸上競技連盟) オリンピック東京大会強化指導本部委員一覧表

	氏名	所属
本部長	織田幹夫	陸連強化委員会委員長
本部長	沖田芳夫	学識経験者
	岡部平太	学識経験者
	南部忠平	学識経験者
	津田晴一朗	学識経験者
	佐々木吉蔵	学識経験者
	浅川正一	陸連（競技部長）
	保坂周助	陸連（女子部長）
	村田篤	陸連（記録部長）
	天近豊蔵	北海道陸協ヘッドコーチ
	一場武之	東北陸協ヘッドコーチ
	朝隈善郎	近畿陸協ヘッドコーチ
	遠藤伝右衛門	中国陸協ヘッドコーチ
	中川善介	四国陸協ヘッドコーチ
	城戸寿彦	九州陸協ヘッドコーチ
	広瀬六郎	北陸陸協ヘッドコーチ
	三柳将雄	東京陸協ヘッドコーチ
	大島鎌吉	学連
	高田通	全国高体連
山岡二郎	全国中体連	
山田秀介	陸上実業団	
幹事	菅沼俊哉	陸連指導委員会委員長
	加藤橘夫	陸連研究委員会幹事
	森田重利	陸連（編集部長）

（『陸連時報第76号』（日本陸上競技連盟編，1959e，p. 3）より作成）

つづいて1960（昭和35）年2月2日に、強化指導本部員が表2-8に示した人物で決められた。このように、陸連と地方陸協の役員が中心となっていたが、学識経験者のほか、学連、全国高体連、全国中体連や陸上実業団の役員も加えられ、織田幹夫の現場指導者に向けての選手強化方針が反映されたといえよう。強化指導本部の発足により、陸連は選手強化において学連、全国高体連、全国高中体連や陸上実業団と交流連携を図ることとなった。2月19日に第1回強化指導本部委員会が開かれ、東京オリンピック大会に向けて、国際競技会への参加、コーチと選手の海外派遣、合宿練習や科学的研究等の選手強化の具体策が決定され、陸連の選手強化が着々と推進されていた。

しかし、1960（昭和35）年9月、ローマオリンピック大会における日本選手団の成績不振により、同年10月26日の陸連全国理事会で、陸連の機構改革が議論され、東京オリンピック選手強化のための陸連機構改正原案が作成された。その原案の第1条で、組織の結集による強化策として、「学連、実業団、高体連の会長は陸連の副会長とし、総合統一の実体を図る」（日本陸上競技連盟編，1960b，p. 1）こととなった。また、同年12月10日に強化指導本部が「東京オリンピックの強化方針」を制定し、「高体連、学連、実業団連合（勤労者を含む）を貫く指導方針に基づいて強化する」（日本陸上競技連盟編，1960c，p. 8）ことが決定された。このように、全国高体連、学連、陸上実業団を含めた、陸連の選手強化のための指導体制の一元化が図られることとなった。

そして、1961（昭和36）年1月29日の陸連代議委員会では、陸連機構の拡充強化に対する規約修正の基本方針案が決定された。その中で、陸上実業団、学連、全国高体連陸上競技部、全国中体連陸上競技部（以下「4団体」と略す）との協力提携について、「わが国陸上競技界における競技者を集団的に組織この四団体団系列を強化するため、本連盟と四団体との協力提携関係を結び、陸上競技界の総力体制を確立する」（日本陸上競技連盟編，1960d，p. 12）ことが規定され、陸連と上記4団体との5者協定を結ぶこととなった。

その後の1月31日から、織田幹夫は「陸上陣強化への私の構想」と題した陸上強化策を、朝日新聞に1週間にわたって発表していた。その最初に発表されたのが組織レベルの各団体との一本化であった。織田は上記4団体がそれぞれ選手を持ち、「これまでの選手強化に徹底を欠き、オリンピックやアジア大会で失敗する原因になっていたといっても過言ではない」、「陸上競技連盟の号令一下、選手が自由に動かせるような形にならぬと、選手強化は無理なのである」（朝日新聞，1961年1月31日付東京朝刊）と述べ、陸連の号令下で動く体制作りと5団体の連携の重要性を再度強調した。

陸連と陸上実業団、学連、全国高体連陸上競技部、全国中体連陸上競技部との5者協定の協定書では、「4団体は陸連と協力提携関係を結び、陸連の系列に参加する」、「4団体の会長（または副会長）1名を陸連の顧問とする」、「4団体の代表者（各1名）を陸連の加盟団体長会議の構成員とする」、「4団体の執行部代表者（各2名以内）を陸連理事とし内1名を常務理事とする」、「4団体の役員中、陸連の要請に応じ、陸連の特別委員会および専門委員会に委員を送りそれぞれの任務に協力する」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1961，

p.341)などの事項が規定された(章末資料⑤参照)。陸上競技の選手強化において、陸連を筆頭とし、ほか4団体がその系列に加わり、全面的に協力する一元化した強化指導体制が確立されたといえよう。

表2-9 1961年度全国高等学校体育連盟陸上競技部歳入歳出決算書

収入		支出	
昭和35年度繰越金	42,735円	本部旅費	21,600円
昭和35年度本部交付金	40,000円	常任委員会費	79,580円
昭和36年度特別会計繰入金	50,000円	委員会費	23,500円
ベースボールマガジン社寄付	50,000円	東西対抗雑費	12,300円
混成競技採点表税込金	375,000円	全国駅伝雑費	7,800円
預金利子	156円	指導者協議会費	13,600円
日本陸連第一交付金	750,000円(77%)	選手合宿強化費	63,200円
		インターハイ雑費	23,340円
		20傑表, バッジ代	18,500円
		ブロック選手強化補助	650,800円(69%)
		陸連連絡費	4,000円
		印刷, 文具費	10,820円
		通信費その他	6,921円
合計	970,391円	合計	935,971円

(『高校陸上年鑑第10号』(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1963, p. 32)より作成)

経済的補助として、表2-9に示した通り、1961(昭和36)年度では、陸連は全国高体連陸上競技部に75万円(現在の390万5440円に相当)の補助金を交付した。そして、この75万円の補助金が全国高体連陸上競技部当年度総収入の77%を占めており、全国高体連陸上競技部にとって大きな収入となっていた。支出の方では、65万800円(現在の338万8880円に相当)がブロック選手強化補助に使われ、総支出の69%を占めていた。このことから、選手強化が全国高体連陸上競技部の一番の事業となったことが確認できよう。

以上のように、東京オリンピック大会に向けての選手強化のため、選強本部が設置され、選強本部は全国高体連に選手強化に協力するよう要望した。そして、陸上競技において、陸連は選手強化の方針を現場の指導者に向け、全国高体連陸上競技部等の団体との連携を図り、全国高体連陸上競技部も選手強化に対し協力的な姿勢を示した。しかし、1960(昭和35)年のローマオリンピック大会での日本選手団の成績不振により、陸連は機構拡充を行い、陸上実業団、学連、全国高体連陸上競技部、全国中体連陸上競技部と5者協定を結

び、選手の指導強化の一元化を達成した。この5者協定により、全国高体連陸上競技部は陸連から助成金を受け、選手強化に全面的に協力するようになって行く。

しかし、全国高体連はまだ教育的立場から、対外競技基準を守る立場を堅持し、高校の対外試合を「教育的常識内での活動」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1961，p.339）にとどめていた。にもかかわらず、全国高体連の下部組織である競技専門部の方では、すでに競技団体と提携し選手強化に全面的に乗り出していた。競技専門部の役員は主に学校の体育教師が務めており、また学校の運動部活動の指導にも当たっている。競技専門部が選手強化に協力するということは、つまり運動部活動が選手を育成する場となることを意味する。戦後から続いてきた対外競技基準の通達が数回にわたって緩和されたことを加えて考えると、これは、運動部活動が戦前のような選手中心主義へ回帰したとも考えられるのではないだろうか。

前述のように、全国高体連は審議機関としての性格が強い。しかし、競技会開催の実施機関としての競技専門部は競技団体と密接な関係を保つ必要があり、それにより、競技専門部が競技団体の意向を受け従うこともやむを得ないと考えられよう。審議機関としての全国高体連、そして、実施機関としての競技専門部、このように二分した性格を持つ仕組みは、全国高体連の組織構造上の1つの問題といえるのではないであろうか。

国を挙げてのオリンピック体制が確立し、スポーツ界における選手強化体制も築き上げられ、全国高体連の競技専門部も競技団体の選手強化対策に協力していく中、全国高体連はその教育的性質を保ち続けられたのだろうか。次項では、全国高体連の性質の変容について検討する。

第5項 全国高等学校体育連盟の組織の性質の変容

前項で述べたように、東京オリンピック大会に向けての選手強化のため、選強本部が設置され、全国高体連にも選手強化への協力が要望された。また、文部省も東京オリンピック大会を成功させるため、日体協に補助金を講じ、対外競技基準を緩和し、そして、選手強化に学校の体育指導者の協力が必要と考えていた。国中がオリンピック体制に入る状況下で、全国高体連は選手強化に協力する以外、選択肢はないのであろう。

1960（昭和35）年5月20日の全国高体連理事会で、選強本部副本部長の大島鎌吉も参会し、懇談した結果、「高校生に関係する場合は、常に高体連と密接な連絡を保ってお互いに協力する」（東京高等学校体育連盟編，1961，p. 104）ことを申合わせた。全国高体連はそれに関する対外試合の方針を「教育的常識内での活動」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1961，p.339）をするという議論にとどまった。また、この理事会で選手強化の推進とスポーツの国際交流の奨励と相まって、高校生の全日本選手権大会や国際競技会への出場も増える中、全国高体連の主催または後援の大会以外の大会に高校生が出場することについて、学校長の責任において、各都道府県で十分自重することを前提として、そ

の自主性に任せることが決定された（東京高等学校体育連盟編，1961）。このように，全国高体連は選手強化への協力要請に応じ，高校生の競技会参加への規制を緩めていったことが確認できる。

1960（昭和35）年から，文部省はオリンピックを契機として，国民の健康，体力の増進，スポーツの普及を図るため，スポーツ団体と競技技術向上への助成，スポーツ施設の整備，国民一般へのオリンピック精神の普及・高揚等の施策について，体育振興5年計画を立案した（文部省体育局，1960）。この体育振興5年計画に対し，全国高体連は「全面的に協力」（東京高等学校体育連盟編，1961，p. 104）することを，1960（昭和35）年12月1日の理事会で満場一致で決定した。また，オリンピック選手強化対策に伴う対外試合に対して，積極的に協力する意見が多くなった（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1961）。このように，東京オリンピック大会が近づくとつれ，文部省は大会開催を契機にスポーツ団体と競技技術向上に助成し，スポーツ施設を整備するように，全国高体連も選手強化に協力する方向に転換していたことが窺えよう。当時全国高体連理事長を務めていた高田通は，選手強化について以下のように語っていた。

「高体連は大学や実業団連盟と同じように全国的に有力な競技団体であり，東京大会の成果に対しては，大いに期待されている団体の1つであることに誇りと自信とをもち，この機会を利用してすべての生徒に正しいスポーツを普及し，一人でも多くのオリンピック選手を生み出すよう努めなければならない」（高田，1961，p. 5；傍点引用者）

また，都道府県高体連においても，埼玉県高体連理事長の島村政光は，埼玉県高体連の各競技専門部の競技会での成績を讃え，選手強化については，「各スポーツ団体共着々強化をはかっているが，我々としても今後共相互の理解と協力によって，高校体育の発展をはかり，選手強化のため協力していきたいと考えている」（島村，1961，p. 20；傍点引用者）と述べていた。

そして，全国高体連の競技会実施機関である競技専門部においては，前項で検討したように，全国高体連陸上競技部は，選手強化に対して積極的に協力する態度をとっていた。また，スポーツ・ニッポン新聞社の出資の下，陸連強化指導本部と共催で高校の強化合宿の開催や，自らクロスカントリー通信競技大会の開催を強く要望するなどもしていた（日本陸上競技連盟編，1960a）。選手強化に向けて，全国高体連陸上競技部は積極的に取り組んでいたことが窺える。これは当時の全国高体連陸上競技部部長で，全国高体連理事長でもある高田通の態度と大いに関係していたと考えられるであろう。

しかし，全国高体連が設立時から一貫した目標は，トップレベルのスポーツ選手を育成するより，「より広く多くピラミッドの基底を拡大するように努むべき」（星，1955，p. 15；傍点引用者），つまり，高校におけるスポーツの普及，スポーツ人口の拡大にあった。

前述の全国高体連理事長高田通の「一人でも多くのオリンピック選手を生み出す」（高田，1961，p. 5）という態度は，従来の全国高体連の目標とは正反対にあったといえよう。

一方，選手強化に協力するも，オリンピック至上主義に陥い，教育を忘れることを懸念声もあった。当時全国高体連会長を務めていた両角英運は東京オリンピック大会の開催準備について以下のように語っていた。

「本連盟もその線（東京オリンピック大会への準備）にそって全面的に協力をいたしております。しかしながらオリンピックのみに偏する単なるオリンピック至上主義におちいることは，高校生の健全にして正常なる体育の発展を願う本連盟としては，充分考慮しなければならないことであり，常に着実に一步一步前進し，確固たる基盤の上にはじめて前途に洋々たる希望がもてるのであると信じます。」（両角，1961，p. 1；括弧内引用者）

また，当時埼玉県教育局体育課長を務めた栗原伝次郎も，選手強化について，「四年後の主力である今の高校生を強化するというスポーツ団体の計画は当然であり，高校としてもむろんでできるだけの協力をせねばならない。しかし高校スポーツはあくまでも教育の一環である。教育を忘れて競技会も強化策もない」（栗原，1960，p. 17）と述べていた。

このように，全国高体連内部では，東京オリンピック大会に向けての選手強化に協力することを前提として，教育的立場も堅持すべきという声も全国高体連の中には存在していたことが確認できる。

しかし，1961（昭和36）年に対外競技基準が再度緩和され，高校生の競技会参加回数の制限がなくなり，さらに全国高体連陸上競技部は陸連から補助金を受け，選手強化の事業に邁進していた。全国高体連も，東京オリンピック大会に向けての選手強化に対して，オリンピック至上主義に陥い，教育を忘れることを懸念しつつも，積極的に協力する方向に転換し，高校から多くのオリンピック選手を生み出す態度を示した。このように，全国高体連は，教育的立場が緩められ，競技団体のように競技志向が強くなり，本来の教育的性質が競技的な性質へと変容しつつあったといえよう。

以上のように，オリンピック体制が確立する中，国全体が選手強化に協力するようになり，日体協側の選手強化体制が確立し，文部省も対外競技基準を緩和する社会情勢の中，全国高体連は教育的立場を堅持しようとするのは容易ではないであろう。組織の性質が教育的から選手強化に向けての競技的な性質に変容するのもやむを得ないことであったと推察される。

しかし，このような社会情勢の中でも，全国高体連の競技会開催に対する主体性の確立につながることもあった。1961（昭和36）年度から全国高体連の傘下にある全競技の全国大会が文部省の後援となり，そして1962（昭和37）年度の全国高体連への国庫補助金が500万円（現在の2263万5135円に相当）に増額されたことは確実に，全国高体連の主体

【第2章】

性を前進させていた。そしてその後、NHKから高校総体への援助の話が持ち掛けられ、全国高体連の主体性確立と高校総体の成立に大いに役立つこととなった。

第5節 本章のまとめ

本章では、対外競技基準の緩和や東京オリンピック大会の開催という社会情勢の中で、全国高体連の活動変遷の検討を通して、全国高体連が主体性確するための動向と性質の変容について明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、1954（昭和29）年の対外競技基準の緩和と全国高体連の対応について検討した（第1節）。次に、1957（昭和32）年の対外競技基準の緩和と高等学校スポーツ中央審議会の発足について検討した（第2節）。そして、スポーツ振興審議会の設置、スポーツ振興法の制定と東京オリンピック選手強化対策本部の設置によるオリンピック体制の確立について検討した（第3節）。最後に、東京オリンピック大会の開催に向けての競技団体の選手強化と全国高体連の性質の変容について検討した（第4節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 文部省は1948（昭和23）年に対外競技基準（S23）を通達したが、中学生が全国大会に参加する問題等の対外競技基準（S23）に違反した事態が続発した。高校の競技会の数や規模、そして主催者の問題も指摘される中、1954（昭和29）年に対外競技基準（S23）が改訂され、高校の全国大会は年1回の規定が再確認され、競技会の出場回数の制限と規模の縮小が図られていた。一方、学徒の対外試合について、体育教師の主体性と指導方針の確立が叫ばれる中、全国高体連は主体性の確立を図り、「全国大会開催基準要項」を制定した。「全国大会開催基準要項」では、全国高体連の主体性を強調したが、競技会の開催に対する主体性は依然として競技団体にあり、全国高体連は競技団体と円滑に連携するようになったが、主体性がまだ確立できていなかった。
- 2) メルボルンオリンピック大会における日本選手団の成績不振と、甲子園大会を朝日新聞社と全国高野連の共催で行う問題により、対外競技基準が再度改訂された。それにより、新聞社等の団体を高校の競技会主催者に加えることを審議する高等学校スポーツ中央審議会が発足し、その審議を経て、朝日新聞社と毎日新聞社がそれぞれ甲子園大会と、高校陸上の東西対抗大会と駅伝大会の主催者となった。全国高体連ではこの審議会によって新聞社が競技会主催者となることから、全国高体連の「主体性の後退」という考えもあった。その後、高校のラグビーと相撲の全国大会を毎日新聞社と共催する件で、全国高体連は主体性の喪失を防ぐため、全国高体連の主体性を強調する独自の基準を作り、他の団体を競技会主催者に加えるかどうかの裁量権を確立した。競技会開催に対する主体性の確立に少し前進していた。
- 3) 日体協の働きかけにより、スポーツ振興審議会が設置され、その答申のもと、文部省に体育局が設置され、体育・スポーツ行政の一元化が図られ、オリンピック大会の東京招致が決定され、スポーツ振興法の制定が要望された。オリンピック大会の東京開催が決

定され、「スポーツ振興法」と「オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案」の制定により、スポーツ団体に対する補助が法制化され、国全体が東京オリンピック大会の開催と選手の競技力向上に協力する体制が出来上がった。さらに、東京オリンピック選手強化対策本部の設置により、国全体を挙げての選手強化体制が築き上げ、オリンピック体制が確立した。

- 4) オリンピック体制が確立する中、スポーツ振興のための措置が行われ、全国高体連は国庫補助金を交付されることとなり、財政的基盤を確立しつつあった。スポーツの国際交流が奨励され、全国高体連は「国際競技参加基準」を制定し、対外競技基準（S32）の規定を守り、教育的立場を堅持していたが、1960（昭和35）年のローマオリンピック大会での日本選手団の成績不振と東京オリンピック大会に向けての選手強化体制の確立により、対外競技基準が再度緩和された。陸上競技において、全国高体連陸上競技部は選手強化に対し協力的な態度を示し、陸連と協定を結び、陸連から選手強化補助金を受け、選手強化に全面的に協力することとなっていた。また、選強本部も全国高体連に選手強化への協力を求め、全国高体連は次第に選手強化に協力するようになり、その教育的性質が変容しつつあった。

以上、本章では、対外競技基準の度重なる緩和とオリンピック体制が確立する社会背景の中で、全国高体連の主体性確立のための動きと性質の変容について明らかにした。

次章では、全国高等学校総合体育大会が開催された過程と全国高体連の主体性確立について検討する。

第2章 注釈

注1) 法制局は法案や法制に関する審査・立案，調査などの事項をつかさどる日本の行政機関の一つである。1885（明治18）年に内閣制度が創設され，内閣総理大臣の管理に属する法制局が設置された。戦後1948（昭和23）年に国会議員の法制に関する立案に資するため，衆議院法制局と参議院法制局が設置され，法制局は司法省と統合し，法務庁（1949（昭和24）年に法務府と改称）として発足した。その後1952年（昭和27年）に法務府が解体され，法務省と法制局が設置されたが，1962（昭和37）年に法制局設置法が内閣法制局設置法に改題されことにより，法制局は内閣法制局に改称され，現在に至る。ここでは，当時の名称である法制局を用いる。

注2) 各政党が各自の政策・主張や利害を超えて，関係者が一致協力すること。

注3) 第3章で詳細に検討するが，1963（昭和38）年と1964（昭和39）年に全国高体連が各競技の全国大会を1つの総合大会として主催しようとし，日体協と交渉した結果，「総合」の文字をつけず，準総合大会として用いられた大会正式名称が「全国高等学校体育大会」であった。ここでいう全国高等学校体育大会は，総合大会のことではなく，各競技の全国大会をまとめて呼称する時の便宜上の呼び方と考える。

注4) 各都道府県で開催する予選大会と対応して，予選大会を突破した各都道府県代表を一家所に集めて開催される全国大会を中央大会として呼んでいる。

注5) 実際220万円（現在の1263万4285円に相当）の国庫補助金は全国高体連に交付されていた。全国高体連が文部省から一括交付され，これを全国高体連の各競技専門部部長を経てそれぞれ大会開催地に支給することとなった。大会の収支決算は開催地都道府県高体連会長が責任を持つこととなっていた（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1960）。

注6) 1958（昭和33）年12月2日の全国高体連理事会で，ウェイトリフティング専門部とホッケー専門部の設置が決定され，1959（昭和34）年に全国高体連の専門部は25となった。

注7) 1957（昭和32）年6月に高等学校中央スポーツ審議会が発足したときに制定した規約により，委員の任期は2年とされていた。

第2章 引用・参考文献

- 朝日新聞（1951）1月27日付 東京朝刊.
- 朝日新聞（1956）6月24日付 大阪朝刊.
- 朝日新聞（1957）6月12日付 東京朝刊.
- 朝日新聞（1961）1月31日付 東京朝刊.
- 朝日新聞（1961）3月10日付 東京朝刊.
- 阿部三亥編（1954）時の話題：小，中，高の対外試合指導主事協議会より．学校体育，7（2）：48-49.
- 阿部三亥編（1958）時の話題：体育局発足．学校体育，11（7）：17.
- 浅川正一（1955a）対外試合の隆興と学校体育の危機．体育科教育，3（12）：13-17.
- 浅川正一（1955b）体育教師の仕事負担．学校体育，8（12）：10-15.
- 浅川正一（1959）東京オリンピックと陸上競技の強化策．新体育，29（9）：27-29.
- 藤田明（1954a）中学校対外試合の問題点．体育の科学，4（4）：135-136.
- 藤田明（1954b）学徒，特に中学生の対外試合．新体育，24（2）：11-16.
- 学徒対外試合基準作成協議会（1954）学徒の対外試合の基準作成なる．体育科教育，2（5）：42-43.
- 早川芳太郎（1957）スポーツ振興審議会の設置について．体育科教育，5（5）：22-25.
- 本間茂雄（1960）オリンピック選手の養成と学校体育．新体育，30（6）：8-9.
- 星一雄（1954）高・中体連の育成と学校体育．学校体育，7（1）：13-19.
- 星一雄（1955）高校体育の反省．新体育 25（10）：12-17.
- 今村義則（1958）日本体育協会等スポーツ団体への助成．新体育，28（2）：61-62.
- 今村嘉雄（1950）本年度体育の総反省：学校体育界．体育，2（12）：24-29.
- 今村嘉雄（1956）学徒対外競技の基準はどうなる．体育科教育，4（8）：22-23.
- 今村嘉雄（1957）学徒の対外競技．体育科教育，5（4）：6-10.
- 井上一男（1954）学徒の対外試合について．学校体育，7（4）：22-25.
- 井上一男（1970）学校体育制度史 増補版．大修館書店.
- 金田智成（1958a）スポーツ振興審議会の設置とその審議をめぐる諸問題．教育委員会月報，9（12）：80-96.
- 金田智成（1958b）オリンピック招致促進と国際スポーツの交換．新体育，28（2）：42-45.
- 笠井恵雄編（1953a）文部省ニュース．体育科教育，1（2）：71-74.
- 笠井恵雄編（1953b）学徒対外試合の基準作成協議会発足す．体育科教育，1（4）：48-49.
- 笠井恵雄編（1953c）全国高体連ニュース．体育科教育，2（1）：28.
- 笠井恵雄編（1954）全国高等学校体育連盟の動向．体育科教育，2（7）：68-69.
- 川口頼好・西田剛（1961）逐条解説：スポーツ振興法．柏林書房.
- 栗原伝次郎（1960）高校体育の諸問題．埼玉県高体連機関誌「高体連」，4：16-17.

- 栗本義彦（1954）日本体育の進むべき道．新体育，24（1）：4-7.
- 松島茂善（1957a）学徒の対外競技の管理について．学校経営，2（8）：52-57.
- 松島茂善（1957b）学徒の対外運動競技をめぐる二つの問題点：保健体育審議会ノートより．中等教育資料，6（8）：24-27.
- 松島茂善（1961）対外運動競技の基準通達改訂について．学校体育，14（8）：15-21.
- 宮畑虎彦・梅本二郎（1959）対外競技．ベースボールマガジン社.
- 文部省（1954）学徒対外競技の基準について．中等教育資料3（5）：10-13.
- 文部省（1959）学徒の対外運動競技について．宮畑虎彦・梅本二郎著，対外競技．ベースボールマガジン社，pp. 193-197.
- 文部省（1970）学徒の対外運動競技について（通達）．井上一男著，学校体育制度史 増補版．大修館書店，pp. 572-574.
- 文部省体育局（1960）東京オリンピックを契機とする体育五か年計画．文部時報，（999）：39-47.
- 文部省体育局（1968a）保健体育審議会要覧：第1集．文部省体育局.
- 文部省体育局（1968b）保健体育審議会要覧：第2集．文部省体育局.
- 文部省体育局運動競技課（1959）文部省ニュース：運動競技課だより．体育科教育，7（3）：77.
- 森田重利（1961）時評：対外競技のワク．体育科教育，9（5）：27.
- 両角英運（1961）巻頭言．東京都高等学校体育連盟編，東京都高体連年鑑．東京都高等学校体育連盟，p. 1.
- 日本陸上競技連盟編（1959a）昭和33年度定時代議員会の議題．陸連時報，（62）：1-7.
- 日本陸上競技連盟編（1959b）第2回常務理事会．陸連時報，（63）：15-16.
- 日本陸上競技連盟編（1959c）織田幹夫氏の東京オリンピック強化方針の構想の説明要旨．陸連時報，（73）：7-8.
- 日本陸上競技連盟編（1959d）昭和33年度定時代議員会議事録．陸連時報，（75）：7-15.
- 日本陸上競技連盟編（1959e）指導本部員きまる．陸連時報，（76）：3.
- 日本陸上競技連盟編（1960a）クロスカントリー通信競技大会開催に関する要望．陸連時報，（82）：3.
- 日本陸上競技連盟編（1960b）オリンピック選手強化のための連盟機構改正原案．陸連時報，（84）：1-2.
- 日本陸上競技連盟編（1960c）東京オリンピックの強化方針．陸連時報，（85）：7-8.
- 日本陸上競技連盟編（1960d）昭和36年度第1回臨時代議員会．陸連時報，（87）：5-19.
- 日本体育協会（1957）第2回理事会議事録．6月5日付.
- 日本体育協会（1958）第10回理事会議事録．10月8日付.
- 日本体育協会（1959a）第4回理事会議事録．5月6日付.
- 日本体育協会（1959b）第20回理事会議事録．10月21日付.

- 日本体育協会（1959c）第24回理事会議事録. 12月16日付.
- 日本体育協会（1960）第17回理事会議事録. 12月21日付.
- 日本体育協会（1961a）第22回理事会議事録. 3月15日付.
- 日本体育協会（1961b）第1回理事会議事録. 4月5日付.
- 日本体育協会編（1951b）学徒スポーツ審議委員会役員並に運営方針決る. 体協時報, 1(2) : 14-16.
- 日本体育協会編（1957a）スポーツ振興意見書提出. 体協時報, (58) : 7.
- 日本体育協会編（1957b）スポーツ振興審議会発足. 体協時報, (59) : 12.
- 日本体育協会編（1957c）社教法改正に陳情：本会に補助金交付の途. 体協時報, (60) : 3.
- 日本体育協会編（1957d）社会教育法改正法律案正式に決定. 体協時報, (61) : 8.
- 日本体育協会編（1959a）スポーツ技術研究会の実施. 体協時報, (83) : 24-25.
- 日本体育協会編（1959b）挨拶. 体協時報, (86) : 1.
- 日本体育協会編（1961a）スポーツ振興法. 体協時報, (101) : 3-6.
- 日本体育協会編（1961b）スポーツ振興法及びオリンピック特別措置法国会通過. 体協時報, (102) : 2.
- 日本体育協会編（1963）日本体育協会五十年史. 日本体育協会.
- 日本体育協会編（1965）東京オリンピック選手強化対策本部報告書. 日本体育協会.
- 日本体育指導者連盟編（1957）スポーツ振興審議会の設置. 新体育, 27(4) : 69.
- 西田泰介（1952）考えさせられる四つのこと. 新体育, 22(12) : 5-7.
- 西田泰介（1953）学徒スポーツ諸問題. 学校体育, 6(10) : 8-15.
- 西田泰介（1961a）スポーツ振興法と学校体育. 新体育, 31(9) : 8-9.
- 西田泰介（1961b）学徒の対外運動競技の基準の改訂をめぐって. 体育科教育, 9(6) : 2-4.
- 野沢要助（1954）高校の対外試合：高体連の立場から. 学校体育, 7(4) : 26-29.
- 野沢要助（1961）対外運動競技基準のうつりかわり. 学校体育, 14(8) : 28-31.
- 大田博邦（1957）高体連のページ. 陸上競技マガジン, 7(9) : 65.
- 織田幹夫・太田光雄・松島茂善・岸野雄三・関口荘次（1961）座談会：オリンピック選手強化対策と学校体育（一）. 学校体育, 13(5) : 18-27.
- 佐伯達夫（1980）佐伯達夫自伝. ベースボール・マガジン社.
- 埼玉県高等学校体育連盟（1959）高等学校スポーツ中央審議会規約. 埼玉県高体連機関誌「高体連」, 3 : 163-167.
- 桜井安二（1959）昭和34年度文部省体育局予算について. 新体育, 29(3) : 76-81.
- 佐々木吉蔵・井上一男・宇土正彦・山田光（1952）学校体育の諸問題. 東風社.
- 佐々木吉蔵（1955）学校体育振興への道. 学校体育, 8(2) : 8-14.
- 佐々木吉蔵（1958）東京オリンピック招致計画の推進と選手強化. 新体育, 28(11) : 8-9.
- 佐々木吉蔵（1959）体育行政推進の条件. 学校体育, 12(3) : 8-13.

- 佐々木吉蔵（1961a）オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律について．新体育，31（8）：38-41.
- 佐々木吉蔵（1961b）東京五輪大会を体育指導者の力で成功させよう．新体育，31（4）：8-9.
- 佐藤省吾（1954）全国高等学校体育連盟の動向．体育科教育，2（4）：79-80.
- 参議院本会議（1960）参議院会議録 第19号．4月27日付．
- 関春南（1997）戦後日本のスポーツ政策：その構造と展開．大修館書店．
- 島村政光（1958）力強い歩み．埼玉県高体連機関誌「高体連」，2：32-33.
- 島村政光（1961）専門部特集によせて．埼玉県高体連機関誌「高体連」，5：20.
- 鈴木敏夫編（1957）スポーツ振興審議会答申．体育科教育，5（12）：76-80.
- 衆議院（1961）オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案，衆議院ホームページ，http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/03819610615138.htm，（参照日 2019年7月1日）．
- 衆議院本会議（1960）衆議院会議録 第23号．4月19日付．
- 衆議院予算委員会（1957）衆議院予算委員会議事録 第2号．2月7日付．
- 田畑政治（1960）高体連に望む．東京都高等学校体育連盟編，東京都高体連国体記念号．東京都高等学校体育連盟，pp. 2-3.
- 田畑政治・大島鎌吉・中原乾二・近藤天・黒田善雄・青木半治・高崎米吉・茂木義男・吉住晋策・高橋政利・相場宏・羽川伍郎・小野時男・菊地章・野呂昭二・畑山正・野中乾（1961）座談会：東京オリンピックと高体連の在り方．東京都高等学校体育連盟編，東京高体連年鑑．東京都高等学校体育連盟，pp. 9-20.
- 高田通・松島茂善・山岡二郎（1957）対外試合と暴力の問題．体育科教育，5（9）：54-66.
- 高田通（1961）オリンピック東京大会を目指して．埼玉県高体連機関誌「高体連」，5：4-6.
- 高崎米吉（1958）全国大会開催基準要項について．小松直行編，東京高体連十周年記念誌．東京都高等学校体育連盟，p. 133.
- 東京都高等学校体育連盟編（1958）東京高体連十周年記念誌．東京都高等学校体育連盟．
- 東京都高等学校体育連盟編（1960）東京高体連国体記念号．東京都高等学校体育連盟．
- 東京都高等学校体育連盟編（1961）東京高体連年鑑．東京都高等学校体育連盟．
- 山岡二郎（1959）くずれかけた対外競技規則．体育科教育，7（12）：6-11.
- 山岡二郎（1961）現場から見た中学校の対外競技の問題点：基準改正への要望は．学校体育，14（8）：23-27.
- 読売新聞（1950a）3月28日付 朝刊．
- 読売新聞（1950b）5月2日付 朝刊．
- 読売新聞（1951）1月28日付 朝刊．
- 吉田清（1954）スポーツ界から体育界へ望む．新体育，24（1）：10-15.
- 吉田清（1960）対外運動競技基準の改廃論をめぐって．体育科教育，8（1）：35-37.

吉田清（1961）対外試合の新しい基準をめぐって．体育科教育，9（7）：6-7．

財団法人日本高等学校野球連盟（1976）日本高校野球連盟三十年史．財団法人日本高等学校野球連盟．

全国高等学校長協会（1980）全国高等学校長協会30年史：年表・資料編．文唱堂．

全国高等学校体育連盟（1954）高体連ニュース：全国高等学校体育連盟の動向．体育科教育，2（7）：68-69．

全国高等学校体育連盟（1962）国際競技参加基準．埼玉県高体連機関誌「高体連」，6：89．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1954）高校陸上年鑑第1号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1955）高校陸上年鑑第2号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1956）高校陸上年鑑第3号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1957）高校陸上年鑑第4号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1958）高校陸上年鑑第5号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1959）高校陸上年鑑第6号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1960）高校陸上年鑑第7号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1961）高校陸上年鑑第8号．ベースボール・マガジン社．

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1963）高校陸上年鑑第10号．ベースボール・マガジン社．

【第2章 章末資料①】

学徒対外競技の基準について

学徒の対外競技については、昭和23年3月20日付発体75号文部省体育局長通達「学徒の対外試合について」によって、その指導方針を明らかにしてきた。しかしその後においてこの対外競技の具体的な運営の面でいろいろな問題が生じてきた。

これらの問題を解決するため、文部省内に「学徒対外競技の基準作成協議会」を設け、この協議会でいろいろな角度から研究し、その結果が文部省に答申された。（昭和29年3月20日付）

文部省ではこの答申に基いて、次のような基準を定め、文部事務次官通達で関係方面に連絡し、いっそう適正な運営を図ろうとするものである。

学徒対外試合の基準

学徒の対外試合は、それが真に教育的に企画運営される場合には、学徒の身心の発達を促し公正にして健全な社会的態度（スポーツマンシップ）を育成するための良い機会となり、教育的効果は極めて大きい。

しかしその運用を誤ると、学校教育の自主性が損なわれ、学業がおろそかになり、健康を害し、多額の経費を費すなど種々の弊害を生じ、教育上望ましくない結果を招来する。

学徒の対外試合を教育的に企画運営するためには教科としての体育、クラブ活動、校内競技などとの関連をじゅうぶんに考慮し、学校体育の一環として行わなければならない。

また、それぞれの学校が、対外競技に参加する場合には、学校長の責任において競技会の性格をじゅうぶんに検討し、学校教育全体の立場から無理がないように取り扱われなければならない。

なお、学校を代表しない競技会に出場する場合もこの基準によって指導する。

以上の見地から、特に必要と考えられる点を次に掲げる。

1. 小学校において対外競技は行わない。

親睦を目的とする隣接校との連合運動会は、その目的を逸脱しない限り行ってさしつかえない

この場合主催者は教育関係者（学校・教育委員会）とする。

2. 中学校の対外試合の範囲は、府県大会にとどめる。

①全県大会を行う場合においてもなるべく宿泊を要しないような計画とする。

②北海道の場合は支庁単位であることが望ましい。

③宿泊を要しないのでできる隣県およびブロックの大会は、当該県の教育委員会の責任において開催される限りさしつかえない。

④個人競技では、世界的水準の達しているものおよびその見込みのあるものを、別に定める審議機関の審査を経て、個人として全日本選手権大会や国際競技に参加させることが出来る。

3. 高等学校の対外試合は、府県内で行うことを主とし、地方大会、全国大会の開催は、それぞれ年一回程度にとどめる。

①地方大会、全国大会への参加は生徒一人につきそれぞれ年一回程度とする。

②国民体育大会への参加は例外とする。

4. 学徒の参加する競技会は、教育関係団体又は機関が主催し、その責任において運営されるものに限る。

ここでいう教育関係団体とは、日本体育協会、それに加盟している競技団体、これに準ずる競技団体、学校体育スポーツ団体およびそれらの下部組織をさす。

但し、スポーツ団体の再下部組織であるクラブ、学校は含まない。

教育関係機関とは、文部省、教育委員会等学校教育行政に関するものをさす。

なお、主催者においては、次の点に留意することが必要である。

①主催団体は、その団体の地域外に参加者の範囲を拡大することはできない。

②学校体育スポーツ団体はその加盟校のみを対象とする。したがって上級学校および学生競技団体は、下級学校の競技会を主催することができない。

③同種目、同範囲の大会は、関係団体の共同主催で行うことが望ましい。

④対外試合（数校間の狭い範囲）は関係学校において主催する。

5. 対外競技は、長期休暇中または学業に支障のない日に行われることを原則とする。

6. 選手は、できるだけ固定することなく多くのものが参加できるようにする。

7. 選手は単に競技成績だけでなく、本人の意志、健康、学業、品性その他を考慮してきめる。

8. 対外競技に参加するものは、それが個人の資格であると否とにかかわらず、あらかじめ健康診断を受け、その健康証明を得なければならない。

9. 対外競技は学徒の心身の発達や性別に応じた運営をしなければならない。そのために必要な競技規則を設けることが望ましい。

また、女子が対外競技に参加する場合は、女教師が付き添うようにすることが望ましい。

10. 応援については、学徒としてふさわしい態度をとるように適正な指導をする。

（「学徒対外競技の基準について」（文部省，1954，pp. 10-11）より作成）

【第2章 章末資料②】

全国大会開催基準要項

趣旨

本連盟の主催する各種の全国競技大会は高等学校生徒の全国的競技会の一層円滑な実施を期するため各種目の全国的統括団体並びに開催地の関係団体及び関係諸機関と緊密な連絡をとり実施する

1. 共催及び主管

- (1) 共催 イ 当該競技の全国的統括団体
 ロ 開催地の関係機関及び団体
- (2) 後援 関係機関及び諸団体
- (3) 主管 開催地の高等学校体育連盟及び当該競技団体

2. 開催手続

会場を希望する都道府県高等学校体育連盟は左の手続きを経て全国高等学校体育連盟会長宛提出すること。

(1) 開催の手続

大会開催を要望する場合は地元高等学校体育連盟会長と当該競技団体長連署により全国高等学校体育連盟専門部長経由の上同会長宛要望書を提出するものとする。

(2) 添付書類

- イ 競技場施設説明書及び図面
- ロ 宿泊料金並に宿泊可能者数
- ハ 競技運営に必要な役員数及び過去の実績
- ニ 予算書（特に収入財源を詳説のこと）
- ホ その他開催地決定に必要と思われる資料

(3) 提出期限

要望書は当該競技の全国専門部会に提出審議の上当該競技の専門部長を経て11月末日までに全国高等学校体育連盟会長に提出するものとする。

3. 開催地の決定

開催地の決定は理事会の議を経て当該全国的競技団体と連携をとり、会長は之を決定する。

4. 参加資格

- (1) 参加者は都道府県高等学校体育連盟に加盟している高等学校生徒で当該競技要項により全国大会参加の資格を得たものに限る。
- (2) 年齢は満19歳未満のものを原則とする。

(3) チーム編成については、全日制定時制を併置する学校は夫々を代表するチームを編成して出場することが出来るが、全日制と定時制の生徒を混合してチームを編成して出場することは出来ない。

(4) 転校後六ヶ月未満のものは参加できない。然し、やむを得ない場合はこの限りでない。

(5) 外国学校の生徒の参加は認めない。

5. 大会役員

大会役員については次のとおり。

(1) 大会の会長は全国高等学校体育連盟会長。

(2) 大会名誉会長は当該競技の統括団体の全国会長。

(3) 副会長は開催地及び開催地区の高等学校体育連盟会長。

(4) 顧問又は、参与には、開催地その他の関係団体機関の代表並びに全国都道府県高体連会長とする。

(5) 大会委員長は専門部長又は当該競技団体の理事長。

(6) その他の役員は適宜決定すること。

6. 参加料

(1) 全国大会には参加料を徴収することができる。参加料は団体競技では一団体千円以下、個人競技にあつては一人百円以下とする。

(2) 参加料はすべて開催地の大会経費に充当する。

7. 入場料

(1) 入場料は徴収することができる。

(2) 入場券は主管者が発行する。

(3) 入場券は主管者が徴収し大会経費に充てる。

(『東京高体連十週年記念誌』(東京都高等学校体育連盟編, 1958, pp. 131-133) より
作成)

【第2章 章末資料③】

学徒の対外運動競技について

昭和32年5月15日付文初中等
第249号，文部事務次官通達

学徒の対外運動競技（以下「対外競技」という）については，昭和29年4月20日付文初第220号文部事務次官通達によって，その指導方針を明らかにし，関係者の格別な配慮をお願いしてきましたが，その後その実施をめぐるいろいろな問題が生じてきました。

このたび，文部省においては，保健体育審議会にはかつて審議検討した結果，基本方針については，従来のものを変更しないが，実状に即して，いっそう適切な運営をはかるため，次の点を改正しました。

第1は，中学校の対外競技は，府県内において行う場合も，なるべく宿泊を要しないよう計画し，隣接県にまたがる小範囲の競技会は，当該県の教育委員会の承認を得て開催することができるものとする。

第2は，高等学校の生徒を国際的競技会に参加させようとする場合には，文部省に協議するものとしたこと。

第3は，高等学校以上の学校の参加する競技会の主催者については，教育関係団体が中心となって自主的に構成される審議機関の審査を経て，教育関係団体以外の団体を加えることができるものとしたこと。

以上の改正点を含めて，学徒対外競技の基準を次のように整備しました。

貴教育委員会（都道府県・学校）においては，対外競技が教育に及ぼす影響の重要性にかんがみ，この基準が十分守られるよう必要な管理規則を制定する等，積極的に御協力くださるとともに貴管下関係機関および団体の協力についても，特に御配慮くださるようお願いします。

学徒の対外運動競技の基準

学徒の対外運動競技（以下「対外競技」という）は，それが真に教育的に企画運営される場合には学徒の心身の発達を促し，公正にして健全な社会的態度を育成するためのよい機会となり，教育的効果は，きわめて大きい。しかし，その運用を誤ると，学校教育の自主性が損なわれ，学業がおろそかになり，健康を害し，多額の経費を費すなど種々の弊害を生じ教育上好ましくない結果を招来する。

対外競技は，教科としての体育，クラブ活動，校内競技などとの関連を十分考慮し，学

校教育の一環として行わなければならない。

生徒が対外競技に参加する場合は、校長はその責任において競技会の性格をよく検討し、学校教育全体の立場から無理がないように、配慮するとともに十分な教育的効果を取めるように努めなければならない。

以上の見地から、対外競技については、下記の要領によるものとする。

記

1. 小学校の場合について

小学校においては、対外競技は行わないものとする。ただし、親睦を目的とする隣接の学校との連合運動会は、その目的を逸脱しない限り、行うことができる。

この場合において、その主催者は、当該学校または教育委員会とする。

2. 中学校の場合において

中学校の対外競技は、都府県（北海道の場合は支庁の管轄区域内程度とする。以下「県」という。）内の競技会にとどまる。ただし隣接県にまたがる宿泊を要しない小範囲の競技会で当該県教育委員会（北海道にあつては、北海道教育委員会とする）の承認を得たものはこの限りではない。

なお、県内の競技会の場合もなるべく宿泊を要しないような計画とする。

3. 高等学校の場合について

(1) 高等学校の対外競技は、県内で行うことを主とし、地方大会、全国大会の開催は、各種目についてそれぞれ年1回程度にとどめる。

(2) 地方大会、全国大会への参加は、生徒一人についてそれぞれ年1回程度とする。ただし、国民体育大会への参加は、例外として取扱うものとする。

4. 全日本選手権大会または国際的競技会への参加について

中学校または高等学校の生徒をつぎに掲げる競技会に参加させようとする場合は文部省に協議するものとする。

(1) 中学校生徒の個人競技において、世界的水準に達している者またはその見込みのある者が、全日本選手権大会または国際的競技会に参加する場合

(2) 高等学校の生徒が国際的競技会に参加する場合

5. 主催者について

(1) 生徒の参加する競技会は教育関係団体または機関が主催し、その責任において教育的に運営されなければならない。ただし、高等学校以上の生徒の参加する競技会については教育関係団体を中心となって自主的に構成される審議機関の審査を経て、教育関係団体以外の団体を協力者として主催者に加えることができる。

この場合において教育関係団体、教育関係機関および自主的に構成される審議機関はつぎのとおりとする。

ア 教育関係団体とは、日本体育協会、それに加盟している競技団体、これに準

ずる競技団体，学校体育スポーツ団体及びこれらの下部組織（これらの団体の最下部組織であるクラブおよび学校は含まない）をいう。

イ 教育関係機関とは，文部省，教育委員会等の教育行政機関をいう。

ウ 自主的に構成される審議機関とは，県内の競技会について審議する地方審議会と，全国大会および地方大会について審議する中央審議会にわかれ，教育関係団体が中心となり，学識経験者を加えて構成されるものである。

- (2) 学校スポーツ団体（学生競技団体を含む）は，その下級の学校の競技会の主催者となることはできない。
- (3) 主催者は，当該主催者の管轄する地域または事業の範囲以外の地域にわたって，参加者の範囲を拡大してはならない。
- (4) 同種目および同範囲の競技会は，関係団体または機関が共同主催することが望ましい。
- (5) 数校間の狭い範囲における対外競技の場合においては，（1）のアの規定にかかわらず関係学校が主催することができる。

6. その他

- (1) 対外競技は，長期の休業日または学業に支障のない日に行うようにしなければならない。
- (2) 対外競技に参加する選手の決定にあたっては，特定の者に固定することなく，本人の意思，健康，学業，品性等を十分考慮しなければならない。
- (3) 対外競技に参加する者は，あらかじめ健康診断を受けなければならない。
- (4) 対外競技の実施方法は，学徒の身心の発達および性別に応じたものでなければならない。
なお，女子が対外競技に参加する場合は女子教員が付き添うことが望ましい。
- (5) 応援については，学徒としてふさわしい態度をとるよう適正な指導をしなければならない。
- (6) 学校を代表しないで競技会に参加する場合についても，この基準の趣旨によって指導するものとする。

（「学徒の対外運動競技について」（文部省，1959，pp. 193-197）より作成）

【第2章 章末資料④】

文体体第139号

昭和36年6月10日

各都道府県教育委員会

各都道府県知事

各国公立大学長

各国立高等学校長 殿

文部事務次官 緒方信一

学徒の対外運動競技について（通達）

学徒の対外運動競技に指導については、昭和32年5月15日付け文初中第249号通達によって関係者の格別の御配慮をお願いしてきましたが、このたび文部省においては、その後の実施の経緯とオリンピック東京大会開催等の事情を考慮し、保健体育審議会に諮って審議検討の結果、基本の方針については従来どおりとするが、いっそう実情に応じた運営を図るために、別紙のおとり基準を改めました。

については貴教育委員会（都道府県・学校）におかれても学徒の対外運動競技が教育に及ぼす影響の重要性にかんがみ、この基準がよく守られるよう必要な規則を整備するなど、積極的に協力下さるとともに、貴管下関係機関および団体の協力についても特に御配慮下さるようお願いします。

おって、改正の要点は、下記のとおりです。

記

- 1 中学校の県内および隣接県にまたがる小範囲の競技会については、当該県の教育委員会に責任をもたせることとし、宿泊制限については実情にそうよう緩和する。この場合、経費の面での負担が増大しないよう配慮するものとしたこと。
- 2 中学校生徒の国際的競技会及び全日本選手権大会等への参加資格については、現行の「個人競技において世界的水準に達している者またはその見込みのある者」とあるのを「特にすぐれた者」とし、緩和することとしたこと。
- 3 中学校の水泳競技については、その特殊性にかんがみ、一定の水準に達した者を選抜して行われる全国大会の開催を認めるものとしたこと。
- 4 高等学校生徒の競技会への参加回数の制限は、実情にそわないので削除したこと。
- 5 中学校および高等学校の生徒の国際的競技会および全日本選手権大会等への参加手続きを簡素化し、文部省に協議を要するものは国際的競技会への参加の場合に限ることと

- し、それ以外は都道府県の教育委員会の承認によることとしたこと。
- 6 主催者については、学徒を対象とする競技会についてのみ規定することとし、この場合、学校、教育委員会もしくは学校体育団体の主催またはこれらと関係競技団体との共同主催としたこと。
 - 7 高等学校生徒が参加する競技会について、教育関係以外の団体が主催者となることに関しては、高等学校体育連盟において自主的に決定し得るので、これに関する規定を削除したこと。
 - 8 その他事項を整理し、表現を改めたこと。

学徒の運動競技の基準

学徒の対外運動競技（以下「対外競技」という。）は、それが真に教育的に企画運営される場合には、学徒の心身の発達を促し、公正にして健全な社会的態度を育成するためのよい機会となり、教育的効果はきわめて大きい。しかし、その運用を誤ると教育上好ましくない結果をきたすことともなる。

よって、学校においては、学徒が対外競技に参加する場合は、競技会の性格をよく検討し、学校教育全体の立場から無理がないよう配慮するとともに、じゅうぶんな教育的効果を収めるよう努めなければならない。

以上の見地から、対外競技については、下記の要領によるものとする。

記

1. 小学校の場合

小学校では対外競技は行わないものとするが、親睦を目的とする隣接学校間の連合運動会は行なってもさしつかえない。

2. 中学校の場合

中学校の対外競技は、都府県（北海道の場合は、支庁の管轄区域内程度とする。以下「県」という。）内で行うこととするが隣接県にまたがる小範囲の競技会は、当該県教育委員会（北海道にあつては、北海道教育委員会とする）の責任において開催される限りさしつかえない。この場合、経費面での負担が増大しないよう配慮するものとする。

3. 高等学校の対外競技は、都道府県内で行うことを主とし、地方的および全国的大会の開催は、各競技種目についてそれぞれ年1回程度にとどめる。

4. 国際的競技会、全日本選手権大会、全国中学生選抜水泳大会等への参加

(1) 中学校生徒の個人競技については、特にすぐれた者を国際的競技会または全日本選手権大会もしくはこれに準ずる大会に参加させることができる。

なお、水泳競技については、その特殊性にかんがみ、一定の水準に達した者を選抜して開催される全国中学生選抜水泳大会に参加させることはさしつかえない

(2) 中学校生徒または高等学校生徒を、国際的競技会またはに参加する場合全日本選手権大会もしくはこれに準ずる大会に参加させようとする場合は下記による。

ア 国外で行われる国際的競技会に参加させようとする場合は、文部省に協議するものとする。

イ 国内で行われる競技会に中学校生徒が参加する場合は、都道府県の教育委員会の承認を得るものとする。

5. 主催者

(1) 学徒のみを対象とする対外競技（小学校にあたっては「連合運動会」という。）の主催者は、次のとおりとする。

ア 小学校の連合運動会は、関係の学校または教育委員会（以下「教育機関」という。）が主催するものとする。

イ 中学校の競技会は、教育機関もしくは学校体育団体の主催またはこれらと関係競技団体との共同主催とする。

ウ 高等学校の競技会は、教育機関もしくは学校体育団体の主催またはこれらと関係競技団体との共同主催とするが、他の団体を協力者として主催者に加えてもさしつかえない。

(2) 学校および学校体育団体（学生競技団体を含む）は、下級の学校の競技会的主催者となることはできない。

(3) 主催者は、当該主催者の管轄する地域または事業の範囲以上の地域にわたって参加者の範囲を拡大しないものとする。

6. その他

(1) 対外競技は、長期の休業日または学業に支障のない日に行うようにしなければならない。

(2) 対外競技に参加する選手の決定にあたっては、本人の意思、健康、学業、品性等を十分考慮しなければならない。

(3) 対外競技に参加する者は、あらかじめ健康診断を受けなければならない。

(4) 対外競技の実施方法は、学徒の心身の発達および性別に応じたものでなければならない。

なお、女子が対外競技に参加する場合は、女子教員が付き添うことが望ましい。

(5) 応援については、学徒としてふさわしい態度をとるよう適正な指導をしなければならない。

(6) 休暇中などに学徒が個人的に競技会に参加する場合であっても、この基準の趣旨によって指導することが望ましい。

（「学徒の対外運動競技について（通達）」（文部省，1970，pp. 572-574）より作成）

【第2章 章末資料⑤】

日本陸上競技連盟と日本実業団陸上競技連合，日本学生陸上競技連合，全国高等学校体育連盟陸上競技部，全国中学校体育連盟陸上競技部との5者協定書

わが国の陸上競技界を内外に代表統轄する日本陸上競技連盟（以下陸連という）と日本実業団陸上競技連合，日本学生陸上競技連合，全国高等学校体育連盟陸上競技部，全国中学校体育連盟陸上競技部（以下4団体という）は相互に信頼と善意をもって第18回オリンピック東京大会対策樹立を契機として，

1. 選手強化の指導体制一元化
2. 東京大会陸上競技の組織運営の万全
3. 選手の海外派遣，外国選手の招待等国際関係諸事業遂行の準備一本化
4. 陸上競技の国内普及の徹底

に関して検討の結果，5者間の緊密なる連絡と意思の疎通が極めて緊要であることに意見一致をみたので，左記の事項を協定しこれを速やかに具現することを約した。

1. 4団体は陸連と協力提携関係を結び，陸連の系列に参加する。
2. 4団体の会長（または副会長）1名を陸連の顧問とする。
3. 4団体の代表者（各1名）を陸連の加盟団体長会議の構成員とする。
4. 4団体の執行部代表者（各2名以内）を陸連理事とし内1名を常務理事とする
5. 4団体の役員中，陸連の要請に応じ，陸連の特別委員会および専門委員会に委員をおくりそれぞれの任務に協力する
6. 4団体の競技者登記を次のごとく取り決める。
 - (1) 競技者資格の認定は4団体で行うが，アマチュア競技者登記はすべて現住地，または出生地，あるいは勤務地または学校所在地の陸連加盟団体に対して行う。
 - (2) 4団体の競技者の国際アマチュア資格についての認証は陸連が行う。

この協定書は5通作成し，各1通を5者間に保存する。協定書は5者調印完了をもって有効とし，誠実に履行することを相互に確約する。5者間の一に協定書の変更を必要とする事態を生じた場合は，5者協議してこれを決める。

昭和36年 月 日調印

日本陸上競技連盟
日本実業団陸上競技連合
日本学生陸上競技連合
全国高等学校体育連盟陸上競技部
全国中学校体育連盟陸上競技部

（『高校陸上年鑑第8号』（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1961，p. 341）より作成）

第3章 全国高等学校総合体育大会の成立（第III期：1962—1965）

第3章では、NHKの後援を得て、高校総体を開催しようとした全国高体連と日体協や競技団体との折衝の検討を通して、高校総体の成立過程と全国高体連の主体性の確立について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、NHKからの補助金支出による全国高等学校総合体育大会の始動について検討する（第1節）。次に、1963（昭和38）年の全国高等学校体育大会（以下「体育大会」と略す）^{（注1）}の開催をめぐる、全国高体連と日体協との折衝及び、大会開催の状況とそれに対する批判について検討する（第2節）。そして、1964（昭和39）年の体育大会の開催において、陸上競技の位置づけについての全国高体連と陸連との交渉及び、大会主催者についての全国高体連と日体協との交渉を検討する（第3節）。最後に、1965（昭和40）年の高校総体の成立とその社会的位置づけについて検討する（第4節）。

第1節 全国高等学校総合体育大会の始動

本節では、全国高体連が高校総体の実施を始動した契機である NHK からの補助金の支出と、全国高体連の「全国高等学校総合体育大会趣意書」の制定、そして、全国高体連の大会開催地新潟県での高校総体の開催に向けての準備について検討していく。

第1項 全国高等学校総合体育大会の開催に対する日本放送協会の後援

第2章で述べたように、1954（昭和29）年4月の全国高体連理事会で、高校の全国大会の在り方について、高校総体の開催が提案されていた。実際、前年の1953（昭和28）年4月の全国高体連理事会では、高校総体の開催問題がすでに議題として上がっていた（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1954）。1954（昭和29）年4月で、全国高体連理事会の審議を経て、高校総体を開催する方針が決定されていた。しかし、財政的基盤が弱く、競技会開催に対する主体性も確立していなかった全国高体連にとって、高校総体の開催は難しいことであったといえよう。

それでは、全国高体連の高校総体の計画がいつ、どのように本格的に始動したのだろうか。本項では、NHK から高校総体の開催に対して補助するという話が持ち掛けられたこと、NHK の助成に対する全国高体連の態度、そして、高校総体の開催が企画されるようになるまでの経緯について検討していく。

まず、NHK が全国高体連に対し、高校総体の開催を補助することについて、当時全国高体連会長を務めていた岩下富蔵は以下のように語っていた。

「（全国大会の）総合制ともなると、経費は多額となり、地元の援助にすぎるわけにはいなくなる。文部省からの補助も、500万円の程度では、とうてい足りない。そのため、総合制の実施は、今日まで1つの夢に過ぎなかったが、さいわいにして、NHK がこの話を耳にして、もし総合制を本当に実施するならば、必要な経費は出してもよい、大会そのものの運営費だけでなく、これが準備のための事務費も考慮しようとの好意を示してくれたので、われわれもこれを受けて、この夢の実現に一步を進めることに踏み切った次第なのである。」（岩下，1962，p. 10；括弧内引用者）

また、当時全国高体連陸上競技部事務局長を務めた原田隣造も「昭和36年の初夏、お茶の水協会でNHKの記者某氏とふとしたことから話が出て、私たちの久しく要望していた全国高等学校総合体育大会を『NHKの後援でやろう』ということに意気投合し、これが実現方（原文ママ）について慎重、努力しようと約したことに始まる」（原田，1964，p. 23）と述べていた。

そして、1961（昭和36）年11月28日の全国高体連専門部長会議では、高校の各競技の選手権大会をまとめて総合大会として開催する可否が最も大きな問題として議論されていた。それは「本年7月頃からNHKが何とか高等学校のために奉仕できる事業をと考えた末、

現在のように、ばらばらな日程はどうにもならないから、同一場所、同一期日にやれないものかということから、われわれにも種々下問され、3000万円くらいを支出して、国体のような大会を開催してはいかが」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1962，p. 349）ということであった。

このように、NHKは「高等学校のために奉仕できる事業」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1962，p. 349）を探して、1961（昭和36）年7月から全国高体連に高校総体開催の話を持ち掛けたことがわかる。中学校段階においては、すでに1955（昭和30）年から、NHKの放送網を利用した全日本中学校放送陸上競技大会が開催されており、NHKはその大会の後援となっていた。1962（昭和37）年の第8回全日本中学校放送陸上競技大会において、NHKは260万円（現在の1274万6341円に相当）の補助金を出していたことが確認できる（日本陸上競技連盟編，1962a）。また、オリンピック体制が確立する中、NHKも日体協に協力し、1960（昭和35）年4月から、NHKの第2放送を通じて「スポーツ科学教室」の講座を全国的に放送していた（日本体育協会，1960）。そこで今回、1961（昭和36）年に、NHKは1964（昭和39）年の東京オリンピック大会を3年後に控え、高校に対しても何か協力できることはないかと探し、全国高体連と高校の全国大会に目をつけたと考えられるであろう。

前述のように、全国高体連は1954（昭和29）年から高校総体を開催しようとしていたのに、実現できなかった。そこでNHKからその開催に経済的援助を行う話が持ち掛けられ、全国高体連にとってまさに高校総体の開催を実現する好機であったといえよう。当時の全国高体連理事長である高田通は「大変乗気になって研究し」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1962，p. 350），1961（昭和36）年11月28日の全国高体連専門部長会議に相談をかけた。ところが、「趣旨がよくわからない」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1962，p. 350）として、高校総体の開催に反対する声もあった。このように、全国高体連内部では、総合大会として開催する理由を求める声があったことが確認できる。

そして、高校総体の問題は全国高体連理事会にも提議されたが、結論に至らなかった。多くの意見として、「専門部で一層よく研究すると共に、できることなら実現させる方向へ努力してもらいたい」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1962，p. 350）ということになった。つづいて、全国高体連各競技専門部が研究した末、高校総体の開催に賛成の意見が多くなり、1962（昭和37）年5月18日の全国高体連理事会では、「一部に慎重論もあったが、大多数は賛成で、今後速かに具体的に計画を進める」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1963，p. 339）ことが決定された。

このように、1954（昭和29）年に高校総体を開催する方針がすでに決定されていたが、1961（昭和36）年にNHKから援助の話が持ち掛けられ、高校総体を実現する好機を前にして、全国高体連内部では、反対の意見や慎重にすべきという議論もあった。当時全国高体連陸上競技部副部長を務め、1954（昭和29）年に高校総体の開催を提案した人物でもある大田博邦は全国高体連内部の反対意見について、「（高校総体実現の）第一歩を踏み出

してみると、あらゆる困難と障害が行方に立ちはだかっていることがわかった。それは単にスポーツ団体やマスコミの外の力のみではなく、高体連そのものの持つ性格の強弱性と退嬰性、依存性等、およそその主体性確立という旗印には汚点としかなりかねないものを内蔵している」（大田，1964，p. 36；括弧内引用者）と全国高体連が内包する性格の問題を指摘していた。

そして、全国高体連の各競技専門部で賛成の意見が多くなったことは、多額の補助金を受けられることが大きな原因ではないだろうか。第2章で検討したように、全国大会の経費が開催地の補助で成り立っている状況下で、全国高体連は文部省からの国庫補助金をもってしても、20数競技に分けて、各競技への配分支給額がとて大会開催を賄える金額ではなかった。ここでNHKが3000万円（現在の1億5621万7617円に相当）の補助金を出すことは、競技専門部にとって受け入れない理由がないといえるだろう。

このようにして、全国高体連はNHKと折衝した結果、「新聞社の後援等をすべて遠慮していただくということになり、主催は全国高体連、後援は文部省とNHK」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1963，p. 339）という高校総体開催の基本方針を打ち出した。これを機に全国高体連は競技会開催に対する主体性を確立しようとしていた。主催者が全国高体連のみであったことがなによりの証拠といえよう。

そして、後援について、文部省はすでに1961（昭和36）年度から、全国高体連の傘下に入っている全競技の全国大会の後援となっており、そこに補助金を出すNHKを加える形となっていた。全国高体連は上記の方針に基づいて、各方面に了解を求めていたが、「なかなか容易ではなかった。特に関係新聞社との談合がなかなか難航した」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1963，p. 339）という。戦前から新聞社が競技会を主催することは多く、戦後においても、第2章で検討したように、対外競技基準（S32）の緩和により、朝日新聞社が甲子園大会、毎日新聞社が高校陸上の東西対抗大会と駅伝大会の主催者となっていた。また、高校のサッカーやラグビー等の全国大会において、毎日新聞社は主催者ではなかったが、長年後援してきた実績があったため、突然に後援から外され、NHKに切り替えることは受け入れられないであろう。

しかし、1962（昭和37）年10月、全国高体連は、国体開催中の岡山市で全国委員会を開き、1963（昭和38）年は新潟県が中心に高校総体を行うことを内定した（毎日新聞，1962年10月25日付）。全国高体連は新聞社との交渉が難航していたにもかかわらず、「あくまでも総合体育大会実現には積極的で」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1963，p. 339）であった。新潟県を中心にする理由は、「新潟県が国体を明年（1964年）に控え、その予行の意味を兼ねて、できるだけ多くの種目を引き受けてよいとの積極的な態度を示してくれた」（岩下，1962，p. 10；括弧内引用者）からであった。

その後も全国高体連は関係方面と折衝を続け、理事会において「全国高等学校総合体育大会趣意書」をも制定した。次項では、陸連で全国高体連が総合大会計画を発表したこと、「全国高等学校総合体育大会趣意書」の内容について検討していく。

第2項 全国高等学校総合体育大会趣意書の制定

1962（昭和37）年11月1日の陸連常務理事会で、全国高体連陸上競技部事務局長の原田隣造から、「さる10月11日に全国高体連の会合が産経会館で開催され、その席上従来バラバラに開催されていた競技会を同一期、同一場所に開催が決められ、数種目まとまって挙行されることに各競技団体も賛成した。経費は文部省ならびNHKにも積極的に後援の機運がでてきている」（日本陸上競技連盟編，1962b, p. 6）と全国高体連の総合大会計画を明らかにした。全国高体連の総合大会計画に賛成する競技団体がいたことが窺える。陸連はこの件について意思表示がなく、報告事項としておくことにした。

また、全国高体連は1963（昭和39）年の大会において、すでに開催地の決まっている種目も多かったが、その大部分が新潟、京都・大阪、四国の3地域に集まっていたため、会場が未決定の種目を以上のどこかへまとめて、この3地域を中心に大会を開催し、1964（昭和39）年度から1つの地域にまとめて開催することとした（朝日新聞，1962年11月2日付東京朝刊；岩下，1962）。このように、1963（昭和39）年に1つの地域にまとめて開催することは無理があるため、全国高体連は1つの地域にまとめた総合大会の本格的な実現を1964（昭和39）年と予定していたことが窺える。NHKは、「このような形であっても、総合制を目指しての試みであるならば、必要な経費は負担する。すでに予算を組んでいる」（岩下，1962, p. 10）としていた。

しかし、競技団体の中に、国体を超える参加人員で、開催地の競技施設と宿泊施設の収容力の問題のほかに、開催地の財政的余裕があるのか、従来新聞社の後援で開催されてきた種目をどう扱うのかなどに疑問を感じるころもあり、総合大会を実現するにはまだ問題があるとみられていた（朝日新聞，1962年11月2日付東京朝刊）。また、当時文部省スポーツ課長を務めていた西田泰介も「インターハイを一か所に集めてやるのは理想だが、聞くところでは選手の数約二万五千人にもなるという。毎年の国体では約一万五、六千人が集まり、費用も一億二、三千万円かかっている。これから推しても、第一に費用が問題で、まだ十分研究の余地があり、発表などできる段階ではない」（朝日新聞，1962年11月2日付東京朝刊）と述べ、全国高体連の総合大会計画はまだ時期尚早と考えられていた。競技団体や文部省の疑念に対し、当時の全国高体連会長岩下富蔵は「一か所で全種目の大会を開くことは高体連として十年來の夢だ。経済的な面はNHKが協力してくれることになった。一部には国体の向うを張るものとかいわれているが、そんな気持ちは全然ない」（朝日新聞，1962年11月2日付東京朝刊）と語っていた。それでは、高校総体の規模は国体と比べてどうなのだろうか。

高校総体の方では、筆者が収集できた1966（昭和41）年度の高校総体報告書から見てみよう。1966（昭和41）年に青森県を中心に開催された高校総体は、25競技で26,896の参加人員であったが、青森県で開催された17競技で、男子・女子・監督を含めた参加者数は

17,740人であった。そして、青森県で開催された17競技は4454万1490円（現在の1億7417万9757円に相当）の費用がかかっていた（昭和41年度全国高等学校総合体育大会青森県実行委員会事務局，1967）。

表3-1 第1回から第20回までの国民体育大会参加人員一覧表

回	年	開催地	参加人員（役員含む）
1	1946	京都・大阪	6,117
2	1947	石川	14,266
3	1948	福岡	22,500
4	1949	東京	16,813
5	1950	愛知	19,499
6	1951	広島	17,840
7	1952	福島・宮城・山形	23,434
8	1953	愛媛・香川・徳島・高知	24,614
9	1954	北海道	16,300
10	1955	神奈川県	18,974
11	1956	兵庫	17,979
12	1957	静岡	19,016
13	1958	富山	19,380
14	1959	東京	20,962
15	1960	熊本	20,438
16	1961	秋田・福島・宮城	20,574
17	1962	岡山	22,512
18	1963	山口	22,942
19	1964	新潟	19,117
20	1965	岐阜	23,683

（『第20回国民体育大会報告書』（第20回国民体育大会岐阜県実行委員会事務局編，1966，p. 5-6）より作成）

一方で、国体の参加人員について、表3-1に示したように、1965（昭和40）年の第20回国体まで、国体の参加人員が最も多いのは1953（昭和28）年の24,614人で、最も少ないのは1946（昭和21）年の6,117人と1947（昭和22）年の14,266人であった。

また、1965（昭和40）年の第20回国体の開催費用は、1965（昭和40）年度のみ（開催までの準備期間の費用は含まず）で、国民体育大会費3億5350万9000円（現在の14億5010万8346円に相当）、実行委員会費2億933万7000円（現在の8億5870万8918円

に相当)、関連事業費4億8188万5000円(現在の19億7671万1938円に相当)、計10億4473万1000円(現在の42億8552万9204円に相当)の経費がかかっていた(第20回国民体育大会岐阜県実行委員会事務局編, 1966)。実行委員会費の一部として、開催準備及び大会運営費で1億7920万円(現在の7億3508万5714円に相当)がかかっていた。

このように、参加人員の方では、高校総体の方が国体より少し上回っていたことが確認できる。しかし、大会費用については、国体の費用の方が遥かに高かった。国体の方がより多くの競技種目を1つの都道府県に集めており、開催準備の推進や競技施設器具の整備、県民運動の推進等、国体の方が大会の規模が大きい。

また、高校総体の開催費用は、文部省からの国庫補助金とNHKからの補助金をもってしても、大会開催の費用を全部カバーしきれなかったことが確認できる。前述の文部省や競技団体の懸念も理解できよう。しかし、今回NHKから支出される補助金は、従来の全国高体連の大会開催への補助金と比して高額で、財政的に大会の開催に大きく役立つことは言うまでもないであろう。全国高体連にとって、この財政的基盤を確立し、念願の高校総体の開催を実現する好機を逃すはずがないであろう。

以上のように、NHKが高校総体の開催に補助金を出すという話を受け、全国高体連は高校総体の実現に踏み切った。全国高体連主催、文部省・NHK後援で、同一時期、同一地域に各競技の全国大会をまとめて、総合大会として高校総体を開催することを計画し、全国高体連は関係方面に了承を求めた。文部省や一部の競技団体では、高校総体の実現にはまだ問題があるとみられていたが、それにもかかわらず、全国高体連はその後全国理事会で「全国高等学校総合体育大会趣意書」を制定し、高校総体の実現に向けて積極的に歩みを進めていた。

1962(昭和37)年12月7日の全国高体連理事会において、1963(昭和38)年夏に行われる20数競技の全国大会を「すべて全国高体連主催、文部省・NHK後援で総合体育大会として行うこととし、ラグビー、サッカー、駅伝の各大阪で行われてきた3種目は従来通りとし、これにNHKも加わって行う」(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1963, p. 339)ことが決議された。また、この理事会で、「全国高等学校総合体育大会趣意書」(以下「趣意書」と略す)が制定され、高校総体が開催される趣旨と意義が明確にされた(表3-2参照)。

表3-2 「全国高等学校総合体育大会趣意書」

全国高等学校総合体育大会趣意書

全国高等学校体育連盟は、今日、野球を除いた種目に及ぶ運動競技の全国高等学校選手権大会を各種目ごとに毎年実施している。そのうち冬季に行われる4種目と陸上の駅伝の他の24種目の大会は、だいたいにおいて8月の月上旬、ほとんど期を同じうし、全国各地において開催されてきた。

これらの大会が年々盛んになってきたのは多年にわたる関係運動団体のご協力と新聞社などのご後援によるものであって、この点まことに感謝にたえない。しかし、これらの大会が全国各地においてバラバラに行われることは、なんとしても不都合である。これらができるだけ一定の地域にまとめて行いたいという意見は前々からでておったのであるが、オリンピック東京大会を目前に控え、最近に至ってその気運が次第に高まってきた。しかし、これがためには、経費の問題が大きな障害となっていたのであるが、幸いにしてNHKのご厚意により、これが打開についての見通しもつくに至ったので、関係各方面のご了解を得た上で総合大会の実施に一步踏みだそうということになったのである。

思うに、全国高等学校体育連盟の大会は「インターハイ」という名の示す通り、高等学校間で選手権を争う場であり、高校生の血を沸かす大会である。これができるだけ一定の地域にまとめ、盛大な開会の式典を上げることは出場選手の志気をいっそう高揚せしめることになるであろう。そして全国から集まってきた選手たちは、互いに他種目の大会を参観する機会を与えられ、スポーツ愛好の精神をいよいよ燃やすであろうし、出場側からみても何かと好都合である。例えば、スポーツが盛んで毎年数種目の大会に選手を送っているような学校は、これまで各地にそれぞれ引率の教員をつけてやらねばならず、校長をせいぜい1、2カ所しか応援に出向くことができなかつた不便が解消されるし、選手団の結成ということも可能となるであろう。それに従来、開催地の当事者が実施に必要な経費を調達するため、地元の補助や寄付を仰ぐことに走り回らねばならなかつた苦勞をなくすることができるであろうし、普及の度がいまだに浅く、経費のこともあって、開催地の決定に苦慮しておつた種目も救われよう。しかも、このように一定の地域にまとめることができれば、これをラジオ、テレビの電波にのせて全国に放送することを容易ならしめ、ただに高校生だけでなく、全国民の高校体育に関する関心をより深めることにもなるであろう。

オリンピック東京大会も明後年に迫り、体育振興の機運は盛り上がりつつあるが、その終わったあと、その熱がさめるようであつてはならない。われらはこの気運に乗り、オリンピック東京大会までに総合大会の形をととのえ、オリンピック終了後は、いよいよこれを立派なものとして、体育振興の熱を持ち続けていきたい。そして、新生日本の青年の意気高揚に寄与したいと望んでいるのである。

なお、一定の地域にまとめるといっても、一都道府県だけでこれを引き受けるということには、相当の困難があるであろう。ある県を中心に隣する2、3の県が協力してやるとか、2、3地区に分けて行うやり方なども、実施に当たっては考慮されるであろう。また、本大会は高等学校対抗の種目別選手権大会であり、国民体育大会とは全く性質を異にするものである。と同時に、各種目ごとの大会は、従前どおり、関係の協会または連盟の協力を仰ぐことにおいて、なんら変わることはないのである。

昭和37年12月7日

全国高等学校体育連盟

(「全国高等学校総合体育大会趣意書」(全国高等学校体育連盟, 1963a, p. 96) より作成)

趣意書を確認したところ、全国高体連が高校総体を開催する目的は、東京オリンピック大会の後にも体育の振興を継続していくことであったと読み取れる。当時の全国高体連会長の岩下富蔵も「総合制の実施の意義は、オリンピックをひかえて盛り上がってきたスポーツ振興の気運が、オリンピック終了とともにしぼんでしまうようなことのないよう、その気運を受けて、高校スポーツの意気を大いに高揚させ、わが国のスポーツをいよいよ振興させたいというのが、その意義の最たるものである」（岩下、1962, p. 10）と述べていた。

また、総合大会として実施するメリットは趣意書で多数挙げられていた。主に4つの側面に分類できる。

まず1つ目は、高校生にとって、総合大会の実施により、「盛大な開会の式典」が選手の志気を高揚させることが出来ることと、他種目の競技会を観戦することにより、スポーツ愛好の精神がより養われることのメリットがあることが挙げられていた。ここに全国高体連は高校総体の開催に開会式を行うことを予定していたことが確認できる。

2つ目は、学校側にとって、総合大会の実施により、引卒の教員の移動や校長が生徒の応援に行けない等の不便が解消されることと、選手団の結成が可能になることのメリットがあることが挙げられていた。

そして、3つ目は、競技団体にとって、経費のことで開催地の決定に苦慮する競技種目が救われるメリットがあることが挙げられていた。

最後に4つ目は、総合大会の実施により、大会の状況がラジオやテレビに放送され、高校生だけでなく、全国民の高校体育に対する関心を深めることが出来るメリットがあることが挙げられていた。このように、全国高体連は分散して競技会を開催するより、総合大会として実施する優越性を示していた。これは、前述の高校総体を実現しようとした際に、全国高体連内部における「趣旨がよくわからない」という疑問に対する返答とも考えられるであろう。

そして、趣意書では、高校総体の開催において問題視されていた開催地域の問題や国体との関係の問題についての説明もなされていた。総合大会は全競技種目が一都道府県で開催するのではなく、「隣する2, 3の県が協力」、あるいは「2, 3地区に分けて行う」としていた。これは、1963（昭和38）年の大会が新潟、京都・大阪、四国の3地域に開催されることもこれに適合していたといえよう。国体より規模が小さく、開催地の財政的負担や施設の問題も緩和され、実現可能であることを物語っていた。そして、国体のような都道府県対抗とは違って、高校総体は従来通りに学校対抗の選手権大会として行うことと示していた。国体と張り合うつもりがないことを示していたといえよう。

このように、全国高体連は高校生、学校側、競技団体等、各関係方面にとっての総合大会実施のメリットを挙げ、国体との関係や開催場所の問題を説明し、高校総体を実施する優越性と実現可能性を趣意書で訴えていたといえよう。

当時日本において、総合的な体育大会は国体のみ、国体の主催者は日体協、文部省、開催地の3者であった。また、高校の競技会は各競技種目で別々に開催されてきた。しかし

今回、全国高体連がそれらを統合して、総合大会として開催するならば、各競技団体が加盟している日体協、そして、高校の全国大会を後援していた文部省に話を通すべきと考えるのが妥当であろう。ところが、全国高体連は各競技団体や新聞社と折衝していたことが窺えるが、高校総体の開催について、全国高体連は日体協や文部省に何の連絡や相談をしていなかった。にもかかわらず、大会開催地の新潟県で総合大会としての開催準備を進めていた。

第3項 開催地新潟県での全国高等学校総合体育大会への準備

高校総体を開催することについて、全国高体連は日体協に何の報告もしていないが、陸連での報告が新聞に載って、日体協や文部省の耳にも届いた。

1962（昭和37）年11月28日の日体協評議委員会の議事が終了した後、以下のような質疑応答があった。

「西野綱三評議員（ラグビー）：最近の報道によれば、高体連では現在各種目別に開催されている全国高校大会を統一して、総合大会として同一会場で開催するという意向のようであるが調査されたい。

塩沢幹事務局長：まだ直接高体連から連絡はないが、高体連の意向として伝えられるところは、最近各種目別の全国高校大会の開催についてその会場選定が困難になってきているので、国体開催の予定府県で種目をまとめて開催したいとのことである。これについての文部省の意向は各種目別大会はそれぞれ歴史、伝統、競技団体の意向があり、まとめて開催するとなれば財政上の問題が容易でないので、とくに慎重な態度でのぞみたいとのことである。

西野綱三評議員：高体連の性格は審議機関か執行機関であるか見解を聞きたい。

東俊郎国体総務主事：高体連は審議機関として創設されたこの性格は現在まで変更されていない筈である。

根上博評議員（水泳）：昨年の次官通達で高体連は学徒の競技会を開催地教育委員会、競技団体と共同主催できる機関に改正されている。これを見ると、執行機関であるとも考えられる。

東俊郎国体総務主事：次官通達は高体連は教育機関として主催者に加わることが出来るが、実施は競技団体が行うものであると解釈している。この点については更に研究調査したい。」（日本体育協会編，1962，p. 61）

このように、全国高体連は高校総体の開催について日体協に連絡していなかったことが確認できる。そして、日体協はいまだに全国高体連の性格についての認識が曖昧であったことが窺える。全国高体連が審議機関なのか、執行機関なのかの質問について、東俊郎は

審議機関と答えたが、第1章で検討したように、1952（昭和27）年に学徒スポーツ審議委員会が結成した時、他でもない東俊郎本人が全国高体連を「ある程度の実行的方面の機能を容認した」（日本体育協会，1952c）として、全国高体連の執行機関としての性格を認めていた。学徒スポーツ審議委員会が制定した「学徒スポーツ（対外競技）について」にもはっきりと全国高体連を競技会の開催機関と規定し、全国高体連の競技会主催権を認めていた。にもかかわらず、10年後の1962（昭和37）年になって、まだこのような疑問が出るということは、これまで全国高体連が日体協に軽視、看過され続けていたといえよう。競技会の「実施は競技団体が行う」という日体協の認識は、全国高体連の主体性のなさを物語っていた。

そして、NHKから多額の補助金を受けた全国高体連は、日体協に何の連絡もなしに、大会開催地の新潟県で総合大会開催に向けての準備を進めていた。1962（昭和37）年11月30日、最も多くの競技種目が集中し、そして陸上競技を開催する新潟県で、新潟県国体事務局の支援の下、陸上、バスケットボール、ボクシング、自転車、漕艇、ヨットの6競技を総合した大会（以下「新潟大会」と略す）の諸準備のため、新潟大会準備委員会が「新潟県教育委員会、新潟県国体事務局、6種目開催市村、関係競技団体、新潟放送局、国鉄新潟支社、新潟県旅館組合、新潟県高体連より各若干の委員を出し、会長には（新潟県）高体連会長を推し、事務局は（新潟県）国体事務局に置いて発足した」（新潟県高等学校体育連盟，1963，p. 136；括弧内引用者）。このように、新潟県での総合大会に向けての準備は高体連、教育委員会や競技団体等の競技会を主管する団体だけでなく、新潟放送局、国鉄新潟支社や新潟県旅館組合等の各関係方面の協力を得ていたことが確認できる。そして、新潟県国体事務局がこれに支援したのは、後で検討するが、1964（昭和39）年に新潟県で国体の開催が控えており、この高校総体新潟大会を国体の予行演習として考えていた。

1963（昭和38）年2月27日新潟大会準備委員会の会議が新潟放送局において開催され、全国高体連より副理事長、新潟で開催される6種目の競技専門部の部長と事務局長も出席し、各部の準備状況が報告され、競技日程の調整と宿泊料金の統一が審議され、開会式の基本方針について「新潟大会の開会式をもって本年度全国高校総合体育大会の開会式にするということで、文部大臣の出席も計画され、新装になった白山競技場^{（注2）}で行われる。NHK総合テレビを通じ全国に実況放送される」（新潟県高等学校体育連盟，1963，p. 136）ことが審議されていた。このように、全国高体連が主体となった総合体育大会の方向に向けての準備が進められていた。

京都・大阪、四国の大会準備、そして冬季に行われる競技種目についての交渉も進めながら、全国高体連1963（昭和38）年の総合大会夏季大会実施の概要は表3-3のようにまとめられた。

表 3-3 1963 年全国高等学校体育連盟による総合大会（夏季大会）実施の概要

名称	全国高等学校総合体育大会夏季大会	
主催	全国高等学校体育連盟	
後援	文部省, NHK	
種目 場所	新潟大会	陸上, バスケットボール, ボクシング, 自転車, 漕艇, ヨット
	京阪大会	水泳, レスリング, 卓球, ホッケー
	四国大会	柔道, ウェイトリフティング, バレーボール
備考	<p>その他の種目は個々の会場で行なうが昭和 38 年度は行きがかりがあつてこれを認めいわば準備段階の年とし, 昭和 39 年度以後は全種目を一地区にまとめて行う方針である.</p> <p>なお, 冬季大会 (駅伝, ラグビー, サッカー) については新聞社との交渉途上 (昭和 38 年 3 月 15 日) ではっきりしたことは決まっていなかったが, 総合体育大会冬季大会として夏季大会に準ずる要項をもって実施せられる.</p>	
種目別と総合との関係	<p>例えば, 陸上競技は全国高等学校総合体育大会の「陸上競技の部」として行なわれる. しかし, 各種目ともその成立や伝統が異なり, 特殊性があるから, その回数, 主催などは従来そのまま行われ, それを包括したものを総合体育大会とし, 国体のように, 各種目の得点を向うかの客観的尺度によって合計し, 都道府県対抗とするのではなく, 学校対抗が主体で行われ, 陸上競技の部は従来に引き続き秩父宮賜杯第 16 回全国高等学校陸上競技対校選手権大会であり, 駅伝の部は第 14 回全国高校駅伝競走である.</p>	

(『高校陸上年鑑第 10 号』(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1963, p. 113) より作成)

このように, 駅伝, ラグビー, サッカー等の種目において新聞社との交渉がまだ途中で, 話が決まっていなかったことが窺える. また, 前項で検討した「全国高等学校総合体育大会趣意書」では, 全国高体連の主体性確立について触れていなかったが, 表 3-3 で示したように, 1963 (昭和 38) 年に全国高体連が実施しようとした総合大会の概要からみて, 総合大会の主催者が全国高体連のみ, 後援は文部省と NHK, 日体協や各競技団体が入っていなかった. 「種目別と総合との関係」について, 高校総体は各競技の選手権大会を「包括したもの」とされ, 各競技の大会は従来通りの名前で開催するものの, 高校総体の傘下に入る形となっていた. このことから, 全国高体連は高校総体を実施することにより競技会開催に対する主体性を確立しようとする意図が窺えよう.

つづいて, 1963 (昭和 38) 年 5 月 13 日, 同じく新潟放送局で, 全国高体連より前回と同じメンバーが出席し, 加えて NHK より運動部長, 副部長, 事業部副部長の 3 氏も出席され, 「①NHK 助成金の内示, ②NHK 放送時間と開会式時間の調整, ③選手の鉄道特別輸送, ④参加章, ポスター, プログラムの作製, ⑤宿泊に伴う各種附帯料金, ⑥佐渡観光の

方法」(新潟県高等学校体育連盟, 1963, p. 136)等の事項が決定された。また, 開会式については改めて式典準備委員会を組織して, NHK より 75 万余円(現在の 339 万 5270 円に相当)の予算をもって開催することとなった(新潟県高等学校体育連盟, 1963)。そして, NHK からの補助金は, NHK の役員変更等もあって, 2499 万 6000 円(現在の 1 億 1315 万 7568 円)となっていた。各競技への補助金配分は表 3-4 に示した通りであった。

表 3-4 1963 年度全国高等学校体育大会経費と NHK 補助金種目別分配表 (単位: 円)

競技種目	大会経費	NHK 補助金	競技種目	大会経費	NHK 補助金
陸上	3,625,000	2,247,000	漕艇	1,186,520	623,000
体操	2,109,000	1,340,000	剣道	1,692,200	780,000
水泳	2,377,000	1,206,000	レスリング	1,044,900	649,000
バスケット	2,668,260	1,293,000	弓道	1,097,700	704,000
バレー	2,769,100	1,648,000	テニス	1,958,800	1,186,000
卓球	1,193,700	670,000	登山	1,249,100	812,000
軟式テニス	1,908,800	1,403,000	自転車	1,508,900	872,000
ハンドボール	1,335,000	960,000	ボクシング	1,102,740	726,000
バドミントン	1,214,500	871,000	ホッケー	899,220	622,000
ソフトボール	624,186	530,000	重量挙げ	887,520	589,000
柔道	1,574,200	936,000	ヨット	1,232,920	728,000
スキー	2,810,000	1,838,000	フェンシング	1,400,580	732,000
スケート	1,759,000	1,031,000	合計	41,228,846	24,996,000 (60.6%)

(朝日新聞, 1963 年 5 月 22 日付東京朝刊より作成)

全体から見て, 25 競技の大会経費の合計は 4122 万 8846 円(現在の 1 億 8664 万 4100 円に相当), NHK からの補助金は 2499 万 6000 円(現在の 1 億 1315 万 7568 円に相当)であった。つまり, NHK からの補助金が 25 競技の大会経費合計の 60.6%を賄っていた。

各競技ごとに見ても, NHK の補助金が各競技の大会経費の半分以上をカバーしていたことが確認できる。これに文部省からの 500 万円(現在の 2263 万 5135 円に相当)の国庫補助金を加えれば, 大会開催の 7 割以上の経費が全国高体連が支出していたことになる。これにより全国高体連の財政的基盤が確立されたと考えてよいであろう。

以上のように, 東京オリンピック大会の開催を契機としたスポーツ振興の気運の高まりに乗って, NHK からの高校総体開催に対する補助の話を受け, 全国高体連は高校総体の開催を計画し, 主体性の確立に踏み出した。各関係方面と折衝を始め, 高校総体の実現にはまだ問題があると見られていながらも, 全国高体連は総合大会として開催のメリットを「全

国高等学校総合体育大会趣意書」で訴え、NHKの補助金により財政的基盤を確立し、大会開催地で高校総体の開催のための準備を進めていた。

しかし、高校総体の開催に向けての準備がここまで進められた、全国高体連は日体協に連絡や相談をしていなかった。これが後に大きな問題となっていた。次節では、1963（昭和38）年の大会開催をめぐって、全国高体連と日体協との交渉について検討する。

第2節 1963年全国高等学校体育大会の開催

本節では、全国高体連が主体性の確立に踏み出し、1963（昭和38）年に高校総体を実施しようとしていた際の、関係方面の反響と、全国高体連が日体協と交渉した経緯、そして1963（昭和38）年の体育大会が開催された状況について検討する。

第1項 全国高等学校総合体育大会の開催に対する各方面の反響

本項では、朝日新聞の記事を手掛かりに、全国高体連の高校総体の開催に対して、各関係団体の役員の態度について確認していく。

1963（昭和38）年5月21日、全国高体連理事会が東京の全国都市会館で開かれ、全国高校総合体育大会を実施することが決定された。なお、5月10日に制定された「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」（章末資料参照）がこの理事会で承認され、各競技専門部がこの基準要項をもって関係団体に報告並びに協力を依頼することとなっていた（日本陸上競技連盟編、1963b）。

「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」では、高校総体の主催は全国高体連及び大会開催都道府県（教育委員会を含む）とされており、競技種目別の大会は競技種目別全国的統轄団体及び開催地関係機関が共催することとなっていた（全国高等学校体育連盟、1963b）。このように、総合大会としての主催者には競技団体は入っておらず、各競技種目別の大会を共催することとなっていた。つまり、各競技種目別の大会は従来通りの形で開催するが、全国高体連はそれらを統合した総合大会の主催者として全競技を統轄する形であった。従来の各競技種目別の大会では、競技団体と全国高体連が共催するという形に対し、高校総体では全国高体連が競技団体より1つ格上の存在となっていた。この「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」は全国高体連の主体性を強調し、主体性の確立を宣言していたようなものといえよう。

また、大会の後援は文部省、NHKの他に、日体協が加わっており、大会の開催は夏季と冬季に分けて開催すること、そして冬季大会には、ラグビー、サッカー等の種目も入っていた。しかし、前節で検討したように、全国高体連の高校総体計画の実現に問題があると見られており、ラグビー、サッカー等の種目において、従来後援してきた新聞社との交渉もまだ結果が出ていなかった。また、全国高体連は日体協と文部省を連絡や相談なしに大会の後援にして、大会開催地新潟県で総合大会として準備を進めていた。

そして今回の高校総体実施の発表は、日体協や文部省、各競技団体からそれぞれ違った反響があった。まず、日体協と文部省の態度として、当時日体協理事の東俊郎と文部省体位育課長の清水康平は、全国高体連の高校総体の実施について、以下のように述べていた。

「東俊郎：この問題をどうするかという問題は高体連の各種目の代表と競技団体との話し合いで決められることだと思う。私たちの立場としては、今日初めて聞いた話で、理事会として改めて検討してみたい。金を出してくれるからなんでも飛びつくという

のであれば、弊害を残すのではなからうか。高校体育の目的をはっきりさせ、その上で金が出るというのでなければ本末転倒ではなからうか。

清水康平：高体連の方からまだ正式に話は聞いていないので現段階では何とも言えない。全国的な実施に当たってはかなりの困難があるのではないかと思う。」

（朝日新聞，1963年5月22日付東京朝刊）

このように、高校総体の開催について、全国高体連は日体協と文部省に正式に話し合ったことがないことを再確認できる。文部省の方では、清水康平体育課長もやはり高校総体の実施には「困難がある」と考えていた。日体協の方では、東俊郎理事は金を出してくれるとあって、競技団体がそれに飛びつくのがよくないと考えていた。そして、高校総体の件が日体協理事会で検討されることとなった。

また、各競技団体の幹部では、高校総体の開催に対する態度は様々であった。当時の日本バレーボール協会理事長の前田豊と日本漕艇協会^(注3)理事の酒井淳之は、高校総体の開催について、以下のように述べていた。

「前田豊：はっきりした話は聞いていない。NHKから多額の金が出されるそうだが、金銭的な魅力はない。これまでだって立派に運営できたではないか。それよりも今日の発展に力をかしてくれた従来の後援団体を見切って、NHKに切りかえるということは、徳義上考えられない。高体連としては親団体と後援団体と相談の上、手段を講ずべきだ。

酒井淳之：この問題はわれわれ役員の一部にも提案者がいるのは事実だが、まだ結論は出ていない。私個人としてはほとんどない話だと思う。一体高体連が独自にこんな大会を企てねばならぬ理由がどこにあるのか理解に苦しむ。多額の後援金によるめいっている競技団体もあるそうだが、そんなものに迷わず一本のすじを貫くことこそアマ・スポーツの神髄ではないのか。」（朝日新聞，1963年5月22日付東京朝刊）

日本バレーボール協会理事長の前田豊は「金銭的な魅力はない」、「徳義上考えられない」として、高校総体の開催には反対的な態度をとっており、全国高体連が日体協と後援団体にまず話をつけるべきと考えていた。また、日本漕艇協会理事の酒井淳之も高校総体の開催に反対であった。全国高体連が日本漕艇協会と折衝があったが、結論が出なかったことが確認できる。このように、全国高体連の高校総体実施に反対する意見が上がっていた。

一方で、当時の全日本アマチュア・ボクシング連盟副理事長の高橋保房と日本卓球協会専務理事の長谷川喜代太郎は高校総体の開催に賛成していた。高橋保房と長谷川喜代太郎は次のように述べていた。

「高橋保房：NHKからの助成金をうけて全国大会を開くことはすでに全日本ボクシング連盟としては許可済みだ。全日本高校ボクシング選手権の主体は高体連にある。高体連からこうするといわれれば拒否する理由はない。大会の運営費を開催地の市や県、それに教育委員会などの援助にあおいでいた苦しさから抜けられるなら、この方法も喜んでいいのではないか。

長谷川喜代太郎：卓球はまだ理事会に正式にかけていないが、明年度から総合大会に合流したいと思っている。合流すれば運営費などすべてNHKがもってくれるそうなので、卓球界もこれに異論はないと思う。」（東京朝日新聞、1963年5月22日付）

全日本アマチュア・ボクシング連盟は全国高体連との折衝を経て高校総体の開催に賛成していたことが確認できる。高橋保房は高校ボクシングの全国大会の主体性が全国高体連にあると語っており、大会経費の問題が解決できることから高校総体の開催に「喜んでいい」と考えていた。また、日本卓球協会の方は正式に理事会で協議されていないが、経費の問題が解決できることから、高校総体への合流に異論がないと考えていた。このように、全日本アマチュア・ボクシング連盟と日本卓球協会は、大会経費の問題が解決できることから、高校総体の開催に賛成していたといえよう。

以上のように、競技団体の方では、高校総体の開催に対して、賛成と反対の対立的な意見に分かれていた。その原因はやはり経費の問題にあるといえよう。史料の限界上、上記各競技種目の当時の全国大会の収支状況は確認できないが、第1章で陸上競技を例に検討した際に明らかにしたように、高校の全国大会の経費は主に開催県、市の補助、あるいは新聞社の後援によって賄っていた。新聞紙上から「種目別に見ても、毎年赤字が出る競技がある。陸上、水泳、柔道、バスケット、バレーなど赤字の心配はないが、バドミントン、弓道、自転車、ホッケーなどは入場料収入は期待できない」（朝日新聞、1963年5月22日付東京朝刊）というような記事も確認できる。そして、上記日体協と各競技団体幹部の主張から、新聞社の後援があつて、経費に困っていない競技種目は高校総体の開催に反対し、経費が乏しい競技種目は多額の補助金を得られることから高校総体の開催に賛成していたと推測できよう。

また、当時陸連理事長を務めた青木半治は「高校総合体育大会の開催については、高体連と体協が話し合ったあとで決めることになっていたし、これまでの全国高校陸上選手権は陸連と高体連とが共催でやってきたのに、今度のことについては一回も高体連から正式な話がなかった。勝手に決めたんでしょう。早速25日の全国理事会でとりあげ協議する」（朝日新聞、1963年5月22日付東京朝刊）と述べ、高校総体の開催は全国高体連が日体協と交渉すべきと考えていた。また、青木半治理事長は正式な話がなかったと語っていたが、全国高体連が高校総体を開催しようとしていたことは確かに1962（昭和37）年11月1日の陸連常務理事会で報告されていた。ただ陸連はそれを報告事項として受け止めたが、協議事項としていなかった。その時の怠慢がこの事態に及んだのではないだろうか。

その後、高校総体の件が陸連理事会で審議され、全国高体連も日体協と交渉を始めた。次項では、全国高体連と日体協との交渉について検討する。

第2項 全国高等学校体育連盟と日本体育協会との交渉

前項で述べたように、高校総体の実施を決定した全国高体連は各関係団体に報告並びに協力を依頼することとなった。1963（昭和38）年5月25日の陸連理事会で、全国高体連陸上競技部副部長の大田博邦から高校総体開催の説明がなされた。大田博邦は「NHKからの補助金によって高体連の自主性が確立され、各種目を一地域に集めて総合体育大会を開くことになった。ついでには陸上競技は従来通り陸連と共催の形式において協力を願いたい」（朝日新聞、1963年5月26日付東京朝刊）と挨拶したのに対し、陸連理事長の青木半治は「これまでの全国高校陸上大会と今度の大会とは全然内容が異なる。したがってこれまで通りの後援はできないと思う。またこの後援問題については高体連と体協との話し合いが決まった後で、陸連の態度を決めたい」（朝日新聞、1963年5月26日付東京朝刊）と答えて、高校総体への協力を難色を示した。翌日5月26日の陸連臨時代議委員会では、大田博邦から再度高校総体についての経過報告がなされた。その報告から窺えることは以下のように検討する。

まず、NHKの補助金について、「従来のような新聞社と違って、今度の場合は補助金として国庫補助金という性質で補助されるので、充分高体連の主体性が尊重されると考える」（日本陸上競技連盟編、1963b, p. 3）との報告から、NHKからの補助金は国庫補助金として位置づけられていたことが窺える。NHKは日本の公共放送を担う事業者として、放送法（昭和25年法律第132号）第16条に基づいて設立された放送事業を行う特殊法人であり、当時郵政省^{（注4）}が所管する外郭団体であった。つまり、従来新聞社の後援は全国高体連にとって主体性を損なうものと考えられていたが、今回のNHKからの補助金は全国高体連の主体性を尊重した国庫補助金と考えられていたことが確認できる。また、NHKが全国高体連に補助金を交付することは1963（昭和38）年6月4日の参議員通信委員会で取り上げられ、そこで、日本放送協会専務理事の春日由三は全国高体連に補助金を交付する理由は、「アマチュア・スポーツの振興」を目的として、高校のスポーツ大会を中継放送するための「放送権料」と説明していたことが確認できる（参議院通信委員会、1964）。

次に、大会の形式は「各競技種目とも国体のような形式でなく、従来のもをそのまま引継ぐことである」（日本陸上競技連盟編、1963b, p. 3）として、再度高校総体と国体との違いを述べ、種目ごとの大会は従来通りであることを強調した。

そして、開催競技種目について、「ラグビー、サッカー、駅伝、相撲の種目は府県の予選から全国大会まで一貫した毎日新聞社の協力によって出来上がってきた種目だけに、他の種目と少し性質が違うのでその経過を尊重する意味で、38年、39年度はこれらを外して、その間で毎日新聞社の了解を得て実施していきたい」と報告されていた。これらの種目の

ほとんどが冬季に開催された種目であり、毎日新聞社が後援してきた競技種目であった。前述のように、高校総体の開催について全国高体連は新聞社との交渉に結論を出せなかったことから、全国高体連がとりあえず夏の大会を先に開催して、残った問題を徐々に解決しようとしていたことが窺えよう。

しかし、陸連が高校総体の開催に難色を示したのは全国高体連が競技団体や新聞社、日体協との連絡が不十分であったことが原因であろう。1962（昭和37）年11月の陸連代議委員会でも、陸連は全国高体連の成長を認め、全国高校陸上大会の共催から後援という立場をとった（日本陸上競技連盟編，1963a）。丁度この時に全国高体連が高校総体を計画し、競技団体や新聞社との交渉をしていたところだが、結果が出ていないにもかかわらず、全国高体連がNHKとの間で事を決め、準備を進めていた。陸上競技においては、高校の東西対抗大会や駅伝大会は従来毎日新聞社の後援で行われてきたにもかかわらず、NHK一本に切り替えられるというのは、陸連に総合大会の性格が違うといわれても仕方ないことであろう。もしこのまま陸連の協力を得られないのであれば、審判員の派遣が1つの問題となり、大会そのものが正式な大会として取扱われなくなる可能性があった。この問題について、1963（昭和38）年に新たに全国高体連理事長に就任した尾崎剛毅は「よく話し合ってお互いに理解できるようもっていきたい」（朝日新聞，1963年5月30日付東京朝刊）と述べていた。

そして、1963（昭和38）年6月4日の日体協理事会では、全国高体連から日体協に高校総体の開催を後援して欲しいとの希望があったことが報告され、各理事から意見が述べられ、全国高体連が単独で総合大会を開催する意図はないか、NHKと従来競技種目別の大会を後援してきた新聞社等の団体との調整はどうなっているのか、国体開催地の前年度にこの総合大会を開くとなれば国体を二度やる結果になるのではないか、等の問題が残るので、東俊郎と栗本義彦の両理事に一任し、早急に結論を出すことになった（朝日新聞，1963年5月30日付東京朝刊；日本体育協会，1963a）。このように、日体協の方でも、高校総体の開催にはまだ多くの問題が残っていたと考えていたことが窺える。

しかし、「全国高等学校総合体育大会趣意書」やその後関係団体との折衝の過程において、種目別の大会には従来通り競技団体の協力は必要であることが何度も説明されていたことから、全国高体連が単独で総合大会を開催する意図はないことわかるであろう。ただ各競技種目を統合した総合大会の方では主催が全国高体連のみとなっているところから、全国高体連が主体性を確立しようとする意図が窺えよう。また、NHKと新聞社の問題は先述のように、全国高体連はこの問題を先延ばしにして徐々に解決していくと考えていた。そして、国体のような大会を二度実施する問題について、開催地の新潟県は高校総体を国体の予行演習と考えて、開催に協力的な態度を示していた。全国高体連もNHKから多額の補助金を受け、経費の問題はある程度解決できると考えていたであろう。このように、日体協が問題視していたことはある程度解決できていたとも考えられるのではないだろうか。

ところが、1963（昭和38）年6月4日の国体委員会総会では、西野綱三評議員から全国

高校総合体育大会と国体の関係について国体委員会はどう考えているかという質問に対し、東俊郎は以下のように述べていた。

「高体連が独自でこういった総合大会を開くことは問題がある。この大会を軽々しく許せば国体の本質的な問題について検討を加えなければならないだろう。国体の参加人員の中で高校生が大きな比重を持ち、六割が高校生であるからだ。体協が主催するとか後援とかいった問題を通りこして、この高校総合大会は今後の国体の在り方、ひいては国体委員会、さらに選手を母胎とする体協の組織の在り方まで発展して考えねばならぬ問題である。したがって慎重に高体連と話し合っ、早急に結論を出す」（朝日新聞、1963年6月7日付東京朝刊）

このように、東俊郎は高校総体を国体の地位を脅かす存在として考え、その開催に反対的な態度を示していたことが確認できる。

つづいて、同年6月17日に実情聴取と今後の方針の検討のため、東俊郎と栗本義彦の両理事は各競技団体代表と協議したが、各競技団体では本件について全国高体連よりまだ公式の通知を受けておらず、未検討の状態であったため、結論を得るに至らなかった（日本体育協会、1963b）。このように、大会開催まで2ヶ月もない時期に、全国高体連から正式通知を受けていない競技団体があり、全国高体連の情報伝達や関係団体との連絡調整にかなり遅れていたことが窺えよう。

そのため、日体協は全国高体連に対し、早急に基本方針並びに具体的計画について、資料の提出を求めるとともに、全国高体連の代表と話し合いを行うことを申し合わせた。なお「本年度の各種高校大会は時期的余裕もないので従来通りの開催方針で進める方針で、今後引き続き検討を進め、その上で理事会に審りたい」（日本体育協会、1963b）こととなった。このように、日体協は1963（昭和38）年の大会は時期的に余裕がないため、従来通りで開催する方針を示した。

その後6月24日に全国高体連と日体協と懇談し、全国高体連から「これまでのように全国各地域でバラバラにやっていたのに比べると、同時期に一定地域に集めてやる総合大会の形の方が、学校側の指導強化という面から見ても便利だし効果も大きい」（朝日新聞、1963年6月25日付東京朝刊）との説明に対し、日体協は「本年は従来通りやり、今後十分検討し、各競技団体とももっとよく話し合った上で明年から実施する方がよい」（朝日新聞、1963年6月25日付東京朝刊）との意見を出したが、結局、全国高体連は今年度の大会要項をすでに決めていたことから、関係者ともう一度話し合った上で態度を決めることとなった。なお、大会の開催について「競技会の運営は競技団体が担当し、参加生徒の身管理および教育的指導面は高体連が担当し、両者が共催する」（日本体育協会、1963c）の原則が確認された。

その翌日の6月25日に日体協と各競技団体の代表者との意見打ち合わせ会も行われ、各

競技団体は総合大会開催についての意見を交わすだけにとどまったが、この計画に疑問を持つ競技団体もあり、仮に全国高体連が1964（昭和39）年度から実施するとしても、いくつかの曲折が避けられないと見られていた（朝日新聞、1963年6月26日付東京朝刊；日本体育協会、1963c）。

そして、6月27日の日体協理事会では、東俊郎理事から1963（昭和38）年度の大会は従来通りとし、総合大会の開催は1964（昭和39）年に持ち越すことを全国高体連に要望したことが報告され、これに基づいて審議した結果、日体協は今後とも積極的に事態の收拾に努力し、1964（昭和39）年度以降の大会については、日体協、文部省、全国高体連の3者で十分話し合いを行なって進める方針を確認した（朝日新聞、1963年6月28日付東京朝刊；日本体育協会、1963c）。

一方で、1963（昭和38）年6月28日の参議院オリンピック準備促進特別委員会において、河野謙三委員から全国高体連の総合大会に対し補助金を増やして欲しいとの質問に対し、文部省体育局長の前田充明は「たいへん予算獲得に御協力をいただく意味で、私はもう非常に心強く思うわけでございますので、今後はぜひ増やすように要求をいたしたいと思えます」（参議院オリンピック準備促進特別委員会、1963）と答えた。これを機に、文部省は全国高体連の総合大会に対して協力的な態度を示したことが確認できる。

そして、7月2日の全国高体連常任理事会で、高校総体の問題について審議した結果、以下の事項が確認された。

「（1）高体連の性格——昭和36年6月10日の文部省次官通達および従来の実績により高体連は実施機関である。なお、共催の場合は種目によって事情が異なるが、基本精神として大会運営は両者が行き、競技技術の指導、向上については、主として協会、教育的配慮の問題（日程その他教育的教育的管理等）については主として高体連が担する。

（2）昭和39年度以降の総合大会——両者（高体連と日本体育協会）より委員を選出して、総合大会の実施を目途として委員会を設け原案を検討する。

（3）昭和38年度大会——39年度以降総合大会を実施することを目途として、本年度は「総合」の名称をはずし、「全国高等学校体育大会」として実施する。

（注）国庫補助金、NHK助成金は如何なる条件があっても、高体連に交付されることは文部省、NHKともに明確に言明し日本体育協会側も了承している」

（全国高等学校体育連盟、1963c, p. 57）

また、ラグビー、サッカー、相撲、駅伝を除く各競技はNHKの後援とすることが申合わされた（毎日新聞、1963年7月3日付）。このように、日体協に全国高体連が競技会実施機関であると認識させたが、1963（昭和38）年度の大会に「総合」の名称を外すと妥協したことが確認できる。これは、全国高体連がもともと1963（昭和38）年を準備期間として

おり、実際主会場の新潟県に集まったのは6競技種目だけであったこと、そして、前述のように、関係団体との連絡調整が不十分であり、全国高体連が正式に協力依頼を出した5月から大会開催まで僅か2ヶ月しかなかったことから、総合大会の実現には無理があると考えて出された妥協策といえよう。しかし、「総合」の名称が外されても、体育大会として開催しようとしたことは、全国高体連が1963（昭和38）年の大会を、これまで別々で開催された各競技種目の選手権大会と違った、新しい性格を持った大会として開催しようとしていたことが窺えよう。

そして、翌日の7月3日の日体協理事会で協議した結果は、以下の事項が確認された。

「①昭和38年度は従来通りの方法で開催する。

②39年度以降の大会開催方針については、体協、高体連の双方より委員を出し、審議機関を作って検討する。

③全国的またはこれに準ずる競技会は、競技団体が主催し、高体連が教育的立場からこれを共催する。この意味で高体連を競技会の実施機関であることは認める。」

（日本体育協会，1963d）

このように、日体協の方では、1963（昭和38）年度の大会を従来通りの方法で開催することを主張し、そして競技会の開催には、あくまでも競技団体が主催、高体連が共催として、競技団体の主体性を強調していたことが確認できる。日体協理事の東俊郎も「全国大会などの大規模なものについてはあくまで各競技団体に主催権があると思う」（朝日新聞，1963年7月3日付東京朝刊）と述べていた。

そして、上記の結果は、7月3日の日体協評議員会にも付議されることとなり、次の事項が承認された。

「①体協は、高体連が競技会の実施機関であることを認めて、体協と共同主催するが、実施にあたっては運営は高体連が一切タッチせず、各競技団体の責任においておこなう。高体連は参加高校生の指導的な面の責任をとる。

②39年以後については、高体連側が総合体育大会の開催に強い希望を持っているので、体協は高体連に文部省を加えた三者からなる審議委員会を作って、体協のあり方を検討しつつ運営を相談する。

③本年度の新潟で開かれる大会は、総合大会と名付けるのはおかしいので“総合”の文字をはずす。」（朝日新聞，1963年7月4日付東京朝刊）

このように、日体協は全国高体連を競技会の実施機関として認めていたことが確認できる。1952（昭和27）年に「学徒スポーツ（対外競技）について」を制定した際に、全国高体連の競技会共催を認め、ほかならぬ東俊郎が全国高体連の「ある程度の実行的方面の機

能を容認した」（日本体育協会，1952c）としていたにもかかわらず，結局これまで全国高体連を審議機関として認識し続けていた。それは全国高体連の審議機関としての性格が強いことが原因であろう。そして今回，全国高体連と日体協と交渉により，日体協の中にあつた「全国高体連は実施機関ではなく，審議機関である」という考え方は一掃されたといえよう。しかし，日体協は全国高体連を実施機関として認めたものの，競技会の実施運営には，各競技団体が行き，全国高体連に関与させるつもりがなかった。競技会開催に対する主体性を手放そうとしなかったことが確認できよう。

また，この評議員会の席上で，“総合”の文字をはずしても“体育大会”の名称を用いるのでは，なお誤解を招く恐れがあるという意見が出たため，この件だけを保留にし，もう一度関係者と会合を以て正式な名前を決めることになった（朝日新聞，1963年7月4日付東京朝刊）。

そして，7月12日に，全国高体連と日体協との打ち合わせ会が開かれ，協議された事項は次の通りであった。

- 「イ．38年度の大会は時間的余裕もないので，やむを得ず高体連の計画に従って開催することを認めるが，これは前例としない。
- ロ．39年度はオリンピックの年であるためその開催は暫定的方法をもって行い，昭和40年度から本格的に検討する。
- ハ．（1964（昭和39）年度以降の大会）主催者について高体連側は高体連及び開催府県，（体育大会に加入する）各種目別競技会は高体連専門部と当該競技団体であると主張しており，体育大会主催者を高体連，開催府県，各実施競技団体とするという本会の意向と相違があるので，引き続き調整を図りたい。」

（日本体育協会，1963e；括弧内引用者）

このように，1963（昭和38）年の大会は開催までに時間的に余裕がないため，日体協は1963（昭和38）年限り，全国高体連の計画で大会を開催することを認めた。つまり，従来の各競技種目の選手権大会と違った性格を持った「体育大会」としての開催が認められたこととなった。また，日体協は1964（昭和39）年は東京オリンピック大会の年であることから，1965（昭和40）年に本格的にこの問題を解決しようと考えていたことが確認できる。そして，主催者については，全国高体連は，自分たちが制定した要項通り，総合大会の主催者は全国高体連と開催府県，そして，各競技種目ごとの大会の主催者は全国高体連の各競技専門部と当該競技団体と主張していた。先述のように，従来各競技ごとの大会は当該競技団体と全国高体連と共催することとなっていたが，総合大会となれば，全国高体連が主張したような形では，競技団体が全国高体連の競技専門部と同格で，全国高体連が1つ格上の存在として日体協と同格な形になる。これは，競技会開催の主体性が競技団体にあると主張する日体協にとって，受け入れるはずがないであろう。

上記の協議事項について日体協と全国高体連とも、所属団体、部会の意向を聞く必要があるとして、7月20日に改めて2回目の連絡会議を開くこととした（読売新聞，1963年7月13日付）。しかし、7月20日の第2回打ち合わせ会では、全国高体連は1964（昭和39）年度に名古屋市を中心とする中部ブロックで初の全国総合体育大会を開きたいとの意向を明らかにしたが、日体協は競技団体と十分連絡の上、意見をまとめると答えて閉会した（朝日新聞，1963年7月21日付東京朝刊）。

以上のように、高校総体の開催をめぐる、全国高体連と日体協が交渉した結果、全国高体連は1963（昭和38）年の大会に「総合」の名称を外すことを受け入れ、1964（昭和39）年から本格的に高校総体を実現しようとした。また、交渉の過程において、大会の開催形式と名称の問題、従来競技会を後援してきた新聞社との問題、全国高体連の性格の問題が議論の中心となり、全国高体連は日体協に競技会実施機関として認識され、従来新聞社が後援してきたラグビー、サッカー等の種目は総合大会からはずされ、1963（昭和38）年の大会は「体育大会」の名称で開催されることとなった。

しかし、前述のように、全国高体連はすでに新潟県で総合大会としての開催準備が進めており、NHKの放送や開会式の時間調整、ポスターやプログラムの作製等の事項はすでに決まっていた。そして、1963（昭和38）年8月1日午後、新潟県営新潟陸上競技場で体育大会の開会式が盛大に行われ、問題となっていた。次項では、1963（昭和38）年の体育大会の開催状況と競技団体からの批判について検討する。

第3項 1963年全国高等学校体育大会の開催と競技団体からの批判

1963（昭和38）年8月1日午後4時、新潟県営新潟陸上競技場で約2万人の観衆が見守る中、体育大会の開会式が行われた。開会式は新潟県で開催する6競技種目の選手、監督、役員ら約2,500人のパレード、高校生1,000余人による国歌斉唱と「高体連の歌」の合唱、600人のブラスバンドによる「新潟国体の歌」の演奏、大会会長代理の石田壮吉全国高体連副会長の挨拶に続き、文部大臣代理の挨拶、新潟県知事と新潟市長の歓迎の言葉等、盛大に行われていた（新潟日報，1963年8月2日付）。

これほどに大掛かりな開会式となったのは、その翌年の1964（昭和39）年に新潟県で国体が開催されるからであった。例えば、全国高体連陸上競技部常任委員の木島信一は「主管の立場である新潟県関係者は、明年本県開催の国体の前哨戦と考え、本大会を成功させるべく、あらゆる努力を惜しまぬ活動を示した」（木島，1964，p. 133）と語っていた。また、新潟県高体連自転車競技部委員長の柏原恵信は「国体の前年に開催する所から“新潟国体のリハーサル”というムードが自然に盛り上がってきた」（柏原，1964，p. 139）とも述べていた。そして、新潟県高体連ヨット部委員長の白井良夫も「インターハイの事務局を国体事務局に置き、国体を第一と考え、プレ国体的大会として取り扱うことになったことは当然のことである」（白井，1964，p. 142）と述べていた。

また、新聞紙上からも体育大会と国体を関連づけた記事が多数見受けられる。例えば、新潟日報では「県高体連、県体協、県国体事務局がこの開会式を新潟国体の予行として準備に苦心してきた」、「国体リハーサルと関係者が力を入れただけあって開会式の進行はほぼ予定時間どおり」（新潟日報，1963年8月2日付）、「今回の大会が成功だった原動力は国体のリハーサルであったがために開催地が挙げて協力態勢がとれたこと」（新潟日報，1963年8月12日付）等、サンケイ新聞にも「“新潟国体”のリハーサルとして注目を集める体育大会新潟大会は1日に新装成った新潟市・県営陸上競技場での開会式で幕を開けた」（サンケイ新聞，1963年8月2日付）等の内容が報道されていた。

このように、新潟県は、体育大会に協力するというより、新潟国体の開催を成功させるために体育大会をそのリハーサルに利用していたと考えられるであろう。そしてその思いが全国高体連の総合大会を開催したいという思いと結びついて、このような大がかりの開会式を生んで、1963（昭和38）年の体育大会を事実上の総合大会にしたとも考えられるであろう。

一方で、一部の競技団体から、この開会式について「あのような大がかりな式典とは予想もしていなかった。しかも競技団体は事前に連絡を受けていない。高体連はもっと筋を通す必要がある」（橋本，1963，p. 67）という批判の声もあった。1963（昭和38）年8月4日付の朝日新聞にも「会場に配られたプログラムには体育大会，その下に一回り大きく開会式と刷り込まれてあった。主催は高体連，新潟県教育委員会，開催地都道府県教育委員会。後援が文部省，NHKとなっていて，日本体育協会や陸連の名前は見当たらない」（朝日新聞，1963年8月4日付東京朝刊）という全国高体連が日体協との申合わせを無視したと批判的な解説記事を掲載していた。

1963（昭和38）年8月8日に開かれた国体常任委員会で、体育大会について陸連の森田重利と日本バスケットボール協会^(注5)の妹尾堅吉の両委員はこの大会が全国高体連が日体協との申し合わせを無視したとの報告があった（毎日新聞，1963年8月9日付）。森田重利は「陸連としては総合大会は今年は見送ると聞いていた。ところが一日も開会式宣言でも、体育大会として行われたし、陸上では体育大会と選手権の関係がどうなっているか理解できなかった。高体連は競技団体に納得のいく線を出してもらいたい」（毎日新聞，1963年8月9日付）と述べていた。また、妹尾堅吉は「三条市で行われたバスケットも同感だ。三条高体連は本部から入場式に参加するよう強制されたとも聞いている」（毎日新聞，1963年8月9日付）と発言した。これに対し東俊郎委員長は「実際に大会を見ていないが、噂では体協との話し合いと大きな違いがあったようだ。この会議は管轄外なので、この問題の審議会に図って善処したい」（毎日新聞，1963年8月9日付）と答えた。

また、同年8月8日の夜18時に陸連の常務理事会が開かれ、体育大会と陸上競技対校選手権大会との関係について、「（体育大会の）開会式の印刷物の中にも日本陸上競技連盟の名が見当たらないし、役員欄にも明記してないありさまで、高体連陸上競技部もすでに長年の歴史を経ているので、独立の時期に至っているものとして、陸連が本大会の後援に

まわったが、このようなありさまでは、もう一度本連盟として確たる態度を示す必要を認めざるを得ない」（日本陸上競技連盟編，1963c，p.6；括弧内引用者）との報告があった。

1963（昭和38）年の体育大会の開会式の印刷物等の資料は確認できていないが、上記8月4日付の朝日新聞の記事と合わせて考えると、大会開会式のポスターあるいはプログラム等の印刷物には、主催が全国高体連で、後援が文部省、NHKとなっていて、日体協や陸連の名前が入っていなかったと推測できよう。

このように、全国高体連への批判の焦点は、開会式開催の可否と大会主催者の問題であった。競技団体の方では、1963（昭和38）年の大会は従来通りで各競技種目別々で開催し、開会式のこと何も聞かされていないと主張していた。一方で、全国高体連は1963（昭和38）年の体育大会を、総合大会ではないが、従来の別々で開催された各競技種目の選手権大会と違った性格を持った大会として開催したことが窺える。

しかし、前項で検討したように、1963（昭和38）年7月12日の全国高体連と日体協との打ち合わせ会では、大会主催者についての合意がとれなかったが、1963（昭和38）年度の大会は「時間的余裕もないのでやむを得ず高体連の計画に従って開催することを認める」（日本体育協会，1963e）とされていた。開会式の開催は最初から全国高体連の計画に含まれていた。そして大会は「総合」の名称こそはずされたが、「体育大会」としての新しい性格を持った大会として開催することとなっていた。大会を全国高体連の計画に従うということは、大会主催者も表3-3に示したように、全国高体連が主催で、文部省とNHKの後援ということである。この意味でいえば、全国高体連は日体協との申し合わせを無視していないといえよう。

上記競技団体の全国高体連に対する批判に対して、当時全国高体連事務局長を務めた飯村健は「盛り沢山の行事にはわれわれでさえ驚いた。開会式の概要は体協の東理事に連絡したが競技団体にはよく伝わらなかったようだ。体協、競技団体と提携する方針に変更はないので、今後は十分話し合いたい」（橋本，1963，p. 67）と述べていた。このように、日体協と競技団体との間も連絡が不十分であったことが窺えよう。しかし、それは全国高体連に非がないわけでもなく、日体協や競技団体との連絡が遅れて、打ち合わせが不十分のままで大会開催を迎えたことがこのような事態を招いたともいえよう。

しかし、前述のように、陸連は全国高体連の長年共催の実績を認め、1963（昭和38）年の全国高校陸上大会で後援の立場にまわったが、このような事態となつては、陸連も再度全国高校陸上大会の在り方を再検討しなければならなくなった。

1963（昭和38）年8月17日の陸連臨時代議員会で、陸連理事長の青木半治は、1963（昭和38）年の体育大会について以下のような所感を述べていた。

「残念に思うことが1つございます、それはご承知のとおり、先般新潟において行われました高体連の大会でございます。わが陸上連盟におきましては、高体連の自主性から、一方後退した形で後援の立場をとったのでございます。

しかしながらあの大会の開会式は、国体を模倣したもので、高体連の開会式がこれでよいかどうかという問題がございます。私はテレビを通じてこの開会式の模様をながめておまして、まことに残念であったのでございます。

従って来年度からは、高体連の大会には本年度とまた違った意味におきまして、私は陸上連盟も当然共催の立場をとり、高体連のメンバーの中に入って正しい姿に返すように努力しなければならないと深く心に期しております。」

(日本陸上競技連盟編, 1963d, p. 3)

このように、青木半治理事長は、1963（昭和 38）年の体育大会の開会式を見て、「残念であった」と考えていた。また、1963（昭和 38）年度の全国高校陸上大会で後援となった陸連には、1964（昭和 39）年度から共催の立場に復帰すべきという意味を明らかにした。

一方で、全国高体連としては「一部の批判はあったにせよ、新潟における開会式の、二千余の若人の堂々たる進行をみて、会場をうめた観衆が心から力強く感じたことであろう。開会式に臨席された文部事務次官も『実によい大会である。大いに発展を期待している』と語っており、純粋に高校スポーツの在り方を考えたとき、今後に残された課題はあるにせよ、本大会を阻止する理由は何らみあたらないと思う」（全国高等学校体育連盟, 1964a, p. 70）と考えていた。そして、文部省も総合大会の開催に賛成的な態度を示したと窺えよう。

また、表 3-5 に示したように、1963（昭和 38）年の国庫補助金 500 万円と NHK からの補助金 2499 万 6000 円で、合計 2999 万 6000 円（現在の 1 億 3579 万 2703 円に相当）が大会経費の 48% を賄っていた。そして、1963（昭和 38）年の都道府県と市町村の補助金が 1231 万 8940 円、1962（昭和 37）年の 1842 万 5722 円と比べて、610 万 6782 円（現在の 2764 万 5567 円に相当）減っていた。1962（昭和 37）年度では都道府県と市町村の補助金が大会経費の 38.3% を賄っていたが、1963（昭和 38）年度では 19.8% になっており、競技会開催における開催地の経費負担が軽減されたことが確認できる。

1963（昭和 38）年の体育大会の後、福井県が 1967（昭和 42）年度大会の主会場に立候補し、山形県が 1969（昭和 44）年度大会の主会場に立候補する意思を表明していた（全国高等学校体育連盟, 1964a）。このように、全国高体連が補助金を以て大会経費を負担することにより、開催地の経費負担が軽減され、各都道府県では総合大会に積極的な協力を示していたことが窺えよう。

以上のように、全国高体連は高校総体の開催について日体協との打ち合わせが遅れたことにより、日体協と競技団体との間での連絡も不十分となり、一部の競技団体では 1963（昭和 38）年の大会を従来通りに各競技種目別々で開催すると認識していた。また、全国高体連が大がかりな開会式を行い、大会を実質的な総合大会として開催し、大会主催者に日体協と競技団体の名前を入れなかったことについて批判していた。

表3-5 1963年度全国高等学校体育大会決算報告 (単位：円)

収入の部			
項目	1963 (昭和 38) 年度	1962 (昭和 37) 年度	比較増減
国庫補助金	5,000,000 (8%)	5,000,000	0
都道府県補助金	6,912,500 (11.1%)	8,780,000 (18.2%)	1,867,500
市町村補助金	5,406,440 (8.7%)	9,645,722 (20.1%)	4,239,282
全国高体連負担金	24,996,000 (40%)	0	24,996,000
都道府県高体連負担金	1,266,297	1,812,000	545,703
競技団体負担金	2,647,616	4,297,823	1,650,207
参加料	2,278,660	2,109,550	169,110
入場料	4,054,710	4,534,070	479,360
寄付金	4,998,555	7,173,193	2,174,638
雑収入	4,594,872	4,741,518	146,646
計	62,155,650	48,093,876	14,061,774
支出の部			
科目	1963 (昭和 38) 年度	1962 (昭和 37) 年度	比較増減
諸手当費	1,319,254	1,231,533	87,721
諸謝金費	2,822,851	1,603,165	1,219,686
褒賞費	3,762,832	3,287,150	475,682
旅費	14,077,743	10,862,186	3,215,557
消耗品費	6,080,693	5,517,705	562,988
賃金	918,470	789,340	129,130
印刷製本費	7,848,500	6,377,005	1,471,495
光熱及び水料費	84,399	83,354	1,045
通信運搬費	2,182,631	1,665,691	516,940
借料及び損料費	4,186,145	2,415,937	1,770,208
会議費	3,706,903	2,400,876	1,306,027
食糧費	4,101,935	2,790,016	1,311,919
備品費	2,370,484	546,448	1,824,036
雑費	5,976,735	5,054,140	922,595
委託費	304,881	1,044,900	740,019
施設費	2,411,194	2,424,430	13,236
計	62,155,650	48,093,876	14,061,774

(「全国高校体育大会決算報告」(全国高等学校体育連盟, 1964b, p. 84)より作成)

一方で、全国高体連と文部省は総合大会を「よい大会」とし、発展させるべきと考えて、都道府県も経費負担が軽減されたことにより、総合大会の開催に協力な態度が示された。そして、陸連では、全国高校陸上大会と体育大会との関係についての議論が上がっており、1963（昭和 38）年の全国高校陸上大会で後援にまわった陸連は、1964（昭和 39）年度から共催の立場に復帰しようとしていた。

次節では、1964（昭和 39）年の体育大会の開催をめぐって、全国高校陸上大会と体育大会との関係についての全国高体連と陸連との交渉、そして、大会を総合大会として開催しようとしていた全国高体連と日体協との交渉について検討する。

第3節 1964年全国高等学校体育大会の開催

本節では、1964（昭和39）年の全国高校陸上大会と体育大会との関係について、全国高体連と陸連との対立と交渉の経緯、そして、1964（昭和39）年の大会を総合大会として開催を固持した全国高体連が日体協との交渉の過程を踏まえつつ、1964（昭和39）年の体育大会の開催過程について検討する。

第1項 全国高等学校体育連盟と日本陸上競技連盟との交渉

前節で検討したように、1963（昭和38）年の全国高校陸上大会の後援にまわった陸連は、全国高体連が大がかりな開会式を開き、体育大会を実質的な総合大会として開催したことを批判し、全国高校陸上大会の在り方についての議論がなされ、1964（昭和39）年度から共催の立場に復帰しようとしていた。

そこで、本項では、1964（昭和39）年の全国高校陸上大会と体育大会との関係をめぐって、全国高体連と陸連との交渉経緯について検討していく。1964（昭和39）年の全国高校陸上大会の在り方を決めるため、陸連内で小委員会が設けられ、1964（昭和39）年の3月26日、4月13日、4月15日の3回に渡る懇談会が陸連と全国高体連の間で開催された。

まず、3月26日の第1回懇談会では、陸連からは森田重利、北沢清、佐々木吉蔵、中村清、小沢豊、鈴木明夫、安田誠克、井手口仁の8名の専務理事、全国高体連からは陸上競技部副部長の大田博邦と事務局長の竹村博之が出席した。全国高体連側は総合大会がすでに競技団体の協力を得て1963（昭和38）年に開催された、1964（昭和39）年の高校総体に全国高校陸上大会もその一環として開催すべきと主張したことに対し、陸連は単に全国高校陸上大会だけに協力し、1963（昭和38）年の体育大会を認めず、1964（昭和39）年の全国高校陸上大会を高校総体と切り離して開催すべきと主張し、両者対立していた（朝日新聞、1964年3月27日付東京朝刊；日本陸上競技連盟編、1964）。1964（昭和39）年3月発送の全国高校陸上大会の要項を確認したところ、大会名は「昭和39年度全国高等学校総合体育大会陸上競技の部」で、その下に「秩父宮杯第17回全国高等学校陸上競技対校選手権大会要項」となっていた（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1964）。そして、主催は「全国高等学校体育連盟」のみ、主管は「大阪高等学校体育連盟、大阪陸上競技協会」で、後援は「文部省、日本陸上競技連盟、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会」となっていたことが確認できる（全国高等学校体育連盟陸上競技部、1964）。このように、1963（昭和38）年のような準備期間ではなく、全国高体連は1964（昭和39）年で本格的に高校総体を実現しようとしていたことが窺えよう。

また、この懇談会の席上で、陸連は全国高体連の役員で固めた高校総体準備組織に陸連を含めた各競技団体の委員を入れた幅広いものにする改組案を出したが、全国高体連は受け付けず、1964（昭和39）年8月に高校総体を強行すると強く主張し、両者妥協点を見い出せなかった（朝日新聞、1964年3月27日付東京朝刊）。全国高体連が制定した高校総体開催基準要項において、大会開催の決定については、全国高等学校総合体育大会中央委

員会が調査審議し、全国高体連で決定することとなっていた。その中央委員会に陸連やほかの競技団体の委員を入れた場合、全国高体連側の発言力が大幅に低下することとなるだろう。それは文部省の後援とNHKからの多額の補助金を受け、主体性の確立を目指す全国高体連にとって受け入れ難いことといえよう。そして、高校総体の開催を強行するという強引な態度がとれるのも、「国庫補助金、NHK助成金は如何なる条件があっても、高体連に交付される」（全国高等学校体育連盟、1963c, p. 57）という文部省とNHKの強力な後援があつてのことといえよう。

全国高校陸上大会は1962（昭和37）年まで全国高体連と陸連の共催で行われてきたが、1963（昭和38）年は東京オリンピック大会を控えて多忙であったこと、また長年共催の実績が認められた全国高体連に任すという配慮もあつて、陸連が後援となつて、全国高体連が主催に一本立ちした。ところが開催地の新潟県では、6種目だけで総合大会のように開会式を行い、開会式の印刷物には陸連の名が見当たらない事態があつた。このような全国高体連の独断に対し、陸連が強気に出るのも理解ができればよい。こういう経緯があつただけに、1964（昭和39）年の大会についての交渉で、陸連が主催、後援、名称などへのこだわりが強かつたわけであろう。しかし、8月の全国大会を目指し、各地での予選会の開催が迫まられており、早急な解決を要するため、4月13日に第2回の懇談会が開かれた。

1964（昭和39）年4月13日の第2回懇談会では、陸連から理事長の青木半治、森田重利、北沢清、小沢豊、鈴木明夫、安田誠克、井手口仁の諸氏、全国高体連から会長の岩下富蔵、副会長の石田壮吉、理事長の尾崎剛毅、陸上競技部の事務局長の竹村博之、副部長の大田博邦、吉住晋策の諸氏が出席した。話し合いの結果、「高体連の幅のある発言が行われたので、糸口は開けて、昭和37年度の線で開催すること。今後大会日時、大会場所については両者間で十分話し合うとの基本線がまとまった」（日本陸上競技連盟編、1964, p. 8）という。

しかし、3月26日の第1回懇談会の時、すでに陸連内で1963（昭和38）年の大会は陸連に正式な相談がなく突然開催されたこと、陸連を無視して競技会の準備が進められたこと、総合大会としての開会式を行わない約束が破られたこと等、全国高体連に強い不満の声があがっていた（朝日新聞、1964年3月27日付東京朝刊）。そして、今度の第2回懇談会でも陸連理事長の青木半治は「（1963年）大会は全く陸連との約束を踏みにじるものだ。高体連は一本立ちしたものと認め後援に回ったら、この好意を裏切った。再び共催に踏み切り、競技の運営とか、準備、日程、開催場所については陸連との協議で進めていく。昨年の総合体育大会を再び今年もやるようでは重大な決意をしなければならぬ」（朝日新聞、1964年4月16日付東京朝刊；括弧内引用者）と語っていた。

というのも、1963（昭和38）年の体育大会において、全国高体連が日体協と競技団体を無視して、総合大会開催の準備を進め、大会開催の2ヶ月前までに日体協と競技団体に正式な連絡がなかったことが事実であり、競技団体が総合大会としての開会式を行わないと認識したのも、そもそも全国高体連が大会開催についての連絡調整が遅れたのが原因であ

ったからである。このように、陸連が大会の後援にまわった途端、全国高体連が独断なやり方が多く出てきて、陸連に不満を抱かせた。そして、それが第2回懇談会での全国高体連の「幅のある発言」に及んで、陸連の大会を共催の形にしようという主張が通ったといえよう。

つづいて、4月15日全国高体連と陸連の間の第3回懇談会が開かれた。陸連から理事長の青木半治、森田重利、佐々木吉蔵、小沢豊、鈴木明夫、井手口仁の諸氏、全国高体連から理事長の尾崎剛毅、陸上競技部副部長の大田博邦、事務局長の竹村博之の諸氏が出席し、4月13日の結論に基づき、次のような事項が決定された。

- ①本年度大会は、秩父宮賜杯第17回全国高等学校陸上競技対校選手権大会とする。
- ②昭和39年8月6, 7, 8, 9日とするが、3日間で行えるよう研究する。
- ③主催：陸連、高体連、開催府、市、同教育委員会。
- ④主管：開催地本連盟加盟団体、同高体連。
- ⑤後援：文部省、開催地体協、NHKを加えることを高体連より希望する。
- ⑥主催者をもって準備委員会を設置する。両者5名ずつを出して、期日、場所、実施方法、大会役員、競技役員、経費などの問題を審議する。
- ⑦開催地は主管団体で実行委員会を設置し、準備委員会によって決められた事項の実行に当たる。
- ⑧陸連、高体連間で、高校陸上の諸件並びに総合大会、駅伝などの問題を検討するために、『高校陸上競技委員会』を設置すること。(日本陸上競技連盟編, 1964, p. 8)

このように、1964(昭和39)年の全国高校陸上大会は陸連と全国高体連の共催の形に戻った。「高校陸上年鑑」の第12号に載っていた1964(昭和39)年の全国高校陸上大会の大会報告から、大会の主催は「日本陸上競技連盟、全国高等学校体育連盟、大阪府・大阪府教育委員会、大阪市大阪市教育委員会」(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1965)となっていたことが確認できる。そして、6点目の「主催者をもって準備委員会を設置する」ことは、1963(昭和38)年のような全国高体連が独断で大会準備を進めることを防ぐためのものといえよう。上記の事項は、4月22日の陸連常務理事会にかけられ、了承された。

以上のように、1964(昭和39)年の全国高校陸上大会の開催について、陸連と全国高体連と交渉し、一時対立したこともあったが、結局、大会は1962(昭和37)年度以前の形に帰して、陸連と全国高体連の共催で行うこととなった。

一方で、全国高体連は日体協、文部省と高校総体の開催について交渉がまだ途中であったため、1964(昭和39)年の全国高校陸上大会と高校総体との関係については、まだ決まっていなかった。次項では、1964(昭和39)年に高校総体を本格的に実現しようとした全国高体連が、日体協と文部省との交渉について検討していく。

第2項 1964年全国高等学校体育大会の開催をめぐる交渉

1963（昭和38）年の体育大会が終わって、1963（昭和38）年10月21日に全国高体連と日体協との話し合いが行われ、全国高体連からは1964（昭和39）年の大会を全国高校総合体育大会として、会期を1964（昭和39）年7月26日から8月初旬とし、中部地域を会場に、ラグビー、サッカー、駅伝、スキー、スケート等の冬季に開催する種目を除いた25種目を開催するとの説明があったが、日体協は各競技団体の意向を聞いたうえで、改めて話し合うことにした（毎日新聞、1963年10月22日付）。そして、11月12日に日体協と各競技団体との打ち合わせ会が行われ、話し合った結果、1963（昭和38）年の体育大会で全国高体連とその下部組織である各競技専門部と都道府県高体連との連絡が取れていない種目もあり、これら3者の意思が統一されるよう、全国高体連に一本化の要望を出すことを決定した（毎日新聞、1963年11月13日付）。

その後も全国高体連と競技団体との折衝は続いていたが、1964（昭和39）年3月4日の日体協理事会では、東俊郎理事より「昨年の高体連総合大会は暫定的なものとして開催を認め、本年以降の大会については健全な高校スポーツの育成する立前で話し合うことになっている。この前提として、各競技団体が高体連各部会と十分話し合いをすることが望ましいが、基本方針について高体連代表者と話し合いを行い3月中には結論が出るよう努力したい」（日本体育協会、1964a）と意見の開陳があった。

しかし、1964（昭和39）年3月24日全国高体連と日体協との懇談会が行われたが、全国高体連は「総合」という字句と、主催団体になることに固執して、交渉が難航していた（日本体育協会、1964b；日本体育協会編、1964）。これは、1963（昭和38）年を準備期間として考えた全国高体連は1963（昭和38）年の大会に「総合」の字句を外すことを許したが、新潟県で大会が成功裏に終わって、1964（昭和39）年こそ、高校総体を実施し、主体性を確立しようと考えたのであろう。

そして、4月20日に、全国高体連、日体協、文部省の3者打ち合わせが行われ、協議の結果、1964（昭和39）年の大会は全国高等学校総合体育大会とすること、主催を関係種目別競技団体、全国高体連、開催縣市同教育委員会とし、後援を文部省、日体協、NHKとすることとなった（日本陸上競技連盟編、1964；日本体育協会、1964b）。また、大会の運営は「体協、実施競技団体、文部省、高体連の4者で連絡協議会を組織して大会の運営にあたる。大会役員は、この連絡協議会で選出するが、名誉会長を体協会長、会長を高体連会長、同副委員長を高体連から出す」（日本体育協会、1964b）という開催案がまとめられた。このように、大会を1つの総合大会として開催するならば、主催者を各競技団体、全国高体連、開催縣市という形にしても、全国高体連は単独で大会主催者の優位に立てる、各競技団体と開催縣市は大会が1つの総合大会であるが故に、単独で団体名が標記さえないという仕組みになっていた。例えば、1969（昭和44）年の全国高等学校総合体育大会報告書では、大会の主催について「全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）の主

催は全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）及び大会開催都道府県（教育委員会を含む）、関係競技種目別全国的統轄団体とする。さらに競技種目別大会は開催地関係機関を共催に加えることを原則とする」（昭和44年度全国高等学校総合体育大会群馬県実行委員会，1969，p. 3）と規定していたことが確認できる。そして、各競技ごとから見れば、従来の形とも何ら変わらないのであり、全国高体連にも各競技団体にも受け入れられる形といえよう。

ところが、4月27日の午後13時に、日体協と各競技団体長との打ち合わせ会では、この案について、以下のような結果が協議された。

「①総合体育大会とする事は入らぬ団体もあり、時期尚早であるから体育大会でよい。

国体でも総合の字は用いていない。

②体育大会として実施する以上は関係各団体と完全な連絡了解の上に立って行われるべきである。その場合は体協が主催となり、各関係団体、高体連は主管でよい。（以上第1案）

③第1案について高体連が反対する意向が強いと予想されるので、競技団体、高体連、体協、文部省がそれぞれ、主催団体となり、実行委員会を設置して運営に当たる」

（日本陸上競技連盟編，1964，p.8）

このように、競技団体の方では、大会名に「総合」をつけることに反対し、さらに体育大会として実施にしても日体協と文部省が主催、競技団体と全国高体連主管か、あるいは日体協、文部省、競技団体、全国高体連の4者主催の2つの案を出した。

そして、上記の結果は同4月27日午後16時の日体協理事会で審議された結果、大会名に「総合」をつけることは、硬式野球等の全国高体連に加盟していない種目はともかく、ラグビー、サッカー等の全国高体連に加盟している種目さえ外している現状では無理がある（朝日新聞，1964年4月28日付東京朝刊）。また、主催者については、日体協は「主催：体協、文部省、主管：実施競技団体、高体連、後援・NHKとするのが理想的な形態であり、次回の文部省を含めた高体連との会合においてこの形態について了承を求め、了承を得られない場合は、改めて本会の態度を協議する」（日本体育協会，1964b）ことに決定した。このように、日体協は競技団体側の意思をほとんどそのまま受け継いだことが窺えよう。しかし、日体協と文部省が主催、競技団体と全国高体連が主管の形は、ほぼ国体と同じような形であり、総合大会の開催を通して主体性を確立しようとした全国高体連にとって受け入れ難い形といえよう。

つづいて、4月30日に、全国高体連、日体協、文部省の3者打ち合わせが再度行われ、日体協から下記の3つの案が提案された。

「第1案 主催：体協、文部省。主管：実施競技団体、高体連。

第2案 主催：体協，実施競技団体，文部省，高体連。

第3案 主催：実施競技団体，高体連。後援：体協，文部省，NHK]

(日本体育協会，1964c)

そして，3者協議した結果，全国高体連は第3案で行くならば，1964（昭和39）年度に限り，「総合」の字句を削除するとの譲歩の意向が示された。

ところが，1964（昭和39）年5月1日に，日体協内で設置された，東京オリンピック大会が終わった後の日体協の組織や体育・スポーツ行政等全般の問題を討議する国民スポーツ振興委員会では，この件について，日体協，文部省，開催都道府県が主催し，全国高体連と各競技団体が主管する形が理想的な姿であり，これを基本方針として日体協理事会にかけることとなった（日本体育協会，1964c）。その翌日の5月2日に国民スポーツ振興委員会が文部省の見解を質したところ，文部省は「補助金を出している事業に主催者として参加することはできない」（森田，1964，p. 14）として，「高体連としてもなかなか了承しないと思われる。体協の立場もわかるが，この際は高体連の性格を尊重され，もう少し慎重に検討されることを希望する」（日本体育協会，1964c）と答えた。このように，文部省は主催者となることを拒否して，全国高体連に有利な見解を示したことが窺える。

このようにして，1964（昭和39）年5月6日の日体協理事会において，上記の交渉経過が報告され，審議した結果，1964（昭和39）年度の大会は「総合」の字句を外し，「昭和39年度体育大会」とする，主催を各競技団体，全国高体連，開催府県同教育委員会とし，後援を日体協，文部省，NHKとすることに決定した（日本体育協会，1964c）。なお，1965（昭和40）年度以降の大会については引き続き検討し，文部省，高体連とも折衝することに決定した。

そして，全国高体連はこの決定について，以下のように考えていた。

「総合の名称を用いないことになったことであるが，これは日本体育協会内の意見統一ができず高体連があくまでも総合大会を強行することになれば，オリンピック東京大会を控えて，国内スポーツ界を混乱におとし入れることが明白であり，高体連としては大乗の見地から名称にこだわらず，実質的に総合大会を実施する方針をとることに決定した。

また主催，後援については，新たに関係競技団体と日本体育協会が加わったが，これは高体連が以前より要望していたことであり，これによって，高校スポーツが益々発展することを期待するものである。」（全国高等学校体育連盟，1964c，p. 90）

このように，全国高体連は東京オリンピック大会を控えた国内スポーツ界に混乱を起こさないために，1964（昭和39）年度の体育大会に，総合の名称がはずしたが，「実質的に総合大会を実施する」と決めていた。そして主催と後援に，競技団体と日体協が加わった

ことについても了承していた。しかし、全国高体連は「以前より要望していた」と述べていたが、最初に高校総体の実施を計画したとき、主催は全国高体連と開催都道府県となっていて、競技団体は各競技種目別の大会の共催となっていたことは「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」から確認できる。これは、1963（昭和38）年の体育大会での全国高体連が日体協と競技団体に相談なく、総合大会としての準備を進めた等の独断のやり方であって、一部の競技団体に批判され、1964（昭和39）年に陸連と日体協との交渉を経て、競技団体を総合大会の主催者に加わることを認めたのだろう。しかし、上述したように、競技団体が総合大会の主催者に加わるようになっても、全国高体連は主催者の中でも優位に立てる、全国高体連の主体性確立に支障がないと考えたのであろう。

一方で、陸連の中では、日体協理事会の決定に不満の声もあった。陸連常務理事の森田重利は、日体協の「競技団体と同列で主催に加われない」（森田，1964，p. 14）という主催者から下がった弁明が「余りにもこの大会の将来性を考えない仕打」，「（大会の）実施計画なり，運営方法のひずみを是正しようと努力しなかったのが，この点が残念である」（森田，1964，p. 14；括弧内引用者）と批判していた。しかし、陸連は結局日体協の決定に従うことにしたのである。

そして、1964（昭和39）年5月19日、陸連と全国高体連との最終的な話し合いが行われた。陸連側からは理事長の青木半治以下5名、全国高体連からは理事長の尾崎剛毅以下2名が出席し、1964（昭和39）年の大会について、「①全国高校陸上競技大会は高体連と陸連の共催，②同大会は体育大会の参加種目とする」（朝日新聞，1964年5月20日付東京朝刊）の2点で、両者の意見の一致を見た。これにより、1964（昭和39）年の全国高校陸上大会と体育大会との関係をめぐっての全国高体連と陸連との交渉も結果が出た。全国高校陸上大会は陸連と全国高体連の共催で行い、体育大会の参加種目として開催することとなった。

1964（昭和39）年7月15日の日体協評議員会において、1964（昭和39）年の体育大会の開催について、東俊郎理事より以下の内容が報告された。

「文部省、高体連と協議し、十分検討した結果、本年度に限り、主催を実施競技団体、高体連、開催府県、同教委、後援を文部省、体協、NHKの方式で開催するとし、また明年度以降の大会は、本会としては、主催を体協、文部省、開催地都道府県、主管を実施競技団体、高体連とすることが適当であるとの結論になった」（日本体育協会，1964d）

評議委員会では、この件について今後とも慎重に検討したいとして了承された。このように、日体協としては、国体のように、日体協と文部省と開催都道府県が主催という形で開催したいとの意向が窺える。

このようにして、1964（昭和39）年の体育大会は7月下旬から8月中旬（水泳は8月下

旬) にかけて開催されることとなった。その日程と場所は表 3-6 に示した通りである。

表 3-6 1964 年度全国高等学校体育大会開催日程と場所一覧表

種目	開催日時	開催場所
陸上	8月6日～9日	大阪市(大阪府)
体操	8月7日～9日	武生市(福井県)
水泳	8月22日～25日	前橋市(群馬県)
バスケットボール	7月31日～8月5日	静岡市(静岡県)
バレーボール(男子)	8月1日～4日	小松市(石川県)
バレーボール(女子)	8月1日～4日	名古屋市(愛知県)
卓球	8月6日～9日	伊勢市(三重県)
軟式テニス	8月1日～6日	神戸市(兵庫県)
ハンドボール	8月2日～7日	上田市(長野県)
バドミントン	8月6日～10日	京都市(京都府)
ソフトボール	8月1日～4日	伊那市(長野県)
柔道	8月1日～3日	伊勢市(三重県)
漕艇	8月5日～7日	恵那市(岐阜県)
剣道	8月7日～9日	静岡市(静岡県)
レスリング	8月1日～3日	西宮市(兵庫県)
弓道	8月1日～3日	福井市(福井県)
硬式テニス	8月1日～8日	名古屋市(愛知県)
自転車	8月6日～9日	富山市(富山県)
ボクシング	8月5日～10日	多治見市(岐阜県)
ホッケー	8月1日～5日	名古屋市(愛知県)
重量あげ	7月31日～8月2日	土岐市(岐阜県)
ヨット	8月7日～10日	鹿児島市(鹿児島県)
フェンシング	8月1日～4日	名古屋市(愛知県)
登山	8月5日～9日	奈良県

(朝日新聞, 1964年7月25日付東京朝刊より作成)

このように、主会場の名古屋市で開催されたのは4競技種目で、1963(昭和38)年の主会場である新潟県の6種目より減っていたが、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県の東海4県に11の競技種目が集まり、ほとんどの種目は中部地域に集中して開催されていたことが確認できる。

表 3-7 1964 年度全国高等学校体育大会「陸上競技」収支決算報告 (単位：円)

収入		支出	
国庫補助金	363,000	諸手当費	116,110
都道府県補助金	100,000 (2.1%)	諸謝金費	520,120
市町村補助金	50,000 (1.1%)	褒賞費	346,500
全国高体連負担金	2,186,000 (47%)	旅費	512,927
都道府県高体連負担金	100,000	消耗品費	286,228
競技団体負担金	0	賃金	103,190
参加料	101,100	印刷・製本費	1,842,400
入場料	1,000,000	光熱水料費	17,000
寄付金	0	通信・運搬費	81,557
雑収入	720,461	借料及び損料費	121,620
		会議費	74,850
		食糧費	362,229
		雑費	235,830
合計	4,620,561	合計	4,620,561

(『高校陸上年鑑第 12 号』(全国高等学校体育連盟陸上競技部, 1965, p. 86-87) より作成)

また、1964 (昭和 39) 年の体育大会における陸上競技の収支決算書は表 3-7 に示したように、大会経費の 47%が全国高体連負担金の 218 万 6000 円 (現在の 955 万 1869 円に相当) によって賄われていた。そして、都道府県と市町村の補助金の 15 万円 (現在の 65 万 5434 円に相当) は大会経費の僅か 3.2%を占めていた。1954 (昭和 29) 年の第 7 回全国高校陸上大会の予算書 (表 1-7 参照) で大会経費の 66%が都道府県と市町村の補助金によって賄われていたことに比べると、都道府県にとって、全国高体連の総合大会に加わって開催する経済的なメリットは明らかであろう。

以上のように、1963 (昭和 38) 年の体育大会の開催が一部の競技団体から批判されながらも、全国高体連は 1964 年 (昭和 38) 年から高校総体を実現しようとしていた。日体協との交渉で、全国高体連は「総合」の字句と主催者になることを固持し、交渉が難航していたが、文部省を加えた 3 者の打ち合わせを経て、大会の名称に「総合」を外し、主催を全国高体連、各競技団体、開催都道府県とし、後援を文部省、日体協、NHK とする形で 1964 (昭和 39) 年の体育大会を開催することに決定した。そして、1964 (昭和 39) 年の全国高校陸上大会の開催についての全国高体連と陸連の交渉は、一時対立もあったが、結局陸連が共催の立場に復帰し、全国高校陸上大会を体育大会の参加種目として開催されることとなった。

一方で、日体協は 1965 (昭和 40) 年度以降の大会について、主催を日体協、文部省、開

催地都道府県とし、主管を各競技団体と全国高体連とする方針で全国高体連と引き続き交渉を進めたいと考えていた。次節では、1965（昭和40）年の全国高等学校総合体育大会の開催について検討する。

第4節 全国高等学校総合体育大会の成立とその社会的位置づけ

本節では、1965（昭和40）年の全国高等学校総合体育大会の開催の検討をふまえて、高校総体の成立とその社会的位置づけについて検討していく。

東京オリンピック大会後の課題として、スポーツ振興の方向は選手強化からスポーツの国民への普及振興へと転換すべきという声が起こっていた（前川，1964）。1964（昭和39）年7月24日に、東京オリンピック大会を契機に国民のスポーツを振興させようと、保健体育審議会は「スポーツ振興に関する基本計画」をまとめ、答申した。答申はスポーツ施設を整備すること、体育・スポーツの科学的研究と指導の強化、体育・スポーツを普及するための資金確保等を中心とし、その主な内容は、人口5万人以上の市町村に少なくとも1か所のスポーツ施設を作ること、各都道府県に数か所の野外活動施設を作ること、東京オリンピック大会の選手村跡を中心に「青少年センター（仮称）」を設けることや、スポーツの科学的・基礎的研究をするための国立スポーツセンターを作ること等であった（朝日新聞，1964年7月25日付東京朝刊）。このように、保健体育審議会の国民のスポーツ普及・振興への意図が窺えよう。

日体協も、東京オリンピック大会が終わって、1964（昭和39）年12月8日の理事会で、大庭哲夫専務理事より「今後の本会の運営方針を国民スポーツ振興のための広い視野から総合的に検討願いたい…（中略）…今後わがスポーツ界が国際的競技水準を維持し向上させるためには、既成選手の強化だけでなく、スポーツを通じ青少年を根幹とする国民の底辺を育成し、国民体力の向上を図ることが必要」（日本体育協会，1964e）との意見の開陳があった。日体協も選手強化だけでなく、「青少年を根幹とする国民の底辺を育成」する方向に転換しようとした動きが確認できる。そこで、日体協の組織機構改革について、日本オリンピック委員会や地方体協の位置づけ、スポーツ少年団の性格や、全国高体連やその他の団体との関係等が討議され、人見誠治理事より「意思の疎通を図るため高体連から理事を出してもらってはどうか」（日本体育協会，1964e）との意見があり、大庭哲夫専務理事も「高体連・中体連は今後とも本会の友好団体として加盟団体と同様の取り扱いをしてゆくべきと思う。できれば本会の組織の一環となることを期待する」（日本体育協会，1964e）と発言した。討議の結果、全国高体連と密接な提携を図ると共に、その他の友好団体との連携を強めていくことを決定した。

そして、1965（昭和40）年2月9日の日体協理事会で「高校生、中学生に対するスポーツの普及を進めるため、高体連、中学校長会の会長を学識経験理事とする」（日本体育協会，1965a）ことが決定され、1965（昭和40）年度では、全国高体連会長の田中喜一郎が日体協の理事となっていった。

このように、東京オリンピック大会が終わって、日体協は選手強化だけでなく、青少年のスポーツ普及にも着手しようとして、全国高体連の会長を日体協の理事とし、全国高体連とより密接な連携を図るようになった。この動きが1965（昭和40）年度の高校総体の実現につながった。全国高体連はこのような選手強化からスポーツ普及への動きについて以

下のような見解を示した。

「1964年はなによりもオリンピックの年であった。それは単にスポーツ行事にとどまらず、経済建設、社会活動のすべてがオリンピックに歩調を合わせたという意味である。しかもそのすべてが成功に収め、国民に大きい自信を与え、戦後19年にして、国民の総力を結集するという国家的成果ともなりえる。

こうした大きい渦の中で表面的に波たたなかつたけれども、日本のスポーツ界では新しいビジョンを確立しようという努力が積み重ねられ、1965年以降の基礎固めをしたとみてよい。その1つはスポーツ少年団活動に見られるように、スポーツは金メダル至上主義を止揚して、日本の社会に根をおろした姿をとるべきだという方向である。他の1つはわれわれ高体連のビジョン、総合体育大会の承認にみられる開放性社会への衣がえの方向である。

これまでの日本のスポーツは競技団体を中心にする閉鎖社会、つまり社会的基盤の貧困な根無し草であったものが、オリンピックの反省によって開眼し、開放的になったとみてよい。そうした新しい風潮に日本体協が棹して昨年までの態度とは180度転回して、高校体育大会を「総合」の方向に向かうことを了承したとみてよい。」（全国高等学校体育連盟陸上競技部，1965，p. 39）

このように、東京オリンピック大会以降、スポーツの振興は選手強化から、国民スポーツの普及振興へと転換する動きをみせる中、日体協も高校生のスポーツの普及を進めるために、高校総体の開催を認める方向へと転換したことが窺えよう。

そして、1965（昭和40）年5月8日に、日体協と全国高体連との打ち合わせが行われ、両者協議の結果、1965（昭和40）年の大会は「全国高校総合体育大会の名称で、昨年通り競技団体、高体連、開催府県が主催し、体協、文部省、NHKが後援して開催することを了承した。なお、体協、文部省、競技団体、高体連で実行委員会を組織し、運営方針及び補助金配分等を検討する」（日本体育協会，1965b）こととなった。また、新聞社との関係について、「実情に応じ弾力のある話し合いを進め、円満な解決を図るため努力する」（日本体育協会，1965b）こととなった。このように、1965（昭和40）年の大会に「総合」の名称がつけられ、主催は1964（昭和39）年と同様で全国高体連、各競技団体、開催都道府県で主催することとなって、全国高体連が1962年から計画していた高校総体が実現することとなった。

1965（昭和40）年7月31日に昭和40年度全国高等学校総合体育大会の総合開会式が大分市の市営陸上競技場で行われ、各都道府県選手団で約6千人の選手が入場行進し、スタンドで約2万人の観衆が参集した。各競技の大会の開催地と日程は表3-8に示した通りである。

表 3-8 1965 年度全国高等学校総合体育大会開催日程と場所一覧表

種目	開催日時	開催場所
陸上	7月31日～8月3日	大分市（大分県）
軟式テニス	8月1日～6日	大分市（大分県）
水泳	8月22日～25日	別府市（大分県）
硬式テニス	8月1日～2日	別府市（大分県）
自転車	8月1日～4日	別府市（大分県）
フェンシング	8月1日～4日	別府市（大分県）
バレーボール（男子）	8月5日～8日	臼杵市（大分県）
ソフトボール	8月1日～4日	竹田市（大分県）
登山	8月5日～9日	竹田市（大分県）
漕艇	8月5日～7日	日田市（大分県）
レスリング	8月5日～7日	佐伯市（大分県）
ボクシング	8月3日～8日	津久見市（大分県）
重量あげ	8月1日～3日	湯布院市（大分県）
ホッケー	7月31日～8月4日	湯布院市（大分県）
体操	8月6日～8日	宮崎市（宮崎県）
弓道	7月31日～8月2日	宮崎市（宮崎県）
バスケットボール	7月30日～8月4日	長崎市（長崎県）
卓球	8月5日～8日	長崎市（長崎県）
バレーボール（女子）	8月5日～8日	鹿児島市（鹿児島県）
ヨット	8月5日～8日	鹿児島市（鹿児島県）
ハンドボール	8月2日～7日	熊本市（熊本県）
バドミントン	8月2日～7日	熊本市（熊本県）
柔道	8月2日～4日	熊本市（熊本県）
剣道	8月8日～9日	佐賀市（佐賀県）

（朝日新聞，1965年7月16日付東京朝刊より作成）

このように、主会場である大分県に14競技種目が集まって開催された。ほかの競技種目の大会も全部九州地区で開催されていた。これは全国高体連が1962（昭和37）年に制定した「全国高等学校総合体育大会趣意書」で示した、1つの県を中心に、隣の数県で協力して開催するという方法に合致する。

また、主催者について、全国高体連は最初総合大会の主催を全国高体連と開催都道府県とし、各競技種目別大会の主催を各競技団体と開催地関係機関にしたのだが、1964（昭和39）年に日体協との交渉で、競技団体が全国高体連と同列の主催者となった。各競技種目

別大会から見れば従来通りであり、総合大会として見ても、全国高体連が主催者の中で優位であり、全国高体連の主体性確立に支障はなかった。

そして、大会の名称は1963（昭和38）年と1964（昭和39）年に「全国高等学校体育大会」の名称で開催されたが、1965（昭和40）年で「総合」の字句がつけられ、各競技種目別の大会名の上に「全国高等学校総合体育大会」の名称が冠せられた。

以上、1965（昭和40）年の大会は、大会名称、主催者、開催地域の3点から見て、全国高体連が1962（昭和37）年に計画していた高校総体の形とほぼ同じ形となっていたところから、全国高等学校総合体育大会が成立したといえよう。それでは、高校総体の成立はどのように社会的に位置づくのだろうか。

まず、第1章で明らかにしたように、学校関係者によって組織された全国高体連は、学校関係者が戦後学徒のスポーツに関わり始める象徴として考えられ、日体協と協力するようになり、「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定によって競技会主催権を確立したが、競技会開催に対する主体性が競技団体側にあった。その後、対外競技基準が緩和されながらも、全国高体連は「全国大会開催基準要項」の制定や、他の団体を競技会主催者に加えるための基準を作り、競技会開催に対する主体性の確立を図ったが、効果は小さかった。

そして、東京オリンピック大会の開催を契機としたスポーツ振興の気運の高まりに乗って、全国高体連は文部省から国庫補助金を交付され、さらにNHKから補助金を受け、財政的基盤を確立し、高校総体の実現に踏み切って、日体協と競技団体と交渉を経て、高校総体の開催を実現し、主体性を確立した。

このように、高校総体成立の過程は全国高体連の競技会開催に対する主体性の確立過程でもあったといえよう。全国高体連陸上競技部副部長の大田博邦は「教育的良心のうずまきを持つ全国高体連は『主体性の確立』ののろしをあげ、わが国スポーツ界に教育者の発言を強く貫徹しようとしたものが『全国高等学校総合体育大会』の企画と実戦である」（大田、1964, p. 36）と述べていた。

以上のことから、高校総体の成立は、全国高体連が代表する学校の体育教師や学校長等の学校関係者の競技会開催に対する主体性確立の象徴として社会的に位置づけられることができよう。

第5節 本章のまとめ

本章では、NHKの後援を得て、高校総体を開催しようとした全国高体連と日体協や競技団体との折衝の検討を通して、高校総体の成立過程と全国高体連の主体性の確立について明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、NHKからの補助金支出による全国高等学校総合体育大会の始動について検討した（第1節）。次に、1963（昭和38）年の体育大会の開催をめぐる、全国高体連と日体協との折衝及び、大会開催の状況とそれに対する批判について検討した（第2節）。そして、1964（昭和39）年の体育大会開催において、陸上競技の位置づけについての全国高体連と陸連との交渉及び、大会主催者についての全国高体連と日体協との交渉を検討した（第3節）。最後に、1965（昭和40）年の高校総体の成立とその社会的位置づけについて検討した（第4節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 全国高体連は1961（昭和36）年夏にNHKから、高校総体を開催するなら援助するという話が持ち掛けられ、全国高体連では、内部に反対の意見や慎重すべき議論もあったが、高校総体を実現する方向に決め、具体的に計画を進めることにした。1962（昭和37）年11月に全国高体連は陸連理事会で高校総体計画を報告したが、実現までに問題が多く、発表できる段階ではないとみられていた。しかし、NHKから補助金を受け、財政的基盤を確立した全国高体連は、「全国高等学校総合体育大会趣意書」を制定し、全国高体連の主体性確立を意図した高校総体計画を、日体協や文部省に何の連絡相談もなしに、独自に大会開催地新潟県でその開催準備を進めていた。
- 2) 全国高体連は1963（昭和38）年5月の全国理事会で、1963（昭和38）年夏から高校総体を実施することを決定し、関係方面に正式に協力を依頼したが、各関係方面から高校総体の開催に対して賛成と反対の意見に分かれていた。全国高体連と日体協と種々折衝の末、全国高体連は1963（昭和38）年度の大会に「総合」を外し、「全国高等学校体育大会」の名称で実施すると妥協し、日体協は全国高体連を競技会実施機関と認め、1963（昭和38）年度に限り全国高体連の計画に従って開催することを了承した。しかし、全国高体連はすでに総合大会としての準備を進め、大会で大がかりな総合開会式を行い、開会式の印刷物に日体協と競技団体の名称が載っていなかった等のことが、独断的なやり方として一部の競技団体に批判された。
- 3) 1963（昭和38）年の全国高校陸上大会で後援にまわった陸連は、1963（昭和38）年の体育大会での全国高体連の独断なやり方を批判し、1964（昭和39）年で全国高体連と交渉し、再び全国高校陸上大会での共催の立場に復帰した。一方、全国高体連と日体協との交渉で、全国高体連が主体性を持った高校総体の実現を目指し、「総合」の名称と主

催者になることを固持し、交渉が難航していたが、文部省を加えた3者の打合せにより、1964（昭和39）年の大会は、主催を全国高体連、各競技団体、開催都道府県とし、後援を文部省、日体協、NHKとし、「総合」を外し、「全国高等学校体育大会」の名称で開催することとなった。その後、陸連との交渉により、全国高校陸上大会も体育大会の傘下に加わることとなった。

- 4) 東京オリンピック大会以降、スポーツの振興は選手強化から、国民への普及振興へと転換する動きを見せ、日体協は高校生のスポーツの普及を進めるために、高校総体の開催を認める方向へと転換し、全国高体連と協議した結果、1965（昭和40）年の大会について、主催と後援が1964（昭和39）年と同様で、「全国高等学校総合体育大会」の名称で開催することを了承した。これにより、全国高体連の競技会開催に対する主体性が確立され、高校総体が成立した。その成立は、全国高体連が代表する学校の体育教師や学校長等の学校関係者の競技会開催に対する主体性確立の象徴として社会的に位置づけられていた。

以上、本章では、全国高等学校総合体育大会の成立過程について明らかにした。

次章では、本研究の総括を行い、全国高等学校総合体育大会の成立過程について結論を提示し、本研究の結びとしたい。

第3章 注釈

注1) 本章第2節と第3節で詳細に検討するが、1963（昭和38）年と1964（昭和39）に全国高体連が高校総体を開催しようとしていたが、日体協との交渉した結果、「総合」の文字がはずされ、大会は「全国高等学校体育大会」の名称で開催された。本研究では、1963（昭和38）年と1964（昭和39）の全国高等学校体育大会を「体育大会」と略す。

注2) 昭和初期に新潟県新潟市の白山公園付近で整備した運動公園が後に「白山総合運動場」となり、1936（昭和11）年に「新潟市営白山陸上競技場」と改称した。そして、戦後に第19回国体が1964（昭和39）年に新潟県で開催することが決定され、メイン会場となった白山陸上競技場は県に移管され、1963（昭和38）年に「新潟県営新潟陸上競技場」と改称された。

注3) 日本漕艇協会は1920（大正9）年6月に創立され、1998（平成10）年に日本ボート協会と名称を変更した。本研究においてボート競技を当時の名称である漕艇を用いる。

注4) 郵政省は、2001年（平成13年）1月5日まで存在した郵便事業全般及び電気通信・電波・放送等の事業を取扱う日本の行政機関の一つである。2001年（平成13年）1月6日に中央省庁再編の実施に伴い、郵政省が廃止された。

注5) 1930（昭和5）年に大日本バスケットボール協会が設立され、戦後1945（昭和20）年、日本籠球協会として再発足し、1947（昭和22）年に日本バスケットボール協会と改名し、1976（昭和51）年に法人化により、財団法人日本バスケットボール協会となり、さらに2012（平成24）年に公益財団法人に移行し、現在に至る。

第3章 引用・参考文献

- 朝日新聞 (1962) 11月2日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963a) 5月22日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963b) 5月26日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963c) 5月30日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963d) 6月7日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963e) 6月25日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963f) 6月26日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963g) 6月28日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963h) 7月3日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963i) 7月4日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963j) 7月21日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1963k) 8月4日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1964a) 3月27日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1964b) 4月16日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1964c) 4月28日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1964d) 5月20日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1964e) 7月25日付 東京朝刊.
- 朝日新聞 (1965) 7月16日付 東京朝刊.
- 第20回国民体育大会岐阜県実行委員会事務局編 (1966) 第20回国民体育大会報告書. 第20回国民体育大会岐阜県実行委員会.
- 原田隣造 (1964) 17か年を顧みて. 全国高等学校体育連盟陸上競技部, 高校陸上年鑑第11号. ベースボール・マガジン社, pp. 22-23.
- 橋本一夫 (1963) 競技会だより. 体育科教育, 11 (10) : 67.
- 岩下富蔵 (1962) 今年の抱負: インターハイの総合制実施. 体育科教育, 11 (1) : 9-10.
- 柏原恵信 (1964) 全国高校対校選手権自転車競技競技大会開催記. 新潟県高体連機関誌「高体連年報」, 10 : 139-140.
- 木島信一 (1964) 全国高校陸上競技対校選手権大会を顧みて. 新潟県高体連機関誌「高体連年報」, 10 : 133-134.
- 前川峯雄 (1964) オリンピック後の日本の体育: とくに社会体育の面について. 学校体育, 17 (10) : 8-12.
- 毎日新聞 (1962) 10月25日付.
- 毎日新聞 (1963a) 7月3日付.
- 毎日新聞 (1963b) 8月9日付.
- 毎日新聞 (1963c) 10月22日付.

毎日新聞（1963d）11月13日付。

森田重利（1964）時評：全国高校総合体育大会について。学校体育，17（8）：14-15。

日本陸上競技連盟編（1962a）第2回常務（在京）理事会。陸連時報，（102）：6-7。

日本陸上競技連盟編（1962b）第18回常務（在京）理事会。陸連時報，（109）：6。

日本陸上競技連盟編（1963a）昭和37年度第3次臨時代議委員会。陸連時報，（110）：2-22。

日本陸上競技連盟編（1963b）第1次臨時代議委員会。陸連時報，（115）：3-4。

日本陸上競技連盟編（1963c）第10回常務（在京）理事会。陸連時報，（118）：6。

日本陸上競技連盟編（1963d）昭和38年度第2次臨時代議委員会。陸連時報，118：2-4。

日本陸上競技連盟編（1964）高校陸上の開催方式：共催の線を確立。陸連時報，（126）：8。

日本体育協会（1952c）第十八回理事会議事録。2月20日付。

日本体育協会（1960）第30回理事会議事録。3月16日付。

日本体育協会（1963a）第5回理事会議事録。6月4日付。

日本体育協会（1963b）第6回理事会議事録。6月19日付。

日本体育協会（1963c）第7回理事会議事録。6月27日付。

日本体育協会（1963d）第8回理事会議事録。7月3日付。

日本体育協会（1963e）第9回理事会議事録。7月17日付。

日本体育協会（1964a）第21回理事会議事録。3月4日付。

日本体育協会（1964b）第2回理事会議事録。4月27日付。

日本体育協会（1964c）第3回理事会議事録。5月6日付。

日本体育協会（1964d）第1回評議員会議事録。7月15日付。

日本体育協会（1964e）第15回理事会議事録。12月8日付。

日本体育協会（1965a）第21回理事会議事録。2月9日付。

日本体育協会（1965b）第4回理事会議事録。5月19日付。

日本体育協会編（1962）体協の動き。体協時報，（113）：59-61。

日本体育協会編（1964）事務局日誌。体協時報，（127）：69-71。

新潟県高等学校体育連盟（1963）昭和38年度全国高校総合体育大会新潟大会の展望。新潟県高体連機関誌「高体連年報」，9：136-138。

新潟日報（1963a）8月2日付。

新潟日報（1963b）8月12日付。

大田博邦（1964）スポーツ社会時評「この一年」：学校の運動場からみた一年。全国高等学校体育連盟陸上競技部，高校陸上年鑑第11号。ベースボール・マガジン社，pp. 34-39。

参議院オリンピック準備促進特別委員会（1963）参議院オリンピック準備促進特別委員会議録 第10号。6月28日付。

参議院通信委員会（1964）参議院通信委員会会議録 第23号。6月4日付。

サンケイ新聞（1963）8月2日付。

白井良夫（1964）全国高校ヨット選手権大会開催記. 新潟県高体連機関誌「高体連年報」, 10 : 142-143.

昭和 41 年度全国高等学校総合体育大会青森県実行委員会事務局（1967）昭和 41 年度全国高等学校総合体育大会報告書. 昭和 41 年度全国高等学校総合体育大会青森県実行委員会.
昭和 44 年度全国高等学校総合体育大会群馬県実行委員会事務局（1969）昭和 44 年度全国高等学校総合体育大会報告書. 昭和 44 年度全国高等学校総合体育大会群馬県実行委員会.
読売新聞（1963）7 月 13 日付.

全国高等学校体育連盟（1963a）全国高等学校総合体育大会趣意書. 埼玉県高体連機関誌「高体連」, 7 : 96.

全国高等学校体育連盟（1963b）全国高等学校総合体育大会開催基準要項. 新潟県高体連機関誌「高体連年報」, 9 : 181-183.

全国高等学校体育連盟（1963c）高体連ユース. 体育科教育, 11（8） : 57.

全国高等学校体育連盟（1964a）高体連ユース. 学校体育, 17（3） : 70-71.

全国高等学校体育連盟（1964b）高体連ユース : 体育大会決算報告. 学校体育, 17（5） : 84-85.

全国高等学校体育連盟（1964c）高体連ユース. 学校体育, 17（6） : 90-91.

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1954）高校陸上年鑑第 1 号. ベースボール・マガジン社.

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1962）高校陸上年鑑第 9 号. ベースボール・マガジン社.

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1963）高校陸上年鑑第 10 号. ベースボール・マガジン社.

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1964）高校陸上年鑑第 11 号. ベースボール・マガジン社.

全国高等学校体育連盟陸上競技部（1965）高校陸上年鑑第 12 号. ベースボール・マガジン社.

【第3章 章末資料】

全国高等学校総合体育大会開催基準要項

昭和38年5月21日制定，39年度大会より実施

全国高等学校総合体育大会は，高等学校教育の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え，技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり，心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに，高等学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

大会の実施にあたって，一層円滑な運営を期するため，各種目の全国的統轄団体並びに開催地の関係団体および関係諸機関と緊密な連絡をとり実施する。

1.主催

全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）の主催は全国高等学校体育連盟および大会開催都道府県（教育委員会を含む）とし，競技種目別大会は競技種目別全国的統轄団体および開催地関係機関が共催することを原則とする。

2.主管および後援

大会の主管は開催地都道府県高等学校体育連盟および関係の都道府県種目別団体とする。大会の後援は文部省，日本放送協会および日本体育協会とする。

3.大会の開催

- (1) 大会は夏季，冬季の二期に分けて開催し，毎年開催する。
- (2) 各季大会の開催地は原則として全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）の定める次の地域内とする。ただし冬季大会は二地域以上で開催することができる。
- (3) 大会は，東，中，西の地域内の順序で輪番に開催することが出来る。

区分	地区	所属都道府県
東	北海道	北海道
	東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
	関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・東京・神奈川・千葉・山梨
中	北信越	長野・新潟・富山・石川・福井
	東海	静岡・愛知・岐阜・三重
	近畿	滋賀・和歌山・奈良・京都・大阪・兵庫
西	中国	岡山・広島・鳥取・島根・山口
	四国	徳島・香川・高知・愛媛
	九州	福岡・大分・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・（沖縄）

4.大会の申請

- (1) 大会の開催を希望する都道府県高等学校体育連盟は同一地域内の各都道府県高等学校体育連盟との連絡調整をはかり，都道府県高等学校体育連盟会長，都道府県教育委員会の連署のうえ，全国高等学校体育連盟会長あて申請書を提出する。
- (2) 申請書は大会開催年度の3年前の4月1日から6月30日までに提出するものとする。
- (3) 申請書の様式および添付書類は別に定める。

5.大会開催の決定

- (1) 本連盟は前項の申請にもとづいて，全国高等学校総合体育大会中央委員会（以下「中央委員会」という）で調査研究し，大会開催地ならびにその実施種目と会場地の原案を作成し，本連盟理事会において決定する。
- (2) 大会開催地ならびにその実施種目とその会場地の内定は大会開催年度の2年前，決定は1年前の6月30日までとする。
- (3) 大会開催地の内定および決定した都道府県が不慮の災害等で開催が不可能となった場合は，その都度中央委員会で審議決定し，本連盟理事会の了承を得るものとする。

6.大会開催の期間

- (1) 夏季大会は8月中，冬季大会は1月～2月中を原則とする。
- (2) 各季大会競技日数は4日をこえないことを原則とする。

7.競技の運営

各競技の運営は本連盟種目別専門部が種目別全国的統轄団体と提携してこれにあたる。

8.大会の規模

- (1) 競技種目は次のとおりする。

イ. 夏季大会（24 種目）

陸上競技，体操，水泳，バスケットボール，バレーボール，卓球，軟式庭球，ハンドボール，バドミントン，ソフトボール，相撲，柔道，漕艇，剣道，レスリング，弓道，硬式庭球，登山，自転車，ボクシング，ホッケー，ウェイトリフティング，ヨット，フェンシング

ロ. 冬季大会（5 種目）

スキー，スケート，駅伝競走，蹴球，ラグビー

- (2) 競技方法は各種目別学校対抗競技とする。
- (3) 各競技の参加人員数，大会期間中に競技が終了することを限度として中央委員会で決定する。

- (4) 大会期間中に各種目研究集会、協議会、表彰式等を行う場合は中央委員会の承認を経なければならない。

9.大会参加資格

- (1) 参加者は都道府県高等学校体育連盟に加盟している高等学校生徒で、当該競技要項により全国大会参加の資格を得たものに限る。
- (2) 年齢は4月2日起算とし、19歳未満のものとする。
- (3) チームの編成において全日制の課程と定時制の課程の生徒による混成は認めない。
- (4) 転校後6ヵ月未満のものは参加を認めない。ただしやむを得ない場合はこの限りでない。
- (5) 外国人学校の生徒の参加は認めない。
- (6) 工業高等専門学校生徒は高等学校生徒に準ずる。3年生までの出場を当分の間認める。

10.大会役員

別に定める基準による。

11.開催地都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は大会のために実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規定には次の内容を明記する。
イ 名称、ロ 目的、ハ 組織、ニ 役員、ホ 管理内容、ヘ 経理方法、ト その他必要な事項
- (3) 実行委員会は総務局を設ける。
- (4) 実行委員会は次の事項について中央委員会の承認を得なければならない。
イ 委員会規程と委員会役員、ロ 大会有運営の予算および決算、ハ 競技施設の計画、ニ 式典の方法、ホ 宿泊料金、ヘ 参加章およびポスターの図案、ト 高体連マークの使用、チ 報告書の作成、リ その他中央委員会で必要と認める事項
- (5) 会場地市町村の実行委員会は開催地都道府県実行委員会が必要と認めた場合は設置することができる。

12.各種目の実施要項

- (1) 実施する競技種目、公開種目、研究集会、協議会等については種目別専門部、あるいは関係団体で実施要領案を作成し、夏季大会については前年の10月1日、冬季大会については前年の3月1日までに中央委員会に提出するものとする。
競技種目の実施要領に記載する内容は次のとおりとする。
イ 実施期日、ロ 会場、ハ 競技規程と方法、ニ 参加資格、ホ 参加料、ヘ 参加人員数（監督を含めた1チームの人員）、ト 申込方法、チ 申込様式

- (2) 各種目の実施要項は夏季大会については4月1日、冬季大会については9月1日までに全国高等学校体育連盟から各都道府県高等学校体育連盟事務局あてに送付する。

13.参加申し込み

- (1) 都道府県大会または地域大会において選抜または選考されたものを都道府県高等学校体育連盟会長が当該学校長と連署して所定の様式により、定められた期限までに開催地都道府県実行委員会あてに申込みものとする。

上記以外の申込は認めない

- (2) 申込み期限は中央委員会で決めるが、原則として開催日の4週間前とする。
- (3) 申込み用紙は開催地都道府県実行委員会で作成し、夏季大会は6月1日、冬季大会は11月1日まで各都道府県高等学校体育連盟事務局あて送付する。

14.大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は中央委員会で決める。
- (3) 参加料は開催地都道府県実行委員会に納入する。参加料は総合体育大会の種目別競技の運営費にあてる。

15.大会参加章

- (1) 参加章は大会に参加した大会役員、競技役員と都道府県選手団本部役員、監督、選手に配布する。
- (2) 参加章は大会参加を証するもので、すべての競技会場に入場することが出来る。ただし会場の都合により入場を制限することがある。
- (3) 参加章の意匠は毎年新しくする。
- (4) 参加章の意匠は各季を通じて同一とする。
- (5) 参加章の意匠は中央委員会で決定し、開催地都道府県実行委員会が作成する。

16.大会の式典

- (1) 開会式典は夏季大会では陸上競技会場で行い、各競技種目の参加を原則とする。冬季大会の開会式は各会場ごとに行なう。
- (2) 夏季大会が2県以上にまたがる場合および同一都道府県内でも、開催地がいちじるしく離れている場合はそれぞれ別個に開会式を行うことができる。
- (3) 開会式式典は原則としてそれぞれの種目別会場で行なう。

17.表彰

- (1) 各競技とも上位入賞者に賞状を授与する。競技種目毎の入賞数は別に定める。

- (2) チームゲームでは実際に競技に参加した全競技者氏名を賞状に記載してチームに授与し、チームの各競技者にはそのチーム名と、授与される競技者の氏名だけを記載して授与する。

18.大会標章は高体連マークとする

19.プログラム

- (1) プログラムは総合プログラムと種目別プログラムとする。
- (2) プログラムには商業広告を掲載することができる。掲載した広告料収入は開催地実行委員会が収受する。
- (3) プログラムは有料で配布する。ただし次については無料とする。
- (I) 総合のプログラム
- イ 大会役員各 1 部，ロ 都道府県選手団本部各 5 部
- (II) 競技種目別プログラム
- イ 種目別競技団体（関係種目のみ）5 部，ロ 競技役員 1 部，ハ 都道府県選手団本部各 2 部，ニ 各競技別監督 1 部，ホ 県代表総監督，監督 1 部，ヘ 参加選手 1 校につき 2 部，ト 報道関係者申込数の 1/4 部

20.都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員の編成は次の基準による。
- イ 夏季大会 団長，副団長，総監督，総務合わせて 10 名以内，ロ 冬季大会は 3 名以内
- (2) 都道府県選手団本部役員は選手申込みとともに開催地都道府県実行委員会事務局に申込まなければならない。

21.大会経費

大会の準備ならびに運営のための経費は政府助成金，NHK 助成金，共催分担金，参加料（入場料），寄付金等でまかなう。

22.宿泊

- (1) 大会役員，競技役員と都道府県選手団，本部役員，監督，選手の宿舎は開催地実行委員会が準備する。
- (2) 競技種目別参加者の宿舎はなるべく実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 宿舎は旅館を原則とするが，寮，寺院，民家等を利用することができる。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは少なくとも 1 人当たり 1 畳半以上とする。
- (5) 配宿は開催実行委員会が行なう

- (6) 宿泊料金は開催地都道府県実行委員会が予め旅館組合と協定したものについては、大会開催の前年に中央委員会で決定する。

23.交通

開催地都道府県実行委員会は、できる限り大会参加者の参集および競技に必要な交通上の利便を計るものとする。

24.報道

- (1) 報道員の範囲は新聞社、同写真班、ラジオ、テレビ放送社、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、日本放送協会、ニュース映画協会にそれぞれ加入しているもの、および主催者が委託した記録映画社とする。
- (2) 報道員に開催地都道府県実行委員会で作成した腕章を貸与し、その腕章によって各会場に入場し取材することができる、各会場では指定された場所で取材しなければならない。
- (3) 放送に関しては日本放送協会との協定による。
- (4) 報道員の宿舎は開催地実行委員会が準備する。

(「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」(全国高等学校体育連盟, 1963b, pp. 181-183)より作成)

結章 本研究の総括と今後の課題

結章では、本研究の総括を行い（第1節）、それをふまえて本研究の結論を述べる（第2節）。最後に、今後の課題について述べ（第3節）、本研究の結びとする。

第1節 本研究の総括

本研究の目的は、全国高等学校体育連盟の設立とその後の活動変遷を明らかにし、さらに全国高等学校総合体育大会の成立過程を明らかにすることであった。そのために、三つの時期区分を行い、各章で全国高体連の設立と競技会主催権の確立、全国高体連設立後の活動変遷と性質の変容、そして全国高等学校総合体育大会の成立について解明していった。

第1章では、全国高体連の設立と活動実態、そして社会的位置づけを検討し、さらに高校の野球競技会の主催をめぐる全国高野連との対立と、全国高体連が競技会主催権を確立する過程を明らかにした。

第1節では、全国高体連と都道府県高体連の設立状況を確認した。戦後民主化改革により、スポーツが奨励され、学徒の対外競技も活発に再開する中、競技会の氾濫等の弊害が発生した。それを防ぐため、文部省は対外競技基準（S 23）を通達し、それをもとに全国高体連と都道府県高体連は高校の競技会を教育的に企画運営するために、学校関係者によって自主的に組織された。戦後学徒のスポーツに対して学校関係者の発言権が重視され、学校関係者によって組織された全国高体連と都道府県高体連は、学校関係者が戦後学徒のスポーツに関わり始める象徴と考えられた。全国高体連には都道府県高体連と各種目競技専門部の2種類の下部組織が存在するが、全国高体連が設立したとき、まだ競技専門部が設置されていなかったことが明らかになった。

第2節では、各競技種目専門部の設置による全国高体連の組織化について検討した。1948（昭和23）年7月23日に愛知県名古屋市で開催された第1回全国高等学校陸上競技対校選手権大会において全国高体連の名称が初めて社会的に使用された。ただし、全国高体連は競技会的主催経験がないため、第1回大会は全国高体連、陸連、学連の三者共催で行われた。翌年の第2回大会で全国高体連に陸上競技部を設ける動きが表面化した。1949（昭和24）年12月27日に東京都の麻布高校で埼玉県立浦和西高校校長の高田通を部長に、全国高体連陸上競技部が発足した。組織の性格について、全国高体連は主に競技会開催に関する審議を行うことから、審議機関としての性格が強いのにに対し、競技専門部は主に競技会の運営を行い、全国高体連の競技会実施機関として位置づけられた。各競技専門部の設置によって、全国高体連は競技会実施機関としての実体を整え、組織化が達成されたことが明らかになった。

第3節では、都道府県高体連の活動実態と社会的位置づけについて検討した。静岡県高体連を例に検討した結果、高体連は日体協側の競技会の過度の開催を牽制し、その抑制装置として社会的に位置づけられていた。しかし、高体連設立後に、分担金の徴収が難航し、財政的基盤が確立していなかった。役員も不足しており、役員一人ひとりが大量の仕事を担当することになっていた。日体協側との関係も悪く、一時対立すらしていた。高体連は組織の未成熟と性格の曖昧さが原因で、競技会実施機関として認識されておらず、競技会主催権が確立してなかった。日体協側の競技会の過度の開催に追われ、高体連は競技会開

催だけを事業とする活動実態を呈していたことが明らかになった。

第 4 節では、全国高体連と全国高野連の折衝、そして東京都高野連の独立による全国高体連と全国高野連の対立について検討した。その結果、全国高体連は設立後、組織の実体を充実させ、財政的独立を図り、競技会開催に対する主体性を確立するために、野球の競技会を主催しようとしたが、地方で野球の競技会を主催していたところ、日本学生野球協会と全国高野連に、野球の競技会を主催する権限がないと訴えられた。1949（昭和 24）年の甲子園大会の東京都予選会で、全国高野連は高体連野球部による主催は認めないとの通知を發した。これを受け、東京都の各高校は東京都高体連野球部を脱退し、新たに東京都高野連を設立して、予選会を行った。これにより、全国高体連と全国高野連は対立したことが明らかになった。

第 5 節では、全国高体連と日体協との交渉により、競技会主催権を確立する経緯について検討した。対外競技基準（S23）と体育振興委員会の答申により、全国高体連の競技会主催資格が認められたが、実質的な主催権は日体協側が握っていた。全国高体連は日体協に協力するように申し出たが、協調できなかった。学徒スポーツ審議委員会の結成によって、全国高体連は高校の体育・スポーツに対して発言権を持つようになり、日体協と協力するための下地を整えた。さらに「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定によって、全国高体連は競技会主催権を確立したことが明らかになった。

第 2 章では、対外競技基準の緩和や東京オリンピック大会の開催という社会情勢の中で、全国高体連の活動変遷の検討を通して、全国高体連が主体性を確立するための動きと性質の変容について明らかにした。

第 1 節では、1954（昭和 29）年の対外競技基準の緩和と全国高体連の対応について検討した。文部省は 1948（昭和 23）年に対外競技基準（S23）を通達したが、中学生が全国大会に参加する問題等の対外競技基準（S23）に違反した事態が続發した。高校の競技会の数や規模、そして主催者の問題も指摘される中、1954（昭和 29）年に対外競技基準（S23）が改訂され、高校の全国大会は年 1 回の開催とすることが再確認され、生徒の競技会の出場回数の制限と大会規模の縮小が図られていた。一方、学徒の対外試合について、体育教師の主体性と指導方針の確立が叫ばれる中、全国高体連は主体性の確立を図り、「全国大会開催基準要項」を制定した。「全国大会開催基準要項」では、全国高体連の主体性を強調したが、競技会の開催に対する主体性は依然として競技団体が持っており、全国高体連は競技団体と円滑に連携するようになったが、主体性はまだ確立できていなかったことが明らかになった。

第 2 節では、1957（昭和 32）年の対外競技基準の緩和と高等学校スポーツ中央審議会の發足について検討した。メルボルンオリンピック大会における日本選手団の成績不振と、甲子園大会を朝日新聞社と全国高野連の共催で行う問題により、対外競技基準が再度改訂された。それにより、新聞社等の団体を高校の競技会主催者に加えることを審議する高等

学校スポーツ中央審議会が発足し、その審議を経て、朝日新聞社と毎日新聞社がそれぞれ甲子園大会と、高校陸上の東西対抗大会と駅伝大会の主催者となった。全国高体連ではこの審議会によって新聞社が競技会主催者となるのが、全国高体連の「主体性の後退」であるという考えもあった。その後、高校のラグビーと相撲の全国大会を毎日新聞社と共催する件で、全国高体連は主体性の喪失を防ぐため、全国高体連の主体性を強調する独自の基準を作り、他の団体を競技会主催者に加えるかどうかの裁量権を確立したことが明らかになった。

第 3 節では、スポーツ振興審議会の設置、スポーツ振興法の制定と東京オリンピック選手強化対策本部の設置によるオリンピック体制の確立について検討した。日体協の働きかけにより、スポーツ振興審議会が設置され、その答申のもと、文部省に体育局が設置され、体育・スポーツ行政の一元化が図られ、オリンピック大会の東京招致が決定され、スポーツ振興法の制定が要望された。オリンピック大会の東京開催が決定され、「スポーツ振興法」と「オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案」の制定により、スポーツ団体に対する補助が法制化され、国全体が東京オリンピック大会の開催と選手の競技力向上に協力する体制が出来上がった。さらに、東京オリンピック選手強化対策本部の設置により、国全体を挙げての選手強化体制が築き上げられ、オリンピック体制が確立したことが明らかになった。

第 4 節では、東京オリンピック大会の開催に向けての競技団体の選手強化と全国高体連の性質の変容について検討した。その結果、オリンピック体制が確立する中、スポーツ振興のための措置が行われ、その一環として全国高体連は国庫補助金を交付されることとなり、財政的基盤を確立しつつあった。スポーツの国際交流が奨励され、全国高体連は「国際競技参加基準」を制定し、対外競技基準（S32）の規定を守り、教育的立場を堅持していたが、1960（昭和 35）年のローマオリンピック大会での日本選手団の成績不振と東京オリンピック大会に向けての選手強化体制の確立により、対外競技基準が再度緩和された。このような中、陸上競技において、全国高体連陸上競技部は選手強化に対し協力的な態度を示し、陸連と協定を結び、陸連から選手強化補助金を受け、選手強化に全面的に協力することとなっていた。また、選強本部も全国高体連に選手強化への協力を求め、全国高体連は次第に選手強化に協力するようになり、その教育的性質が変容しつつあったことが明らかになった。

第 3 章では、NHK の後援を得て、高校総体を開催しようとした全国高体連と日体協や各競技団体との折衝の検討を通して、高校総体の成立過程について明らかにした。

第 1 節では、NHK からの補助金支出による全国高等学校総合体育大会の始動について検討した。その結果、全国高体連は 1961（昭和 36）年夏に NHK から、高校総体を開催するなら援助するという話を持ち掛けられた。全国高体連では、内部に高校総体の開催に反対の意見や慎重すべきとの議論もあったが、高校総体を実現する方向に決め、具体的に計画

を進めることにした。1962（昭和 37）年 11 月に全国高体連は陸連理事会で高校総体計画を報告したが、関係方面から実現までに問題が多く、発表できる段階ではないとみられていた。しかし、NHK から補助金を受け、財政的基盤を確立した全国高体連は、「全国高等学校総合体育大会趣意書」を制定し、全国高体連の主体性確立を意図した高校総体計画を、日体協や文部省に何の連絡相談もなしに、独自に大会開催地新潟県でその開催準備を進めていたことが明らかになった。

第 2 節では、1963（昭和 38）年の体育大会の開催をめぐって、全国高体連と日体協との折衝及び大会開催の状況とそれに対する批判について検討した。全国高体連は 1963（昭和 38）年 5 月の全国理事会で、1963（昭和 38）年夏から高校総体を実施することを決定し、関係方面に正式に協力を依頼したが、各関係方面では高校総体の開催に対して賛成と反対の意見に分かれていた。全国高体連と日体協による種々の折衝の末、全国高体連は 1963（昭和 38）年度の大会名から「総合」を外し、「全国高等学校体育大会」の名称で実施すると妥協し、日体協は全国高体連を競技会実施機関と認め、1963（昭和 38）年度に限り全国高体連の計画に従って開催することを了承した。しかし、全国高体連はすでに総合大会としての準備を進めていた。体育大会で大がかりな総合開会式を行い、開会式の印刷物に日体協と競技団体の名称が載っていなかった等の全国高体連の独断的なやり方が一部の競技団体に批判されたことが明らかになった。

第 3 節では、1964（昭和 39）年の体育大会の開催において、陸上競技の位置づけについての全国高体連と陸連との交渉及び、大会主催者についての全国高体連と日体協との交渉を検討した。その結果、1963（昭和 38）年の全国高校陸上大会で後援にまわった陸連は、1963（昭和 38）年の体育大会での全国高体連の独断的なやり方を批判し、1964（昭和 39）年に全国高体連と交渉し、再び全国高校陸上大会での共催の立場に復帰した。一方、全国高体連と日体協との交渉において、全国高体連が主体性を持った高校総体の実現を目指し、大会名に「総合」を加えることと、大会主催者になることを固持し、交渉が難航していた。その後、文部省を加えた 3 者の打合せにより、1964（昭和 39）年の大会は、主催を全国高体連、各競技団体、開催都道府県とし、後援を文部省、日体協、NHK とし、「総合」を外し、「全国高等学校体育大会」の名称で開催することとなった。その後、陸連との交渉により、全国高校陸上大会も体育大会の傘下に加わることとなったことが明らかになった。

第 4 節では、1965（昭和 40）年の高校総体の成立とその社会的位置づけについて検討した。東京オリンピック大会以降、スポーツの振興は選手強化から、国民へのスポーツ普及振興へと転換する動きを見せ、日体協は高校生のスポーツの普及を進めるために、高校総体の開催を認める方向へと転換し、全国高体連と協議した結果、1965（昭和 40）年の大会について、主催と後援を 1964（昭和 39）年と同様にしつつ、「全国高等学校総合体育大会」の名称で開催することを了承した。これにより、全国高体連の競技会開催に対する主体性が確立され、高校総体が成立した。その成立は、全国高体連が代表する学校の体育教師や学校長等の学校関係者の競技会開催に対する主体性確立の象徴として社会的に位置づけら

れていた。

以上が、本研究の総括である。次節では、これまでの一連の検討によって得られた知見から、本研究の結論について述べていく。

第2節 結論

本節では、本研究の結論として、全国高体連の活動変遷を中心に、高校の各競技種目の全国大会を1つの総合大会としてまとめた全国高等学校総合体育大会の成立過程からみた、戦後日本における高校の運動部活動と競技会の変容の一側面についてまとめる。

まず、対外競技基準（S23）をもとに設立された全国高体連と都道府県高体連は、競技会の氾濫を抑え、対外競技基準を守るためのものであった。その後、対外競技基準が幾度か改訂・緩和されたが、全国高体連はそのたびに対外競技基準を守る姿勢を示し、その教育的立場を堅持した。そして、東京オリンピック大会の開催を契機に、選手強化に巻き込まれ、その教育的性質を変容しつつも、高校のスポーツ振興を目的として高校総体の開催を計画し、実現した。

しかし、戦前から学徒のスポーツに対して発言権を持たなかった学校関係者によって組織された全国高体連は、設立当初競技会の主催権すら確立していなかった。その後、日体協と交渉し、協力するようになった全国高体連は、主催権を確立し、学校関係者が学徒のスポーツに関わり始めたが、競技会開催に対する主体性がまだ競技団体側にあった。1954（昭和29）年の対外競技基準の緩和で、全国高体連や体育指導者の主体性の確立が叫ばれ、全国高体連が「全国大会開催基準要項」を制定することや、1957（昭和32）年の対外競技基準の緩和により、全国高体連が新聞社等の団体を競技会主催者に加えるための独自の基準を作成する等、主体性の確立を図ったが、結局主体性を確立できなかった。そして、東京オリンピック大会の開催のスポーツ振興の気運に乗じて、全国高体連は国庫補助金を申請し交付され、NHKからの補助金を受け、高校総体の開催を実現し、学校関係者の競技会開催に対する主体性を確立した。

一方、日本がオリンピック大会への復帰をはたした後、競技会の開催を選手発掘の場と考えた日体協側は、オリンピック大会が終わるたびに、日本選手団の成績不振を理由に、対外競技基準の緩和を要求し、そして、1965（昭和40）年まで対外競技基準が3度改訂・緩和されていた。それに伴い日体協側の競技志向が強まり、やがて東京オリンピック大会の開催を機に、中学生や高校生を巻き込んだ選手強化体制を築き上げた。そして、高校総体の開催に対しても、国体のように日体協と文部省の主催にしようとして、競技会の開催に対する主体性を全国高体連に持たせようとしなかった。

したがって、全国高体連設立後の活動変遷と高校総体の成立過程は、全国高体連が代表する学校関係者が教育的立場を堅持し、競技会開催に対する主体性を確立する過程であると同時に、対外競技基準が緩和していく過程、そして日体協側が競技志向を強めていく過程でもあった。

以上の全国高体連の活動変遷と高校総体の成立過程と対外競技基準の緩和過程を重ねると、表結-1のようにまとめられる。

このように、日体協側の要望に沿って、対外競技基準が緩和されていく過程において、全国高体連が徐々に主体性を確立していくことがわかる。すなわち、対外競技基準が度重なる緩和に至った背景には、全国高体連が代表する学校関係者が主体性を確立できていなかったことが看取できよう。

また、戦後の日本における運動部活動をめぐる「教育の論理」と「競技の論理」の二項対立の一側面として、常に教育的立場を堅持してきた全国高体連と対外競技基準の緩和を要望し、競技志向が強まっていった日体協側との間での高校の競技会開催に対する主体性争いという形で表れていたことが窺えよう。

全国高体連は設立後日体協に協力を求めながらも、協調できなかったこともあり、学徒スポーツ審議委員会の結成により日体協と協力するようになり、「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定によって、競技会主催権を確立した。しかし、競技会開催に対する主体性は競技団体側が握っていた。その後、全国高体連は競技会開催に対する主体性の確立を図り、高校総体を主催しようとしたが、日体協や競技団体に難色を示されたこともあった。

一方で、日体協や各競技団体の方は、全国高体連を審議機関と認識し、競技会への共催を認めても、競技会の運営・管理は競技団体が行うと主張し、高校総体の開催に対する主体性も、全国高体連に持たせようとしなかった。ここから、全国高体連が代表する学校関係者と日体協や競技団体との間で、「競技会開催に対する主体性」をめぐる葛藤があったことが指摘できよう。

以上から、戦後日本における高校の運動部活動と競技会の変容の一側面として、全国高体連が代表する学校関係者と日体協や競技団体側の間で、「競技会開催に対する主体性」をめぐる葛藤の歴史が存在していたことが明らかになった。ここに、これからの日本の運動部活動に内在する可能性が看取できる。この点について、以下のように説明していく。

現在の日本では、運動部活動において、体罰や暴力的指導、運動部活動での練習時間が長い、休日のない教員の長時間労働等といった競技会で勝つための「競技の論理」の行き過ぎた弊害が数多く現れている。さらに、少子化が進展する中、学校の統廃合による運動部の廃部、学校におけるスポーツ人口の減少、多種多様なスポーツへのかかわり方等、従来と同様な運動部活動運営が行き詰まっている時代に向かいつつあるといえよう。

そして、戦後の運動部活動をめぐる「教育の論理」と「競技の論理」の二項対立の一側面として、「競技会開催に対する主体性」をめぐる葛藤から生まれた高校総体は、今や高校運動部活動の競技網の頂点に位置する競技会となって、高校生が進学や就職するための手段にさえなっている。しかし、1960年代に全国高体連が高校総体を開催しようとした目的は「高校スポーツの振興」であった。ガイドラインによって、競技会の在り方の見直しが要請された今こそ、高校総体の成り立ちを振り返ることで、これからの運動部活動と運動部が参加する競技会の在り方を探求する試みが可能となると考えられよう。つまり、高

校総体についての検討は、日本のこれからの運動部活動の在り方を展望していく際の重要な参照点となり得る可能性を秘めていたと考えられる。

第3節 今後の課題

本研究の最後に、今後の課題について言及していく。ここでは、本研究から、よりミクロな視点に立った際に浮かび上がる課題 1 点と、よりマクロな視点に立った際に浮かび上がる課題 2 点の、計 3 点の課題を順に挙げていく。

1 点目は、高校総体が成立したとき、従来新聞社が後援してきた競技種目はその後どうなったのかについての検討である。1965（昭和 40）年の時点でまだ高校総体の参加種目ではなかった高校のサッカー、ラグビー、相撲等の全国大会が、いつ、どのように高校総体の傘下に入ったのかについて、引き続き検討する必要がある。その検討によって、戦後の「競技会開催に対する主体性」をめぐる葛藤の一端がより解明されることが考えられる。

2 点目は、高校総体成立以降の全国高体連の活動変遷についての検討である。1965（昭和 40）年以降、対外競技基準が 1969（昭和 44）年、1979（昭和 54）年に 2 回改訂され、高校の全国大会は年 2 回開催できるようになった。それにより、各競技種目の選抜大会も次第に開催されるようになった。これらの選抜大会の開催経緯の検討は、高校の競技会の在り方を考えるにあたっての示唆となる。

3 点目は、中学校の運動部活動と競技会を統轄管理する日本中学校体育連盟の成立と全国中学校体育大会についての検討である。日本中学校体育連盟は 1955（昭和 30）年に全国中学校体育連盟として設立され、1979（昭和 54）年の対外競技基準の改訂により、全国中学校体育大会を開催するようになっていた。日本中学校体育連盟の成立と、全国中学校体育大会の開催についての検討によって、戦後日本の運動部活動と競技会の変容をより詳細に解明できると考える。

以上の 3 点が、本研究に残された課題である。

以上に提示された諸課題は、戦後日本における運動部活動と競技会の諸問題を解決する可能性を示唆するものである。今後、これらの課題に取り込んでいくことにより、これからの運動部活動と競技会の発展に寄与することが出来ると考える。

謝辞

本論文の執筆から完成に至るまでには、多くの方々のご支援とご協力をいただいた。この場を借りて、感謝の気持ちを表したい。

はじめに、指導教員の友添秀則先生には、日本のことについてあまり詳しくなかった留学生である私を、温かく研究室に迎えてくださった。最初に私が日本での生活上の不馴れもあって、先生からいろいろアドバイスやご助言をいただいた。そして、2015年9月に研修生として研究室に入ってから、本論文を提出する今日まで、4年間にわたってご指導をいただいた。先生からは、ゼミを通して、研究とは何か、「問い」の立て方や論文の書き方等、多くのことを教えていただいた。ゼミでの先生からの鋭いご質問や厳しいご指導があつてこそ、何とかこのように本論文を無事完成することが出来た。改めて、心から感謝の意を表したい。

深見英一郎先生、吉永武史先生、中澤篤史先生には、本論文の副査を引き受けていただいた。先生方には、多くのご示唆とご指摘をいただいた。そうした先生方のご指摘を踏まえて、本論文は完成に向かうことができた。深見英一郎先生には普段から温かいお言葉をかけていただき、いつも元気づけられていた。吉永武史先生の、いつも夜遅くまで仕事や研究に取り組む姿を見て、私も頑張れるようになった。中澤篤史先生には、授業で本や文献の読み方を教えていただいただけでなく、中澤篤史先生の研究が本論文の執筆にも大いに参考となっていた。改めて感謝の意を表したい。

また、スポーツ倫理学・教育学研究室関係者の皆さまからも多大なご支援とご協力をいただいた。

竹村瑞穂先生には、私が入学したとき、私の研究に対して前向きなお言葉を沢山いただいた。おかげで私は自分に自信を持つことができた。講師の小野雄大さんには、公私ともに大変お世話になっており、本論文の執筆に際しても多くのご意見とご指摘をいただいた。先輩の鈴木康介さんには、私の生活上の問題や研究室のことをいろいろ教えていただいた。先輩の根本想さんには、研究を始めるにあたって、史・資料の収集の仕方や文献検索の方法を教えていただいた。助教の梶将徳さんには、事務的な手続きを教えていただいた。先輩の東海林沙貴さんとは研究の話だけでなく、それ以外の話も楽しませていただいた。先輩の劉素雲さんとは、同じ留学生として、共に研究に励んでいた。後輩の日高裕介君と修士課程の木浪龍太郎君には何度も丁寧な誤字脱字チェックをしていただいた。後輩の安田純輝君には、図表作成の作業を手伝っていただいた。ほかにも研究室の皆さまとは、日々研究室でディスカッションをさせていただいた。皆さまに改めて感謝の意を表したい。

さらに、本論文の執筆にあたり、公益財団法人全国高等学校体育連盟、埼玉県高等学校体育連盟、神奈川県高等学校体育連盟、静岡県高等学校体育連盟、群馬県高等学校体育連盟、新潟県高等学校体育連盟、公益財団法人日本体育協会、国立国会図書館、東京都立図

書館，早稲田大学図書館，日本体育大学図書館の皆さまからは，史・資料の提供で多大なるご協力をいただいた。皆さまのお力添えがなければ，本論文は完成できることが出来なかった。ここに感謝の意を表したい。

そして，日本への留学は，両親の支えがなければできないことであった。私が挫けそうになったときも，いつも背中を押してくれた。感謝の意を表したい。先の道はまだ長いが，両親への感謝の気持ちを忘れずに，これからも頑張っていきたい。

最後に，博士後期課程の3年間付き合った彼女と，いつも応援してくださった親戚の方々，修士と学部生時代の親友たちにも感謝したい。

これまで支え続けてくれたすべての方々への感謝を胸に，これからも精進していきたい。

本当にありがとうございました！

令和元年7月1日

金 暉